

非行問題 2015

ISSN 0288-8548 No.221

巻頭論文

児童自立支援施設の職員に求められる
専門性とその育成について
田 中 浩 之

特 集

児童自立支援施設職員に求められる
専門性とその育成について

全国児童自立支援施設協議会

非行問題

2015



和敬学園本館前の桜



児童園遊会作品

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、する恐れがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約二千人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。歴史的には、「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『梓のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目次

巻頭言 朝倉信也 1

巻頭論文

児童自立支援施設の職員に求められる専門性とその育成について
..... 田中浩之 4

特集 児童自立支援施設職員に求められる専門性とその育成について

- ① 自立支援施設職員として機能するために 藤木勝司 33
- ② 児童自立支援専門員に求められる専門性とは何か 石神光 45
- ③ 福祉職における専門性を考える 伊藤信行 60
- ④ 夫婦職員の育成と専門性の向上について
 ～ 児童自立支援施設への提言を乗せて～ 手島教介 69

⑤施設職員に求められる専門性とその育成について

　　↳学園での実践を通して

内藤和宏 89

⑥「感」じて「化」わる

伊藤豊 99

⑦二豊学園での勤務を振り返って

河野大地 111

研究論文

児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査

　　↳児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告

遠藤洋二 117

特別寄稿

①震災後の福島学園について

菅原翼 134

②福島学園の現在（いま）

　　↳東日本大震災を乗り越えて

戸倉深希子 144

③セカンドチャンス！「陽はまた昇る」の紹介と活用について

　　↳少年院等出身者からのメッセージ

相澤仁 154

④「育て直し」の真実

林功三 163

海外視察報告

第三十九回資生堂児童福祉海外研修報告

〈フィンランド・オランダの児童福祉〉……………

関根 礼 180

全国児童自立支援施設職員研修会報告

社会が求める児童自立支援施設の役割と機能……………

田口正治 192

随想

①子どもたちに明るい笑顔を……………

豊田典貴 207

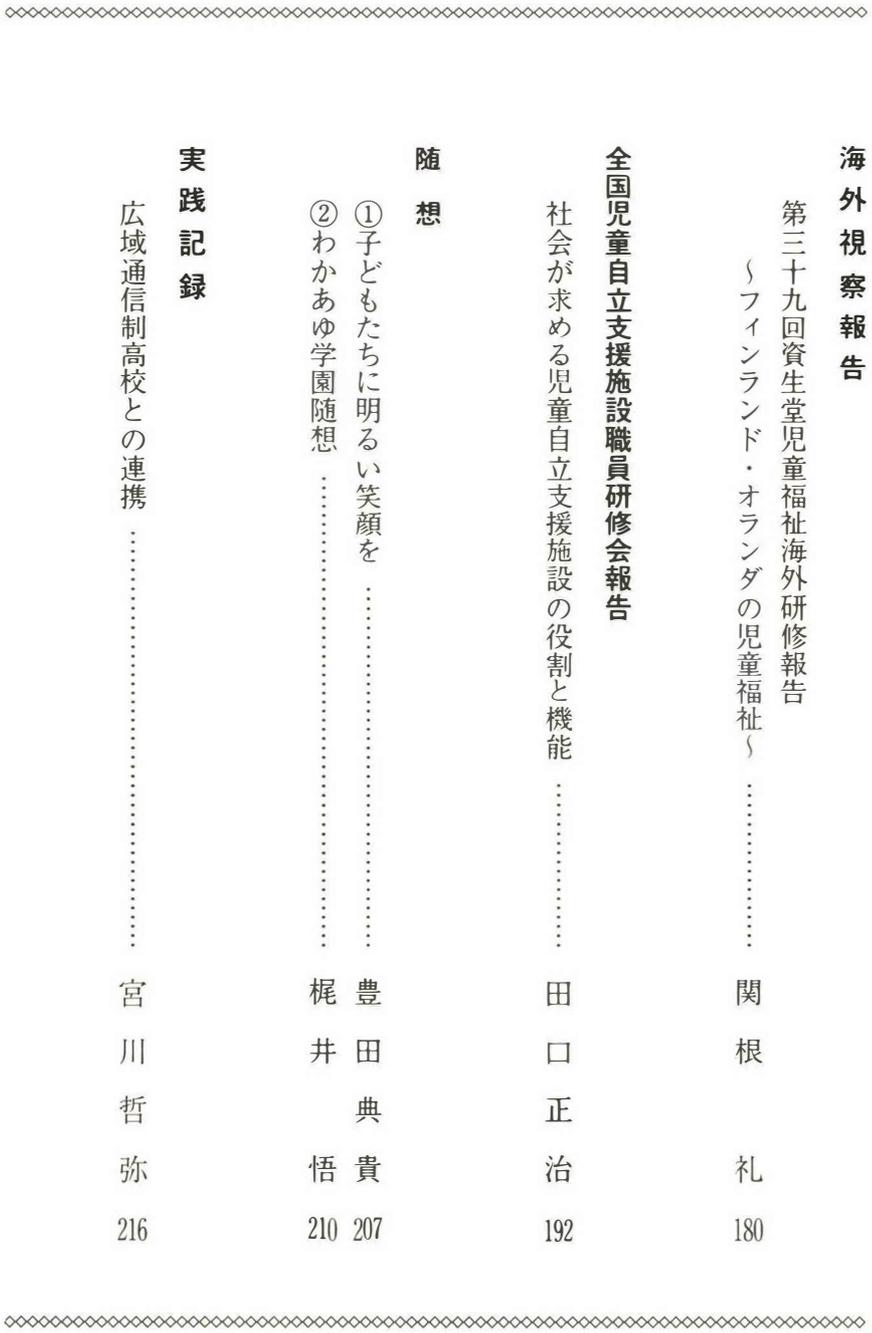
②わかあゆ学園随想……………

梶井 悟 210

実践記録

広域通信制高校との連携……………

宮川 哲 弥 216



食育の取り組み

斯道学園における食育の試みについて 小林 清子 228

る ぼ

そのお母さんらしい子育てを一緒に見つけたい
〜大分市しらゆりハイツの取組みに学ぶ〜 山 本 真 子 232

き ゆ う (外 部 の 声)

- ①あの日日のダイコン ー農業で人は優しくなれるー 若葉学園退園生 234
- ②山口県立育成学校での実習を通して 栗 栖 麻 那 美 237
- ③実習に思うこと 大阪府庁守衛室 239
- ④分校の運営と課題 河 本 光 彦 241
- ⑤前籍校担任から二豊学園職員へ 安 藤 由 貴 243
- ⑥伝えたいこと 開 地 秀 明 245

全児協転退職者交友会の報告……………248

全児協企画推進委員会の活動報告……………253

文献賞（平成二十六年年度文献賞）……………261

ぶりずむ（書評）……………264

編集後記……………272

会員外の読者の皆様へ……………273

卷 頭 言

愛知学園の敷地の片隅に「雅心敬愛」と刻まれた石碑があります。ここにある「雅心」というのは、「正しい心」という意味の造語で、「入所児童が一日も早く自立できるように、正しい心をもって敬う」という願いを込めて設置されたものです。この造語は、ある職員の名前のうちの一文字である「雅」という文字が使われています。

平成十四年十月、愛知学園としては前代未聞の事件が発生しました。無断外出をしようとした入所中の五人の男子児童が、宿直の職員に見えられたため、この職員を襲って逃走しました。この五人の児童は、警察によりすぐに保護されました。しかしながら、襲われた職員は、直ちに病院に搬送されましたが、そのまま還らぬ人となってしまいました。この職員をしのんで、愛知県職員の有志が、冒頭の石碑を県に寄付し、現在に至っています。

この事件が発生して既に十年を超える年月が流れましたが、御遺族の方々が、毎月の命日には欠かさずにお参りのため、来園されています。私は、この平成二十六年四月に愛知学園長となり、初めて御遺族の方と話をさせていただきましたが、「故人は、知的障害児の施設から異動して半年後に事件に会い、それまで支援してきた児童と、支援の仕方が違い、その時点でもまだ、戸惑っている様子でした」というお話

を伺いました。私はこれまで、直接、児童を支援するといった経験がないこともあり、この「戸惑い」に對して、ただただ、同感してしまっただけでした。入所児童に對して、質の高い支援を行うためには、個々の職員の資質を高める必要があるということは当然であります。果たして、どのような専門性を身に付ければ職員の資質の向上につながるのか、今もって、イメージできていません。

この事件の後で設置された「愛知学園の処遇のあり方に関する検討委員会」において、各種の提言がありました。職員の勤務体制や、児童の入所期間など、現在の愛知学園の運営に関する考え方の多くが、この時の提言に沿ったものになっています。しかしながら、職員の資質を高めることに關しては、十分な研修が不可欠という認識を前提にしながらも、児童自立支援施設という特殊性から、「OJTの中でスーパービジョンやケーススタディ、ケースカンファレンス等を行い、独特の援助技術を習得せざるをえない」という記述に止まり、具体的な提言はされていません。

こうした中で、愛知学園においては、現在、OJTを基本に、武蔵野学院で実施される各種の研修に職員を派遣することなどにより、新しい知識の吸収やこれまでの支援方法を確認し、また、研修を受けた職員が他の職員にその内容を伝達することにより、全体の職員の資質の向上につなげていく、ということを行っています。私自身、このような地道な方法しかないと思いつつ、でも、おそらく知らないだけで、どこかにヒントが必ずあるはずだ、と漠然と思っていました。

そんな私の思いが通じたのか、今回発行の「非行問題」第二二二号のテーマに「児童自立支援施設職員

に求められる専門性とその育成について」を選んでいただきました。経験不足の私が言うのも何ですが、児童自立支援施設の関係者にとって、「専門性とその育成」に関して、ある方にとっては確認の意味で、また別の方にとっては理解するという意味で、大変有意義なものになると確信しています。また、偶然とはいえ、この号の巻頭言を担当させていただいたことを、大変光栄に思っています。

最後になりましたが、本誌の発行に御尽力いただきました福井県和敬学園の皆様方、各地区協議会の編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

中部児童自立支援施設協議会会長

愛知県愛知学園長 朝 倉 信 也

児童自立支援施設の職員に求められる専門性と その育成について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

社会的養護専門官 田中浩之

平成二十三年一月に厚生労働省において「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」が立ち上げられ、すでに設置されていた「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」とともに検討が行われ、七月に報告書として「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。

厚生労働省はこの報告書を基に施策を打ち出し、将来像の具現化を図っています。そういう意味で「社会的養護の課題と将来像」は大変重要な報告書だと言えます。

この報告書には、本稿のテーマである職員の専門性や育成についても述べられています。その記述を基に、私が児童自立支援施設で勤務してきた経験も踏まえてのテーマについて考えていきたいと思います。なお、児童自立支援施設には心理療法担当職員や医師、看護師などそれぞれの専門性を持つ職員がいますが、今回は施設の主体となっている児童自立支援専門員、児童生活支援員を中心として考えていくことにします。

I 児童自立支援施設の職員の基本的な専門性

「社会的養護の課題と将来像」では、「児童自立支援施設の役割」について以下のように述べています。

・子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成九年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。

ここに述べられていることは、児童福祉法第四十四条や第四十八条の二、児童福祉施設設備及び運営に関する基準第八十七条などに記されている内容です。教護院であった時は、不良性の除去に目的が置かれていましたが、児童自立支援施設となり、非行問題のある子どもだけでなく、保護者の養育怠慢・放棄（ネグレクト）などが理由で家庭教育がきちんとされず、基本的な生活習慣の習得がなされていない子ども等も法的に対象となりました。

児童福祉法の改正では合わせて、通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアまで施設の役割の拡大が行なわれました。これに伴い、児童自立支援施設の職員にも広い専門性が求められるようになったのです。

・児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた。

社会的養護は社会が子どもを育むシステムであり、児童自立支援施設も社会的養護の一類型ですので、基本的には「訓練施設」や「治療施設」ではなく、「養育施設」だと言えます。夫婦制であれ、交代制であれ、家庭的な生活の中で子どもたちを育む施設であるため、職員の専門性は家庭的な生活や養育に関することが中心となります。

私が児童自立支援施設（当時は教護院）に勤め始めた頃、先輩の先生から「寮運営では集団の雰囲気が大切だ」「不信感や不安に満ちた子どもが変わっていくのは、大人の影響以上に子ども同士の影響や集団の雰囲気を持つ力が大きく作用する」「この仕事はエネルギーのほとんどを寮の中に家庭的で良い雰囲気を作ることに注ぐべきだ」と教えられました。私は、個人よりも大きな影響力を持つ集団の雰囲気を重要と捉える環境療法的なこの考え方で、結局二十年ほど小舎夫婦制の寮で子どもたちと過ごしてきました。

「蓬生麻中不扶自直」（蓬も麻中に生ずれば、扶けずして直し）という中国の思想家荀子の言葉があります。意味は、そのままにしておくのと曲がりくねって地を這ってしまふ蓬も真っ直ぐに伸びる麻の畑に植えると放っておいても真っ直ぐに育つということです。雰囲気や環境が子どもに与える影響の大切さをうまく表しています。集団内に家庭的で良い雰囲気を作り上げていくことは、夫婦制、交代制に関係なく重要なことです。一般の家庭の中にはほっと一安心できる雰囲気がありますが、そのような雰囲気の中で生活を送ることによって、子どもたちは自ずと健康な心身を取り戻していきます。この「蓬生麻中不扶自直」は、国立武蔵野学院の院章の意匠となっています。

「リズムのある生活が大切だ」ということもよく言われました。リズムのある生活は、時間通り規則正しく生活することだけではなく、一生懸命に集中する時やゆっくりのんびり過ごす時がバランスよく配分された生活です。集団に良い雰囲気があると子どもたちはリズムのある生活を送りやすくなります。生活にリズムができることは、生活の心地よさにつながり、生活の心地よさが集団の良い雰囲気につながってきます。良い集団の雰囲気とリズムある生活は相互に関係しています。

「生活が陶冶する」というスイスの教育家ペスタロッチの言葉がありますが、陶冶が生じる生活には良い集団の雰囲気があることや生活にリズムがあること等の条件が必要です。児童自立支援施設が一世紀以上にわたって実践してきた家庭的な生活は、陶冶が生じる条件を満たした生活を目指してきたのだと思います。そして、「(陶冶が生じるような)家庭的な生活を通して、子どもたちが成長し、自立していけるように支援すること」が、今後も児童自立支援施設の方法であり、それを実践する技術が児童自立支援施設の専門性なのだと思います。

「Withの精神」も昔から言われて来た言葉です。子ども集団を良い雰囲気にしていくことやリズムのある生活に留意することが大切ですが、そのためにまず必要なのは職員が子どもといつも一緒に生活することです。いつも一緒に生活していくことで醸成するものがあります。日本語には「同じ釜の飯を食う」とか「一つ屋根の下」など、生活をともにすることで信頼関係が深まることを表している言葉があります。

子どもたちと一緒に生活していると、時折苦しいことがあります。最近は無断外出をする子どもは減ってきましたが、昔は沢山いて、「そんな時、寮担当職員はどうしたらいいのか」という問いに、先輩の先生は「何も考えず、とにかく一緒に過ごすことだ」と答えていました。「苦しさを楽しめ」という先生もいました。苦しいことはやはり苦しいので、自分の場合は今でも楽しむ余裕もなく、ただただ苦しむわけですが、それでも一緒に過ごすことがやはり正当な方法だと経験的に思います。

しかし、基本的には児童自立支援施設の職員は子どもと生活を楽しむことができなければならぬと思います。楽しい生活の中から良い雰囲気は生まれてきます。楽しくあろうとして、いつも何かイベントを必要としたり、冗談を言ったりするのではなく、毎日の何気ない生活の中に楽しさがあることが大切です。ユーモア感覚ももちろん大切ですが、一番大切なことは子ども一人ひとりに対して優しさや思いやりを持つこと、子ども一人ひとりを気遣うことです。集団の雰囲気や生活のリズムを大切にしますが、その前提として子どもに心地よい生活を送らせてやりたいと思う気持ちが大切です。

こういった気持ちは、児童養護施設など社会的養護関係の施設、里親での専門性を考えた場合、行き着く共通のものであります。更に考えていくと、家庭での自分の子どもに対しての養育と同じところに行き着くわけです。それは、預かっている子どもに対しても自分の子どもに対するように優しさや思いやりを持つこと、気遣うことを大切にするのではないかと思うのです。

ところで、家庭での養育の場合、専門性とはいいません。それが普通のことだからです。社会的養護に来る子どもたちの場合は家庭で育てられないという普通ではない状況があり、被虐待体験などの更に普通でない状況にあった子どもたちも多くいます。こういった普通でない状況にあったことによる愛着形成の不全や行動上の問題に対応する必要があります。そういった一般家庭で育った子どもとあまりにも違う子どもたちに対して一般家庭の養育と同じように接していく態度や姿勢に専門性があるのでしよう。

・また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。

「枠のある生活」というと、「規則があり自由の抑制された生活」「一般家庭ではない施設的な生活」という印象を持ちますが、そうではありません。臨床心理学者の河合隼雄は子どもにとって理想的な養育環境を「自由にして保護された空間」と述べていますが、まさに一般家庭でも児童自立支援施設でも大枠が決まっていれば、可能な限り子どもたちの自由が保障されていることが必要です。

国立きぬ川学院の初代院長だった石原登は「規則は出来る限り少なくしていくこと」を施設運営の方針として打ち出しましたが、施設内で生活するという大枠以外、規則よりも常識性や関係性を大切にすることが重要であると考えていました。無断外出する子どもや暴力をふるう子どもがいた場合、職員や子ども同士での関係性が枠となり、その子どもの行動の抑止力となるイメージです。

規則の押しつけでない自主的な生活を志向することで、自分自身で枠を作ることができるようになれば、自律性が育つたことになり、目標である自立支援が達成されたと言って良いのではないのでしょうか。

このような枠のある生活とは何か考え、その意味を知ること（知識）も職員の専門性です。枠の意味を取り違えてしまうと、子どもの権利を侵害してしまったり、自立を目指すための施設とはかけ離れてしまうことになります。

「家庭的な生活を通して、子どもたちが成長し、自立していけるように支援する技術」「一般家庭の養育と同じように接していく態度や姿勢」そして「枠のある生活とは何か考え、知ること（知識）」などが専門性だと思いつくままに述べてきましたが、ここで少し専門性という言葉について考えてみたいと思います。

平成二十六年三月に作成された児童自立支援施設運営ハンドブックにおいても、また他の種別の施設に関する解説書等においても、専門性を専門的知識、専門的技術（方法）、専門的態度（姿勢、あるいは価値観）の三つに分類して説明しています。運営ハンドブックでの分類の内容がどのようになってい

以下のようにまとめてみました。

(児童自立支援施設運営ハンドブックの詳細は、厚生労働省ホームページを参照下さい。)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

専門的知識	<ul style="list-style-type: none">・対象についての知識（子どもについての知識）・目的についての知識（自立支援とは何か等）・方法や技術についての知識（自立支援のための方法や技術についての知識）
専門的技術	<ul style="list-style-type: none">・マネジメントについての技術（アセスメントや目標設定、計画策定等）・自立支援についての技術（生活技術、養育技術、心理ケア技術等）
専門的態度	<ul style="list-style-type: none">・自立支援のための、子どもと共にあるための職員の態度、姿勢等

最初の専門的知識ですが、支援の対象となる子どもについての知識を習得することが中心となります。そのためには、教育、心理、医学等を始め、様々なことを学ぶ必要があります。児童自立支援施設の場合、犯罪や非行に関する研究等に触れることも大切です。これらの知識は職場の中で先輩職員に教えられたりして学びますが、肝心なことは知識を実践で確認していくことです。

また、「子どもたちにとって自立を支援するとは何か」、「どうして子どもたちには枠のある生活が必要か」等、その目的をしっかりと考えて知識として整理していかなければなりません。「私たちの施設では昔からこうしてきたから」、「私たちの施設の伝統だから」という考えに固執してしまつては、専門性があるとは言えません。社会に対しても、子どもに対しても施設には、説明責任があります。一人ひとりの職員が

目的についてしっかりと整理しておく必要があり、知識として持つておくことが専門性だと言えます。二つ目の専門的技術ですが、まず技術そのものについての知識がなければ、技術の習得も始まりません。したがって、他の専門的知識もすべてそうですが、専門的技術とは不可分の関係にあります。

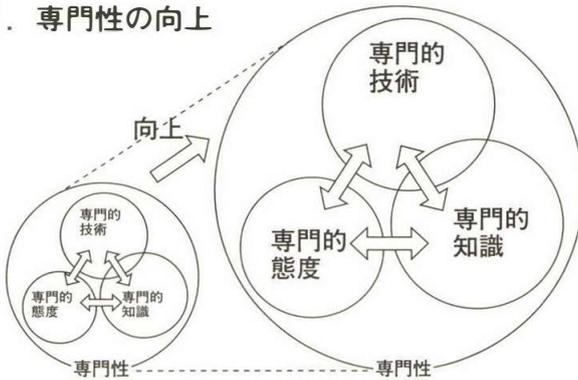
自立支援についての技術である生活技術や養育技術等は、先人の長い蓄積があるわけですが、心理的ケア技術は現在の子どもの状況を考えると必要となる技術と言えます。マネジメントについての技術も、自立支援をより合理的に科学的に行うための、また今後重視されていくチームによる支援やソーシャルワークで必要となる技術だと言えます。

三つ目は専門的態度です。運営ハンドブックでは専門的態度として十四の項目を挙げて説明しています。どの項目も大切なのですが、私が最も重要だと考えている項目は、「子どもに対しての関心」です。子どもに関心を持つ態度が、専門的知識や技術に興味を持ち、学ぶ動機となります。またその態度は子どもに伝わるものです。私たち大人でも自分に関心を示してくれる人には好意を持ちます。そこに信頼関係が生まれます。余談ですが、子どもの最善の利益を英語で書くと、*best interests of child* となります。*interests*には、「利益」という意味と同時に「興味・関心」という意味もあります。子どもの最善の利益に関心を持つことイコール、子どもの一番の関心事に関心を持つところですが、まさに興味深いと思います。

信頼関係が生じる以前に、子どもを信じるということも非常に大切なことです。子どもに問題が生じた時や、子どもが嘘をついた時などに子どもの言うことを信じるということだけでなく、子どもの未来を信じることです。これは、親が自分の子どもに対して持つ願いや期待感と同じようなものだと言えます。「愛情」「目に見えない栄養」などと呼ばれるものです。

専門的知識と専門的技術は不可分なものです。専門的態度も二つの専門性と密接な関係にあります。子どもに対して関心を持つことにより、専門的知識や技術を習得し、それらが向上すれば、図1のように

図 1. 専門性の向上



専門的態度である「子どもへの関心」を常に持っていれば、専門的知識、専門的技術も向上し、それに伴い更に「子どもへの関心」が高まる良い循環が生じる。

専門的態度も更に向上していくという良い循環となります。

・児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられており、大多数が公立施設となっている。（現在、国立二、都道府県・指定都市立五十四、社会福祉法人立二）

平成二十四年度に児童自立支援施設に入所した子どもの数は一一〇四人でした。そのうち保護処分として児童自立支援施設に入所した子どもの数は、一三八人（二一・六％）でした。その内訳は、触法少年五一人、犯罪少年一〇八人、虞犯少年七九人となっています。同じ保護処分には少年院送致があります。少年院は矯正教育を行うことが目的なので、養育施設というよりも訓練施設だと言えます。養育施設である児童自立支援施設は長所・美点を伸ばすことを目指しますが、少年院は矯正教育という性質上、短所・欠点を正すことを目指す傾向があります。

保護処分で入所することから訓練的な要求もあるのでしようが、児童自立支援施設は、養育施設であることを明確にしておく必要があります。児童自立支援施設に入所してくる子どもの特性で

ある不良行為は、短所・欠点ですから正す必要がありますが、職員は子どもの短所・欠点を見るのではなく、長所・美点を伸ばしていくことを優先する見方をすること（専門的態度）が大切です。家庭での養育では、子どもに対してそのような見方をしているはずですが、留岡幸助らが百年以上前に「不良行為のある子どもには、家庭的な環境が重要である」と考えた理由は今も変わりありません。家庭的な生活を通して、子どもたちが成長し、自立していけるように支援するための知識や技術、態度が、職員に求められる基本的な専門性であると考えられます。

Ⅱ 児童自立支援施設の職員の専門性の強化

「児童自立支援施設の課題と将来像」の中の「児童自立支援施設の専門的機能の充実」で、以下のよう
なことが述べています。

- ・ 児童自立支援施設では、虐待を受けた経験をもつ子どもが六六%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが三五%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている。
- ・ このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。
- ・ また、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアが必要な子どもの支援のため、心理療法担当職員を複数配置していくことが、今後の課題である。

報告書の文中の数値は厚生労働省が平成二〇年に行った調査の数値です。児童自立支援施設に入所している子どものうち、虐待を受けた経験がある子どもは六六%と高い値を示しています。他どの社会的養護関係施設でも虐待体験のある子どもの割合は表1のように三十%以上の値を示しています。情緒障害児短期治療施設が虐待体験のある子どもの割合が一番高くなっています。児童自立支援施設の虐待種別の内訳を見てみると、身体的虐待五九・五%、性的虐待三二・一%、ネグレクト四五・四%、心理的虐待二一・〇%となっています。

虐待体験のある子どもは、生活上の問題を抱えることが多々見られます。虐待体験が重篤な場合には、トラウマ治療の必要がある子どももいます。

児童自立支援施設には、虐待体験のある子どもと同様に障害のある子どもも多く入所しています。平成二十年の調査での値は、三五・四%となっています。他の社会的養護関係施設においても表2のように五年間で増加傾向にあります。障害があるために養育が上手く行かず、虐待に至ってしまうこともあります。すから、虐待体験がある子どもと障害がある子どもは、重複している場合もありますが、虐待体験がなくても家庭での生活の中で子どもの心が傷つき、自尊心が育っていない場合もあります。

現在、児童養護施設では、虐待が原因となる愛着形成の不全や心の傷に対して、これまで同様に生活を基盤とした支援を行います。回復を図るケア（治療）も取り入れ、機能強化を図るようになってきています。

児童自立支援施設に入所する子どもたちの入所理由は、非行等の行動上の問題が主となっており、児童養護施設の入所理由のように虐待が主となることはありません。しかし、子どもの中には保護者からの虐待が行動上の問題の発生要因となっていることが多く見られます。児童自立支援施設の子どものケースに

表 1. 社会的養護の児童の被虐待経験の有無、虐待の種類

	総数	虐待経験あり	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	虐待経験なし	不明
里親委託児	3,661	1,138	348	56	764	174	2,219	237
	100.0%	31.5%	30.6%	4.9%	67.1%	15.3%	61.5%	6.6%
養護施設児	31,593	16,867	6,707	664	11,159	3,440	12,902	1,752
	100.0%	53.4%	39.8%	3.9%	66.2%	20.4%	40.8%	5.5%
情緒障害児	1,104	790	478	67	372	254	295	17
	100.0%	71.6%	60.5%	8.5%	47.1%	32.2%	26.7%	1.5%
自立施設児	1,995	1,314	782	422	597	276	528	142
	100.0%	65.9%	59.5%	32.1%	45.4%	21.0%	26.5%	7.1%
乳児院児	3,299	1,066	335	8	761	98	2,091	126
	100.0%	32.3%	31.4%	0.8%	71.4%	9.2%	63.4%	3.8%

※総数は期間不詳を含む。

表 2. 社会的養護の児童の障害等の有無、障害の種類

		障害等あり	障害等ありの内訳（重複回答）									
			身体虚弱	肢体不自由	視聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	ADHD	LD	広汎性発達障害	その他の障害等
里親委託児	平成15年	12.6%	1.7%	0.6%	0.8%	1.3%	4.7%	0.6%	1.0%	/	/	3.9%
	平成20年	18.0%	2.6%	0.7%	0.9%	0.7%	6.6%	0.7%	1.5%	0.5%	2.0%	4.2%
養護施設児	平成15年	20.2%	2.5%	0.4%	0.8%	1.4%	8.1%	1.4%	1.7%	/	/	8.3%
	平成20年	23.4%	2.4%	0.4%	0.8%	1.3%	9.4%	1.2%	2.5%	1.1%	2.6%	7.3%
情緒障害児	平成15年	59.5%	3.0%	0.8%	0.1%	1.0%	8.3%	1.7%	9.1%	/	/	49.6%
	平成20年	70.7%	0.6%	0.5%	0.3%	0.4%	10.7%	2.1%	11.9%	3.2%	16.8%	44.9%
自立施設児	平成15年	27.3%	0.3%	0.1%	0.4%	0.4%	8.6%	1.6%	7.5%	/	/	13.0%
	平成20年	35.4%	1.0%	0.3%	0.6%	0.6%	9.3%	1.6%	9.0%	3.2%	7.3%	13.2%
乳児院児	平成15年	30.4%	20.9%	3.0%	2.4%	2.9%	4.9%	1.8%	0.2%	/	/	8.2%
	平成20年	32.3%	20.4%	3.2%	2.8%	3.1%	5.5%	1.8%	0.2%	/	0.9%	8.6%
母子施設児	平成15年	12.5%	3.4%	0.4%	0.5%	0.9%	2.9%	0.9%	0.8%	/	/	5.3%
	平成20年	16.3%	3.4%	0.4%	0.4%	1.0%	3.8%	0.8%	1.3%	1.0%	1.9%	6.1%

※平成15年度にはLD、広汎性発達障害はその他の障害等に含まれている。

対しても、児童養護施設と同様に「生活を基盤とした回復を図るケア（治療）」という視点を持つことが大切です。

昔のような非行少年や非行少女のタイプとは違う子どもたちの入所が増えてきたことは、教護院時代から働かされている先生方は誰もが感じるのだと思います。私が経験した中でも、時代の経過と共に虐待や障害を含み子どもの抱える問題が複雑になっていきました。集団生活を送ることが苦手な子どもたちが増えていった印象があります。集団で活動することができず生活場面で固まってしまうことや、他の子どもへの気持ちになかなか理解できず、対人関係でつまずいてしまうことが頻繁に見られました。

冒頭に児童自立支援施設の職員の基本的な専門性について述べましたが、最近の支援が難しいケースが増えてきた状況から考えても、基本的な専門性を強化し、充実していくことが必要になっています。

集団で活動することが出来なくなるとリズムのある生活を送ることも子ども同士が良い影響を与え合うことも難しくなります。文中の「特別のケアが必要なケース」には、「回復を図る直接的なケアが必要なケース」という意味の他に、これまでの児童自立支援施設の方法である家庭的で良い雰囲気集団やリズムのある生活を維持していくことが難しいケースという意味もあります。

つまずいている子どもに対して職員は何とか他の子どもたちと同じように行動させようと試みますが、どうしても上手くいきません。無理をすると問題がますます悪化して、大切にしなければならぬ「生活」が成り立たなくなってしまう。この場合、つまずいている子どもに対して、一時的に集団ではなく個別支援を行い、心理療法担当職員や医師等が個別に心理療法的なケアをすることが必要となります。

これらの個別支援や心理治療的ケアは、「生活を基盤としたより高度で専門的なケア」と書かれてあります。このことは、個別支援や心理治療的なケアがそれだけで完結しているものではなく、これまで児童自立支援施設で行われてきた生活を通して自立を支援する専門性を強化するためのケアであることを示し

ています。

個別支援や心理治療的なケアを行うためには、人員配置の充実が重要となってきます。このことについては、「社会的養護の課題と将来像」の「施設の人員配置の課題と将来像」の中で以下のように述べています。

・児童自立支援施設の児童自立支援専門員等は、これまで、情緒障害児短期治療施設の児童指導員と同じ五対一の配置基準としており、これを情短施設と同様に三対一の水準とするとともに、心理的ケアの必要な子どもの増加に伴い、心理療法担当職員を現在の情短施設並みの一〇対一の配置とすることが、引上げの目標水準として考えられる。(定員四十名程度の標準的施設で、児童自立支援専門員等十三名程度、心理療法担当職員四名程度の配置ができる水準)

児童自立支援専門員・児童生活支援員 五対一 ↓ 三対一
心理療法担当職員 施設に一人 ↓ 一〇対一

平成二十三年に個別支援を強化するために、個別対応職員の配置が義務化されています。そして、児童自立支援専門員・児童生活支援員の配置基準は平成二十四年にすでに省令改正を行い、五対一から四・五対一となっております。将来的には三対一となる予定です。

虐待や障害のために子どもの行動が施設での生活をスムーズに送れなくなった場合、職員の人数が増えることで、その子どもに対して個別の支援を行うことができる職員の確保が可能となるわけです。個別に見るべき状態の場合でも、人がいなければ担当している職員に無理がかかるか、子どもに無理をさせることとなります。子どもを無理矢理集団の中に入れて、他の子どもたちの力で何とか乗り切ろうとしたりし

ます。うまく行けば良いのですが、そうでない場合もあり、そのつまずいている子どもは傷つき、周囲の子どもも傷つき、職員も疲弊する悪循環に陥ることもありました。そういったことが人員配置で解消できるわけです。

そして、心理療法担当職員の複数配置が実施されると、子どもへのカウンセリングや心理療法などの直接的な専門的ケアの充実が図られます。それだけではなく、施設全体への心理学的な専門知識やアセスメント、提言などの提供も期待できます。心理的な側面から子どもの理解をしていく知識や技術は、心理療法担当職員だけでなく、全ての職員が身につけるものでもあります。

人員配置を充実することによって、これまで「生活を担当する職員だけで行なっていた支援」に「チームでの支援」を取り入れていくことがより可能となります。この場合、諺にある「船頭多くして船山に上る」とならないように、チームでの支援にはチームリーダーとなる職員が必要となります。

チームでの支援においては、生活担当職員と個別対応職員、心理療法担当職員、医師、看護師は、緊急時だけでなく、日常的に緊密に連絡や協議を行うことが大切です。それぞれの職員が個別で対応するのはなく、チームとして連携し支援する方法が有効に活用されることで、すべての職員の専門性が強化されます。今後このようなチームとして連携する技術は、重要な専門的技術となっていきます。

しかし、ここで改めて述べておきたいことは、冒頭で述べたように「家庭的な生活を通して、子どもたちが成長し、自立していけるように支援するための知識や技術、態度が職員に求められる基本的な専門性である」ということです。子どもたちにとって大切なことは、時代や子どもの状況が変わっても、家庭的な生活を過ごすということです。心理治療的ケアは、この基本的な専門性を強化するためのサポートであるということを確認しておく必要があります。

Ⅲ 児童自立支援施設の機能拡大による新たな専門性

「児童自立支援施設の専門的機能の充実」について、更に以下のように述べています。

・家庭的な形態の小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図るとともに、効果的な個別支援を可能とする個別寮や個別対応室（タイムアウトルームなど）、心理療法を効果的に行える心理療法室、リビングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である。

児童自立支援施設には、興奮性の高い子どもや行動化しやすい子ども、問題の解決を暴力で行う傾向が強い子どもが多く見られます。そういった子どもたちに対応する技術は児童自立支援施設職員の専門性の中でも重要なものと言えます。個別対応室などの施設設備面での充実を図るとともにそれを使いこなす職員の専門性として、タイムアウト・クールダウン等の技術を向上させ、有効に実施する必要があります。タイムアウトのための設備利用をする場合、行動化に耐える枠組が出来ることは良いのですが、規則重視の強い枠組ではなく、信頼関係を重視した「ほどよく抱える枠組」を作っていくことが大切です。

また、行動化が生じた場合、その子どもにとって最善の対応方法が常に考えられ、そういった失敗の中から子どもが自尊心を無くしていかないように留意しなければなりません。失敗体験が子どもにとって成長の糧となればよいのですが、子どもたちはもう何度も何度も同じ失敗をして児童自立支援施設に来ていたので、心の傷は更に強化されています。失敗を重ねさせないように工夫することも大切な専門性です。

児童自立支援施設は、児童養護施設と違い、子どもたちが自由に施設外に行くことが制限される施設で

す。これは子どもたちを社会でのリスクから守る方法でもあります。このため、どうしても社会との繋がりが地域活動への参加が消極的になってしまいう傾向があります。そういった中で自活寮は、外へ働きに出る等の社会や地域との繋がりがより強い支援を行える場となります。外との繋がりが強いだけに、施設内だけでの支援と違った対応をしなければならぬ事柄も増えます。職員はこれまでのノウハウが役に立たず、その対応に悩み、疲弊することもあります。自活寮での生活は退所していく子どもにとって、大変意味のある経験となると同時に、職員や施設にとっても、専門的技術が向上する機会となるので、チャレンジを繰り返して欲しいと思います。

「児童自立支援施設の課題と将来像」では、「児童自立支援施設の専門機能の充実」の次に「年長児童への対応」として、以下のように述べています。

・児童自立支援施設の入所児童は、小学生九％、中学生七十四％、中卒・高校生十七％（平成二十一年十月一日）であり、中卒・高校生に対応していない施設もある。このため、年長の対応の難しい児童の自立支援の機能を充実していく必要がある。

児童自立支援施設では、義務教育中であれば、施設内にある学校へ通学できますが、中学を卒業している子どもは別メニューで日課を回していかなければなりません。中学校を卒業している子どもたちに対する支援こそ、児童自立支援施設が今後ますます力を入れていかなければならない支援です。

中学を卒業している子どもへの支援方法としては、高等学校や専門学校への通学を支援する他に、通信制高等学校への入学や高等学校卒業程度認定試験の受験のための学習支援があります。また、資格取得の

ための学習支援もあります。漢字検定や英語検定、ワープロ検定、珠算検定、介護職員初任者研修、原付免許試験、危険物取扱者試験など様々な資格取得のための支援があり、決まった日数のスクーリングや実習、試験などを除けば施設内で支援ができます。その他、職場実習やアルバイト、就職活動等の支援もありますが、こういったことへの対応ができる専門性も高めていくことが大切です。

「年長児童の対応」の次に「学校教育の実施」について以下のように述べています。

・平成九年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設についても学校教育への就学義務が課され、施設内の分校、分教室の設置等が推進されてきたが、現時点でも施設が学科指導を行う経過措置で対応している施設が残っており、早期の解消が課題である。

平成九年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設では、学校教育の早期実施に向けて取り組んできていました。現在、まだ実施予定が立っていない施設が数か所ありますが、将来的には必ず全施設に学校教育が実施されます。

いままで施設職員が担っていた学科指導は学校教育の実施に伴い、学校教諭が担うようになりました。学科指導そのものが職員の専門性の一つだったのですが、学校教育の実施後は、施設職員内のチームでの連携と同様に、学校教諭と連携する技術が重要になります。

ところが、学校と施設の連携がうまくとれず、関係が良くないという話を聞きます。子どもが自立するということは、社会において周囲の人たちと良い関係を構築し生きて行くことですが、そのためには周囲

の人たちを尊重することが必要となります。それならば、大人である私たちも学校との良い関係を構築していく努力をしなければなりません。関係構築のためには、学校も施設も互いの役割や専門性を尊重することが必要です。そのためには、まず施設職員自身が「児童自立支援施設の職員の専門性とは何か」をしっかりと考えていく必要があります。

「学校教育の実施」の次に「相談、通所、アフターケア機能」として、以下のように述べています。

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実する必要がある。

・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある。

地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施することは児童福祉法第四十八条の二に施設長の義務として定められています。社会的養護関係のすべての施設の方向性として、地域化していく方向性にあります。児童自立支援施設は、そのためにまず現在児童福祉法第四十四条に定められている通所機能やアフターケア機能を充実していく必要があると述べています。

通所もアフターケアも同様に相談援助が中心となりますが、専門的技術である相談援助技術は、児童相談所のケースワークと共通するものと言えます。相談援助技術では、「受容」「共感」「傾聴」の三つの技術が大切だと言われています。

まず、保護者あるいは退所生の思いを「受容」や「共感」することで、信頼関係が築かれます。

次に保護者や退所生のエンパワメントとして、本来持っている困難を乗り越える力を正しく評価して伝え、更にその力を前向きな力に変容できるよう支援していくことが重要になります。その際に「傾聴」する技術が必要となります。言葉として発せられない保護者や退所生の気持ちを観察し、言葉を整理して、その意味を確認し、理解していくこと、真剣にかかわろうとすることが「傾聴」です。

以前はどの施設でも家庭での養育ができない子どもたちに家庭の代わりとして養育を提供することが、社会的養護関係施設の目的でした。現在でもその機能はあるわけですが、児童福祉法第二条「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」に定められているように、本来、施設は保護者とともに子どもを育てることが重要なのです。子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者の存在をないがしろにせず、むしろ保護者を積極的に支援して、共通理解の基に協働していくことが必要となります。

先にも述べましたが、児童自立支援施設に来る子どもの中には保護者から虐待を受けた経験がある子どもが非常に多くいます。「子どもは施設の生活を通して変わったが、保護者が変わらない」という言葉も良く聞かれます。保護者への支援も施設の実行しなければならぬこととして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八十四条第三項（第四十五条の規定を準用）や第八十七条に「家庭環境の調整」や「親子関係の再構築支援」を義務づけています。

家庭復帰を含み、親子関係の調整を図ることを児童相談所関係（手引き・通知等）では「親子再統合」と呼んでいます。社会的養護の施設関係（法令・社会的養護の課題と将来像等）では「親子関係の再構築」と呼んでいます。親子関係の再構築の方法として、いろいろな保護者への援助プログラムがあります。CSPなどは施設職員の中にもすでに研修を受けられた方もいると思います。虐待等を行った保護者に対しての教育プログラムですが、施設での職員にとっても、子どもに対しての姿勢が確立し、施設全体で取

り組むと共通言語ができて、組織力を強化するツールとなる可能性のあるプログラムです。職員の専門性の向上のために、こういったプログラムも積極的に学んでいくことも有効なことだと思います。

以上のように児童自立支援施設の機能の拡大に伴い、新たな専門性が必要となってきました。これまでに子どもと生活を共にしてインケアだけに集中すれば良かった職員も、自立支援計画の策定、アフターケアや親子関係の再構築支援、地域の相談業務等、これまで児童相談所の児童福祉司が持つようなソーシャルワークの専門的知識や技術を児童自立支援施設の職員も身につける必要性が出てきました。

子どもたちと共に過ごす毎日の生活は、多大なエネルギーを使います。それにプラスして行う業務が増えることは大変なことです。「自立支援計画の策定やそのためのケースカンファレンスを行う時間があるなら、子どもたちと共に過ごす方を優先するべき」「児童相談所が行うべき仕事」という意見も聞きます。しかし、職員がこれまで通りのインケアだけに集中していると、独善性に陥ったり、情報不足に陥ったりしてしまうことが起こる可能性が高くなってしまいます。そうすると、次に述べる被措置児童等虐待を起すリスクも高まってきます。

自立支援計画を策定し、他の職員の日が入ること、アフターケアや親子関係の再構築支援、地域の相談業務を行うことで、支援の質は変わります。是非、ソーシャルワーク的視点に立つ支援を積極的に取り入れていってほしいと思います。

IV 被措置児童等虐待について

専門的知識や技術がいくらあったとしても、被措置児童等虐待が生じてしまったら専門性があるとは言えません。被措置児童等虐待については、平成二十一年の児童福祉法改正により、以前は休罰や不適切な

指導と言われてきていたものが、家庭での場合と同じように虐待として取り扱われることになりました。平成二十一年には児童福祉法改正に伴い、厚生労働省から被措置児童等虐待対応ガイドラインが出ています。制度化された翌年の平成二十二年から各自自治体における制度の状況及び被措置児童等虐待の状況の調査がこのガイドラインに基づいて始まりました。

表3は施設種別ごとの虐待件数が示されていますが、児童自立支援施設での虐待件数は平成二十一年度九件、平成二十二年度一件、平成二十三年度四件、平成二十四年度四件と移行しています。四年間で一八件です。児童養護施設は四年間で一三五件とかなり多い件数を示しています。しかし施設数で比較してみると、児童養護施設は全国五九五か所中一三五件なので、五・七%で、児童自立支援施設は全国五八か所中一八件なので七・七%となり、比率的には多い結果となります。児童自立支援施設が他の施設以上に子どもに生活上の問題を生じる可能性の高い施設です。子どもたちの問題に対処する際に不適切な対応に陥ってしまう可能性が高いことも事実ですが、そういった可能性を常に考えて冷静に対応する技術や事前に子どもを理解し、対応できる知識が求められます。児童自立支援施設での一八件の虐待事例はすべて子どもに生活上の問題が生じたため叱責する中で生じた身体的虐待や心理的虐待です。

事例の内容を見ていくと、「野球部練習時における不真面目な態度について児童を指導したところ、改められることがなかったため、このままではチームの士気を低下させ、また事故にも繋がりがねないとの判断から、場の雰囲気緊張感を持たせようとして平手打ちをした」というものがありました。だらしない雰囲気にしたくないという責任感のある一生懸命な先生だったのだと思います。こういったことは、以前の学校の運動部の活動ではよく見られた光景です。そして、体罰も指導の範疇だと容認する文化が施設の中にあっただのかもしれませんが。しかし、過半数以上の子どもが家庭での虐待経験がある施設においては、子どもに更にマイナス経験をさせてしまう指導となってしまうことです。この事例と同じような事例が一八件の事例の中には他にも見られます。良かれと思いい行なったことが、子どもにとってマイナス経験となって

表3. 被措置児童等虐待施設種別の推移

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児通所支援事業	児童相談所一時保護所 (一時保護委託含む)	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援施設				
平成21年	2	29	2	9	9	4	4	59
	3.4%	49.2%	3.4%	15.2%	15.2%	6.8%	6.8%	100.0%
平成22年	0	27	0	1	8	1	2	39
	0.0%	69.2%	0.0%	2.6%	20.5%	2.6%	5.1%	100.0%
平成23年	1	28	0	4	6	4	3	46
	2.2%	60.9%	0.0%	8.7%	13.0%	8.7%	6.5%	100.0%
平成24年	1	51	0	4	7	7	1	71
	1.4%	71.8%	0.0%	5.6%	9.9%	9.9%	1.4%	100.0%

表4. 被措置児童等虐待虐待種別の推移

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
平成21年	41	4	7	7	59
	69.5%	6.7%	11.9%	11.9%	100.0%
平成22年	23	3	4	9	39
	59.0%	7.7%	10.2%	23.1%	100.0%
平成23年	37	2	6	1	46
	80.4%	4.3%	13.0%	2.2%	100.0%
平成24年	41	4	7	7	71
	63.4%	4.2%	14.1%	18.3%	100.0%

しまうことは職員にとっても辛い経験となります。

「指導に従わない児童に対して、あごを叩く、拳で胸を叩く、物を蹴飛ばして威圧し、暴力を示唆する言葉をついた」という事例もありました。「良い集団の雰囲気を作るためには、職員の指示に従わせる必要がある」「そのためには、子どもに軽く見られてはいけない」という気持ちだったのかもしれない。良い集団の雰囲気を誤解してしまうと、逆に暴力的なことが肯定される悪い集団の雰囲気を作ってしまう結果となってしまいます。前述したように、児童自立支援施設は訓練施設ではありません。家庭的なものを大切にする養育施設です。

十八件の事例は、ほとんどが身体的虐待で、一件だけが大きな声での叱責による事例で心理的虐待でした。「叱責が措置児童等虐待になってしまったのなら、叱ることもできない」という意見もあります。叱責については、個別の状況によって必要な場合もあると思います。しかし、訓戒や叱責のしすぎは生活を楽しいものとしなくなります。障害や被虐待体験のある子どもへの叱責の方法もしっかりと判断して行うべきです。

感情的になって叱ることは良くないことですが、叱る時には気持ちを込めて叱るべきです。教育や福祉の現場では、冷静な頭脳と温かい心情 (Cool head warm heart) が必要だと言われています。子どもを叱る際の判断や方法も専門性だと思えますが、叱る前提としての子どもとの信頼関係や子どもへの愛情が重要になります。

表4を見ると社会的養護全体の虐待種別で身体的虐待が一番多いのですが、児童自立支援施設では反社会的な行動傾向の強い子どもを預かっている以上、子どもの暴力を止める際などに身体的虐待に陥る可能性のあることを常に考えておかなければなりません。

措置児童等虐待の事例やヒヤリハット事例の分析や研究をすることにより専門的知識や態度の向上を図ることが大切です。事例については他の施設種別の事例も参考になります。ヒヤリハット事例について

は各施設において実際に作成することが大切です。そして、子どもの権利擁護や人権に対する感覚を専門的態度の中心として施設内で確認していくことで、被措置児童虐待が生じない施設の雰囲気を作っていく必要があります。

そして何より、次の職員の育成にも関係しますが、一生懸命に子どもに関わろうとする将来性のある職員が被措置児童等虐待を起こしてしまい、児童自立支援施設から去らなければならぬ状況になってしまうことは本当に残念なことです。そうならない手立てをしっかりと確立した施設を作っていくことが大切です。被措置児童等虐待は、職員に求められる専門性の対極にあるものだと思います。

V 児童自立支援施設の職員の育成

表5は、被措置児童等虐待確認後に施設等がとった対応です。最も多い対応は、「権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る」というものでした。事前に研修などを行っていれば、被措置児童等虐待も防げたのに残念に思います。

施設の職員の専門性を向上させるために、まず施設長の専門性の向上が必要であるということから平成二十三年度から社会的養護関係施設では二年に一回以上の施設長研修を受けることが義務化されました。また、平成二十年度から国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所において、新任施設長研修が義務化され、実施されています。施設長に求められる専門性は、リスクマネジメント力（特に、被措置児童等虐待への予防や対応力）や子どもの権利擁護への知見や職員人材の育成等のマネジメント力が挙げられますが、そのためにもそれぞれの施設長研修の内容が工夫され、充実されていく必要があります。

施設長の専門性の向上を図ると同時に職員の専門性の向上を図らなければなりません。そのためには職員研修の充実とともに、施設内に専門性向上のための仕組みを作っていく必要があります。このようなこ

表5. 平成24年度被措置児童等虐待確認後の法人・施設等の対応

委員会を設置し、 議論（検証防止 委員会等）	権利擁護等の研 修への設内での専 門性や増やしの 向上を図る	職員会議又は ケース検討や 回数増や及び 入所児童の情 報共有を図る	第三者評価又 は年度内複数 回数の運営改 革を図る	SV体制等の施 設内のチーム アプローチを 整える
29	52	30	11	23
子どもの意見を 汲み上げる仕 組を工夫する	職員の配置換 え、異動等を行 う	職員のストレス 等々の状況調 査を行う	職員の勤務体 制の改善を行う	
24	27	4	7	

・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要があります。

・このため、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）の研修とともに、新たに、中堅のチーム責任者クラスの研修、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の研修など必要である。

・研修は人材育成とともに、研究協議の場ともなる。施設類型ごとに、職員研修指針を策定し、施設団体が中心となって、新人から、中堅、専門職員、幹部職員まで、各段階に応じた職員研修システムを構築し、実施していく必要がある。

・また、人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要である。

とから、平成二十一年度より施設内に基幹的職員（スーパーバイザー）を設置し、施設の組織力の向上を図るようになっていきます。基幹的職員は、アセスメント、自立支援計画策定、支援の進行管理、後輩職員の指導を行う等の施設として正式な役割を担い、組織力を向上させることが目的です。

「職員の専門性の向上」の中で「職員研修の充実」について、以下のように述べています。

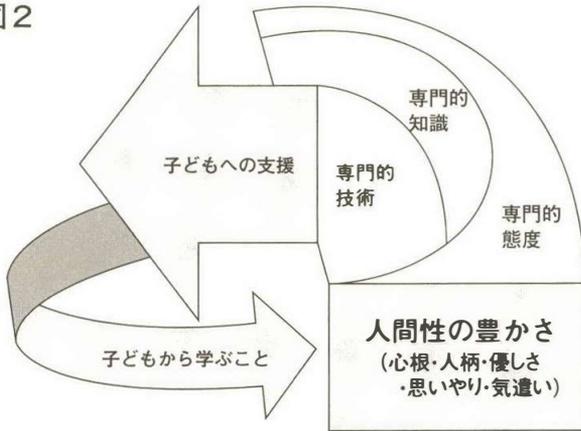
現在、児童自立支援施設では、全国児童自立支援施設協議会の開催する施設長研修会と職員研修会、ブロック毎の職員研修会、そして、国立武蔵野学院付属児童自立支援専門員養成所における新任施設長研修、スーパーバイザー研修、中堅職員研修、中堅職員研修短期実習コース、新任職員研修、新任職員短期実習コース、新任職員研修長期実習コース、基幹的職員研修指導者養成研修が開催されています。是非、積極的に研修に参加していただきたいと思います。更に職員一人一人の研修が計画的に行われるように、また職員の経験に見合うレベル別研修や、心理職や家庭支援専門相談員などの専門職員別研修のように研修内容を体系化する必要があります。

職員は研修での学んだ知識や技術を現場での実践で試し、確認していくことが大切です。知識や技術がうまく行かない場合は、工夫をしていかなければなりません。また、専門的知識や技術を受講するだけの研修ではなく、研究会や検討会などの形式での研修も必要です。こういった形式の研修は、個人の専門性の向上にもつながり、支援の質の向上につながる成果物が出てくる両方の効果があります。

研修会へ参加して行う人材育成は〇〇〇〇研修と呼べますが、先に述べた基幹的職員などが施設での日々の勤務の中で行う人材育成が〇〇〇〇研修です。〇〇〇〇研修の方法としては直接、基幹的職員や先輩職員が教えるものもありますが、ケースカンファレンス等も大変有効な〇〇〇〇研修になります。ケースカンファレンスを有意義なものにするために、出来るだけすべての職員が意見を述べる事が出来る雰囲気を作り上げる事が大切になります。子どもを育むためには良い雰囲気は大切ですが、職員にとっても人材を育成する雰囲気が必要です。日常の会話でもケースカンファレンス等でも職員がいつも関連に話の出来る雰囲気がある職場を作っていかなければなりません。

そのような雰囲気を作るための方法として、石原登は「全てのことに興味と好意を持つこと」の必要性と述べています。「全てのこと」とは、子ども、子どもの家族、他の職員、児童相談所等の関係機関、地

図2



専門的態度の根底には人間性があり、専門的態度は専門的知識、専門的技術を向上させ、専門性が高まる。専門性の向上により、子どもへのより良い支援がなされるが、支援を受けた子どもが職員に与えてくれるものも生じる。

域の人たち、施設（建物設備等）そのもの、いろいろな知識や現実に対して等、自分を取り巻く全ての環境を含んでいます。全てのことに興味・関心や好意が前向きに出る職員は、心根や人柄が豊かな人であり、子どもに対しての優しさと思いやり、気遣いのある人です。心根や人柄の豊かさ、優しさや思いやり、気遣いのことを人間性の豊かさと言いますが、専門的態度の根底にあるものが、この人間性の豊かさであると考えます。

「この仕事は、子どもから学ぶことが多い。」という言葉をよく聞きます。私自身も子どもから大切なことをいくつか学びました。子どもから直接言われたこともありますが、こちらが勝手に学んだこともあります。どちらにしても、子どもから学ぶことは、職員の人間性に直接響いてくるものだから心に残ります。それらは結局子どもを理解するための原則や考え方、専門的知識の確認であったりするのですが、子どもから学ぶことによってはじめて、職員の専門性は向上していくのだと思います。

職員の専門性の向上のためには、職員研修の充実とともに、施設の中に興味・関心や好意のある雰囲気を作っていくこと、そして興味・関心や好意が前向きに出せる職員の人間性を育んでいくこと、その中で職員の人間性が更に豊

かになる良い循環を作り上げていくことが重要となると考えます。

児童自立支援施設の職員の専門性の向上とその育成は、子どもの現状を考慮すると、早急に取り組まなければならぬ課題です。そのことについていろいろと述べてきましたが、児童自立支援施設は、これまで行ってきた生活モデルとしての支援を基盤とすること、職員の専門性の根底にある人間性の豊かさを育成することを大切にして、専門性の強化や向上、そのためのシステム作りに取り組み、子どもの最善の利益のために、子どもを大切に育む施設となっていってほしいと思います。

児童自立支援施設職員に求められる専門性とその育成について

自立支援施設職員として機能するために

青森県立子ども自立センターみらい 指導課長

藤木 勝司

I はじめに

この執筆依頼があったのは、野球地区大会の準備真っ最中の頃。地区内では日頃からお世話になっている先生からの電話で、断りの理由を考えることもできず、何となく引き受けてしまったのである。テーマを確認して、何を引き受けてしまったんだと後悔。これから説明させていただくが、「専門性」を語るには一番ふさわしくない、「専門性」に一番乏しい施設なのである。これから、書くことは専門性を備えている施設の方々にはほとんど参考にならないかもしれない。

Ⅱ 子ども自立センターみらいの概況

定員五十（男子四十、女子十、暫定定員十六）

現在男女それぞれ一か寮

直接処遇職員 男子寮 寮長以下七人

女子寮 寮長以下五人

心理療法担当職員一人

寮担当の男性職員は全員、一般行政事務。女性職員は元県立（現法人立）の知的障害児施設採用の保育士である。昨年度から配置された心理担当療法職員は心理職として採用されている。その中で児童自立支援専門員の資格をどうして取得し、施設運営しているのかというと、児童自立支援専門員は「三年以上児童自立支援業務に従事した者」の規定でクリアし、四・五人に一人以上の児童自立支援専門員か児童生活支援員という数的問題は入所児童数の少なさでクリアしているのである。

ちなみに二十六年年度の男性職員保育士以外の直接指導職員の前職を紹介する。

男子寮長（五十三歳、八年目、県庁高齢福祉課）、A（四十四歳、四年目、環境管理事務所）、B（三十五歳、五年目、福祉事務所）、C（二十九歳、四年目、保健所）、D（二十二歳、新任、保健所）、E（二十歳、二年目、新採用）、

女子寮長（四十七歳、五年目、県庁障害福祉課）

保育士の女性職員は児童自立支援施設の勤務が初めてにしても、一応、直接処遇・交代制勤務の経験を有しているが、男性職員の両寮長以外は、自立支援事業どころか児童福祉の経験も皆無なのである。（男子寮長は二度目の勤務で経験があり、女子寮長は児童相談所児童福祉司の経験がある。）三月の人事異動

内示で「子ども自立センターみらい」と言われても、どこにあるのか、何をするのか全く分からず、異動のあいさつのため来所して、はじめて児童自立支援施設というもので、勤務は土日も関係のない不規則で夜勤もあるところだと知らされるのである。

そんな状況とはいえ、日々子どもと向き合わなければならないのであって、経験のない素人だという言葉が通じるわけもないのである。最初は補助的にしてもいずればひとりでは対応しなければならぬ時がある。子どもに向き合う力を養わなければならない。人数も少ないし、経験を積み重ねてなんて悠長なことも言っていられない。

Ⅲ 職員集団指導

子どもに向き合えるための技術取得の研修の一つとして、数年前からCSP（コモンセンス・ペアレンティング）も取り入れた職員集団指導を行っている。CSPは被虐待児の保護者向けの支援プログラムであるという。

当所は十二三年前前、処遇困難な小学生や精神疾患のある児童を受け入れ、個々の関わりに偏った処遇を行った。結果、徐々に施設が乱れはじめ、施設崩壊に近い状態に陥り、子どもにとっても、勤務する職員にとっても不幸な状態が続いた。他の児童自立支援施設の職員から「子ども自立センター」みらいは、子どもの指導をしていないでしょ」と言われたこともあった。指導をしていないのではなく、指導の仕方が間違っていたのである。

その後、明確なルールを設定し、良い行いには良い結果、悪い行いには悪い結果を与えるというわかりやすい形にしたことで、施設は徐々に安定化し、自立支援施設としての機能を取り戻し始めた。

しかし、子どもと職員の人間関係は希薄になった。

子どもに安全安心な生活を提供し、さらに職員との良好な関係を望んで取り入れたのが、CSPをとり入れた職員に対する集団指導である。褒め上手、叱り上手になろうとしているのである。

「あの人が褒めると、どんどん子どもが乗ってよくなるよね。」「あの人が注意するときは、子どもが素直に聞き入れるよね。」「同じことで注意をしているのに自分の時はうまく行かない」などと言うことを経験したことがないだろうか。同じこと、同じような場面の指導で上手・下手が表れてしまうのである。

集団指導では効果的な褒め方も勉強する。①褒める ②その中で具体的に望ましい行動をピックアップして示す ③なぜそれが望ましいのか理由を述べる ④最後に良い結果を与える この段階を踏むことで良い行動が強化できる。何が良い行動なのかをはっきりさせているので繰り返しやすく、褒められる機会も多くなり、気分よく過ごせる。そこで子どもの評価は「あの先生は自分のことをきちん褒めてくれるいい先生」となり信頼関係ができる。

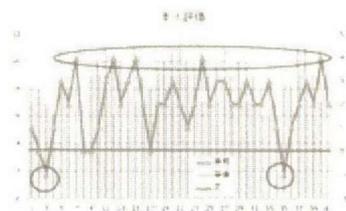
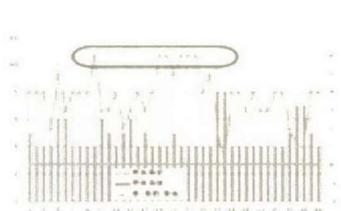
注意の仕方もそうである。主に中学生を相手にしている我々は、つい「ちゃんとしろ」と抽象的な表現をしてしまうことがある。自分が思う「ちゃんと」と子どもが思う「ちゃんと」が違うことは少なくない。「何度もちゃんとしろと言っているのに言うことを聞かない。」と職員が、「ちゃんとやっているのに叱られる」と子どもが、二人の間で「ちゃんと」が違うのである。これは、より具体的にわかりやすい表現を用いることで解消される。ちょっと考えればわかりそうなことだが、実際は気が付かないことが多いものである。それを集団指導でロールプレイなどして意識するのである。

また、夫婦制とは異なり、交代制では職員の意思統一が難しい。子どもが一人一人違うように、職員だって一人一人違うのである。育った環境も、年齢も、職歴も、むしろ子どもたちよりも共通点がないかもしれない。そんな価値観の違いが、それぞれの思いでもって子どもに向き合ったら、子どもは混乱し、先生によって言うことが違うと自分の都合の良いところだけを求めるようになる。CSPだと具体的な行動の良し悪しを示すので、自動的に指導方針も具体的になって職員間の誤差が減るのである。

職員集団指導は、児童相談所の力を借りて、月に一回の頻度で一年目、二年目の職員を対象に行っている。基本的に二年間の受講を指示している。月に一回ではあるが、次回までの宿題というのも出され、日常仕事をしながらも意識するようになっていく。

平成二十三年度のものではあるが、児童相談所が集団指導を行った結果をまとめたものがある。その一部を紹介する。表は二十三年度を実施したプログラム、グラフは初回と最終回のアンケート結果をまとめたものである。

	日付	内容	
1	H23.5.26	基本的考え方	感情と行動 わかりやすいコミュニケーション
2	H23.6.23	課題の選定	行動の細分化など
3	H23.7.14	ケースの見立て ほめる内容	工場の促し方 施設のルール 効果的な言のふ
4	H23.8.25	背景の理解	発達課題
5	H23.9.22		虐待について
6	H23.10.27		発達障害について
7	H23.11.24	OSF	予防的教育法
8	H23.12.15		問題行動を正す教育法 自分自身をコントロールする教育法
9	H24.1.26		実際のケースに 活かす
10	H24.2.23	まとめ	



※水色が事前、ピンクが事後（低いと高評価）緑がその差（事後により評価になると+）

○実施結果

効果測定のため、初回、最終回にアンケートを実施している。
アンケートは別紙。事前、事後は同じもの。

左が管理者による評価、右が自己評価。管理者用は男子寮長に依頼した。

寮長からの評価はかなり上がっている。「10子どもにうまく
言って聴かせることができる」「19虐待についての知識を有し
ている」「20虐待の影響による子どもの問題行動に対処できる」
「22子どもの発達段階を踏まえた対応ができる」「23発達障
害の特徴を理解している」「24発達障害をもつ子どもの特有的
行動に対処できる」が11ポイント上昇しており、虐待や発達障
害についての知識が増えたと感じていることがわかる。

自己評価においては、「3おだやかな言葉で叱ることができる」「35自由な発想で考える」の2項目だけ、(4人で1ポイント)低下している。

「7子どものよい行動を具体的にほめることができる」「12子どもに期待していることを具体的に伝えることができる」「15子どもの問題行動で振り回されることがない」

「24発達障害を持つ子どもの特有的行動に対処できる」「40子どものレベルに照らし合わせて課題を設定できる」の5つの項目で伸びがみられている。

これらは、子どもにあった指導方法をうまく見つけることができたようになったと感じていることを示すと見える。また、そういった方法を身につけることで「振り回されること」がなくなったといえる。

○集団指導総括

4人のうち2人が2年目、2人が1年目と、新人研修としての位置づけであったため、今年度は新任職員の処遇力向上を目的に、職員集団指導に取り組んだものである。

指導内容としては、施設処遇にあたって新任職員が身につけておくことが望ましいと思われるスキルを1年間で実践に生かしながら習得していくことを狙いに盛り込んだ。その習熟度については、事前事後において本人・管理職にアンケートを実施し比較検討した。

2年目の二人については、セッションの中での受け答えが昨年度に比べると確実に具体的になっており、「曖昧な表現から具体的表現への変換」が容易になっていた。

1年目の2人は、初めて聞くことが多かったと思うが、熱心に聞いて実践に移していた。彼らが、経験のある職員との共通言語を持つことは非常に意味があったと考えられる。

基本的な知識や技術を習得することで、自己に対する評価もより客観的になるとともに、月1回個々のケースにおける対応場面を取り上げることで、日々の処遇を振り返る機会になっていたものと思う。

今後は、見相職員が実施するかは別にしても、施設職員の基本的技能として新配属職員には実施してほしい内容と思う。ある程度のかかわりかたが理解できれば、子どもに対して自信を持った対応ができる。課長、寮長からは、「子どもにわかりやすい言い方になった」「叱るタイミングがよくなった」「子どもの問題への対処がはやくなった」などの高い評価を得ている。

職員集団指導事後調査

このアンケートは、その人の指導方法について尋ねるものです。効果測定以外に使うものでないので、感じたとおりに答えてください。

その人に近いと思うものいずれか一つに○をしてください。

1 うまくできる 2 できることもある 3 うまくできない 4 できない

1	子どもが理解する表現で指導することができる。	1	2	3	4
2	感情的にならずに叱ることができる。	1	2	3	4
3	おだやかな言葉で叱ることができる。	1	2	3	4
4	子どもの問題行動に叩かずに対処できる。	1	2	3	4
5	子どもの問題行動に応じて、子どもに反省させることができる。	1	2	3	4
6	子どものよい行動に応じて、やる気をださせることができる。	1	2	3	4
7	子どものよい行動を具体的にこめることができる。	1	2	3	4
8	子どもに笑顔で接することができる。	1	2	3	4
9	子どもにしてほしいことの理由を説明できる。	1	2	3	4
10	子どもにうまく言って聞かせることができる。	1	2	3	4
11	子どもに前もって練習させることができる。	1	2	3	4
12	子どもに期待していることを具体的に伝えることができる。	1	2	3	4
13	子どもの問題行動におだやかに対処できる。	1	2	3	4
14	子どもに望ましい行動を教えることができる。	1	2	3	4
15	子どもの問題行動で振り回されることが少ない。	1	2	3	4
16	子どもに落ち着くまでの時間を与えることができる。	1	2	3	4
17	子どもにキレそうになっても落ち着きを維持することができる。	1	2	3	4
18	子どもに落ち着く方法を教えることができる。	1	2	3	4

1 うまくできる 2 できることもある 3 うまくできない 4 できない

19	虐待についての知識を有している	1	2	3	4
20	虐待の影響による子どもの問題行動に対処できる	1	2	3	4
21	年齢に応じた発達課題を理解している	1	2	3	4
22	子どもの発達段階を踏まえた対応ができる	1	2	3	4
23	発達障害の特徴を理解している	1	2	3	4
24	発達障害を持つ子どもの特有的行動に対処できる	1	2	3	4
25	問題行動に至った背景を理解できる	1	2	3	4
26	施設でできること・できないことを明確に子どもに説明できる	1	2	3	4
27	子どもに適切なわるい結果を与えることができる	1	2	3	4
28	子どもに、わるい結果を与える理由を説明することができる	1	2	3	4
29	子どもの問題行動などを簡潔に表現する	1	2	3	4
30	自分の意見を、他者に伝わるように表現する	1	2	3	4
31	自分の意見をまとめる	1	2	3	4
32	他者の意見の要旨を汲み取る	1	2	3	4
33	他者の意見を取り入れて、自分の考えを改善する	1	2	3	4
34	他者の意見を最後まで聞く	1	2	3	4
35	自由な発想で考える	1	2	3	4
36	行動を細分化する	1	2	3	4
37	適切なターゲット行動を見つける	1	2	3	4
38	練習場面のロールプレイができる	1	2	3	4
39	問題の中から今できる課題を取り上げることができる	1	2	3	4
40	子どものレベルに照らし合わせて課題を設定できる	1	2	3	4
41	他者から提案された関わりを試す	1	2	3	4

IV 体験研修

他の施設を知ることには、意識の改革に著しい効果がある。国立研修やブロックの研修会などで他の施設の職員と情報を交換し違いを感じる。しかし、「百聞は一見にしかず」とはよく言ったもので、体験するのとは明らかに違う。

十三年前、私は子ども自立センターみらいに児童相談所から配置換えになった。直接処遇をしたいと自ら望んでいたこともあって、比較的スムーズに滑り出した。その年は入所児童数も少なく、残念ながら野球の地区大会は欠場した。国立研修では観察寮に入ることになり、一人の児童とともに作業はしたが、会話をすることもなく終えてしまった。そんな感じで、他施設の児童の様子を見る機会が偶然なかった。自分が配属されている寮は安定していたし特に問題を感じることなく一年を過ぎようとしていた。その時、当時の指導課長から「千秋学園を見てこい」と言われたのである。一応目的は、行動評価について他施設のやり方を勉強するということではあったが、単純に指導がしっかりしている施設を肌で感じてこいと言うことだったと思う。実際に訪問させてもらった時、その違いに驚いた。冬、積雪のある季節だったので体育館内で野球の練習をしていた。短い距離でのキャッチボール。基礎的、単純な練習なのだが、列が崩れることもなく、声が途切れることもなく、実に集中した良い練習をしていた。職員が別に威圧的に指導しているわけでもなく、自分よりも若そうな先生方が集団をコントロールしていたのである。

その頃、子ども自立センターみらいの入所数は十人ちょっと、千秋学園は三十人ぐらいと差があった。処遇が充実していることで、児童相談所の選択の候補に挙がりやすいのだろうと直前まで児童福祉司だった私はそう思った。もし、自分が児童福祉司をやっていたら、自信を持って子どもにも保護者に勧めることができると思ったからである。

初年度は恵まれて、配属された寮だけは大きな問題もなく、充実した一年を過ごしたが、施設全体とし

ては安定していたわけではなく、二年目から前述したように、個々の関わりに偏った処遇を行った結果、崩れ始めた。野球大会などで千秋学園と一緒にになると、野球のレベルだけでなく、あいさつ、服装など態度面すべてにおいて、負気を認めざるを得ない状況にあった。子どもの質が違うとか、職員の数が違うとか、ただ羨み、他人事のように評価をする職員がいた。そして「みらいは、子どもの指導をしていないでしょ」と言われることになるのである。専門職を採用している施設では必要がないことかもしれないが、残念ながら当方のように何の施設か、どこにあるのか、何をすればいいのかも分からず、人事異動で配置換えになった職員には意識改革が必要になるのだ。

昨年度、十九歳の新人職員が配置になった。同時に心理療法担当職員が配置になり、男子寮の職員は一人減員になった。勤務ローテーションを組む私は頭を抱えた。できるだけベテランの職員と組ませるように配慮した。仕方のないことだが、従属的にしか動けなかった。私と男子寮長は偶然ある一人の若者を思い出した。十数年前当所に実習生として来て、その後養成所を経て修徳学院において活躍している先生を。ダメもとで体験研修を依頼したところ快諾してくれ、お世話になった。同行した寮長も含め意識を新たにした研修報告を受けた。とても良い刺激になったようである。相変わらず、若いので任せきるといふわけにはいかないが、小集団の作業や練習などではできるようになった。

V まとめ

ここまで、素人が施設職員として機能するためにどのようなことをしているかということを書いてきた。ここで、今回のテーマである「施設職員に求められる専門性」ということについて、私なりの考えを述べてみたいと思う。

法の改正により「教護院」が「児童自立支援施設」に変わり、対象が非行児童だけでなく、生活指導を

要する児童が加わった。法律上は「生活環境又はその他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」となっているが、当時は予想もしていなかった発達障害児童、精神疾患を持つ児童など環境よりは本人自身が抱えている器質的問題や病的問題の大きい児童も多数入所（園・校・院）するようになった。相変わらず、「被虐待児」の入所も多い。世の中の移り変わりも激しく、非行内容も一応統計上は収まるものの背景は全く異なる。通信機器は電話、ポケベル、携帯、スマホと変わり、野球の指導にしても、国民的スポーツでほとんどがだいたいのルールを知っていた頃とは違い、ポジションまで教えないといけない時代なのである。このように様々な問題、時代の変化に対応しなければならぬのだから、それに伴う知識も必要とされるが、なかなか付いていけない。今日、勉強したものが三年後には、古い知識として役に立たないことも当たり前にある。それでも知識として得ておかなければならない、得た方がいいものは次々出てくるだろう。でも、それを知っているから施設職員としての専門性があるかといえそうでもない。

子どもを観察する力、子どもを評価する力、問題の背景を推察する力だけでは足りない。子どもに向き合える力こそが施設職員に求められる専門性ではないだろうか。会議で鋭い観察眼のもと、高度な評価を披露したところで、子どもには全く向かわないとしたら役に立たないのである。我々は学者じゃなく、直接処遇する施設職員なのだから実践して初めて、その知識、技術が役に立つのである。その知識、技術が子どもの自立支援に活用されたとき、専門性を持った職員と言われるのではないだろうか。

引用・参考文献 福井伸弥 二〇一一「コモンセンス・ペアレンティングで施設革命」心理治療と治療教育〈情緒障害児短期治療施設研究紀要〉第二二号

児童自立支援専門員に求められる専門性とは何か

横浜市向陽学園 副園長 石神 光

I はじめに

「どんな専門性があるのかわからない」

子どもが好きで、スポーツができて、コミュニケーションがとれ、子どもの発達についての知識があればできる仕事でしょうか。そんなことではなく、児童自立支援専門員には高度な専門性が求められているので、それを身に付けなければできない仕事でしょうか。

児童自立支援施設の専門性については様々な研修で話がされ、数多くの本などで書かれていますが、何が一番大切なのでしょう。

近年では、非行の子どもだけでなく、むしろ、虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等を有する子どもたち、性加害・性被害の子どもが増加しています。特別なケアが必要な子どもたちが増えているといわれています。その「特別なケア」をする力が専門性でしょうか。よく児童自立支援施設は「児童福祉の最後の砦」と言われますが、本当にそうでしょうか。

児童相談所、家庭裁判所、学校、児童養護施設、情短施設、病院等の関係機関や親、子どもたちは、児童自立支援施設に、または、そこで働く職員のどんな専門性に期待をもっているのでしょうか。

自分たちが働く上で、社会と子どもたちに何を期待されているのかを知り、その期待の中で、どこに力を注ぐのか、自分たちの仕事の意味を考えなければいけないと思います。

Ⅱ 全国的な児童自立支援施設の入所者の減少について

既にご存じのとおり、児童自立支援施設の入所者数は平成二十五年十月一日現在の調査では、全国三千八百十五名定員数のうち、入所児童が千五百四十四名で約四十%の入所率になります。児童養護施設設の全国定員が三万四千四十四名のうち二万八千八百三十一名で約八十五%という数値と比べると大きな差があります。この数年ではなく、十年以上も入所する子どもたちの長期的減少傾向が続き、一方では、虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等を有する子ども、性加害・性被害の子どもの割合が増加する傾向にあります。寮舎の運営形態においては、北海道家庭学校から始まり、多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少、交替制へ大部分が移行しました。

平成十八年三月六日の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書では「児童自立支援施設は、このような変化や動向の中で、改めてその存在意義が問われており、将来を見据えた今後のあるべき方向について根本的な見直しをすべき時期にきていることから（略）」と言われてから、さらに八年が経過しています。しかしながら、根本的な見直しはなく、現在も同じ方法で事業が継続されています。このよう少ない入所人数でも大切な役割があるからでしょう。それとも家庭裁判所からの審判ケースがあるため、人数が少なくても残さざるを得ないのかもしれないかもしれません。それ以外に何か別の理由があるのかもしれない。当該施設も六十名定員ですが、現在は二十名程度で推移しており、大きく人数が増加する要素は見当たらない現状です。

Ⅲ 児童自立支援施設への期待について

向陽学園では、今の児童福祉法の基準から居室の広さを考えると、居室の広さが八畳が三部屋、六畳が一部屋のため、何とか頑張って一寮八名が適当な入所人数だと思われれます。そのため、全寮合わせて四寮ありますので、三十二名程度が現在の基準にあった入所可能人員だと思われれます。それでも児童ひとりひとりの状態を考えると三十二名でも若干、多いかもしれません。

その中で当学園は運営を小舎夫婦制で行っており、ほぼ三百六十五日、一緒に生活し、寒さ暑さも含め、辛いこと、楽しいことを共にします。敷地内には学校があり、学年ごと、教科によっては習熟度別で数名で丁寧な授業が受けられます。また、プールがあり、野球グラウンドがあり、畑も各寮ごとにあります。春には桜が咲き、夏にはカブトムシが肩に止まり、秋にはどんぐりの実が痛いほど、頭の上に落ちてくる自然たっぷりの施設です。子どもたちが住む寮が古いのだけは難点ですが、それ以外はちよつとした避暑地のようなです。

どこの児童自立支援施設も同様か、もっと広い敷地を活用し、児童とともに生活する中で「育てなおし」を行っているのだと思います。

その中で児童相談所が期待している役割は何でしょうか。横浜市も一時保護所が夏休みには定員オーバーの状況になります。そのうえ、一時保護所の入所期間は長期化しております。二か月保護して、次にという話ではなく、それ以上の期間、一時保護所にいなければならぬ状況です。その間は、小学校、中学校の将来を決める重要な時期に学習や思春期に必要な人との関わりが限定されることになります。中学生でいえば、元々三年でしかない期間のうち、半年以上、一時保護所に生活してから、施設に来ることもあり、一時保護所に長くいる弊害を大きく感じています。

できるだけ早く支援の方針を決め、保護者、本人にも同意をしてもらい、この期間を短くすることは大

事な役割だと考えます。学習が受けられないこともさることながら、一時保護といえながら、狭い保護所の中で限られたコミュニケーションが児童の健全な発達を阻害しており、この期間だけは児童本人だけではどうにもできないマイナス要因になります。

心と体の成長に大事な時期、一時保護所の狭い環境より、児童自立支援施設の環境のほうが子どもにとって健全な育成につながります。一時保護所では無断外出を繰り返していた子どもがここに来たたん、無断外出せずに農作業を頑張つてやっています。何が彼らをつなぎとめているのでしょうか。

よくあるのは、非行、暴力的なケースや他の施設では入所を引き受けてくれないケースの入所を期待されています。しかしながら、急に来て暴力が治る魔法の呪文はありません。この広い敷地、一緒に暮らす寮の中で、寮長寮母、児童自立支援専門員、教員等と生活をともにし、育てられて徐々に変化していくものだと思っております。

この施設の立地、大きさ、一時的な利用、二か月ではなく、平均すると一年半、長ければ二年、三年程度、この場所でやっていかなければいけない雰囲気、子どもたちに覚悟を決めさせ、前を向かせる力になつていないのではないかと思います。

もちろん、この場所、この期間を有効に使うために、それを支える職員の能力が一番求められているのだと思います。

IV 求められる職員の能力について

一 自己肯定感を高められる能力

(ストレングスマデル、レジリエンス、レッテル貼りの回避)

自分自身は直接的に支援をしているわけではありませんが、寮長寮母、児童自立支援専門員を少し離れたところからみていて、大切だと思える能力をいくつかあげてみます。

対象児童について、今までの非行系児童に加え、被虐待児、発達障害児、性加害児が入所してきます。被虐待児に対応するためにトラウマ治療、発達障害、性加害を起こすメカニズムも勉強しなければいけないのでしょうか。すべて勉強し、理解することは必要ですが、いずれの児童も昔から言われている自己肯定感の低さに原因があるのではないかと思われまます。

いずれも自己肯定感が低く、自信が持てない、そのため、頑張りどころで頑張ることができません。結果、また、失敗し、将来が見えなくなり、自暴自棄になることの繰り返しです。子どもたちの自己肯定感を高めるために、必要な能力として、最近、いろいろな分野で聞くようになった、ストレングスモデルがあります。よいところを伸ばす、よいところを見つける能力です。

様々な事情の大変な困難さを持った児童が入所してきます。児童相談所、家庭裁判所から丁寧な記録が送られてきて、それを基に支援を始めます。こんなことをやってきた児童、また同様のことを行うかもしれない。そのために何を予防しておくべきでしょうか。その困難さは事細かく丁寧な書かれており、あまり褒められている部分はありません。だいたい福祉分野で施設入所となるとマイナス面ばかり書いてある記録になります。そのマイナス面にはかき目が行き、今、目の前にいる児童そのものの状況について見ることができなくなってしまうことはありませんか。その課題の大きさに不安でつぶれてしまいそうになることがあると思います。

何かあると、大変な児童だから、うまくいかなくても仕方がない、そう思わないとやっていけない時もあります。しかしながら、よいところに目を向ける、できている部分に目を向け、その力を伸ばすことで困難さが消えていくことがあります。なかなかよいことを見つけたことは難しいです。人間は悪いところはよく目につきます。特に専門機関につなぐことがはやりで、専門機関につなぐには問題を大きくし、こ

れだけ悪い部分があるので専門機関につなぐという論理だてが必要だからです。そのため、現在は、意識的によいところに目を向けるのは訓練しないとできません。

どんな訓練をしたらよいのでしょうか。「身近にいる人のいいところを十個言いあってください」。友達夫婦がよくやっていました。または、「自分自身のことと、ここ一週間でどんな些細なことでもよいのでいいことを出してください」。なかなか社会人になると、よいことなど見つかりません。愚痴の連続です。しかし、探す努力をする訓練をすれば見つかります。二週間前にひどい風邪を引いたが、今は引いていない、健康で仕事ができている等、仕事はできて当たり前と思っていたが、ちよつと視点を変えたと前に比べて、どこか些細ないい部分を探せます。

子どもたちと付き合うときにもこれができるとよいです。自分の支援している児童のいいところ、十個言えるでしょうか。

考え方、思考の柔軟性を養い、いいところを見つけられる能力があつて、それを言葉にできる、それが伝わることによつて子どもも救われ、自己肯定感が高められます。

これと同じように自己効力感、人の役に立てる、自分はその目的を果たすことができるという気持ちを高めるのに、最近で注目されているのは、レジリエンス、復元力です。ストレス社会と言われている現代で、ポジティブな面を見出すことができる人は一喜一憂しないそうです。実験があつて、ある課題に取り組ませた際、一喜一憂しやすい人はすぐにあきらめてしまう傾向にあつたといひます。

何にも動かない精神が必要というわけではありません。自己効力感とは不安がある場面でも、しなやかにどんな場面でも前向きにうまくいくとつづやくことができる力です。

与えられた難しい課題を失敗しながら繰り返す中でも、いつかできるだろう、少しずつ成長できていると思えるところが自己効力感です。

これは職員、児童ともに身に付けていくべき能力だと思ひます。特に施設職員はひとりて抱え込んでし

まったり、チームプレーをしようとしてうまく協調できなかったり、いろいろな悩みを抱えて、ギリギリ折れそうなところで働いている方が多いと思います。

どうすれば、この能力を身に付けることができるのでしょうか。

この自己効力感を鍛えるには、全力でのランニングを何度も繰り返すインターバルトレーニングが効果があるとされています。体力の限界を乗り越える経験を通じて、自己効力感が養われるといえます。

また、少量を頻繁に食べると血中のブドウ糖を安定させ、脳のエネルギーになるブドウ糖が安定し、感情もコントロールしやすくなるということです。

結局は正しい食生活と運動で、自己効力感や心の復元力を高めていくことができます。昔も今も児童自立支援施設で行っていることではないでしょうか。

自己肯定感を高めるのに必要なのは、ストレングスモデルやレジリエンスで、逆によくない、自己肯定感を下げるのが、レッテルを貼る行為です。

この児童は発達障害ではないか、知的障害があるのではないかと何度も検査や確認をすることです。前述もしましたが、現在は何らかの障害や病気のせいにして、障害施設、病院等専門機関につなげて安心、サーブスにつないで安心、薬を飲ませて安心という雰囲気があります。専門機関につないだから、安心という雰囲気です。安心したのは誰でしょうか。

少し多動で精神科受診歴もあり、入所まもなく落ち着いて勉強する力がありません。そのため、発達障害が疑われます。児童自立支援施設に発達障害の子どもの入所が増えているからです。そういう子どもが増えているのでしょうか。それともそういう診断をつける機会が増えているのでしょうか。

授業もほとんど受けずに家にいた、公園で遊んでいた子どもにも静かに椅子に座っている能力はありません。どこでどのように見極めたらよいのでしょうか。

初めから、発達障害だという意識が強いと、ロバート・マートンの「予言の自己成就」ということが起

こってしまいがちになります。発達障害では？と思った瞬間にそれに合ったエピソードを集めてしまうのです。それで受診をさせる方向になります。予言の自己成就というのは、いろいろな場面で起こりやすいです。レッテル貼り、先入観というものです。

基本的に、子どもは薬を嫌がります。いや、子どもでなくても、薬を嫌がります。通常は好き好んで薬を飲む人はいません。薬を飲む行為は自己肯定感を下げます。通常は薬を飲むとなったら、毎日、薬を飲む、受診に行くことになる、他の児童とは違った行為をしなければならず、自分だけがなぜ、という思い、負荷がかかります。これは勉強等の負荷とは違ったものです。

それでも治療が必要な時は次のような三つのルールがあると思います。①本人が今、治療をしないことで生活に支障があり困っていること（親や周りの人が困っていることは含みません。ただ、周りが困っていて、それが本人にも理解され、本人も困っていればよいです）②本人が、困っていることに対して、薬を飲むことで解消が「期待」できる場合、③どのくらいの負担があるか、本人に説明ができ、本人も理解ができる場合、例えば、何回飲むのか、副作用はあるのか、眠くないか、いつまで飲むのか、徐々に減らせるのか等です。

本人の困り感、飲むメリット、それに伴う負担、この三つを説明して本人が納得できれば治療が始まります。

たとえば、自分が風邪を引いたとします。鼻がでる、熱っぽい、本人が困っている。薬を飲めば解消される。五日間分の薬をもらい、五日ぐらいで解消される見通しが立つ。そんな場合は薬を飲むことを引き受けます。これが水虫だと足があまりかゆくなければ、そのまま放っておく、塗るのが面倒くさいから治療しないなどがあります。一番厄介なのは、高血圧。本人に自覚症状がなく、血管等をむしげんでいきま

す。発達障害の疑いの場合にはどれに当てはまり、どの病気に似た説明、説得が必要でしょうか。常に自分が安心したいためにやっていないか、子どものためであるか、考え続けられる力は大事です。

職員も子どもたちもすぐに答えを求められる時代です。それゆえに、うまくいかず、社会から、学校から、家庭から弾き出された結果が今です。ただ、それだからこそじっくりゆっくり広い敷地の中で、少数の職員、教職員と生活し、一緒に汗をかき、感化され、変わっていくことができると思うのです。

生活的治療は児童自立支援施設が最も得意とするところで、まわりの機関から期待されている部分だと考えます。

二 具体的なモデルを見せる、意図的なノンバーバルなコミュニケーション能力

施設にいて思うことは、様々な資源をつかって具体的な経験やモデルをみせることができる強みがあるということだと思います。本人が今まで何を大事に考えてきたのか、将来、何になりたいか、どんな生活がしたいか、モデルを見せ、考えさせることは得意な分野だと感じます。

今年、とある法人が行っていた児童養護施設等を退所する児童が夢を語るスピーチコンテストにいきました。出場したみんなが、ほぼ同じ夢を語っていて、びっくりしました。なりたいたいのが、児童福祉司や保育士です。児童養護施設の先生方が優しく、尊敬しているからという理由です。確かにそのとおりだと思います、身近な存在の児童福祉司、保育士がいかに子どもたちにとって大きいのか、改めて感じました。

その一方であまりに職業の選択の幅がなく、多様なモデルを見せることや、本人が今まで生きてきた中で大事に思っているものを感じるこの大切さを感じました。それで初めていろいろな進路の方向性が示せるのだと思います。

平成二十三年度に学園にも学校教育が入り、その後、職業体験を実施するようになりました。近隣のお蕎麦屋さん、消防署、パン屋さん、和菓子屋さん等実習を始めましたが、それもひとつのモデルになっています。具体的なものを見せ、体験させ、自己実現できるイメージを持たせる、それと本人が今まで大事

にしてきたもの、これからも大事にしたいもの、新たに大事にしたいもの、誇りにできるようなものをこの施設で身に付けられるようになると思います。

児童自立支援施設で、普段行っている野球や水泳、卓球のようなスポーツで尊敬できる人、農業や料理人でもモデルをつくるべきかと思います。

ただ、この施設から今流行りのIT関係、アプリ開発者やプログラマー等は生まれてはこないかと思うと残念です。IT企業に就職しようとは、インターネットの使用ができない今の生活環境から考えられず、若くして将来の職業選択の幅が限られてしまうのだと改めて感じています。

しかしながら、先が見えない社会や今までの生活だからこそ、本人が誇りに思っているものを知り、様々なモデルを提示し、それを活かす能力が必要だと思います。

また、職員が使うコミュニケーションには、ふたつの種類があります。バーバルなコミュニケーションとノンバーバルなコミュニケーションです。

近年、増加傾向にある、特に発達障害や脳に器質的な影響を受けている児童がいる場合は、ノンバーバルなコミュニケーション、視覚的なものが有効とされています。単に難しい言葉では、児童の頭の上を飛び交うだけで、頭の中には、はてなマークが出るのみです。児童相談所や相談機関ではなかなかノンバーバルなコミュニケーションを活用する機会は少なくなりそうです。

どうしても短時間で指導的なものが出てしまう恐れがあります。その点、例えば、施設にいるとどんなに気をつけていても、ケガや病気をすることがあります。そのときにそばにいてくれる、それもノンバーバルなコミュニケーションです。大切にされていると感じられる瞬間かもしれないかもしれません。病院にいつて、すぐに薬をとる方法もありますが、薬よりも大切なものもあると感じます。病院に行ったときなど、どんな薬を飲んだかより、自分のケガを発見してくれた人、忙しいのに時間を割いて心細い自分と一緒に付き添ってくれた人のことをよく覚えていませんか。

口で大切だ、大事だというより、行動が何より示す、子どもたちに感じさせるものがあると思います。同じ敷地で生活を共にするのはノンバーバルなコミュニケーションの連続です。それはよくも悪くも子どもたちに影響します。

児童自立支援専門員の専門性とはノンバーバルなコミュニケーションを意図的に使用して、その児童がどうやって、どのような大人になり、どのような人生を歩むのかを長い時間をかけて考えてあげることであり、これが子どもからも関係機関からも期待されているのではないのでしょうか。

三 足並みがそろわない中でのグループワーク

現在、知的なレベル、認知に差がある子どもたちが入所してきます。大人数で同じことをすればよいということが、なかなか今の集団では難しいように感じます。昔ながらの手法、グループワークもよく行われています。食事マナーを教えるにしても、集団で教えるメリットはあります。個別で注意していても、職員が注意していても、終わりません。モグラたたきをしてでも理解はしてくれません。

肘をつけて食べない、手を洗う、デザートは最後に。同年齢が同年齢に対して、上から目線でなく、同じ生活者の視線でいうことは大切です。

そんなことはわかってはいるし、理解はしている。でも、守れない。職員からも感化されるが、子ども同士はもっと感化しあい、育ちあえる存在だと感じます。

ただ、悪くなれば、悪い状態もすぐに感染します。寮ごとにサービスが違うのはどうしてか、自分は向陽学園に入ったのだから、同じサービス、同じルールでなければいけない、おかしいといって、学園を出ていくことになった児童もいます。

少し年上の子どもや先に入った子どもが新しく入ってきた子どもに、丁寧に寮や施設のルールを教える

中で学びあいをしています。

自分たちでルールを話し合う、結果同じものになったとしても新たな気づきがあるはずです。当学園では携帯電話、スマホ、ネットの使用は基本的に認めていませんが、ネットの使用方法を子どもたちで理解させるのに、同様のグループワークが使われています。小学生には中学生が、中学生には高校生が教えるというやり方です。便利な点、怖い思いをした点、失敗した点、ほぼ同じ視点で経験則に基づくアドバイスが子どもたちの間でもできると思います。これを意図的に仕掛けていく力が必要です。

Ⅳ ひとつの事例からその背景にあるものをみる、想像力

全国的に児童自立支援施設の定員の充足率が40%を切っています。子どもにとって過ごしやすい社会になったのでしょうか。横浜市の児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数は、平成二十五年度は四千二百九件、新たに把握した児童虐待件数は千五百五十九件で、いずれも過去最多の件数になっています。有名な労働災害の事例から、ハイシリッヒの法則というものがあります。アメリカの技師ハイシリッヒが労働災害の事例の統計を分析した結果、発表した法則「一件の重大災害の裏には、二十九件のかすり傷程度の軽災害があり、その裏にはケガはないがヒヤッとした三百件の体験がある」というものです。

児童自立支援施設は「児童福祉の最後の砦」と言われます。本当に最後の砦かはわかりませんが、家庭裁判所からの審判ケース、児童相談所から措置されてくるケースいずれもなかなかのものですよ。

ハイシリッヒの法則に当てはめていえば、一件の重大災害に当たるとはいいかということですよ。その裏に隠されている、かすり傷程度の軽災害、ヒヤッとした事例は三百件程度あるとすると、それは改善されなければなりません。重大事故が起こるまで放っておくことはできないはずですよ。

所得の格差から起きているのか、貧困層だけのものなのか、そうではないなら、何が足りないのか、調

べる、または社会的養護、児童福祉の問題としての課題として提供すべきです。発達障害の入所理由が増えている理由、性加害・被害が増えている理由について調べる必要があります。

「児童自立支援施設ハンドブック」には「問題のある子ども」ではなく、「問題のある育てられ方をしてきた子ども」との視点でとらえなければなりません」とあります。育てられ方というのは、親だけを指すのではなく、社会情勢も含む社会的な環境を含みます。

ひとつの事例からそれが生まれてきた背景を考え、それを地域に還元すること、重大な事案の予防に役立てることも期待されていることのひとつではないでしょうか。施設職員の仕事ではないという意見もありますが、入所児童が減少してきた現在では、入所のニーズはなくても相談のニーズはあり、それを積極的にコンサルテーションしていく能力も施設職員に今後は求められていると考えます。「児童自立支援施設運営ハンドブック」には、「相談、通所、アフターケアについて」と「施設が非行少年全般へ対応可能なセンター機能を設けることが必要です」とあります。

非行児童に限らず、何らかの養育上のアドバイスが必要な部分に手を差し伸べられるようにしていく必要があると思われます。この敷地、寮、枠があつてできているという意見もあると思いますが、職員の声かけ、アプローチの方法については一般の家庭でも十分に役立つのではないかと思います。窃盗したから、何か異常があるのではないかと自分の子どもを精神科、心療内科に連れて行く親もいます。本当に切羽詰って何かせずにはいられない思いからでしょう。しかしながら、熱心な親に対して、精神科ができることは「ない」のに、仕方なく、適当な診断名をつけられますが、子どもが幼い時に貼られるレッテルは、ゆくゆく大きな代償を払います。

施設職員でも内向きではなく、出ていき、自分たちの施設を理解していただくよう、現地（現場）から発信することも大事なのではないかと思えます。

V 最後に

現代の児童福祉では、家庭的な養護の推進と個別化がキーワードです。しかしながら、家庭的な養護の推進と専門的なケアは相いれないところがあります。

家庭支援専門相談員、心理士、保健師、看護師、医療機関、児童相談所、様々な人が関わります。虐待にあつてきた子どもは、警戒心が強いといわれています。様々な人に心を開くでしょうか。これだけの専門家がいたら、ずいぶん社会的な人でも、みんなにいい顔するのは難しいでしょう。だいたい専門家の人に話をするとき、言いたいことをすべて話すのはなかなか困難です。

現在でも、学校の先生、心理士、保健師、看護師、医療機関、児童相談所いろいろな人にアドバイスをもらい、受け入れていく力がどの程度あるのでしょうか、疑問です。

自分の家に、いくら専門家といっても知らない人が来たら家にあげるでしょうか。まずは吟味してどの人が信頼に足るか、よく観察して、見極めて家上げるのではないのか。逆に誰にでも何でも自分のことを話す子どもがいたら、考え物です。

昨今、子どもたちを取り巻く環境は変化しております。様々な専門知識のエッセンスは勉強しつつ、自分自身が扱えるようにならないと務まる仕事ではないと思います。発達障害、性加害・被害、虐待、ネットの問題なども職員が理解せず、学ばず、経験則でやっているだけでは通用しません。古いものと新しいものを融合させる力が必要です。

入所児童が減少している現状では、児童自立支援施設の評価はどうなっているのででしょうか。現在、児童自立支援施設には野球ができるグラウンド、農作業ができる畑や自然に恵まれた環境があります。人材も豊富にあります。「特別なケア」というのはどんなものが必要で誰が行うのがよいのか、今一度、自分たちの強みを考え、「児童福祉の最後の砦」にふさわしく、他の機関、児童相談所や病院ではできない支

援方法、能力を磨くべきではないでしょうか。



福祉職における専門性を考える

新潟県新潟学園指導課長

伊藤 信行

I 新潟県の福祉職について

新潟県は「福祉行政職」として福祉分野の専門職の採用を行っており、新規採用される職員も心理・福祉等を四年制大学等で学んだ者が中心である。採用後の配置は県内五か所の児童相談所、本庁福祉（児童福祉・障害福祉等）行政分野、児童自立支援施設（新潟学園）、県立知的障害者（児）施設、県立児童養護施設、県立医療型障害児入所施設、県保健所精神保健福祉相談員、県立病院医療ソーシャルワーカー等に配属され、一定の期間（概ね三～五年程度）で配置転換があり、様々な福祉行政の仕事を経験することになる。

ただし、人によってはその中でも医療分野中心の異動であったり、福祉施設中心の異動が主で児童相談所等経験があまりなかったり、その逆パターンであったり、その人の特性等により人事（ジョブ）ローテーションの片寄りがあるのが実態である。それによって同じ福祉行政職でも、各人の得意分野、不得意（未経験）分野が生じ、経験年数が重なる程、その片寄りが顕著になってくる場合も多い。

特に児童相談所のように他の福祉分野の経験とは異なる高い専門性が求められる職場の場合は、必要な専門性を確保するために五～十年程度の児童福祉司・児童心理司の経験が必要であるとされているため、

児童相談所から児童相談所への再配置が何度も繰り返される職員も一定数いる。

また、児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書には十年程度の経験がないと寮舎の安定的な運営はできないとされている。当県では児童自立支援施設には新任職員はできるだけ配置せず、中堅職員が主に配置されてきたが、そこで十年程度の継続した勤務経験を積ませるまでは行っておらず、他の職種と同様に三～五年程度の配置転換が行われている。

そのような当県の人事異動の実態の中で、当県の「福祉行政職」という位置づけについて考えると、広い福祉分野の中で様々な業務を経験させようと、かなりの工夫や配慮をしていると思われるが、県として対人援助技術に特化した各分野の専門職（スペシャリスト）を育成しようとしているのか、福祉全般の広い分野の業務を万遍なく遂行できる総合職（ジェネラリスト）を育成しようとしているのかという明確な方針が、現場レベルでは見えてこない現実があるため、個々の県福祉行政職員も自らのキャリアデザインを自らが主体となつて積極的に構想し、思い描くことが難しい状況もある。

本来であれば、県として採用後から退職に至るまでの長期的な人材育成のプログラム策定やキャリアパスが必要ではないかと個人的には感じているが、それについては「県立の福祉職場（施設）そのものが数か所に限られている」「本庁も含めた福祉職のポストが限られている」「個々の職員の家庭の事情等がある」「福祉行政職における女性の割合が多いため、出産・育児等のライフサイクルの関係から異動の制限がある」「福祉行政職として採用された個々の職員の適性や希望を考慮しなければならぬ（施設ケアワークが得意な職員、児童相談所の業務遂行能力が高い職員というような色分けも実態としてあるかとも思われる）」「県立福祉施設の民営化の推進等で異動先が減少している」等の様々な要因が重なり合い、容易には実現困難な課題でもあると考える。

私自身を例に挙げると、福祉行政職として新潟県採用後は、知的障害児施設、知的障害者施設、児童相談所、児童自立支援施設、本庁児童福祉行政、児童養護施設、児童相談所虐待対応専門班等を経て、現在

は児童自立支援施設に指導課長として勤務しているが、特に児童福祉の分野に関して多様なキャリアを積めたことが、現職場での他機関調整や部下へのスーパーバイズ等にも役立っていると感じている。もし当県に県立福祉施設が少なく、児童相談所等の経験しか積みなかつた場合には、福祉施設の実情や実態にも理解が浅くなり、他機関調整やスーパーバイズ等が今ほどは行えていないだろうし、福祉施設の経験ばかりに偏っていたら、その逆もあり得ただろう。次の章ではそのような経験から「福祉職の専門性とは何か？」という点について考えていきたい。

Ⅱ 福祉職の専門性とは何か？

才村純（関西学院大学・日本子ども家庭総合研究所）らが「児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究・自治体における児童福祉司の採用・任用の現状と課題 平成二十一年度年度研究報告書」で以下のように福祉職と行政職の違いを明確に述べている。

「行政職の職務の特質は、法令に基づく厳正・公正・公平な業務の遂行であり、そのためには行政マンとしての倫理と法制度に対する理解が重要となる。そして、部署によって求められる法制度の内容は異なるものの、仕事への態度や方法論は多くの部署で共通しているため、どの部署に着任しても極めて短期間で業務遂行が可能となることが多い。

これを福祉職と対比して考察すれば、福祉職の場合は、人間や人生を洞察し、課題を抱える人たちが受容し寄り添うといった対人援助職としての人格的側面が専門性の核をなしているため、これらは短期間で身につくものではなく、前述したように、膨大な経験の蓄積と人間としての研鑽が不可欠となる。つまり、専門性の特質が基本的に福祉職と行政職とは異なるのである」

ここで言われる「専門性」について考えると、行政職との対比において大きく異なるのは当然として、

その福祉職の中でも、児童相談所や福祉施設等において、それぞれに求められる「専門性」は一部重要な部分はあるにしても本質的に異なっており、そこで必要とされる専門的な技術や理念も、文化も言語も、かなりの部分が大きく異なるものである。

また、個々の対象児童やその家族が抱えるニーズも「特別な援助（スペシヤルケア）」を要する児童や家族が増加しており、既存の援助方法やノウハウでは対応しきれなくなっていることを、各福祉現場の福祉職は感じていることと思われる。そのようなニーズの変容や複雑化に応じて、それに対する援助も単純に一機関だけでまかなえないため、援助の重層化（①家庭への直接的な支援 + ②主機関だけでは不十分な機能の補完 + ③支援機能の一部代替等）を多くの機関や関係者と連携しながら、チームとして継続的に担う必要が生じている。そこで問われる福祉職の「専門性」とは、背骨となる専門技術や知識・経験をしっかりと身につけていることに加え、スペシヤルなニーズを持った対象児童を、様々な背景を持った多職種で支援するチームをコーディネートしてまとめ上げるマネジメント能力が最も求められているのではないだろうか。

ちなみに「スペシヤリスト specialist」という言葉は「専門家」の英訳として広く使われているが、英語圏の技術者等に「あなたはこの分野のスペシヤリストですね」と言うのと嫌な顔をすることが多いという。「では、エキスパート expert と呼びましょうか？」と言ってもあまりいい顔をしない。そこで「プロフェッショナル professional」という表現をしようやく「Yoshi」と言って満足そうに答えてくれるというエピソードを聞いたことがある。どうやら英語圏では、「スペシヤリスト」とは単能工を意味しており、ある一つの技術なり工程の専門家という狭いイメージであるようだ。それに対して「エキスパート」は、その技術の成り立ちから背景まで深く理解しており、その専門分野においてより深く習熟した文字どおり熟練工を意味する。つまり **エキスパート** **vs** **スペシヤリスト** である。ただ、そのどちらも英語圏の技術者の中では「特別に偉い、尊敬される、地位が高い」という立場とはみなされていないようである。そし

て、英語圏ではスペシャリストやエキスパートの上位概念として「プロフェッショナル」という概念が位置づけられているとのことである。つまり

プロフェッショナル ∨ エキスパート ∨ スペシャリスト

なのである。

ここでいうプロフェッショナルとは「①専門的な知識・経験に加えて、横断的な知識・経験を持っていること。②それらをもとに、相手のニーズに合ったものをチームによる作品として提供できること」の二つの条件を持ち合わせた人のことである。

これを「家をリフォームする」ということにたとえれば「釘が誰よりも上手に打てる」「壁を塗らせたら右に出る者はいない」というだけではプロフェッショナルとは言えない。「施主の希望にそったオーダーメイドの家が、限られた予算や既存の構造の制限の中でリフォームできる」となって初めてプロフェッショナルと言える。では、長い工期をかけて一人でリフォームできればプロと言えるのか。もちろん違う。ある程度幅広い専門技術を習得しているとともに、必要な職人たちのチームビルディングができ、施主の予算や限られた工期の範囲内で最大限要望にそった作品(家)を産み出せて初めてプロと呼ばれるのだろう。有名なドイツの「マイスター制度」でも「技術は一流だが頑固で口べたな職人」ではマイスターとしては認定されず、作品をプロデューサーまでできるマネジメント能力が必要とされているということである。テレビ番組の「劇的ビフォーアフター」の匠(たくみ)とは、まさにその意味でマイスターであると言えるであろう。

専門的な知識・技術に加えて、横断的な知識・経験を豊富に持ち、全体を見渡して「最適解」を手段や方法にとらわれることなく広く提案し、問題解決できることが真のプロフェッショナルの条件である。その意味では福祉専門職も単なるスペシャリストやエキスパートではなく、プロフェッショナルを目指すなければならないと言える。「児童相談所しか知らない」「施設しか経験がない」「心理分野だけを極めたい」ということでは、その分野のスペシャリストやエキスパートにはなれても、当該児童の問題を取り巻く全

体のニーズを把握し、「最適解」を見つけて解決に導くマネジメント能力も身につけたプロフェッショナルというところまでは到達していないということである。

つまりは、この児童福祉分野で専門の高い仕事を遂行していくということは、ひとつひとつの「モジュール（分野）」だけではなく、「全体のシステム」に関係する他職種・他機関と連携しながら、複雑なスペシャルニーズに対して、多機関・多職種による援助チームを編成して効率的に働きかけ、最大限の効果をあげるといふことなのである。

Ⅲ 児童自立支援施設職員に求められる専門性とは？

では、児童自立支援施設に求められる専門性とは、いったいどのような施設職員のあり方なのだろうか。専門性を求めている主体は児童であることを前提に考察してみたい。

一般的には福祉施設職員の業務は「ケアワーク」と称されること多いが、特に児童自立支援施設においては「ケアワーク」と「ソーシャルワーク」が施設職員によって同時並行的に行われることが多い。この「同時並行的に」に児童自立支援施設の特徴があり、そこが成功しなければ児童の自立支援は十分には達せられないとも言える。

児童自立支援施設におけるソーシャルワークとは、家族、学校（分校・前籍校）、児童相談所、家庭裁判所、市町村、地域（児童委員等も含む）等との緊密な連携による「重層的」「専門的」「総合的」「オーダーメイド」の支援の総体のことである。

ケアワークとソーシャルワークを包括した概念として「レジデンシャルワーク」という概念があるが、その根底には「施設における実践内容すべてがケアワークでありソーシャルワークでもある」という認識がある。児童自立支援施設におけるレジデンシャルワークの定義として、①ほとんどの業務が入所児童の

面前で（生活の中で）遂行される、②居室単位や寮単位等のグループを対象に複数の職員によるチームで実践される、③職員（集団）と児童（集団）の相互作用（集団の力学「グループダイナミクス」²）を活用して支援していく、④正常な社会生活を送ることができるよう施設内・施設外でオーダーメイドの支援をチームで行う等が特徴である。

その中でも特に「③職員集団と児童集団の相互作用」を活性化させるためには、集団の力学の活用によるところが大きく、その力が児童の自立支援を促進したり、阻害したりする主たる要因となることも多い。それは施設を持つ人的資源（児童と職員）及び物的環境等から生じる「全体の雰囲気」「ムード」「空気」「寮風」等とも言われるものであり、施設全体の良好な雰囲気作りのために、夫婦小舎制であれば夫婦が役割分担をしながら力を合わせ、交替制であれば職員全員が一丸となって児童に対応することが自立支援においては最も重要なこととされてきた。個々の職員が児童と良好な関係を構築する力に加え、職員間の強固なチームワークを醸成することができる力（マネジメント、コーディネート、プレゼンテーション、ネゴシエート、リーダーシップ、コーチング等の総合的な力）が必要であり、それは正に施設におけるソーシャルワーク（人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、その環境と相互に影響し合う接点に介入する）であり、レジデンシャルワークであると言えるだろう。

④のオーダーメイドの支援をチームで行う点も、まさに施設におけるソーシャルワークそのものである。施設で生活を共にするからこそ見えてくる児童の課題を深く理解し、関係機関と緊密に連携しながら、児童のウェルビーイング well-being が実現できるよう環境を調整することは、施設職員に課せられた最も重要な使命であると考ええる。この部分は児童相談所によるソーシャルワークとはまた違った面で、日々児童と接している施設職員が、その児童にピタリと合ったサービスをオーダーメイドに仕立てられるところでもあり、その中でも特にリーディングケアとそれに続くアフターケアにおいては、施設職員が支援の中心となることで、その効果が最大限に発揮されるだろう。また近年、児童相談所のソーシャルワークが、虐

待の初期対応にその多くが割かれている実態からも「施設でできることは施設で」というのが現実的な対応と思われる。

IV 施設職員の専門性の育成のために

ここまで福祉職（施設職員）の専門性とは何かについて考察してきた。当県でも専門性を高めるための明確な方針は未だ打ち出されていないことは既に述べたが、近い将来それを実現し、実行し、その効果が目に見えるようになるためには、おそらく数年では到底足りず、十年単位での期間が必要になってくると思われる。

福祉職以外に目を向けてみると、専門性を高める人材育成制度が整っている職種として家庭裁判所調査官の例が挙げられる。

国家試験に合格した家庭裁判所調査官補は、採用後、裁判所職員総合研修所で約一週間の初任研修、配属庁で約一か月間の実務修習（予修期修習）、続いて裁判所職員総合研修所で約三か月間の前期合同研修を受けた後、配属庁での一年余りの実務修習を経て、再び裁判所職員総合研修所で約六か月間の後期合同研修を受ける。この約二年間の養成課程を修了すると、ようやく家庭裁判所調査官に任命されることとなる。

地方自治体レベルでここまでの研修期間や体制をとることが可能かどうかは別として、家庭裁判所調査官と同様に（あるいはそれ以上に）、施設職員（福祉職）は高い専門性を求められるべき職種である。その専門性とは「人間や人生を洞察し、課題を抱える人たちを受容し寄り添うといった対人援助職としての人格的側面が専門性の核をなしている（前述の研究報告書より）」はずである。OJTや年数回の座学研修だけでは、そのようなレベルにまで到達できないことは言うまでもない。

今回、施設職員（福祉職）の専門性の育成について考察する機会を与えていただき、自分なりに進むべき方向性が見えてきたように感じられる。後は少しでもそれに近づいていけるよう一歩一歩前に進むのみである。

そう遠くない将来、全ての施設職員が「レジデンシャルワーカー」としてのアイデンティティを明確に持ち、児童や家族の持つスペシヤルなニーズに対して、最も効果的な支援を行うオーダーメイドのチームの中核的な立場・役割で活躍していることを期待する。

注釈

1 キャリアパス *career pass* : 昇進・昇格のモデル、あるいは人材が最終的に目指すべきゴールまでの道筋のモデル、仕事における専門性を極める領域に達するまでの基本的なバターンのこと。キャリアパスを示すことで、個々の職員が中長期的にどのようなスキルや専門性を身につけていくべきかを理解できるとともに、自己の目指すべき道を自己で考察する材料ともなり、自己啓発意識の醸成、モチベーション向上に資することができる。

2 グループダイナミクス *group dynamics* : 集団構成員の相互依存関係から派生する力学的特性。人間は、集団になったとき、個人がばらばらに行動するのではなく、集団ゆえに生まれる動力に従って行動する。これは、個人が集団から影響を受けるということであり、逆に集団に影響を与えていることでもある。

夫婦職員の育成と専門性の向上について

〈児童自立支援施設への提言を乗せて〉

兵庫県立明石学園 教務第一課 主査

手 島 教 介

I はじめに

近年、児童自立支援施設の置かれている立場は年々厳しさを増している。子どもの犯罪に対する社会的な厳罰化の流れに従って、平成十九年の少年法の改正により、少年院送致の年齢下限がそれまでの十四歳以上から「おおむね十二歳以上」に引き下げられることになった。これにより児童自立支援施設と少年院とで入所対象年齢が重なる児童の範囲が広がることとなったが、それと並行して、児童自立支援施設の入所児童数が落ち込むとともに（入所児童数が十人前後で、職員数がその同数〜数倍という施設も多い）、小舎夫婦制を採用する施設の数も、二十年前の半数近くまで年々減少している。平成二十三年には児童福祉法施行令第三十六条第五項の廃止によって、職員を公務員で賄うという身分規定はなくなり、公設民営化の道が開かれることとなった。また、各都道府県に課せられている施設設置義務の撤廃についても、今なお議論が続けられている。大局的に見ると、私にはこの施設が衰退の一途をたどっているように見えて仕方がないが、現場の職員として本当に惜しい思いをしながら働いている。

筆者は武蔵野学院の養成所を卒業した後、名古屋市玉野川学園で三年間勤務し、その後養成所時代に同

期だった妻と結婚して、兵庫県立明石学園で十一年間夫婦制の寮（男子寮八年、女子寮三年）を担当させてもらっている。玉野川学園は現在交替制に移行したが、当時は夫婦制からの過渡期のため並立制を採用しており、筆者が寮舎に住み込んで、通いの保母さんと一緒に男子寮を運営していた。交替制の職場で働いたことがないので、運営体制についての客観的な評価はできないが、今、明石学園で児童自立支援施設の夫婦制の良さを日々実感しながら働かせてもらっている。

しかし、夫婦制がほとんどを占める近畿の児童自立支援施設の現状も安泰ではない。以前、交替制の施設で働く職員の方と話をしている、「夫婦制が良いのは分かる。でもなり手がいないんだから（システムとして継続は）無理だということなんだよ」と言われたことがある。核心を突く発言に言葉を失った記憶がある。

Ⅱ 小舎夫婦制について

しかしあえて言わせていただくならば、このまま衰退し、減んでしまうにはあまりにも惜しい価値が夫婦制にはある。

交替制がダメだと言いたいわけではなく、共存し補完しあっていくべきで、軽視するつもりもない。それどころか、自分にはとてもできないような大変な仕事だと心から思う。並立制で働いていた時と夫婦制で働いている今を比べてみても、よっぽど並立制のほうが私にとっては苦労が多かった。住み込んでいるとは言え、ある程度勤務時間は区切られていたので、今の方が拘束時間は断然長し、休みも少ない。反対に仕事量は多い。それでも今の方が自分にとっては仕事がやりやすく、精神的負担も軽い。交替制勤務は武蔵野時代の院外実習の経験以外なので想像するしかないが、並立制以上に短い時間で子どもと関わり、継続的な子どもの生活の流れの中に断続的に飛び込み、自分のいない時間帯に気をもみ、他の職員と

足並みをそろえていくなどという、交替制で当たり前になされていることが自分にできるかと考えると、とてもその自信がない。交替制でバリバリやれている職員は夫婦制でもできるが、その逆は必ずしもやれるとは限らないと思う。また、後述するが、夫婦制施設は交替制施設と比べて、職員採用の面で明らかに弱みがある。

ただ、その一方で夫婦制職員の自己評価は控えめすぎるのではないかと感じている。自己批判的精神はもちろん必要だが、もっと胸を張って、意義深いことをやってきたと言って良いのではないか。しかるに児童自立支援施設だけでなく、日本中の児童養護施設等の児童福祉施設にも広げていくべき価値のあるシステムだと訴えて良いのではないか。それは決して施設の利益のために言っているのではなく、なにより子どもの利益のために、夫婦制的養育体制を提供する必要がある子どもがたくさんいると感じているからこそその主張である。なんとか夫婦制を維持し、できれば発展させていきたい。

そのためには何がネックになっているか考えたとき、結局は、昔私が交替制施設の職員から言われた通り、なり手となる夫婦がいまいことが問題の核心であることにぶち当たる。なり手さえいれば寮を閉鎖することもなく、もともと夫婦制の施設を交替制に移行する必要もない。後で述べるが、なり手が増えれば児童自立支援施設業界全体の活性化が図れるし、職員の専門性や資質の向上にもつながる。

なぜなり手がいないのか考えた結果、夫婦の負担が大きすぎるとの結論に達した各夫婦制施設では、すでにその負担を軽減すべくいろいろな方策を試してきている。フリーの職員を一人加えた三人体制の寮運営や、夫婦の休日に対応する交替寮を設置している施設も多い。しかし、だからといって夫婦が十分に確保されているわけではなく、寮を閉鎖したり、一部の寮を並立制や交替制の寮で運営したりしている施設も多い。施設によっては定年後の夫婦を再雇用して寮の担当を賄っているとところもある。一時しのぎの対応ではどうにもならないほど、夫婦職員の絶対数が足りないのが実状である。労働意識の変化や夫婦関係の変化をもたらした時代のせいだと言えばそれまでだが、時代のせいであまりに勿体

ない。それどころか、逆に今こそ時代が必要とするシステムではないだろうか。なりふり構わず夫婦職員を増やすことを真剣に考えなければならぬ時期にさしかかっているのではないかと私は思う。

Ⅲ 児童自立支援施設の将来像について

今後のあり方について、明石学園でも現在『あり方検討会』を発足させて、明石学園の将来像を協議している。その中で、相談機能や一時保護機能、中卒児童や観察寮など、施設の機能を増やす案が議論されている。しかし、私はそのやり方には少なくない不安がある。同じようなやり方をしてうまくいかなかった施設をこの目で見てきたからである。入所児童の定員開差については、民間なら運営が維持できないレベルにある施設は多いが、入所児童数を増やすために導入したA学園の短期処遇の失敗しかり、T学園の一時保護寮の失敗しかりである。A学園はかつて、三か月から六か月程度の入所期間をうたった短期処遇を立ち上げたが、職員との関係性が希薄になり、児童に職員が殺されるという悲劇に及んだ。T学園もその同時期に、二か寮あった男子寮を一つにまとめ、一時保護寮を導入したが（現場は反対したが、行政から導入を強いられたのが実情である）、その結果寮舎が荒れ、職員が辞めるまでに至った。この状況を現場で目の当たりにしたところから、児童自立支援施設の向かう方向性を、もう一度根本から見直す必要があるのではないかと考えるようになった。なお、誤解のないように補足させていたくと、本稿の主張は私の個人的な意見であり、明石学園としてのまとまった考えではないということ断らせていただきたい（ただし、この提起自体に対する上司の許可は得ている）。

私は、今までの方向性とは正反対に、事業を多方面に広げる方向に進むのではなく、今までの取り組みを維持し、深めていく方向に進むべきではないかと考えている。原点に戻る方向と言っても良い。

限られたスタッフで事業を広げると、本来の事業が軽視されやすくなる危険性が大きい。企業経営の場

合、事業の多角化が成功すれば安定性が上がり収益も増えるが、新事業に進出することによって既存事業の弱さを補うという多角化は失敗する。削られていく運営予算、限られた人員の中で、最大限の効果を
得るためには「選択と集中」しかない。カレー屋が儲からなくなったからといってラーメンをメニューに
入れ、パンも作り、駄菓子や雑誌を店頭にした結果、もともと何屋だったのか分からなくなってしまう、
結局はカレー屋をやっていたときより客が減ってつぶれてしまったという話はよくある。それなら、本来
のカレーを旨くすること、旨くし続けることを正面から考えるべきではないか。カレーを旨くすれば、離
れた客もいずれ戻ってくる。ラーメンはラーメン屋、パンはパン屋に任せればよい。しかも、私たちの店
には他の店の味に負けない秘伝のレシピがある。

ドラッカーが著書の中で述べているように、顧客は誰で、何を求めているのか、自分たちの事業は何で、
何を目標にするのかを真摯に考えたとき、夫婦制の復興は、要保護児童の健全育成に必要な不可欠な使命で
あり、結果として児童自立支援施設業界全体の活性化にもつながると確信している。事実、明石学園に措
置する兵庫県の子童相談所を過去に一番困らせたことは、一時保護ができないことや中卒児童の行き場が
ないことよりも、夫婦の退職に伴う寮の閉鎖による入所児童数の制限であった。明石学園に措置されるべ
き多くの要保護児童にとつても同じではないだろうか。ニーズがなければつぶれるのもやむを得ないが、ニ
ーズはあるのに（兵庫県だけ特別高いとは考えにくい）サービスの提供側の都合でつぶれてしまうのは、サー
ビスを提供する夫婦職員を確保できない体制に問題があると思う。

私は、児童自立支援施設の将来像を考えると、夫婦職員の開発育成こそが、この施設の存続と発展の
ために最も力を入れなければいけないことではないかと思う。そして、これまでの先輩諸氏が苦勞して作
り上げられてきた誇るべき仕事を絶えさせることなく受け継ぎ、発展させて行きたいと考えている（ただ
し、もともとこの施設も夫婦制だけからスタートしたわけではないので、全ての施設を夫婦制にしろと言っ
ているわけではないし、そもそも現実的ではない。夫婦制の割合が減少しすぎており、今後さらには減少

することが危惧されるため、その流れを食い止め、少しでも以前の状態に戻していききたいということが本意である)。

Ⅳ 職員の専門性の向上について

職員の専門性とは？ の議論については、たかだか十数年の経験しかない私が語るなど恐れ多いので遠慮させていただきたいが、職員の専門性の質を高めるための確実な方法なら提案できる。一番確実な方法は、この仕事を志す母集団を大きくすることである。

夫婦確保がこれほど困難な状況であるということは、逆に言うと、夫婦になりさえすれば採用される(自分達もそうだったが)という現状だということである。この点が採用試験をしっかりとやる交替施設との一番の違いであり、夫婦制施設の最も弱いところである。もちろん採用試験は行われるのだが、他の夫婦の受験者がいないので、結果的に対抗馬のいない出来レースのようになってしまっていることが多い。しかし、そうまでしてせっかく苦労してリクルートしてきた夫婦を各施設大事に育てていると思われるが、かといって研修をすれば誰にでもできるようなことになるといような仕事でもない。そこには、心身のタフさ、熱意、共感性、コーチング力、コミュニケーション力、協調性、常識、経験、自己啓発力、継続力(忍耐力)、バランス感覚等、多くの要因が必要とされ、向き不向きは多少なりともある。夫婦になって一緒にこの仕事をしていく決断をするということ自体が高いハードルとなっているのかもしれないが、それにしても、結婚して資格がありさえすれば仕事に就けるといいう状況は、いくらなんでも質の向上にとってプラスになるはずがない。しかも、そんなに簡単な仕事や甘い仕事ではなく、重要でない仕事でもない。

プロスポーツの世界を考えてみれば容易に想像できるが、入団テストも競争もなく戦力外通告の危機感もほとんどない中でチームが強くなることはあり得ない。そこには相応の厳しさが存在し、セレクション

が行われる。なおかつ、その世界の一流を目指す競技人口の母集団の大きさが、質の高さにかなり反映される。日本における競技人口で差のある野球とラグビー、柔道とフェンシング、女子バレーと男子バレーではどちらが世界で通用するか考えれば一目瞭然である。そういった意味でも、夫婦職員の母集団を大きくすることは職員の質の向上に直結する。

夫婦制施設でも、確かに入所児童によるかなり厳しいセレクションが存在する。しかし、レギュラーの座をうかがう若い補欠選手は存在しないため競争原理は働かず、単に夫婦がふるい落とされるだけで（自分の経験からあえて専門性について言及するなら、ふるいにしがみついても振り落とされることなく、子どものニーズに合わせて自分を変えていけることもかもしれないという気がしている）、さらに夫婦が足りなくなるといふ悪循環に陥る。

V 武蔵野学院附属の養成所について

武蔵野養成所の出身者として、武蔵野時代には良い思い出がなく、心から感謝している。しかし、近畿の各施設にとって、新しい夫婦職員の不足は施設の運営に関わる死活問題であり、今現在切羽詰まった状況にあるということを理解していただきたい。その上であえて言わせていただくと、今の武蔵野の養成所が夫婦職員の養成機能を果たしているとは言い難い。

自分なりにその理由を考えると、武蔵野学院自体が交替制の多い関東にあり、養成所生に関東出身者が多いために、卒業しても交替制に流れることが要因の一つではないだろうか。また、一年で卒業するため同期以外の交流が少なく、期を超えて卒業生同士の交流がなかなか広がっていかないことも関係があるのかもしれない。とにかく、実際に養成所生同士で結婚することは少なく、その出身者の多数が夫婦で寮を持たないのが実情である。

ではどうすればこの非婚晩婚化の時代に夫婦職員が増えるのか。近畿では施設の枠を超えて若手フリー職員のコンパを開いたり、実習生や大学に宣伝したり、興味を示してくれる原籍校の教員や児童福祉施設の職員を勧誘したりと、さまざまな方法で必死にリクルートしているが、どれも芳しい効果が見られない。この施設は職場結婚も非常に少ないように感じられるのは私だけだろうか。明石学園の若手フリー職員や実習生の多数は、男女問わずこの仕事に強い関心を持ち、将来夫婦で寮を持ってみたいと言ってくれるのだが、なぜか現実問題として同じ志を持った者同士がなかなか結婚せず、実際に寮を持たない。

反対に、既に結婚している夫婦を募って育成し、職員になつてもらうという逆方向のアプローチはどうかと言うと、これもなかなかうまくいかない。実際に公募をかけても応募がない。かつては武蔵野学院も既婚夫婦の養成もうたっていたが、夫婦の志願者が全くいない現状に、今では夫婦の募集を積極的には掲げていない。既婚の夫婦を募って育成するというやり方も実態に合っていないのである。もしそれが一般の夫婦を相手に可能なら、より児童福祉に関心が強いはずの交替施設の職員が、その配偶者とともに夫婦制施設にもっと移つて来てもおかしくなさそうだが、その数も非常に少ない。とにかく知名度を上げることが重要と、情報発信の必要性も強調されているが、それも効果が出るまでに長い時間を要する方法である。

もう一步踏み込んだ、攻めの夫婦職員開発ができないだろうか。

VI 兵庫県職員提案事業

そこで、私は恐縮ながら、兵庫県が毎年募集している職員提案事業に、今年、独自の夫婦職員養成機関の設立を提言してみることにした。

以下はその事業に実際に提案したものである。

〔提案課題別〕

新たに実施すべき施策、行政サービスの向上・改善について

〔提案標題〕

兵庫県立明石学園と兵庫県立大学を活用した、里親および児童福祉施設で勤務する夫婦職員の開発・育成プラン

〔提案の要旨〕

(一) 児童虐待や少年非行、貧困や生活保護受給は、世代間の連鎖が非常に生じやすく、継続的な県の社会的、財政的負担となっている。これを根本的に断ち切るためには、要保護児童を里親等による家庭的な環境において、養育者との家族的関係の下で、丁寧な育てなおす必要がある。

しかし、虐待や貧困などの劣悪な環境で育ち、保護された児童のほとんどが入所する県下の児童養護施設は、大人数の子ども達が同じ建物で生活し、多数の職員が勤務時間ごとに交代で出勤しながら養育する「通勤交替制」を採る施設が多い。彼らは普通の愛情ある健全な家庭を知らずに成長し、適切な親や社会人、家族関係や夫婦関係のモデルを持ってないまま大人になり、子どもを持つ。手探りの状態で子どもを養育を行うため、結局は自身が受けてきた不適切な養育を自分の子どもに繰り返すことになる。いわゆる虐待の世代間連鎖が起こり、犯罪者や貧困世帯の再生産をしまつことも多い。筆者の担当した生活保護家庭で育った児童に将来の夢を聞いたとき、「小さいときからの夢だった水

族館の職員になるか、ダメだったら生活保護を受けて生活する。だって（生活保護を受けて生活できたら）楽じゃないですか」と答えた。非行等の問題を抱えて県立明石学園に入所する児童の親は、かつてその親自身が非行児童だったケースが多く、虐待を受けた児童の親もまた、その親から虐待を受けていた事例が多い。大阪の二児置き去り死事件は記憶に新しいが、これも虐待の世代間連鎖が根底にある。必然的に、いつになっても不幸な子ども数は減ることはなく、また、県の社会保障費等の財政支出も減少することはない（ましてや税収も期待できない）。要保護児童の健全育成は、ひいては社会的、経済的利益を増進し、県の負担を軽減することに結果的に繋がっていくものと考えられる。

負の連鎖を断ち切るためには、その原因となつている親による不適切な養育を、再び適切にやり直すことこそが、根本的な解決に至る唯一の道である。「子育てのやりなおし」が目的であるので、健全な夫婦が親子関係や家族関係にきわめて近い関係を築きながら愛情を持つて児童の養育に当たること、その方法として最も自然であり、最も有効であると考えられる。また、夫婦による子育ての適切なモデルに触れることで、自身が成長して家庭を持つたときに、子育てや夫婦関係、家族関係の根本となり、負の連鎖を繰り返さないための手段を得ることができると考えられる。DVや虐待、貧困や非行、不登校や浮浪、未就労が、家庭内において当然のように存在していた要保護児童の当たり前の感覚にひびを入れ、新たな価値観による感化を促すこと、また、満たされなかつた児童の心を新たな愛着関係の下で癒し、傷ついた自尊感情を高めるために、夫婦による再養育が最も適していると考えられる。

国も、社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化やファミリーホームなどを推進しているが、その理想形は里親等による夫婦を主体とした養育である。県もそれに従つて里親委託を推進してはいるが、現在兵庫県で一六五一名（平成二十四年度）の要保護児童がいるうち一二四名しか里親等で家庭的な

養育を受けられないでいる⁴。これは、四十八都道府県中で三十九位の里親等委託率であり、一位の新潟県の三四・八%に対して七・五%でしかない。ちなみに人口千人当たりの生活保護受給者数は新潟県の八・一人（平成二十三年度全国三十六位⁵）に対し、兵庫県は一八・五人（同全国十三位）である。兵庫県発展のための要保護児童の健全育成には、里親委託児童の割合を増やすことが、必要不可欠の絶対条件である。

要保護児童の健全育成に抜本的な解決策となりうる里親委託を増やすためには、里親となつてくれる夫婦を増やす必要がある。しかし、上記の通り、現状で里親を希望する夫婦の絶対数の不足は否みようもない。里親夫婦の絶対数を増やす取り組みはもちろん必要だが、千人を超える要保護児童を賄うには千組近い里親夫婦を開発育成する必要がある。欧米のように宗教的な下地のない我が国では現実的な目標にはなりえない。里親を増やしつゝ、里親だけに頼らない、「里親家庭的な環境によつて子どもを養育する児童福祉施設」で働く夫婦の人材を増やし、より多くの要保護児童を家庭的環境の元で養育することができないか、というのが、このプランの狙いであり目的である。

(二) この目的達成のため、児童福祉に情熱と適性を持った学生を兵庫県立大学に集め、将来的に夫婦となり、里親もしくは家庭的環境で養育できる児童福祉施設（児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児施設、乳児院等）の職員となつて、要保護児童の育成に携わつてもらい、未来の兵庫県を担う子どもを育てていくことをプランの要旨とする。

(三) また、この事業の発展により、要保護児童の養育に携わる里親や夫婦職員の開発育成の拠点、かつ普及・研究の拠点、または牽引者としての役割を、兵庫県が全国に先駆けて担うことを目指す。

【提案内容】

(一) 兵庫県立大学環境人間学部に奨学生制度を設立する。大学一回生の間に基礎的かつ広域的な社会福

社関連の講義を受けさせ、適正と熱意を持った学生のうち、二回生から毎年二〜四名の男女の奨学生（男女同数）を採用する。奨学生には生活費と学費を賄える額の奨学金を貸与し、卒業後の進路によって返還を免除される規定を作る。免除される規定は、卒業後（一定の返還猶予期間を定めた上で）里親になるか、夫婦でファミリーホーム様の児童福祉施設へ就職し、一定期間（十年以上）勤務した者とする。

(二) 兵庫県立明石学園内に兵庫県立大学環境人間学部の学生寮を建設し、奨学生を住まわせて互いに交友させる。

(三) 奨学金を貸与する代わりに、日中の大学の講義終了後、「小舎夫婦制」で運営されている兵庫県立明石学園（※）の夜間宿直業務を代行させ、また、夜間の学習支援等を行う。三年間の実務経験を積む中で、要保護性が高く多様な問題性を持った明石学園の児童と触れあい、夫婦職員の児童指導に接することで、将来の学生が担う要保護児童育成の糧とする。また、三年間の実務経験により児童自立支援専門員の資格を取得することが可能となり、これを就職に活用させる。なお、現在明石学園で勤務している五名の非常勤夜間宿直員の業務を代行するため、職員五人分の人件費を奨学金に充てることができるとができる。

(四) 兵庫県立大学環境人間学部に新講座「家庭養育学講座」を開設し、県立明石学園に県立大学附属の研究所を設立する。これを里親やファミリーホームによる養育の研究や普及、または非行や貧困問題、さらには家族のあり方そのものといった人類普遍のテーマに関する研究拠点として発展させる。

(五) 実施は県立明石学園および県立大学、県の児童課のタイアップによる。
研究所と学生寮の運営のため、数名のスタッフを確保する。

※兵庫県立明石学園について

兵庫県立明石学園は、児童福祉法第四十四条に「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、（中略）その自立を支援することを目的とする。」と規定された児童自立支援施設である。県が設置し、県が運営している唯一の児童福祉施設であり、県職員が勤務している。明石学園は明治四十二年に創立され、百年以上の歴史を持つ。明石学園の特徴は、児童自立支援施設が伝統的に営んできた「小舎夫婦制」を採用していることであり、他児童福祉施設だけでなく世界的にもほとんど類を見ない独自の性格を持っている。

明石学園においては、寮舎が児童の基本的生活の場であり、寮ごとに形成される十名前後の児童の集団が施設生活の単位集団となっている。寮担当の職員は夫婦（児童自立支援専門員・児童生活支援員）であり、家族ぐるみで寮舎に住み込んで、二十四時間職員と児童が生活を共にしながら、保護者に代わって日々の暮らしの中で児童の情緒安定を図り、全人格を育てることにより児童の自立支援を行っている。これを「小舎夫婦制」、もしくは単に「夫婦制」と呼ぶ。

入園してくる児童の多くは、虐待や貧困などの劣悪な環境で育ち、乳幼児期の発達過程でつまずきがみられる（知的障害や発達障害を持つ児童の数も多い）。そのため、基本的な信頼関係の構築が不十分なため情緒面で安定を欠き、家庭・地域で落ち着いた生活が送れていない。学園では、職員夫婦とその実子が健全な家族モデルを入所児童に提示しつつ、家庭的かつ受容的環境の中で、職員と児童が家族的親子関係に近い関係を築きながら、不適切な養育を受けて育ってきた児童をもう一度愛情をかけて育て直し、将来の自立につながるよう運営を行っている。

つまり、当プランの目的を達するために理想的な環境で運営されており、かつ、百年間の蓄積によるノウハウを持っている。そのノウハウを活かし、将来夫婦で要保護児童を養育する人材を育成する場として、

唯一機能しうる施設と考えられる。

【実施による効果】

児童自立支援施設は、明治三十三年の感化法の成立により、感化院として全国に設立されたことに端を発する。家庭による養育によって全人格的な教育を与えることこそが、不幸な生い立ちを持つ子ども達がもう一度育ち直し、幸福な人生を自らの手で切り開くため、また将来にわたる負の連鎖を止めるための最善の方法であるという崇高な理念を持ち、伝統的に小舎夫婦制を採ってきた。少年院よりも歴史は古く、留岡幸助（初代北海道家庭学校長）、早崎春香（初代兵庫県立明石学園長）、石原登（初代国立きぬ川学院長・兵庫県旧三日月町名誉町民）を始め多くの偉大な先人を持つ。

家庭的環境による小規模ケアの有効性は昨今見直されてきており、神戸連続殺傷事件の少年Aも、関東医療少年院において疑似両親（男性の教官と女性の心理士）による養育を受けて大きな成長を遂げたと報告されているし、⁷ 県立明石学園への措置に家庭裁判所やこども家庭センター（児童相談所）が期待するものも同様である。現在社会的な問題となつてゐる被虐待児童や発達障害児、非行児童に対しても、精神的治療や心理カウンセリング以上に有効であると指摘されている。ゆえに国の児童福祉行政の方針もこれに沿うものになつており、小舎夫婦制はそれをさらに究極まで押し進めたものと言える。

しかし、時代の流れとともに、法律の改正によつて施設の名称が変わると同時に、労働意識の変化に伴つて、寮舎の運営形態において多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、児童養護施設等と同じ通勤交替制にシフトする施設が増えてきた。現在全国五十八カ所の児童自立支援施設のうち小舎夫婦制で運営されている施設は、県立明石学園を含めて、たった十七施設でしかない。

児童福祉行政の国の施策に、これほどマッチしている運営形態はないと言える施設であるのに、現在の児童自立支援施設の小舎夫婦制は衰退の一途である。その理由は、ひとえに夫婦職員が開発育成されない

からである。かろうじて近畿に小舎夫婦制で運営されている施設が多いが、どの施設も夫婦の確保に苦労しており、寮舎の数を減らしたり、一部の寮舎を交替制で運営したりしている施設も多い。募集をかけても、なかなか二人そろってこの仕事に従事しようとする既婚の夫婦は少ない。近畿、関東、中国でも、夫婦制を存続させるべく手を尽くしているが、児童自立支援施設を含む児童福祉施設業界内の職場結婚でもまかなえていないのが現状である。里親がなかなか増えていかないことは、児童自立支援施設の歴史を見れば当然と言える。児童福祉の担い手として、夫婦職員が必要とされることは今まで述べてきた通りだが、その確保は非常に困難な課題であり、現在まで展望すら見いだせなかった。

筆者は兵庫県立大学を母校としているが、筆者の経験上、県立大学生は在学中に知り合った県立大学生どうしで結婚するケースが多い。であるならば、最初から児童福祉に情熱を持つ大学生を集めて、その中から夫婦を開発するほうが、既婚の夫婦を探すよりも効率が良い、夫婦職員確保の打開策となり得る。また、深刻化する少子化の歯止めとすべく、県が苦肉の策として展開している「ひょうご出会いサポート事業」以上に、少子化そのものへの効果も期待できる。

副次的ではあるが、小舎夫婦制は通勤交替制よりも格段に少ない職員数で運営することができるため（児童十名程度の寮を一つ運営するのに、通勤交代制だと夜勤を含めて五〜七名の職員が必要になるところ、夫婦制だと夫婦二名、休日の交代職員一名を考慮に入れても三名で賄える）、児童福祉施設の人員費の大幅な削減が期待できる。しかも、職員数は夫婦制の方が少ない割に、平均すると交替制より入所児童数は多いため、コストパフォーマンスも高い。また、要保護児童から健全な社会人を育成することは、将来の生活保護費等の社会保障費を抑制するとともに税収を増やし、少子高齢化に伴う税収の悪化や社会保障費の増大、または今年過去最大を更新した県債残高によって切迫している県財政を健全化させることに繋がると思われる。将来を見据えたとき、要保護児童の夫婦による家庭的環境における健全育成こそが、長期的な視点から、今、県にとって最も必要な事業の一つではないだろうか。

これだけの歴史と崇高な理念を持ち、児童が直面する深刻な問題を解決しうる施設にもかかわらず、児童自立支援施設や小舎夫婦制の存在を知る県民（国民も同じく）はほとんどいない。夫婦職員の養成機関が兵庫県に設立されれば、日本初の試みであり、里親の育成だけでなく、児童福祉施設の夫婦制ファミリーホームの発展にも多大な貢献が期待される。夫婦制の復興は、古くとも新しい児童福祉の最先端を走る県として、県内外だけでなく国内外にも大きなアピールとなり、家族の絆や地域のつながりを重視した『二十一世紀兵庫長期ビジョン』にもマツチする。なにより、夫婦による子どもへの養育に価値を見いだそうとする試みは、家族を何より大切にしようとする倫理観を持つ多くの県民に対して、大きな共感と賛同を得るものになるのではないだろうか。

VII おわりに

目的が夫婦職員を増やすために一歩でも前に進むことであるので、あえて目にとまるよう事業の規模を拡大し、児童養護施設や交替制への批判の色を強めた。事情もよく知らないのに好き勝手なことを言つてとのお怒りの声は当然のことで、申し訳が立たないが、施設全体と夫婦による養育を必要とする子どもの利益を思つてのこととご容赦いただきたい。スケールを大きくするため、あえて児童自立支援施設の小舎夫婦制よりも、里親を含めた夫婦による児童養育全般を前面に出したが、もちろん筆者はそれも意図に含めているし、それらを牽引するポテンシャルを児童自立支援施設は持っていると思う。また、財政上の否定的意見（兵庫県では阪神淡路大震災以降かなり大きい）を抑えるためにお金の話にも少なからず触れた。プランのポイントは、当てにしにくい既婚の夫婦やフリー職員ではなく、大学生を対象にしていること。学年の違う男女の大学生を、毎年入れ替えながら三年間交友させることで、学年をまたいだ学生同士の広いつながりを作ること。また、奨学金制度の創設により学生に経済的な魅力を持たせること。その奨学金

の返還免除規定を作ること、進路の拘束性を持たせること。免除規定は配偶者を奨学生同士に限定せず（一部の有資格者と結婚しても全く差し支えない）、夫婦となって児童の養育に携わるといふ最終目的のただ一点に限定していること。奨学金は現在勤務している夜間宿直員の人件費から賄うことで新たな県の負担を軽減すること。確保の難しい夜間宿直員の安定供給が見込めること。夜間宿直員の業務を奨学生に代行させることで、武蔵野式の一年間の講義と実習ではなく、三年間の実務経験によって即戦力の専門員を養成すること。大学と繋がった研究機能を附属させることで、児童自立支援事業の発展に役立つ学術的成果が期待できること。また、県立大と県立施設を利用することで、県が主導して事業を進められること等がポイントである。

しかし、兵庫県の財政は、ふくれあがった県債残高により切迫しており（平成二十四年の兵庫県の将来負担比率は、三五・七％で全国ワースト一位となっている）、実際にこの提案が兵庫県で採用されるかどうかはかなり難しいと言わざるを得ない。

ただ、手前味噌であるが、現在の明石学園は、近畿だけでなく全国的にも安定した運営がなされている施設であろうと思われる。夫婦制で運営されている施設の中でも、珍しく夫婦職員の欠員がない。児童の入所依頼も年間を通じて絶えることがなく、全国でも入所児童数は四番目に多い。男子五か寮、女子二か寮、交替寮三か寮で運営されているが、一つの交替寮以外は全て夫婦で運営されており、各寮毎年十二人の定員前後の児童が入所している。しかもこの入所児童数の順位は、明石学園よりも児童数の多い他の施設と比べて、格段に少ない職員数で賄われているの順位である。児童の直接処遇を担っている職員一人当たりの入所児童数の割合は全国トップである（ちなみに、昨年度の受け入れ児童数も全国トップである）。無断外出や措置変更も少ない。それだけ明石学園が安定しており、施設としての力を持っていることを裏付ける一つの証拠である（逆に言うと、常にギリギリの人数の職員で運営されており、寮舎の間をフリーに動ける補助職員の不足に日々頭を悩ませている）。教室では、ＴＴを入れずに二十人前後の児童（原籍

校では指導困難児童であった子がほとんどである)を一人の教員が授業を成り立たせているし、クラブ活動でも男子野球部が近畿大会で三連覇中である。女子バレー部も十七年連続で近畿大会の決勝戦に進出している。もちろん、だからと言って子どもにとって真に教育的だという証明にはならないが(しかし、どの施設がどれほどの成績を長期的な予後調査の結果として持っているだろうか)、学園の運営に児相や家裁からの信頼がなければ、少年院への入所対象年齢が広げられた現状でこれだけの入所依頼があるはずもなく、児童と職員の頑張りがなければ運動クラブの結果も出るはずがないと言える。実際、生活している子ども達は概ね落ち着いて前向きに生活しているし、職員間の関係も非常に良い。明石学園で非常勤職員または講師として一時期勤務していた何人もの若手職員が明石学園でこの仕事に魅力を感じ、他の近畿各施設に活躍の場を求めて夫婦で寮を持ち、もしくはそれを目指して働いている。したがって、私は今の明石学園が児童自立支援施設のために何かできることがあるのではないかと感じている。

ただ、本音を言うと、実際はこの方法でなくとも良いし、兵庫県が主体でなくとも構わない。私は、なによりも児童のために、この施設の小舎夫婦制はこの先も必要だと強く感じているし、小舎夫婦制が残り、発展していきさえすれば良いと思っている。できれば児童自立支援施設業界全体で行動を起こし、この施設の将来に向かう必ずしも明るくない流れを変えていきたい。

注釈及び引用文献

- 1 平成十三年 P・F・ドロッカー 「マネジメント エッセンシャル版 基本と原則」 ダイヤモンド社
- 2 平成二十五年 杉山春 「ルポ虐待―大阪二児置き去り死事件」 ちくま新書
- 3 平成二十五年 厚生労働省 「社会的養護の現状について」
- 4 平成二十四年 厚生労働省 「福祉行政報告例」
- 5 平成二十三年 厚生労働省 「福祉行政報告例」

6 児童自立支援専門員資格の要件の中で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学の課程を修めた大学卒業者で一年以上児童自立支援事業に従事したもの、または高等学校等卒業者で三年以上児童自立支援事業に従事したものが認められている。

実際に夜間宿直員の代行や学習支援が、実務経験の年数としてどれだけカウントされるかは前例がないため分らないが（正確に言うと五人の夜間宿直員の内の三人は庁舎管理である）、資格を取ることがこのプランの趣旨ではないため確認はしていない。夫婦職員の開発と育成が趣旨であり、資格の取得はそれと比べてさほど困難な問題ではないと思われる。

7 平成十八年 草薙厚子「少年A矯正2500日全記録」 文春文庫

8 国立きぬ川学院の精神科医、富田拓氏の講演による

9 平成二十六年三月一日現在、全国児童自立支援施設入所状況による

10 長期的な予後調査のあやふやさがこの施設の一番弱いところではないかと筆者は以前から考えており、臨床試験を受けない新薬開発のような危険性が感じられてならない。新薬を開発する時には、その薬に本当に効果があるのか、逆に害のある副作用はないのかどうか、年月をかけた丁寧な臨床試験をパスして初めて実際に患者に投与することができる。

我々は今現在提供している事業の内容や、子どもに対する想いや理念について発信することが多いが、本来はその事業に対するその後の効果測定をしっかりとやらなければ（しかも一年程度の予後調査ではなく、それを数十年のスパンで不特定の児童について行う必要がある）、この施設が子どもにとって真に必要なサービスを提供しているとは言えない。根拠に裏打ちされていない理念や想いは説得力に欠けるだけでなく、危険ですらある場合もある。生死に関わる新薬開発だから丁寧な検査が必要だとも言えるが、では子どもの養育はそれに比べて重要性が劣るだろうか。

しかし、そういうことを言い出すと、この稿の主張にも説得力がなくなってしまうので自分で自分の首を絞めることになるのだが、どんな支援が子どもにとって真に教育的かという議論に科学的根拠を得るためにも、詳細な長期の経過観察と、その分析ができる研究機関の設立は不可欠である。このデータ採取と分析は個々の施設の努力だけでは限界が

ある。

11 蛇足ながらも一つ提案させてもらえれば、交替制施設から夫婦制施設へのレンタル移籍（出向・人事交流の推進）も考えられるのではないか。交替制施設に勤めている職員の中で夫婦制に興味を持つ職員が、その配偶者とともに夫婦制施設に期間限定で出向し（配偶者は臨時採用や非常勤採用等、正規採用である必要はない）、夫婦で寮を持ってもらうのである。一般の夫婦に比べると格段に夫婦制についての見識があり、興味を持つ人の数も多いと思われるし、キャリアアップのために経験する価値は十分にある。また、現在所属している地方自治体を退職する必要がないため身分は保障され、移籍のリスクはかなり軽減される。合わなければ元の自治体に戻れば良いし、気に入れば完全移籍すれば良い。逆に夫婦制施設から交替制施設への人事交流もできれば（夫婦の片方だけ出向しても良いし、二人とも移籍して交替制施設の中に一つ夫婦制の寮を作っても面白いかもしれない）施設間の交流や刺激にもなる。また、夫婦制施設では夫婦の片方が諸事情で職務の継続が困難な場合、夫婦とも退職せざるを得なくなることが少なくないため、人事交流ができれば人材の有効活用にもなる。



明石学園 体育祭

施設職員に求められる専門性とその育成について

～学園での実践を通して～

鳥取県立喜多原学園 指導課 係長（男子寮副寮長） 内藤 和宏

I はじめに

全国の施設もそうだと思うのだが、近年、入所してくる児童の様子が変わってきているという状況は、研修に行った際、他県の施設職員と話しても、よく聞かれる話である。喜多原学園もそういう傾向にあると感じられる。たしかに十数年前に比べると、深夜徘徊や暴力などを理由として入所する、いわゆる「非行」の入所は減り、被虐待児や発達障がい児など、心のケアを必要とする児童が多くなってきた。また、性加害行動を理由として入所してくる子どもが増え、発達障がいとの診断は受けてはいないものの、疑いを含めると喜多原学園に入所している児童の大半が発達障がいの傾向がある。

このような入所状況が影響してか、以前に比べて集団指導や相手の気持ちを汲み取りながら行動することが困難な児童が増え、指導が困難な状況となっている。ハード（寮舎の形態）、ソフト面（人的な問題）の両面の不足を理由として、一人ひとりに十分な関わりをもった支援が困難な状況が出てきている。具体的には、言葉のやり取りだけでは伝わらず、何度も繰り返し説明しながら伝えていき、生活の質を向上させていくことや、時には絵や図を使って理解を促すなど、個々の特徴をとらえながら支援を行っている。

こういった児童への対応も含め、寮の運営に苦勞している施設が多くなっていることから、今回のテーマが選ばれたのではないかと感じている。

ここでは、まず喜多原学園での職員体系や児童との関わり方の状況を説明した中で、どのようにして専門的に関わり、どのように専門性の向上を図っているのかについてお伝えできたらと思っています。

Ⅱ 喜多原学園の現状について

一 勤務体系と勤務職員について

喜多原学園で勤務する寮の職員は、大きく分けて二つの職種によって構成されている。それは、「社会福祉職」という枠組みで採用された「児童自立支援専門員」と、「保育士職」という枠組みで採用された「児童生活支援員」の二つの職種である。

社会福祉職採用の職員は、県庁も含めた鳥取県全体の福祉に携わり、喜多原学園も含めた直接児童と関わる児童福祉施設（知的障害児入所施設、肢体不自由児入所・通所施設）に加え、児童相談所や福祉事務所などの相談業務に従事する。保育士職で採用された職員は、児童福祉施設に勤務している。

鳥取県の職員採用は、施設単独での採用ではなく、いわゆる福祉職は概ね五年程度で異動することが異動サイクルの方針であるとされている。実際私自身も、社会福祉職として採用され、まず喜多原学園で五年間勤務、その後、児童相談所に四年間勤務、また喜多原学園に戻り四年目を迎え、福祉職の異動サイクルに沿って異動している。

つまり、以前の喜多原学園もそうだったが、かつて多くの児童自立支援施設で見られていたような、同じ職場で勤務しながらその経験の中で「専門性」を獲得するのではなく、短期的にさまざまな事柄を経験

し、また、児童との関わりについての専門性を身につけることが時代の流れから必要になってきている。以上のことをふまえ、喜多原学園として、どのように業務を行い、どのように専門性を獲得することができるのかについて、いくつかのやり取りやポイントを挙げながら説明していければと思う。

二 入所児童との関わり（担当制を主とした関わりについて）

〔入所初期〕

入所児童それぞれに担当職員をつけている。担当職員は、異動がない限り、基本的に、入所から退所までの調整を行う。まず、入所の立会いから入所前の生活状況について聞き取り（児童相談所および原籍の中学校）、入所後は、原籍校及び家庭訪問を実施し、入所前の生活状況や学校での状況を聞き取った上で、入所してから一か月以内を目処に、今後の支援に向けて「支援方針会議」を開催し、その中で児相と協議して、児童自立支援計画を作成する。つまり、入所中の支援方針や退所先や退所時期について方針を出していく。

〔入所中期支援〕

入所中は、担当児童との生活の振り返りを行う。子どもとの関わりの上で、私自身もとても重要だと考える関わりの中で、ライフ・スキル・トレーニング（LST）という活動を行っている。LSTとは、喜多原学園が作った造語ではあるが、児童担当が、一か月に一回程度の外出を児童とともに計画する取り組みであり、買い物や釣りなどを行うなどして、様々な社会経験を行うことで、生活の質の向上を図っていく活動である。その他、帰省日程の調整も含めた家庭環境調整を行いながら退所に向けた支援を行っている。

〔退所期〕

退所時期が見えてくれば、学校等を含めた地域との調整や具体的な家庭環境調整を行っていく。よく聞かれる話ではあるが、退所に向けた環境調整がすんなりいかないケースも増えてきている。前述したが、被虐待児や性加害児童の入所が増えてきており、家庭復帰（地域への復帰）がスムーズにいかないケースが増えてきている。また、児童自立支援施設における支援は達成したものの、家庭復帰することが困難な児童もいて、児童養護施設や里親へ措置変更する児童も増えている。そのため、家庭訪問や施設訪問や児童相談所の協議のため、何度も何度も話し合いを持ったケースも多くなってきている。

これらのことは主として担当が担っていないといけない。言うまでもないが、担当一人が業務の責任を負うわけではなく、同じ寮職員がサポートする体制もあり、また、中堅職員がスーパーバイズをしながら、関係者会議への同行なども行っている。ただし、担当としての責任を持たせながら、入所から退所後のアフターケアも含めての関わりを持つようになっていく。その中においては、児童支援のみならず外部機関との連携も担っていかないといけないため、入所から退所までの支援を通じて、必然的に専門性の向上が図られているとも考えられる。

入所から退所までのおおまかな流れを説明してきたが、これまでの支援に加えて専門性の向上のために必要と考えていることに、他機関との調整やアフターケアなどのケースワークの力を身に付けることが必要であると思っている。その中で、いくつかの取り組みをピックアップしていきたいと思う。

（一）児童自立支援計画票の作成

入所して、まず取り組まなければならないことの一つに、「児童自立支援計画票」の作成がある。私も含めてほとんどの職員は作成に頭を悩ますことは多いと思うが、入所から退所までの児童を支援する

ための大きな指標であり、職員が共通認識を持って関わるために必要なものである。作成の流れは以下のとおりである。

① 入所

② 家庭訪問及び原籍校訪問

入所前の生活状況及び学校状況についての聞き取りを行う。また、訪問することの大きな意味として、家や学校の周りがどのようなようになっていて、どのような所で生活していたのかを実際に見て把握するという意味がある。

③ 支援方針会議

入所後一か月以内を目処に実施。参加者は、状況によって多少は変わるが、基本的には学園職員、分校教員、児童相談所で行う。児童相談所の「援助指針」を元に、入所してからの子ども様子や家庭訪問、学校訪問の状況をふまえて、入所中の支援の方針や家族との関わり、退所時期や退所先との調整などについて確認し、共通認識を図っていく。

④ 児童自立支援計画票の完成

自立支援計画票は、おおむね三か月ごとに見直しを行い、支援内容の変更はもちろん、退所時期や退所場所の変更などがあった場合も内容の見直しを行う。

(二) 入所中の支援

入所から退所まではプログラムがあり、その単元のステップは一から五となっている。そのプログラムは入所期に始まり、初期、中期、後期、退所期とそれぞれに課題項目が設定されており、ステップをクリアして退所を目指していく。なお、ステップの課題は、基本的には年齢や男女に大きな違いはなく、全児童共通のものである。また、次のステップに上がるためには、各寮で協議した上で、最終的には学園と分校の施設全体で会議を持ち、ステップを上げていくかどうかについて検討する仕組みとなっている。各ステップの様子については、簡単ではあるが以下のとおりである。

(三) 児童を主とした関わりについて

○入所期

入所すると、五日間、別棟の家庭舎で生活をする。これは、入所中の他の児童とは一切の関わりを持たせず、入所してきた理由の振り返りと、学園での生活の目標立てと意欲向上を図っていくもので、園の生活が理解できたら、寮舎での活動に合流する。

○初期～後期

主に、入所中の生活についての取り組みを行う期間である。ステップが上がるにつれて、課題レベルが上がっていく。概ね一か月ごとに担当と担当児童が振り返りを行い、自己評価と寮と分校の職員評価を行う。一つのステップをクリアするのは、概ね三か月で目標達成するような課題に取り組む。

○退所期

まさに退所に向けた取り組みで、環境調整と退所後も周りの環境に流されず行動できるように、自分で考えて行動することのできる力を身につけさせる期間である。

三 学園内及び外部機関との連携について

専門性を高めていくことの材料として、問題について個人で考えるだけでなく、周りとの意見交換や連携、情報を収集していくことが求められる。いわゆる、ケースワークすることであり、スーパーバイザーだけではなく、各職員にもケースワークを行うことが求められている。この点について、学園の取り組みをいくつか挙げてみる。

(一) 職員間連携(情報を共有し、チームとして取り組む)

① 一か月に二回の寮会と一か月に一回の指導課会の実施

・寮会——寮全体の運営(きまり、行事、LSTの実施日や内容など)や個別児童の振り返りや今後の支援方針について話し合い、寮職員全体で共通認識を持てるよう取り組んでいる。

・指導課会——学園全体の取り組みについて確認。主に学園として取り組む行事の確認や男女寮間で決まりを確認する。

寮会及び指導課会については、職員が全員参加とし、分校の先生にも参加してもらっており、学園全体としての取り組みについて確認している。

(二) 外部機関との連携

① 一か月に一回、脳神経小児科医師を招いてケースカンファレンスを実施している。

② 関係機関連携として児童相談所や要保護児童対策地域協議会などの関係機関とのケースカンファレンスの実施。特に、退所が近くなっている児童については、学園が行うアフターケアについても協議するなど、頻繁に行われることが多い。

③ 少年鑑別所技官に月に一回程度の児童面接を行ってもらい、特に、外部からの生活意識の向上を図っていくことが、学園の他の資源の活用として効果があると考えられる児童を中心に面接を実施してい

る。

Ⅲ 中国地区の児童自立支援施設の取り組み

中国地区では、十数年前に「中国地区児童自立支援施設『専門委員会』」という研究・協議組織を立ち上げている。「専門委員会」は、各施設が取り組むべき課題について、一つの施設で問題を抱えるのではなく、中国地区の施設で情報交換し、協議を重ね、子どもに対してどのように関わり、職員がどのように対応していけばよいのかを考えていく研究機関である。現在も継続して行われ、年に五回開催されている（各県で持ち回り）。各県の施設から専門委員が集まって協議するが、立命館大学の野田正人先生を特別顧問として、東京家政大学の平戸ルリ子先生、金城学院大学の上村千尋先生、立命館大学の梅山佐和先生、山口大学の岡邊健先生と、児童に関わる各分野の名だたる先生にスーパーバイザーとして「専門委員会」に参加していただき、協議を重ね、各施設の取り組みの参考としている。研究議題についても、年度当初に、各施設から議題を持ち寄って、各年度の研究議題について話し合っているため、その時代にあった議題を論議しているといっても過言ではない。近年では、「アセスメント」、「記録について」、「特別日課」についてなどが議論されており、専門委員はもとより、各施設の専門性を高めている要因でもある。

私自身も、専門委員として三年間参加させていただき、多くの知識と経験を積ませてもらったことも付け加えておく。また、各県持ち回りで開催するため、各施設の職員とも情報共有できることも大きな財産となっており、必ず自県での開催もあるため、専門員にならずとも多くの職員、そしてスーパーバイザーの先生方とも意見交換できる貴重な場となっている。

Ⅳ おわりに

私が考える児童自立支援施設の専門性とは、一言では表現できないほどの難しさがある。入所している児童が多種多様になってきているという現実や、専門性という言葉の難しさも私自身が感じているからである。私自身、「専門性とは何か?」と問われたら、一瞬、言葉に詰まると思う。専門性とは、多くの知識を持って児童と関わることも必要であるが、個性豊かな児童が入所している現状として、個人の特徴をつかみながら対応する能力も求められると考える。また、その個を活かしながら集団での生活指導を行っていくことも重要である。そして、知識を持って関わるだけではなく、自分がもともと持っていた特技や技能や子どもに対する思いを生活の中で子どもと共有し、それを生活の質の向上に活かしていくことも重要だと考えている。

喜多原学園は、今年度、子ども数の数が野球の試合の出来る人数（十人）が揃ったことから、十数年ぶりに中国地区少年野球大会に正式参加することができた。私が喜多原学園に関わってきから、十数年…、初めての単独チームでの参加であった。幸いにも、私は小学校時代から現在に至るまで野球を続けており、高校時代には多くの高校球児と同様に、憧れの地である「甲子園」を目指した者の一人である。正直、その経験があるから、喜多原学園での野球指導に大いに活かされていると感じている。

結果については、やはりそんなに甘いものではなく、一勝も出来ずに終わったが、実に楽しく、自分にとっても貴重な経験をさせてもらった。スポーツの指導は、先ほどから話している、個を尊重しながら、集団での活動を助ける、大きな事柄の一つであると考えている。三十年近く野球に取り組んでいるが、あらためて学ぶことが数多く、日々勉強、そして一緒に行動して同じ目標に向かっていくことの大切さをあらためて感じさせられた経験であった。

また、賛否両論いろいろな意見はあると思うが…、個人として、異動して他職種を経験することも専門

性の向上につながっているとも考えている。前述したとおり、私自身、十三年目を迎える福祉職人生の中で、喜多原学園に勤務した後に、四年間児童相談所で勤務したことは、再び喜多原学園で勤務することになった自分にとって、大きく影響していると考えている。周りから見ただけで、喜多原学園として取り組まないといけない部分が見えてきたところもあると感じている。

今後、若い職員には、喜多原学園で子どもと一緒にたくさん活動し、成功や失敗の繰り返しを経て異動をして、多くの経験をした後、再び喜多原学園で勤務し、こよなく専門性を発揮してくれることを望む。そして私自身もさらなる経験をいろいろな形で子どもと関わる力を身につけることを目標とし、本日も中国地区駅伝大会に向けて児童とともにランニングをしてこようと思う。

「感」じて「化」わる

愛媛県立えひめ学園 主任 伊藤 豊

この原稿を依頼された率直な感想は「自分には専門性を語る資格もないし、ましてやその育成などんでもない」である。しかし、本題が自分に問いかけ続けているテーマであることと、この責務を実行しない限り、自分の「先」がないという強迫観念もあり書かせていただくこととなった。

I ひよこ

十五年前、大学の実習生としてえひめ学園の門を叩いた。学校教育が導入される前であり、名称は児童自立支援施設に変わっていたが、まさに「教え護る」という場所に大いなる魅力を感じた。何しろ子どもと職員全員が何をしてもしもキラキラ輝いて見えた。自分の存在意義を見出せない当時の私は「ここなら自分も成長できるかも」と本気で思った。その後、国立武蔵野学院付属児童自立支援専門員養成所の五十五期生として、何もできない未熟な一年を同期の仲間と先生方に怒られながら支えられながら過ごし、埼玉県立埼玉学園で未熟な結果、多大なご迷惑をおかけした一年の職歴を経て、現在えひめ学園で十二年目を迎えた。えひめ学園では、最初の四年目で男女全三力寮を経験し、どこに居ても戦力にならない月日を過ごし、現在は男子のいしづち寮で勤務している。この世界に関わって十五年。えひめ学園では直接指導職員

のちようど真ん中の立場である。一般企業で言えば、実績がなくても十分な中堅職員である。しかし、恩師（？）でもある武蔵野学院の寺岡寮長先生（寮母先生は実際に恩師）がだいぶ以前の全国研修で一緒にしたとき「まだ自分は教護で十五年のひよっこですが」と挨拶されていたのをいつも思い出し、その職歴に近づきつつあっても、まだまだ「ひよっこ」にもなれていないといつも戒めている。

Ⅱ 「困難」の枠を超えた状況

処遇困難児は、どの時代にも存在し、その常々で職員の在り方が試されてきた。しかし、語弊を招くかもしれないが、その「困難」の枠すらも越える児童が多く入所しているように感じる。

発達障がいや虐待の二次障がいのような症状が大なり小なりあるのは当たり前。それに付け加え、幼児が身に付けるべき基本的生活習慣や規範概念すらない児童・底のない愛着障がいを抱え、粗暴性が増し続け、園内外で対人暴力や器物破損が増し続けた児童・パースナリティ障がいの診断を受け、児童自立支援施設の日課が実施できない児童・最大の武器である大人と子どもの「情」を基本とした信頼関係すら通用しない児童・鑑別所の審判で入所しても、その意味すら理解しきれず入園当初から規制が効かない児童…。

児童自立支援施設は児童福祉施設の「最後の砦」である。しかし、専門性を身に付けていても対応する職員は生身の人間である。特にここ何年か、毎年のように起こる集団処遇から逸脱し別寮での個別対応を余儀なくされ、鑑別所送致や武蔵野学院への措置変更が続くことで、個人的にも疲弊した。三六五日、骨身を削っても起こり続ける事態に、自分の存在意義すら疑問を抱いた。「自分が関わることで子どもを不幸にしている」と。どんな慰めの言葉も傷口に塩を塗るような日々である。

根本的な原因は様々考えられる。入所児童は選べないが、児童自立支援施設の集団処遇が適切かどうか

の判断や、入所前に支援の在り方をより明確にしてくれる指針があやふやな各関係機関全体のスキル不足、処遇困難になっても対応できるハード面（観察寮的に別対応ができない・またその人員もなく、やむなく個別対応の際には寮職員が二か寮を稼働させるなど）の不備。スムーズに一時保護や措置変更ができない各関係機関の連携不足。またその対応できる施設等がない。すべて言い訳に聞こえるかもしれないが、二十四時間対応する直接処遇者としては死活問題であり、早急に改善すべき点であると考ええる。そして一番は自分を含めた職員側の問題である。専門性のなさ、すべての力不足は本テーマにもあるように言うまでもない。

Ⅲ 自分には何も無い

ここ数年、数々の処遇困難児の対応を直接行ってきた。交替制である当学園では、一人ではできないことだらけで、すべての面で様々な職員の方々のフォローが必要不可欠であり、連携・組織力こそが生命線である。そのことを重々理解した上で、そのような児童と信頼関係が築けていることに気付いた。…というより、その処遇困難児たちから直接そのように声をかけられることで気付いた。「豊先生なら…」と。おこがましいことであるが、「なぜ豊先生は対応できるのか」と職員の方々から言われることがある。例えば、処遇困難児に厳しく指導しても反抗されにくい・暴れまくっている児童を落ち着かせられる・児童がどうしようもない状況のとき豊先生に話を聞いてもらいたいと漏らす等…。もちろんすべての児童に当てはまるものではない。しかし私は断言できる。自分には「指導力がない」と。私のことを昔から多少なりとも知っていたいている方なら納得していただけることだろう。

私にはこの世界を目指したところから、確固たる指導できる術がなかった。養成所時代には、同期の十五名のことをうらやましく思いながら一年を過ごした。全員何かしらの武器があった。私にはなかった。そ

これは、就職した埼玉学園でも同じで何もできない。何もできない日々は苦痛で、自分で考え動かないと、子どもに対する役割すらなかった。「おまえのやっていることは教護ではない」叱咤激励ですら、当時の自分には針のむしろ状態であった。この世界を目指すことになった場所、えひめ学園でも同じ状態であった。勤務をして一か月が経ったとき、上司に「一か月見てきたけど、武蔵野や埼玉でも同じ状態であったのか？」と言われた。恥ずかしながら凶星であった。野球は今でも大嫌い・ソフトテニスはできれば見たい・陸上に関しては走るのなんて耐えられない。そんな状況で「W I T H の精神」には程遠い。何より当時の学園の先輩方には男女年齢を問わず、全員何かのスペシャリストであった。少しくらい何かができるでは全く太刀打ちできず愕然とした日々が続いた。このとき「自分には何もない」と改めて確信した。

そのことを裏付けるように当学園での一年目は特に、自分が勤務中は帰れない、帰らない寮長・寮母先生。たった三人しかいない寮児童に好き勝手生活され、「先生の時は掃除がさぼれる」と面と向かって言われた。そして四人目が来たときのどうしようもない絶望感……。どれもこれも自分の力のなさが原因であった。そんな職員としてどうしようもない私にも転機となった事例がいくつかあった。

IV 事例

一 言葉を超える

当学園勤務初年度の二人目の新入生Mは、入園二か月半の間、一言もしゃべらなかつた。寡黙状態に学園での処遇が適切なのかという声が出始めた。ひたむきに職員が寄り添うしかない状況の中、私も逃げ場がなく寄り添うしか道がなかつた。当時のあたたかい児童たちの受け入れもあり、何とか日課に沿って行

動することができた。日直の「いただきます」の声出しも毎回言えるかもと待ち続けた。帰寮時、Mが私の肩をたたいて寮を指差し、私の目をじっと見つめたとき、「先に帰ってみんなのスリッパを並べてくれるのか？」と聞くと笑顔でうなずいた。いつしかMが思っていることをしぐさや表情で理解できるようになった。そのような様子を見てふと、現支援課長の佐藤先生が「先生はもうMと会話しているよね」と言われて気付いた。言葉という媒体でなく、必要なのは特性を見抜き対応し、心を通わすことの方が大切であると。そして忘れもしない平成十六年一月七日、Mが日直のときの昼食、みんなの前で「いただきます」と言った。寮の児童とみんなで万歳三唱をしたのを今でも忘れない。

二 「おまえのことだけは信用しない」

今までの職歴で大なり小なり差はあるが、必ず信頼関係を築けてきたと思うが、唯一気薄であったのが二年目の終わりに入園した男子Tであった。退園するまで「おまえのことだけは信用しない」というオーラが出ており私の掌中に入ってこなかった。当学園は担当制ではないが、主にTの渉外をやらせてもらったが毎日逃げ出したい気持ちであった。大きく反抗されることはないが、確実に自分には目が向いていない。何度も就職や通院の送り迎え、卒業式も一緒に行ったのに私には苦痛でしかなかった。恥ずかしながらTに面とむかって「俺のこと避けているだろう」と怒鳴り散らすこともあった。Tは見透かしたように笑みすら浮かべていた。退園した時は心底安堵した。もう関わらなくて済むと。少ししてTが少年院に入所したことを知り、初めて振り返り気付いた。「自分がTから逃げていたせいだ」。そして居たままになくなりTに手紙を出した。私が逃げていたことが今回の入所に繋がったと一人の人間として謝罪した。数か月後、Tの母親から私に電話があった。「Tが面会の時に先生の手紙を見て、絶対に直接会って先生に謝罪したい」と。根は大変律儀な彼らしさであった。そして言葉通り出院して次の日すぐに私を訪ねて

くれ会った瞬間に二人で泣いた。その後、Tは通信制高校を卒業し、報告にも来てくれた。またTの大切な父が亡くなった時、自分の弱さと不安を吐露する電話をしてくれた。Tは誰よりも素直な尊敬する人間である。関わりは学園だけではない。処遇の完結と言えるものは職員次第である。それ以降、少年院や鑑別所、措置変更先へ入所すればまずは自分の非を認めて謝罪の手紙を続けている。そしてまた子どもと繋がれた喜びも味わっている。

三 学園全体の役割としての存在

学園四年日は、女子寮への異動となり、大きなターニングポイントとなった。前年に女子寮の処遇等の困難があり、大幅に職員が入れ替わった。そして任された大きな役割は、残ったAの高校生処遇のスタート・女子ソフトテニス部の監督の二本であった。高校生処遇ではAの窓口を任された。当学園の高校生処遇は信頼関係を構築してスタートさせるのが通例であるが、それをマイナスからスタートさせた。Aとどのように信頼関係を築けるのか？Aのためには当時二十代後半であったが、当時の阿部係長のご指導の下、親代わりになることはすべて行なった。Aの帰園を勤務に関係なく毎日待ってただ「おかえり」と言うためにだけに職員室に残った。また今まで女子児童には許可していない、高校の強豪ソフトテニス部にも入部し、応援や練習試合、大会の送迎も行なった。三年時には副主将にもなり、高校総体では、地区・県を勝ち抜き、四国高校総体まで進出した。三年時に高校で謹慎になり、卒業も危ぶまれたが、謹慎日課を一緒に行き、校長室で謝罪したことも今では良い思い出である。女子寮の指導は学園全体の生命線である。今まで培った自分の長所・指導法・達成感・信念・こだわり等、子どものためにならないと思つたものはすべて捨てた。学園全体に必要な役割だと認識したとき、嫌だろうが何だろうがやるしかないという危機感があつた。交替制の職員である私は、学園外でのプライベートすら子どもに伝わると本気で思つて行動した。同居し

ていた祖母の通夜の席で、退園生が問題行動を起こしたと聞き、迷わず退園生を選んで抜け出したり、テニス部で四国大会に優勝するまではと部活動期間中、友人の冠婚葬祭にも一切参加しなかった。三年連続準優勝に終わったときは、監督に甘えてオフシーズンの陸上期間に目が向いていないことが影響していると一日も休まずに練習に出た。人として破綻していたが、そこから元来の甘い人間性を子どもに悟られるのが怖かったのである。そこまで自分を追いつめた。そしてその姿勢は決して正しくはないが、女子児童たちには危機迫るものがビシビシと伝わったらしい。存在そのものが規律になつていたと後に言われた。テニスを全く知らず、学園テニスの伝統も引き継げなかった私は練習をさせるのにも相談することができない状況で、そのように覚悟を決めた。いや目指さざるを得なかった。テニス部の監督時代には、すべての年代で団体戦優勝・準優勝させた結果よりも、鬼のような（実影では鬼扱いされていたと退園生から言われた。）生活・テニス指導についてきてくれた子どもに只々感謝の気持ちでいっぱいである。子どものためになるなら自分を捨てることができた。苦痛でしかなかったが、全体の役割とはそういうものであると痛感した。

四 寮の枠を越える

女子寮時代に、男子寮で培った自分の長所をなくしたくないという気持ちもあつた。そのとき出会ったのが、発達障がいが見著なRであつた。入園してきてからすぐこの子の指導ができないと、学園全体の指導に関わるという危機感があつた。担当寮ではないが、分校活動・部活動で一緒になる。全体のためにRとの関係を作る必要があると感じた私は、女子寮や高校生の処遇はもちろん第一に行い、高校生のAが帰園するまでの時間を利用し、関係作りを行った。また、当時、男子寮で若い女性職員が一人で勤務していた状況中に顔を出し少しでも役に立てればと思つた。もちろんRだけ特別扱いはできないので、他児にも

ちよっかいをかけた。しかし、Rと私との関係作りが自分たちの生活にも好影響があると男子寮職員が説明をしてくれたおかげで、特別扱いという目も少なかった。Rとは最後まで一緒に寮にはならなかったが、R自身が私の「一番弟子」であると公言し、寮職員の懸命の処遇のおかげでみるみるうちに落ち着いた。退園後も繋がりは深く、父親的な悩みは母親代わりの田井野先生から相談を受けて話をした。一緒に食事をして私の相談まで今はすることもある。どっちが親かわからないが……。現在Rは高校を卒業し、大学生になった。

また、同様に後に小学生で入園してきた男子Kとも関係作りを行い、Kが中三時には、Kが学園全体のキーパーソンになるとしてその男子寮に異動した。多々問題行動があったが、その関係作りが活き、「外様」の自分に信頼してくれることが多かった。不適応時にはKが私を求め必ず対応させてもらった。えひめ学園は小さな施設である。自分の寮の子という考え方ではなく、職員全員が自分たちの子どもであるという考え方が必要である。

五 「これからも支えてください」

近年では男子児童EとOに関しては、学園で不適応を起こし、武蔵野学院送致となった。双方から移送の際に「できれば豊先生に付いてきてもらいたい。」と打診があった。：自分が見捨てたのに、子どもはそれでも求めてくれる。：二人目のOを送り届け帰る時、東京近郊で倒れた。もう心身の限界はとっくに越えていた。

Oは乳児院・児童養護施設を経験して不適応を起こし、中一の夏に学園にやってきた。底なしの愛着障がいであった。学園一の女性職員である毛利（旧姓岡野）先生が中二のときに本児のために転寮となり抱え込んでくれた。三歳まではスムーズに赤ちゃん返りしたが、その先に進むにつれ、愛情を求めるが故の

不適応が顕著になり、対物・対人への暴力行為へとエスカレートしていった。それでも最後まで一切逃げなかった毛利先生の姿勢には感服しかなかった。しかし園内外でのさまざまの暴力行為でついにOを集団処遇することが不可能になった。しかし、措置変更すらできず、個別寮で対応しようやく鑑別所に収監。本来は少年院送致が妥当であるが、年齢等の問題で学園に戻ってきた。個別対応を開始したが不適応。児童相談所に一時保護されるが、それでも不適応。再び学園に帰ってくるようになった。学園全体が途方に暮れた時、私は覚悟を決めた。「私に対応させてください」と申し入れた。精神科のある松山記念病院への入院・鑑別所への再収監・武蔵野学院への措置変更の流れが微かに整いつつあったが、そのつなぎの個別対応ももう不可能であった。Oに対応できる職員がいない・体制もない。O自身が「豊先生以外はもう無理」と吐露していた。Oと個別に二十四時間マンツーマンで付き合い、今まで生きてきた中でOが経験したことのない「学園に来てよかった」という思いを共有することが「次」に繋がり、Oのこれから生きる「糧」になると祈るしかなかった。一週間すべての時間食事も入浴も就寝も何をするのも一緒。何も連絡せず突入したため、身内から私が生きているかの連絡があったが取り次ぎもできなかった。不安で夜泣くOを時には抱きしめ、大きな体のOを赤子のように寝かしつけた。合算すると三十日近く本児とマンツーマン過ごした。ようやく入院してから六十キロ先の病院へ勤務後や休日に洗濯をしに行ったり、許可が出てからは何度も一緒に外出した。親なら当たり前にすることをやり続けた。Oが私のことを心配し、「無理しないで下さい」ともらした。「親代わりなら当たり前」と言う嬉しそうに泣きじゃくった。ふと一緒に行った温浴施設で、裸の大きな体をそっと摺り寄せてきて「豊先生がパパなら良かったな」と。そして「えひめ学園に来て良かった」と泣いた。個別処遇から半年の月日がかかってようやくその境地に辿り着いた。その後、武蔵野学院送致の際、鑑別所に迎えに行き、一緒に埼玉まで行った。Oが最後に号泣しながら、「支え続けてくれてありがとうございます。これからも支えて下さい」と言った。私はそれを聞いて人生で一番泣いた。そして前述通り倒れた。私の持っている以上のものを注いだ結果であった。Oは

武蔵野学院でも担当寮の笠松先生を中心に多大なご迷惑をおかけした。ご夫婦お二人とも養成所の後輩であるが、二度と頭が上がらない。えひめ学園でできないことすべてをしていただいた。何度か面会もさせてもらい、最後には本児と簡易なショートステイもした。寮母先生の計らいでOからサプライズの感謝状も貰った。入所した時と同じく、「これからも支えて下さい」と。私は同じく泣いたが、Oは立派に笑顔で対応してくれた。Oには何度も泣かされた。Oは武蔵野学院を退所し、今も紆余曲折しているが、必ず連絡をくれる。いつもニコニコとした電話で、私を心配させ、励ましてくれる。Oからは貰ったものは計り知れない。綺麗ごとで済まされなことだらけであった。しかし、はつきり言えることはOのおかげで今も私は「生かされている」。なぜなら、彼は私の「存在」を認めてくれたから。純粋に私の「存在」を欲してくれた。

V 「認めてもらいたい」

様々な事例を書かせていただいたが、もし私の口から言えることがあるとすれば、私は人として子どもに「認めてもらいたい」という気持ち強いことぐらいである。子どもを「認める」「教える」「自立させる」そんなスキルは毛頭ない。とにかく一人の人間として「認めてもらいたい」のである。だから私には専門性も他人よりないと断言できる。今まで出会った大人とは違うよと、私の存在を「感じてもし伝われば化(か)わってほしい」私の根底にあるものは「感化」である。根底にそれがあれば、どんな特性が子どもにあっても、一対一で繋がれると子どもが証明してくれた。生半可なものでは通用しない。長年のこのスタイルが仇となり、実は執筆中に倒れてドクターストップが掛かり休息を余儀なくされた。情けない状況で説得力もないが、その姿すらも子どもに見てもらって感化してもらいたい。二十歳のとき癌を患い四度手術した結果、体力も決してない。現在までやってきたこのスタイルで周囲に多大なる迷惑をお

かけたことは大いに反省している。しかしこうして子どもと対峙してきたことには一ミリも後悔していない。心身ともに破綻した今もそう言い切れる。子どもが私にそう教えてくれ続けている。その上でもし専門性と言わせていただくなら、子どもに「無様」を認めてもらい、「生き様」を感じてもらって初めて関係作りがスタートする。

更に特性を見極め対応できる感性と知識を知る努力、経験してきたことをすべて活用することが必要と考える。「このタイミングで注意すべきか」「全体の状況は」「その後のフォローは」「どの先生が勤務か」…。いつも頭をフル回転させて対応させてもらっている。W I T H の精神は当たり前。部活動で子どもと同じようにメニューを消化し、無様に倒れて吐きまくっている姿をこの後の勤務に支障があるとか、先のことば考えない。その先を考えた時点で子どもに見透かされる。事例も書いたが、やっているフリは見透かされるのが怖くてできない。本来の自分ではないかもしれないが、本来の自分では全く通用しないからこそやらざるを得なかった。

VI 「先」の自分と児童自立支援施設

もっと難しいのは、専門性を伝える（育成）である。根本的には「背中を見て感じて下さい」としか私には言えないが、豊先生しかできないとよく言われる。私からすれば「皆さんの方がスキルはありますよ。少なくとも私よりは工夫次第で何でもできる」と言いたい。そして、私には大きな欠陥がある。子どもと一対一なら何とかできるが、それを交替制の集団処遇で対応しきれていない。悪く言うとスタンドプレーで更に集団処遇ができていないととれる。そして現在、きぬ川学院の大森寮長・寮母先生は養成所の同期。昨年まで武蔵野学院にいたので前述の〇の面会時にはいつも泊まらせていただいた。（というより連絡しなくてもありがたいことに寮母さんが準備してくれていた）そこで言われたことが、寮長先生から「お

まえのやっていることはたった一人で熱心な夫婦制のやり方をしている。組織としてチームとして機能しないと意味がない」そして寮母さんからは、「私も県立での経験もあるから、今のスタンスをやり続ける」と逆にあなたが周囲から浮いて大変になる。そしてその結果、子どもにも影響して他の先生にもしわ寄せがくる」と同期だからこそ率直に言ってもらった。職歴を重ね、見た目の成果も出てきた自分にアドバイスや注意をもらうことが少なくなり、行き詰りつつあった私にとっては大変有難かった。私の自己満足だけでは周囲も困るし、本当の連携や組織力とは言えない。

今現在も、当学園では困難な状況が続いている。倒れる前、同僚から頼っていたことが多くなっていたが、最近は、私自身の存在が様々な面で同僚への足枷になっているのではとも考えている。自分が居ない方が学園にとっても子どもにとっても良いのではと。私も学園もそして児童自立支援施設全体も夫婦制も交替制も岐路に立っている状況は間違いない。「在り方」を議論し合い、個人スキルアップして組織として機能しなければ「先」はない。

個人として今まで倒れるまで子どもと向き合ってきたことには一切後悔はないが、これから「先」の自分自身には、どういった形であれ、専門性や育成についても研鑽していく必要があることは必須である。一人では何もできない。子どもを本当の意味で「感化」させたいのなら尚更である。

とにかく私はどんな形にしろやはり子どもに「認めてもらいたい」のである。子どもに自分の存在意義を見出してもらったときの一瞬の達成感のようなものために、延々続く困難な日々と子どもに立ち向かうのであろう。

二豊学園での勤務を振り返って

大分県立二豊学園 児童自立支援専門員 河野 大地

I はじめに

私が二豊学園に勤務し始めたのは平成二十二年でした。

日々の業務に追われながら過ごしてきましたが、気が付くと早いもので五年目になります。これまでを振り返ってみると、一年目はとても大変でした。二年目もとても大変でした。三年目、四年目もちろん大変でした。そして五年目も…

そのような大変な日々を、この機会に改めて振り返ってみようと思います。それが、現在入園している子どもたちや、この先入園してくる多くの子どもたちへの支援に、少しでもいいので何か繋がればと思います。

私は、学生時代に、児童養護施設や児童相談所で実習を受け、そこがどういうところか少しだけ知る機会がありました。また、病院のMSW（メデイカルソーシャルワーカー）や介護職員として福祉関係の勤務経験はありましたが、実際に児童福祉の分野で働くのは二豊学園が初めてでした。

そういうわけで、学園で働き始めた頃は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、環境上の理由により生活指導等を要する児童に対して入所・通所による指導を行い、その自立を支援し、あわ

せて退所した者についての相談援助を行うことを目的とする」という児童自立支援施設が一体どういう所なのかということの理解も不十分だったように思います。

人口が一人にも満たない片田舎の平々凡々な家庭で育った自分からは想像もできない、複雑かつ劣悪な環境で育った子どもたちも多く、その子どもたちが窃盗や深夜徘徊等の虞犯行為を犯したり、ADHD等の発達障害を抱え家庭や学校に適応できなかったり、児童養護施設や里親等に措置されてもそこで何かしらの問題を起こしてしまったり、家にも帰れず、施設にも馴染めず、行く場所が二豊学園しかないからという理由で入所してくるケースも数多くありました。

「この親じゃなかったらここに來ることもなかったのに」と、次々入所してくる子どもたちの笑顔を見て心が痛むこともしばしばでした。

さて、二豊学園について述べていきたいと思えます。学園には、男子寮（定員十二人）が二つと女子寮（定員八人）が一つあります。男子寮の場合は、一つの寮に主に反社会的な子どもたちを、もう一つの寮には主に非社会的な子どもたちを生活させるというように大まかな住み分けを行っています。私が新採用の年に配属されたのは、後者の非社会的な子どもが多く在籍する寮でした。そのまま、その寮で五年目を迎えています。

子どもたちは、これまで育った環境から離れて、安心・安全な環境が提供される寮で過ごします。二豊学園の基本理念の「心のふれあい」を大切に、「見逃さない、あきらめない、分かち合い」の精神で子どもたち一人ひとりに対してきめ細かな支援を行います。

その中で、それぞれが持つ良さや課題をさまざまな形で表面化させ、それを契機として愛情を持ち、根気強く関わるのが求められました。しかし、初めのうちは、特に子どもたちとの関係作りや関わり方にとっても苦労しました。声の掛け方から注意の仕方等、すでに在籍していた子どもたちとだけでも大変なのに、次から次へと新入生が入ってくる中で四苦八苦していました。

反抗や罵声は日常的で、時には暴力を振るわれることもありました。どうすれば自分の気持ちを伝えられるのか、毎日のように悩みました。

しかし、子どもたちは、これまでの大人との関係から不信感や警戒心が強く、簡単には心を開いたり、信頼してくれたりするわけありません。ましてや私が新採用ということで、どこか甘く見られていると感じながら、すぐには答えも出ないことにあれやこれやと思いを巡らせ、頭を抱えたこともありました。そのような状況でしたが、寮長はじめ周囲のスタッフにいろいろな形で支えられながら、どうにかこまでやってくることでできたのだと思います。

Ⅱ ある入園児童の思い出

五年間でいろいろな子どもたちと関わってきましたが、特に印象深く記憶にあるのは、ある年の四月に入園してきたA君です。学園に入所する十日程前に中学に入学したばかり（すでに一時保護中だったために、他の生徒とは別の時間帯に校長室にて一人だけの入学式が行われた）で、ADHDの診断がついている新一年生でした。

強面の上級生の中に一人だけ入ってくる一年生だったので、受け入れる側の我々も十分に配慮していかなければと考えるやこれやと心配もしていましたが、もともとの人懐こいキャラクターに加え、愛嬌もあり、小学校からやっていた野球も上手で、すぐに周りに溶け込み、寮の中だけでなく、学園のムードメーカー的な存在になっていきました。口が達者で、時には軽はずみな行動や人を見下したような発言も見られましたが、児童・職員問わず誰からも好かれる子どもでした。

それから一年以上経った中学二年の十二月から観察登校（学園に籍を置いたまま家庭から学校に通い、問題なく学校生活を続けることができるか判断してもらう。A君の場合は、保護者が引越しをしたため、

全く登校歴のない中学校での観察登校であった。)を行うことになりました。小さな問題はありましたが、なんとか観察登校も終わり三学期に笑顔で退園していきました。

A君は、中学校では野球部に入部し、外の荒波に揉まれながらも家族に支えられ頑張っていました。

しかし、夏の大会が終わり、同級生が受験モードにシフトするのに付いていけず、学校にあまり行かなくなっていました。大きな問題を起こした訳ではありませんが、このままではよくないと考えたA君自身の希望もあり、中学三年の七月に学園に舞い戻ってきました。

その当時、私の担当する寮は落ち着いた状態とは言えず、次から次へと何か問題行動が起こっていました。そのような状況でしたが、以前よりも大きく成長したA君が戻ってきたこともあり(それだけが理由ではないですが)少しづつ雰囲気も変わり始めました。しかし、学園生活に慣れてくると悪い面もちらほらと見られるようになり、周囲に迷惑を掛けることも度々ありました。無断外出や喫煙等の問題行動も起こしましたが、そこから、どうにか軌道修正して、みんなと一緒に受験勉強も頑張り、希望の高校へ合格することができました。

高校に入学してからは、こちらが思っていた以上に学習や部活に頑張っていました。高校を訪問し、学校での様子を教えて頂いても、時々学校を無断で休んだり、同級生をひどくからかったりという話も出ていましたが、先生方に熱心に関わっていただき大きな問題もなく高校生活を続けていました。

このまま、順調に高校生活を続け無事に卒業してくれたらと考えていましたが、A君は、在学中に学園の同級生で高校を中退していた子どもと一緒にひったくり事件を起こし、高校は中退することになりました。今は少年院に入っています。

A君への思い入れも強く、高校を無事に卒業してくれると期待していただけに事件のことを知らされたときはとてもショックでした。

Ⅲ これから

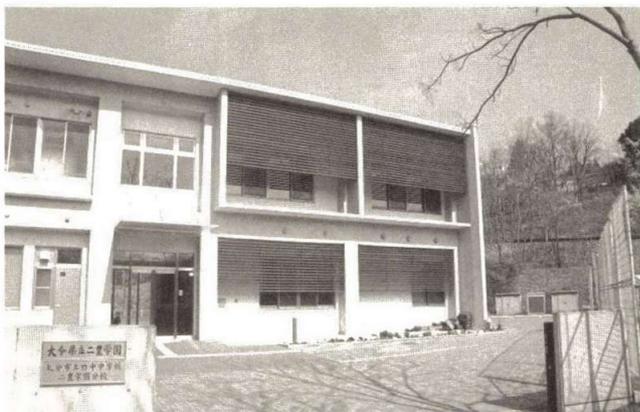
学園にやって来る子どもたちは、ここでいろいろな大人と出会い、たくさんの経験を積み重ね、それが少しずつ成長していきます。そして、前に進むことを学び、夢を抱き自分の道を切り開いて退園していきます。

しかし、退園してから、外の環境と学園とのギャップに苦しみ、人間関係がうまくいかなかったり、元の交友関係に流されてしまったりして、必ずしも順調にいかない子どもたちも多くなります。

日常の支援は、非常に根気を要します。子どもの様子に憤慨したり、時にはあきれ果てたりすることもあります。しかし、子どもたちが見せるわずかな変化や成長、退園生の「頑張ってますよ」の連絡で、私の方が子どもたちからエネルギーをもらっているのも事実です。

子どもたちが学園で生活する期間は、一〜二年程度がほとんどです。十数年生きてきた環境から離れても、もともと育った環境で身につけてしまったものは大変根深く、なかなか変わりがることが難しい子どもたちもいます。しかし、我々学園職員が日々真剣に、そして真摯に関わることで、何か変わるきっかけを見つけられたり、子どもの中に何かが印象に残ったり、学園生活がどこかで心の支えとなったりすれば、その子ども今後の人生にとっては大きな意味を持ちます。

長い目で見れば、学園での生活はほんのわずかで、その後の人生の方がずっとずっと長く、私の関わりは、その子の人生のほんの一瞬だけです。学園の中で成長してもらいたいのはもちろんですが、その先の人生で、その子どもが幸せになれることを願って、これからも子どもたちと過ごしていきます。



児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童 に関する実態調査

〈児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告〉

関西福祉科学大学社会学部 教授 遠藤洋二

I 児童養護施設における児童の暴力的逸脱行動と措置変更

筆者は現在、児童養護施設に入所する児童による身体的、性的暴力を中心とした集団的逸脱行動によって、危機的な状況にある児童養護施設を念頭に置き、集団的逸脱行動の緩和、あるいは解決に向け、児童相談所（措置機関）・児童養護施設（当事者）等が行う介入的アプローチに関する調査研究を実施している。平成十二年度に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」（法律第八十二号）が公布、施行され、虐待相談が急増する中、多くの被虐待児童が児童養護施設に入所することとなった。児童養護施設関係者からは、「当該児童の中には、反応性愛着障害や広汎性発達障害などの課題をかかえる児童も少なからず存在し、施設や学校において不適応行動を繰り返し、時として施設全体を巻き込み、適切な施設運営自体を危うくさせる例もある」との意見も聞かれる。

「被虐待児童の増加」と「児童養護施設の混乱」の間の因果関係は必ずしも明確ではないが、児童養護

施設における「暴力」をはじめとした逸脱行動は無視できない状況にあることは明らかであろう。(坂井・稲垣・樋口・加藤…二〇〇九)

児童養護施設における暴力は、①職員から児童へ、②児童から職員へ、③児童から児童へ、の3種に大別される。平成二十年の児童福祉法改正により、施設職員から入所児童への暴力等を「施設内虐待」と位置づけ、発見した者の通告義務と都道府県(および政令指定市)による対応を義務付けた。法改正の効果については、今後の調査を待たなければならぬが、施設職員から入所児童への暴力等については、国の政策レベルにおいて、一定の対策が講じられたと言えよう。

一方、児童から職員へ、児童から児童への暴力等は、これまで児童養護施設職員の専門性や児童自身が持つ行動上の問題としては指摘されているものの、「暴力等を生み出す施設内システム」、「児童の安全や人権を担保する仕組みの機能不全」との認識は低く、当該児童を児童自立支援施設に措置変更するといった対症療法に終始している感がある。(以降、児童自立支援施設に措置変更された児童を「措置変更児童」とする。)

児童から児童への暴力(児童間暴力)については、児童養護施設で育った少年による暴行殺人事件をテーマとした「荒廃のカルテ」(横川…一九八五)の中でも指摘されているように、古くから存在していた。昨今でも、高橋ら(二〇〇五)の調査によれば、「約八割の職員が児童による暴力に苦慮した経験を有している」とのことである。しかしながら、「放置すれば、施設の存続さえも脅かす重大な問題」としてこれまで取り上げようとはしなかった感がある。

表1-1は、児童自立支援施設への経路別入所件数の推移を示している。この中で、児童養護施設からの入所(措置変更)は、平成九年度で全入所件数中9.0%であったものが、五年後の平成十四年度には13.2%に増加し、その水準は高止まりしている。「児童虐待防止法の制定により、児童相談所が積極的に家庭へ介入するようになり、児童養護施設への入所児童が増加した」、「それに伴い、指導が困難な児

表1-1 児童自立支援施設への委託経路又は入所経路別児童数

		総数	家庭	乳児院	養護施設	他の児童福祉施設	里親家庭	家庭裁判所	その他
1997年度 (平成9年度)	人数	1,920	1,407	*	173	32	9	227	25
	構成比	100.0%	73.3%	*	9.0%	1.7%	0.5%	11.8%	1.3%
2002年度 (平成14年度)	人数	1,657	1,082	*	218	48	12	282	14
	構成比	100.0%	65.3%	*	13.2%	2.9%	0.7%	17.0%	0.8%
2007年度 (平成19年度)	人数	1,995	1,267	*	267	58	23	347	-
	構成比	100.0%	63.5%	*	13.4%	2.9%	1.2%	17.4%	-

出典：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果」

童が数多く入所した結果、児童養護施設で抱えきれず措置変更が増加した」といった文脈で読み取れるかもしれないが、その真偽も含めて、措置変更の実態を明らかにすることは、児童養護施設、児童自立支援施設の今後を考える上で、一つのヒントとなるであろう。

児童間暴力の中でも性的暴力は、一層深刻な事態を生み出す。小木曾（二〇一〇）が、「児童養護施設内における性加害行為が主訴で児童自立支援施設入所に至るケースが急増している」と指摘するように、性的暴力事案が発生した場合、「被害児童」と「加害児童」の生活場面を分離することを目的とした措置変更が行われる傾向が高い。

被害児童の保護を最優先に考えることは当然であるし、措置変更そのものを否定するものではない。一方で、措置変更の対象となった児童の一定数は、過去に暴力被害を受けている。年齢を重ねていく中で被害者から加害者へと変遷していく。児童虐待における「被害と加害の連鎖」は、児童養護施設内の児童間暴力でも同様であり、その点についても、十分な配慮が必要である。入所児童にとって児童養護施設は、本来の家庭に代わる生活環境であり、出身家庭との関係が希薄な児童にとっては家庭そのものである。したがって、措置変更は児童にとって、家庭（家族）喪失の再現に他ならないことも忘れてはならない。

措置変更児童を受け入れる立場である児童自立支援施設においても、措置変更児童に対する支援の困難性が課題となっているものの、これまで措置変更児童に関する包括的調査は行われておらず、その実態も不明である。

そこで、本調査を通じて、措置変更児童の実態を明らかにするとともに、その有効性を検証し、ひいては、

- ① 児童自立支援施設における措置変更児童への援助
 - ② 児童相談所における措置変更決定のあり方
 - ③ 児童自立支援施設、児童養護施設の連携
- について考えてみたい。

本調査は、平成二十六年八月現在において、エラーチェックおよびデータ入力が概ね終了したところである。そのため、本論においては、調査の背景・目的・方向性を示すとともに、紙幅の関係上、精査が終了したデータの単純集計（一部）を紹介するにとどめたい。

なお、本調査は、日本学術振興会科学研究費の助成を受けた「児童養護施設における集団的逸脱行動に対応する実践モデル（実践マニュアル）開発に関する研究」（研究課題番号…24530764）の一環として実施したものである。

Ⅱ 調査の概要

一 調査対象

全国五十八か所の児童自立支援施設のうち、児童自立支援施設からの措置変更が大半を占める国立施設二か所、実質的には自立援助ホームとして機能している一か所を除く五十五施設において、平成二十一年度から平成二十三年度までに児童養護施設施設から児童自立支援施設へ措置変更された児童全件を対象とした。

二 手順および方法

平成二十四年十二月、全国児童自立支援施設協議会会長に対して、本調査の趣旨を説明し協力を要請した。

平成二十四年十二月～平成二十五年五月、本調査に類似した先行研究を参考に調査項目を抽出し調査票（案）を策定した。その後、全国児童自立支援施設協議会会長および研究協力者である児童自立支援施設職員二名から意見聴取を行い調査項目に修正を加えた。

平成二十五年五月、筆者が所属する関西福祉科学大学研究倫理審査会へ申請し、同年六月、同審査会の承認を得た（承認番号十三―十三）。

平成二十五年七月、全国児童自立支援施設協議会施設長会での趣旨説明および協力要請を研究協力者が所属する神戸市立若葉学園園長に依頼して行った。

平成二十五年七月、依頼文・調査票（二種類）・同意書・回答マニュアルを全国児童自立支援施設へ送付した。

調査票は施設の基本属性を尋ねるA票と対象児童ごとに質問に対して選択回答するB票に区分し、個票へ記入する方式を採用した。B票については、児童に関する四十三項目の設問に単一回答を求めた（記入は職員）。また、Microsoft社Excel2007に直接入力できるファイルを作成し、希望する施設に対しては、電子メールに添付（暗号化）し送受できることとした。さらに、回答内容に疑義が生じた場合を想定し、電話または電子メールで問い合わせができるヘルプデスクを開設した。

平成二十五年九月からは、調査票の回収およびエラーチェックを行い、必須項目の空欄、論理的矛盾については、再送して修正を依頼した。

三 倫理的配慮

調査票送付の際には、倫理的配慮を記した依頼文を同封した。内容は、以下のとおりである。

① 調査への回答は任意である

② データは個人が特定できない状態で収集され、収集されたデータは厳重に保管するとともに、研究者および研究補助者以外が取り扱うことはなく、本研究以外の目的には使用されない

③ 収集されたデータは統計的に処理し、施設名が特定できないよう処理する

④ 収集されたデータは、本研究終了後に破棄する

⑤ 研究結果は全て全国児童自立支援施設協議会に渡すとともに、要請があった施設には送付する
また、上記内容を記した同意書を同封し、調査票とともに返送するよう求めた。

Ⅲ 調査結果の概要

全五十五か所のうち三十六か所から回答を得て（65.5%）、三百五十一名の措置変更児童に関するデータが集約された。

一 措置変更児童の全体像

表3-1は、回答のあった三十六施設を措置児童数の少ない順に並べた表である。調査対象期間（二〇〇九

表3-1 施設別措置児童数と措置変更児童数

措置児童数	2009年度～2011年度		年平均	
	措置変更児童数	比率	措置児童数	措置変更児童数
16	3	18.8%	5.3	1.0
19	3	15.8%	6.3	1.0
21	6	28.6%	7.0	2.0
25	3	12.0%	8.3	1.0
25	5	20.0%	8.3	1.7
25	6	24.0%	8.3	2.0
28	3	10.7%	9.3	1.0
33	2	6.1%	11.0	0.7
33	5	15.2%	11.0	1.7
35	2	5.7%	11.7	0.7
35	7	20.0%	11.7	2.3
35	9	25.7%	11.7	3.0
38	4	10.5%	12.7	1.3
38	9	23.7%	12.7	3.0
39	12	30.8%	13.0	4.0
40	4	10.0%	13.3	1.3
42	3	7.1%	14.0	1.0
42	4	9.5%	14.0	1.3
45	3	6.7%	15.0	1.0
46	1	2.2%	15.3	0.3
47	8	17.0%	15.7	2.7
53	3	5.7%	17.7	1.0
54	10	18.5%	18.0	3.3
55	18	32.7%	18.3	6.0
56	9	16.1%	18.7	3.0
59	4	6.8%	19.7	1.3
70	20	28.6%	23.3	6.7
80	22	27.5%	26.7	7.3
89	17	19.1%	29.7	5.7
94	12	12.8%	31.3	4.0
108	13	12.0%	36.0	4.3
136	24	17.6%	45.3	8.0
157	15	9.6%	52.3	5.0
185	15	8.1%	61.7	5.0
209	43	20.6%	69.7	14.3
255	24	9.4%	85.0	8.0

※1 措置児童数は、調査対象期間に児童自立支援施設へ措置された（入所した）児童の実数

※2 比率は、措置変更児童数／措置児童数（表3-2、表3-3も同様）

表3-2 措置児童数と措置変更児童数（全体）

2009年度～ 2011年度	措置児童数（総数）	（人）	2367
	措置変更児童数（総数）	（人）	351
	措置変更児童数／措置児童数（比率）	（%）	14.8%
年平均	措置児童数	（人）	789.0
	措置変更児童数	（人）	117.0
	1施設あたりの措置児童数	（人）	21.9
	1施設あたりの措置変更児童数	（人）	3.3

表3-3 ブロック別措置児童数・措置変更児童数(2009年度～2011年度)

ブロック	措置児童数	措置変更児童数	比率
北海道・東北	248	35	14.1%
関東	724	111	15.3%
中部	324	44	13.6%
近畿	541	71	13.1%
中国・四国	240	41	17.1%
九州	274	49	17.9%

表3-4 運営形態別措置児童数・措置変更児童数(2009年度～2011年度)

運営形態	措置児童数	措置変更児童数	比率
夫婦制	1,108	161	14.5%
交替制	1,243	190	15.3%

／平成二十一年度～二〇一〇年度／平成二十三年度）に最も少ない施設で一人、最も多い施設で四十三人の児童が措置変更されている。三十六施設の内で六施設が、措置児童（当該期間に入所した児童）の四分の一以上が措置変更児童であり、最大では、32.7%となっている。

児童自立支援施設職員へのヒアリングでは、措置変更児童は、「施設の集団生活に慣れていることで、個々人が持つ生活上の課題が見えにくく、一方で、内面的な葛藤を抱えている例が多く、指導には特別な配慮が必要」、「在宅から入所してきた児童は『帰る家』があるため、児童自身にとっても目標設定（自宅からの進学など）がしやすいが、措置変更児童の場合は、適切な養育者の不在が前提にあることから、退所後の生活拠点も不確定な例が大半で、将来の具体的なイメージが形成しづらく、児童自立支援施設での生活も落ち着かないことも多い」など、措置変更児童特有の困難さを指摘していた。

措置変更児童が全入所児童の四分の一を占める児童自立支援施設がある一方で、三年間で数名のみが措置変更されてきた施設も存在する。

調査対象期間の各年度における措置変更児童数を見ると、措置変更児童が多い児童自立支援施設は、常態化していることが分かる。

表3-3は、ブロック別措置児童数・措置変更児童数、表3-4は、運営形態別措置児童数・措置変更児童数であるが、いずれも比率（措置変更児童数／措置児童数）においては大きな差は見られなかった。前述のとおり全体として、措置変更児童は増加しているものの、措置変更先は一定の施設に集中しているようである。

調査前の段階では、「不安定な家庭に育ち、他者と適切な愛着関係が作れない児童が、複数の職員が関わる児童養護施設で安定せず逸脱行動を繰り返したため、小舎夫婦制での支援を期待して措置変更することが典型例」との印象もあったが、必ずしもそうではないようである。

このような措置変更児童の施設間較差の理由を本調査で明らかにすることは困難であるが、「児童相談所の措置方針」、「圏域（都道府県・政令指定都市）内における児童養護施設の状態（定員充足率・指導力・入所児童の状況等）」、「児童自立支援施設の状態（定員充足率・児童相談所との関係性・入所児童の状況等）」に加え、児童養護施設入所児童が通う小、中学校の受け入れ状況など、複雑な要素が組み合わさっているものと考えられる。

この点を明らかにするためには、量的調査のみでは限界があり、今後、児童自立支援施設、児童相談所への質的調査も併せて実施していきたい。

二 措置変更児童の状況

(一) 性別

措置変更児童の性別は、表3-5のとおり、概ね三分の二が男子児童で、三分の一が女子児童となっている。児童養護施設全入所児童の男女比と比較した場合、男子児童が一〇ポイント程度上回っている。思春期男児特有の行動化傾向（身体的、性的暴力・触法、犯罪行為など）が措置変更の男女差に影響を与えて

表3-5 措置変更児童の性別

男	女	合計
225	126	351
64.1%	35.9%	100.0%

(参考) 平成21年2月1日現在

児童養護施設入所児童の性別

男	女	合計
16,397	13,897	30,294
54.1%	45.9%	100.0%

出典：児童養護施設入所児童等調査（2009年度）

数値の上段は実数、下段は構成比
(表3-6～表3-11も同様)

いるのであろう。

(二) 児童養護施設入所時年齢、入所期間

表3-6は、措置変更された児童が、当初、児童養護施設等に入所した年齢を集計したものである。児童養護施設全体の入所時年齢(表3-7)と比較すると、入所時の平均年齢は、児童養護施設全体の5.9歳に対して、措置変更児童は7.4歳となっており、措置変更児童は比較的高い年齢で児童養護施設へ入所していた。

また、各年齢の全体に占める割合を比較すると、三歳未満では両者に大差はないが、一二歳以上では、措置変更児童が児童養護施設全体より7.2ポイント高いことが分かる。

昨今、「児童虐待等により、高年齢で措置されてきた児童(元々、不安定な児童)が不適応行動を起こした結果、児童自立支援施設に措置変更される」といった文脈で語られることが多いがその一端を表している。

措置変更児童の児童養護施設への入所期間(表3-8)を見ると、三年未満も24.8%にのぼり、ここでも、「高年齢での児童養護施設入所→短期間での措置変更」といった傾向を垣間見ることができる。特に注目しなければならないのは、入所期間が一年にも満たない児童が16.4%存在していることである。このことは、

表3-6 措置変更児童の児童養護施設入所(養育里親委託) 時年齢

3歳未満	3歳以上 6歳未満	6歳以上 9歳未満	9歳以上 12歳未満	12歳以上	合計	平均 (歳)
85	73	46	73	66	343	7.4
24.8%	21.3%	13.4%	21.3%	19.2%	100.0%	

※児童養護施設入所年月日が不明な児童は除外

表3-7 児童養護施設入所時年齢 (全体)

3歳未満	3歳以上 6歳未満	6歳以上 9歳未満	9歳以上 12歳未満	12歳以上	合計	平均 (歳)
7,790	9,210	6,290	4,427	3,791	31,508	5.9
24.7%	29.2%	20.0%	14.1%	12.0%	100.0%	

出典：児童養護施設入所児童等調査 (2009 年度)

表3-8 措置変更児童の児童養護施設入所期間

3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上	合計	平均
123	64	55	78	21	341	5.6
24.8%	21.3%	13.4%	21.3%	19.2%	100.0%	

児童相談所の措置のあり方についても再検討する必要性を示唆する結果となっている。

養護性の高い小学校高学年以上の児童の場合、不適切な養育環境による生活習慣の乱れ、極端な学力の低下などがあり、学校生活が不安定となっている例も少なくない。児童養護施設の措置は、児童にとって、生活環境と学校環境の両者が大きく変化することを意味しており、転校した学校に適応することに困難な児童も相当数存在する。後述するが、学校不適応が措置変更の一つの要因となっている可能性もある。施設内に学校教育機能を有し、学力に応じた個別的指導が可能な児童自立支援施設が、そのような児童の受け皿として有力な選択肢となり得よう。

一方で、措置変更児童のうち、46.1%は就学前に児童養護施設へ入所してきた児童であることも忘れてはならない。入所期間が9年以上にわたる児童が全体の40.5%を占めている。つまり、長期間児童養護施設で生活しながらも、「思春期の壁」を乗り越えるこ

表3-9 措置変更児童の措置変更理由

強盗等	暴力非行	窃盗	放火・火遊び	薬物非行	家庭内非行	校内非行	施設不適応(指導不服従)	9施設不適応(身体的暴力)
0	15	38	2	0	5	3	95	44
0.0%	4.3%	10.8%	0.6%	0.0%	1.4%	0.9%	27.1%	12.5%

施設不適応(性的暴力)	施設不適応(その他暴力)	施設不適応(いじめ)	施設不適応(その他)	家出・浮浪・徘徊	性非行	不良交遊	生活指導を要する	その他	合計
44	11	7	13	16	27	7	17	7	351
12.5%	3.1%	2.0%	3.7%	4.6%	7.7%	2.0%	4.8%	2.0%	100.0%

とができず措置変更となっている児童が相当数存在しているのである。この措置変更の要因を全て「児童養護施設の問題」とすることは正鵠を得るものではないが、従来から児童養護施設入所児童の中核的存在である「養護児童」の幼少期からの「育ち」、あるいは「援助の質」を検証することも必要であろう。

(二) 児童自立支援施設への措置変更理由

措置変更の要因を概観すると、犯罪(触法)行為の15.7%に対して、施設不適応が60.9%と極めて高い比率となっている。換言すれば、措置変更児童の半数以上が施設外における逸脱行動ではなく、職員への反抗、職員、他児への暴力(身体的、性的)など、児童養護施設における生活上の課題が措置変更の主たる理由となっているのである。特に、12.5%が性的暴力を主要因として措置変更となっていることを考えれば、児童養護施設における性問題への取り組みが問われなければならない。

施設内不適応と同様に学校不適応も、措置変更児童の特徴として挙げられる。本調査に並行して、入所児童の逸脱行動に関して児童養護施設へのインタビュー調査を行っているが、児童の集団的逸脱行動により正常な施設運営さえも困難となった施設では、当該児童の学校における問題行動および不登校(怠学)傾向が顕著であった。一般的に、児童養護施設では、児童が登校している時間の勤務者を減らし、下校後から就寝までの時間に職員配置を集中させている。しかしながら、児童が登校せず施設内に留ま

表3-10 措置変更児童の学校状況

良好	不良	不明	その他	合計
71	243	35	2	351
20.2%	69.2%	10.0%	0.6%	100.0%

表3-11 措置変更児童の児童自立支援施設退所理由

一般退所 (住み込み就職)	一般退所 (家庭復帰、就職)	一般退所 (家庭復帰、復学)	一般退所 (家庭復帰、進学)	一般退所 (施設変更)
25	28	48	79	77
8.0%	8.9%	15.3%	25.2%	24.5%

事故退所 (強制引取)	事故退所 (無断外出)	事故退所 (観護措置)	事故退所 (施設変更)	施設変更	合計
6	5	11	15	20	314
1.9%	1.6%	3.5%	4.8%	6.4%	100.0%

※調査時点で在籍している児童は含まれていない

る、あるいは登校しても学校で問題が生じることによって、本来の勤務時間を越えて対応を迫られ、やがて、職員が疲弊していく様が見受けられた。さらに、学校における逸脱行動は、学校から児童養護施設への圧力を強め、児童養護施設の地域からの孤立を促進させていた。このように、措置変更に関しては、児童自身の行動傾向、施設の指導力といった内的要因以外に、施設と学校、地域との関係など、外的要因も影響していることも考えられる。

(四) 児童自立支援施設退所理由

表3-11からは、措置変更児童が児童自立支援施設を退所する際の状況を垣間見ることができる。事故退所は全体の11.8%となっている。全措置児童の1割強が事故退所であるとの結果は、「援助に困難を伴う児童」との前提に立てば評価できるものと言えるかもしれない。現在、いくつかの児童自立支援施設の協力を得て、在宅(保護者の下)から入所した児童を対象に、本調査と同じ調査票を用いたデータの収集を行っている。単純に比較することはできないが、同調査のデータおよび本調査で得られた個別データの追跡調査も行い、措置変更の有

効性等も検証していきたい。

また、本表で着目したのは、元々生活していた児童養護施設への再措置を含めた一般退所（施設変更）が24・5%にのぼっていることである。児童自立支援施設を「一時的（中間的）ケアの場所」ととらえるのであれば、一般的な入所児童と同様に、措置理由である児童や家庭が抱える課題が緩和、解消されれば、家庭（元の児童養護施設）に戻ることはある意味当然のことであろう。そのような視点に立てば、「児童養護施設→児童自立支援施設→児童養護施設」と生活環境が変化する過程における援助の連続性が課題となるであろう。

一般退所（家庭復帰、進学）と一般退所（施設変更）のうちの相当部分は、高等学校へ進学した児童であるが、両者を合わせても進学率は五十%に満たない。児童養護施設入所児童の94・8%（厚生労働省「社会的養護の現状について」、平成二十六年三月）が中学校卒業後に高等学校に進学している状況で、措置変更の高校進学への影響についても検証する必要がある。

Ⅳ まとめにかえて

本調査は、詳細な分析をスタートさせたばかりであり、並行して実施している他の調査と併せて、エビデンスに基づく結果を発表するには一定の時間が必要である。しかしながら、措置変更という事象を通して、現時点でもいくつかの検討課題が浮かび上がった。

まずは、児童養護施設の課題としては、イメージとしてあった「高年齢での児童養護施設入所→短期間の措置変更」といった傾向はたしかに存在するが、長期間（場合によっては乳児院から）施設で育った児童が同様に施設不応等を理由に措置変更されることがあげられる。児童の集团的逸脱行動に苦慮している児童養護施設においてスーパージョンをした際、職員の就学前児童に対する管理的、支配的な関

係性が顕著であることが気になった。施設内暴力の背景に、「支配―被支配」の構造があることは良く知られている。社会的養護の体系を施設養護から養育里親にシフトさせていこうとする現状において、再度、児童養護施設における援助のあり方は問い直さなければならぬ。

児童相談所に関しては、措置変更の必然性を十分に検証することが必要となろう。たしかに、児童間暴力等において、「被害児童」と「加害児童」が同じ生活空間に存在することの困難性は理解できる。しかしながら、元来、ソーシャルワークには、個人と環境（社会）との葛藤、不整合に介入し、その解決あるいは緩和することが求められている。施設不適応等の要因を児童の個人病理（ミクロ）のみに求めるのではなく、「施設が児童の安心、安全な暮らしを保障する場」として機能するためにも、児童養護施設の援助内容、方法等に踏み込んだ介入、換言すれば「メゾレベルの介入」も児童相談所が持つソーシャルワーク機能の重要な側面であろう。

児童自立支援施設は、「児童福祉の最後の砦」と評されることがあるが、児童自立支援施設への措置が「過去法で最後に残った施設」であってはならない。措置変更においても、個々の児童の個別的課題に応じ、児童自立支援施設の「強み」を生かした具体的な方策を示した「援助指針」の策定が必要不可欠であろう。措置変更児童に関して、児童自立支援施設には「援助の連続性」を念頭においた児童養護施設との連携が求められる。地域で大きな偏りがあるが、児童自立支援施設の充足率が極端に低い施設が存在する。児童自立支援施設は、前述した「施設内の教育システム」だけではなく、「暮らしの中にある援助プログラム」、「同質小集団の支援力」（富田…二〇一一）など、他の施設にはない独自性が存在する。さらには、長年にわたる非行少年への援助で培われた「実践上の知見」の積み重ねも高い価値を有している。そのような「強み」を可視化し、関係機関の理解を促進することができれば、「積極的な選択としての措置変更」も考えられよう。

今後も「措置変更」をテーマとした調査研究を続けていくが、まずは、本調査にご協力いただいた全国

児童自立支援施設協議会会長を始め、児童自立支援施設職員の方々に心よりの感謝を申し上げたい。調査にご協力いただいた職員の方々は、一件ずつケース記録を見ながらご記入いただいたと思われる。業務多忙の中、手間と時間にかかる作業をしていただいたことに御礼申し上げますとともに、皆様方の労力に報いるためにも、実践場面で参考となる研究としていきたいと考えている。今後の分析上の視点等に対して、忌憚のないご意見、ご指摘をいただければ幸いである。

また、当初より本調査にご協力いただいている神戸市立若葉学園永田政之氏、千葉県立生実学校石澤方英氏には、多忙な職務の傍ら、研究会への出席、訪問調査をしていただいた。本研究が、実践上の意味を持つためには、両者の経験に基づいた助言が必要不可欠である。

関西福祉科学大学臨床福祉研究科篠原拓哉君には、データのチェック、入力など、根気のいる作業を一手に引き受けていただいた。彼の協力なしには、本調査は一步も前に進まなかったであろう。改めて、本調査研究にご支援いただいた皆様方に感謝を申し上げて、本論の締めとしたい。

(引用・参考文献)

小林英義／小木曾宏 他(二〇〇九)「児童自立支援施設 これまでとこれから」、生活書院

加茂陽／前田佳代(二〇〇三)「児童養護施設における対応が困難な事例への処遇法の構築事例研究」『社会福祉学 43(2)(通号 67)』、日本社会福祉学会、百三十五～百四十五

酒井佐枝子／樋口耕一／稲垣由子 他(二〇〇九)「児童養護施設内における暴力内容に関する調査研究―暴力の全体的傾向」『心的トラウマ研究(5)』、ひょうご震災記念21世紀研究機構兵庫県こころのケアセンター研究部、十九～二十七
菅野恵／元永拓郎(二〇〇六)「児童養護施設入所児童における年齢層と問題行動との関連についての研究―複数事例の検討も含めて」『学校メンタルヘルス9』、日本学校メンタルヘルス学会、二十三～三十二

高橋重宏／澁谷昌史／才村純 他(二〇〇五)「児童養護施設における権利擁護の実態に関する研究、その1 児童養護

施設における子ども同士の権利侵害に関する意識調査」、『子ども家庭総合研究紀要（総合愛育研究紀要）第41集、日本子ども家庭総合研究所

クリスティーン・バーター／エマ・エノルド他 岩崎浩三訳（二〇〇九）「児童の施設養護における仲間による暴力」、筒井書房

藤岡孝志（二〇〇九）「児童養護施設における養育困難児童への対処に関する研究―レジデンシャル・マップの活用と愛着臨床アプローチ（CAA）を通して」、『日本社会事業大学研究紀要 56』、日本社会事業大学、二二二～四十三

横川和夫（一九八五）「荒廃のカルテ」、共同通信社

震災後の福島学園について

秋田県千秋学園 主事

菅原 翼

I はじめに

東日本大震災から、早三年が経とうとしている。現在、私は秋田県千秋学園で勤務しているが、震災当時は、福島県福島学園で勤務していた。この話を聞いた時、正直なところ当時のことを思い出すのが嫌で、願わくば書きたくなかった。しかし、時間をかけて考えた結果、いい意味でも悪い意味でも良い体験だったと思えば、原発事故など他の被災地よりも特殊な状況であった福島県の当時の状況をこの場を借りて、全国の皆様に伝えると同時に、職員がどのような心境であったか、どのような取り組みをしたのかなど、今後、いつ起こるか分からない災害時の対応について少しでも役立てて頂ければと思えばこの文章を書かせてもらうこととした。

II 震災当日

三月十一日、聞いたこともないような地鳴りとともに、立っていることも歩くこともできないほどの激しい揺れに襲われた。この地震の前に消防学校で地震体験をしたことがあったが、この時の揺れはその比

ではなかった。何分この揺れが続いたのかわからないが、揺れが治まりすぐに活動していた体育館からグラウンドに避難した。外に出ると地面が割れていき、学園の隣家の瓦が崩れ落ちていった。これからの未来を暗示するかのように、季節外れの吹雪となっていた。子どもたちは、恐怖を感じる子ども、初めての体験でテンションが異常に高くなる子どもと様々であった。職員は、とにかく子どもたちを落ち着かせることで精一杯だった。グラウンドから寮に戻り、本棚や机などが倒れて散乱している中、テレビをつける映画のシーンかと思間違ってしまうような状況が放送されていた。また、子どもの地元で起きている火災や津波の状況が放送されていた。そのため、子どもにも不安を与えないよう極力テレビは見せないようにし、「とにかく大丈夫だから心配ない。」と根拠のないことを話していた。その後も、子どもを落ち着かせることに集中し、なんとか一日を過ごした。地震が続く、携帯電話の緊急地震速報が鳴り止まず不安は消えなかったが、私は数日もすれば普段通りの生活に戻ると安易な考えをしていた。

Ⅲ 原発事故まで

震災翌日も、余震は続いていた。子どもたちは、寮内のみでの生活とし、食事は食堂を利用せず、すべて寮内での活動とした。そして、私たち職員は、学園内の電話が使用不能となり保護者の安否確認と児童の無事を伝えるべく公衆電話の列に並ぶ者、学園の貯水タンクの水が底を尽き、水がなければトイレも流せない、食事の準備もできないという状況となったため、漬け物用の大きいバケツを学園バスに積み、地下水が出ているところに水を汲みに行く者、また、プールの水をトイレ用の水として活用するためプールに水を汲みに行く者と、ライフラインが遮断されている中でできるかぎりのことをした。

そんな中、原発が危険な状態であるとのニュースが放送された。福島県に住んでいながら原発の危険性について、全く無知の私たち。とにかく、「原発が爆発したら、どのような状況になるのか?」「原発が爆

発したら、どのような対応をすればよいのか？」とこれまでに経験したことのない状況で右往左往してしまつた。昨日までの自分の考えがいかに間違つていたかということに気付き、悠長に構えていた自分を恨んだ。電話も通じず寮職員しかいない状況で、原発が爆発した際どうするかを色々と話し合い、とにかくニュースを欠かさずチェックしながら、原発が爆発し避難指示が出たらいつでも避難出来るように、子どもたちには、数日分の着替えをリュックに準備させ、深夜でもすぐ避難出来るように。パジャマではなく、体育着で就寝させることとし、職員は交替で睡眠を取るようにした。いつもは問題を起こしてばかりの子どもたちも、不思議と落ち着き、初めての体験を楽しんでいるのではないかと思つてしまうほどの様子であつた。

Ⅳ 原発爆発からその後

震災から数日後、テレビから原発が爆発したとのニュースが流れた。どのような状況となるかはわからなかつたが、放射能の危険性があると考え、寮内の換気扇を塞ぎ、窓やカーテンを閉め切り、子どもたちには室内でもマスクを着用させた。それまでは、子どもが不安になつてしまうからと極力テレビなどを見せなかつたが、福島県の現状を伝える必要があり、不安にならないように意識しながら職員の方から口頭で現状を伝えた。子どもたちは、自分たちが置かれている状況を少しは理解した様子であつたが、どうして職員が不安そうにしているのか不思議そうに思っているようであつた。しかし、職員の指示はしっかりと聞き問題なく生活することができていたのが、せめてもの救いであつた。

日にちが過ぎても現状は一向に改善せず、ライフラインも回復しないまま職員も子どもも室内のみの生活が続いていく。その都度、私たちは相変わらず保護者の安否確認や水の確保に追われていた。そのような状況の中で、子どもたちに身体的変化や情緒的な変化が見えてきた。水分不足、最低限の食事(ご飯、

みそ汁、漬け物のみ)のため栄養が不足したのか、唇が割れたり、ささくれが目立ったり、便秘になる者が多くなった。また、積み木や本を積み立てては崩して遊んで喜んだり、天変地異を題材とした内容のDVDを見たがったり、ハイテンションになることが多い者が見られるようになった。

このときの対応として、心理職員と相談しストレスチェック表などを利用し、寮職員で子どもの状態を確認しながら対応に当たった。

その時行った具体例としては、

- ・ 個別面談を利用してどのような話でも聞き、「怖い」「悲しい」という子どもの気持ちを受け止め、そのような気持ちは誰にでも起こるものであることを伝える。
- ・ 体調の変化に気をつけ、子どもからの不調の訴えは受け止める。
- ・ 大人が出来るだけ側において子どもが一人でいる時間を極力作らないようにする。
- ・ スキンシップを多く持つ。
- ・ 子どもの様子が違っても一時的なことが多いので慌てず怒らずに冷静に対応する。
などが挙げられる。

当時の手帳を振り返りここに書き出してみた。書き出してみて思ったことは、普段子どもと接するなかで意識していることばかりである。偉そうに具体例としてあげてみたが、冷静になって考えると震災という特別な状況の中で職員が基本的なことを忘れてしまったのだと思う。

これ以外には、震災翌日から行っていた保護者への連絡で、連絡がついた時点で、子どもには無事を伝えると同時に電話で話をさせるなどした。また、震災時からしばらく入浴していなかったこともあり、放射能の心配はあったが営業している温泉を探し、入浴しに行った。(もちろん、この時もどのような状況となっても対応できるように荷物を持ち、マスク、軍手をしての移動であったが...)このようなこともあり、少しずつではあるが子どもたちも落ち着きを取り戻していった。

震災から十日ほど過ぎると、原発に近い児童養護施設が福島学園に避難してくるようになった。目的の違う施設の受け入れということで、お互いに生活状況がわからないようシートでしきりをし、色々と児童養護施設側とルールを決めた上で受け入れを行った。この受け入れは約二週間ほどであったが、事前に受け入れルールを決めたこともあってか、学園の子どもたちは、大きく影響されることなく生活することができていた。個人的な感情としては、正直、今後どのような状況になるか不安が大きい中、学園の子どもたちを落ち着かせることだけが精一杯の状況で、他施設が来ることを素直に受け入れる心境にはなれなかったというのが本音であった。

その後、少しずつではあるが原発をはじめ、水などのライフラインも少しずつ改善するなど状況も落ち着いてきた。そうした中、学園として子どもにもどのような対応をしていくのかが問題になった。そこで、日課をできるかぎり震災前に戻し、少しでも当たり前に行っていたことをできるようにしようということになった。

まずは、日課どおりに寮内の大掃除を行った。もちろん、放射能の影響を考慮てマスクは常時着用で通常通りは行えなかったが、出来る限りのことは行った。また、部活も、体育館の屋根が壊れ半分が使えない状況であったが、走ることはできたので、無事な部分を使いとにかく走った。子どもたちも、体を動かすこと、これまでの生活に近い活動ができたことですっきりとした表情を見せるようになった。

V 制限付きの生活のはじまり

四月に入り、色々と制限はあるが日課どおりに一日を送ることが可能となった。その制限とは、一日中マスク着用、作業や部活など外での活動は長袖・軍手を着用し時間制限付き（雨が降った際は活動中止）の活動であった。制限があるものの、日課どおりの生活ができることの喜びは震災直後、室内で何もでき

ずに悶々とした生活に比べれば、とても嬉しいものであった。それから、毎日制限はあるものの、活動できる喜びを子ども、職員共々噛みしめることができた。ただ、常に見えない放射能の影響には恐怖を感じていた。

気温が何度になろうと、太陽がどんなに照りつけようと畑やグラウンドに出るときには長袖にマスク姿の子どもと職員がいた。そのような中で地区の野球大会を目指し練習に毎日励んだ。当時、監督をしていた私は勝敗ではなく、野球ができる喜びと、マイナスの状況をプラスに変えていく強さを身につけてもらうことに重点を置き指導にあたった。マスクを苦しがる子どもに、「マスクをしていることで心肺機能が高まるぞ」、長袖を苦しがる子どもに「大会当日はもつと暑い。長袖は暑さ対策になっているぞ」など、マイナスをプラスに変えるような声かけを心がけた。子どももそのような職員の言葉を真剣に受けとめてくれた。

余談であるが、目に見えない放射能の影響があるため、練習終了後はすぐに手洗いや着替えをおこなっていた。誰よりもその点に口酸っぱく声かけしていた私だが、そんな私が毎日ノックを打っている場所こそが、放射線量が一番高い場所であったことを知ったのは、一か月も後の放射線量測定が行われた時であった。

そして迎えた地区大会。会場の岩手県に到着し、マスクを外した瞬間の爽快感は未だに忘れることができない。さらに、マスクを外し口の周りだけが日に焼けていないという顔に、職員と子どももお互いに笑いあい、最後に全員で思いっきり深呼吸をした。

大会が始まり、学園での練習時には聞かれなかった程の声が子どもたちから聞こえる。あれほどグラウンドで大きな声をだせと指導してきたが、声は出していたがマスクに邪魔をされていたことを岩手県で、しかも、大会期間中に初めて気付かされた。結果は三位であったが、長袖、マスクの制限がないなか、意気揚々とプレーをし、点差をつけられても、あきらめることなくプレーする子どもたちを見て、震災以降

のことが走馬燈のように思い出され、涙が止まらなかつた。

子どもたちの頑張りもさることながら、震災後から、岩手県に来て初めて放射能のことを考えず生活ができることに私は当たり前前の大切さを感じた。当たり前前なのが震災で当たり前でなくなってしまったこと、福島県の状況がいかに厳しいかということを再認識する機会にもなった大会であった。

VI 続く制限付きの生活

夏が過ぎ秋・冬と季節が移り変わると、徐々に復興が進み始めたというニュースが流れるようになった。学園での生活は長袖にマスク、時間制限付きの活動は継続されていたが、震災前とほとんど変わらぬ生活となっていた。しかし、学園の畑にはモニタリングポストが設置され、放射線量が常に表示されるようになり、グラウンドでは工事業者による大規模な除染作業が行われ、職員が高圧洗浄機を使用して除染を行うなど原発事故の影響は消えることはなかった。

特に、一番悩みの種となったのが栽培した野菜の扱いであった。原発事故前であれば、そのまま食材として使用していたが、放射能に汚染された土壌で栽培した野菜を食材として使用することは難しかった。せっかく育てた野菜を処分するときは、とても心苦しかったのを今でも覚えている。そして、制限付きの生活は、私が福島を離れる時まで続いた。

VII 震災後からを振り返って

色々と震災当日からを振り返ってみたが、改めて震災、原発事故というものの被害は大きかったことを感じた。ここからは、私のエピソードや心境を書かせてもらいたいと思う。

原発事故直前であるが、原発が爆発した場合、自分は学園と家族のどちらを選択すればよいか非常に迷った。どちらも私にとってはかけがえのない大事なものであり、最悪の事態になった際、学園職員として学園の子どもと最後まで一緒にいたいと思う私、家族とこのまま安全な場所まで逃げてしまいたいと思う私、など色々々と自問自答し葛藤した。結局、選択したのは学園職員として最後まで子どもと一緒にいることだった。危険な状況となっている福島県から、妻と息子は故郷の秋田県に避難させることにした。私は何日も福島を離れられないため、二人を新潟まで送り、日帰りで福島に戻ることにした。避難させる車中、原発関連のニュースを聞きながら、原発が問題なく落ち着いたという奇跡が起きることを願う気持ちと、もう二度と妻と息子に会えないのではないかという気持ち、自分の選択は間違っていたのではないかという複雑な気持ちでいっぱいだった。新潟に到着し夕食を食べた。私は「これが家族での最後の夕食になるかもしれない」と思いながら食事をした。ただ、最後になるかもしれないにもかかわらず「なぜ私はカレーライスを注文してしまったのか」という後悔があったのは今だから言える。

そして、別れの時、それまでは、妻にしか甘えなかった息子が何かを悟ったかのように私に抱きついてきた。私は涙ながらに力一杯息子を抱きしめ、妻に息子を託し強く握手をして福島に向かった。色々な気持ちや葛藤があったが、この時の決断があったからこそ、学園の職員として子どもとしっかり向かい合うことができたと思う。

次のエピソードは、言葉の難しさを考えさせられたものを紹介したい。全国から水や食料など支援物資が届き始め、その物資には必ず「頑張れ」など励ましのメッセージが書いてあった。また、テレビでは色々な芸能人が「頑張れ」と口にしていった。震災直後は、この言葉がとても嬉しく励まされていたが、時間が経つにつれ、「頑張れ」という言葉がとても苦手なものになっていった。この言葉を見ると自分は頑張っていないのかと思いはじめようになり、前向きになれない日々が続いてしまった。今思えば、応援してくれた方や物資を送ってくれた方々に申し訳ないと感じるが、それほど震災後の福島県の状況が精神的に疲

弊する環境にあったのだと思う。ただ、これまでは学園の子どもに対して何も考えずに「頑張れ」と口にするが多かったが、この経験をふまえ「頑張れ」という言葉を過度に使用しないよう気をつけるようになった。

ここには私のエピソードを書いたが、私以外の職員も同じ経験やエピソードがあったことは間違いないと思う。

VIII おわりに

災害はいつ起こるかわからない。東日本大震災の教訓として思うのは、「重要なのは組織として連絡体制はしっかりとしておくこと」だ。福島学園では、震災時、どのような状況で避難が必要か、避難の判断は誰がするのか、子どもの対応はどうするかなど、なかなか連絡が取れず指示を仰げなかった。そのような中、現場の職員で、色々と考えこの文に書いたような対応をしたが、職員の不安はとて大きく指示があればもつと心に余裕を持って対応できたのではないかと思う。日常の処遇などで大変だとは思いますが、是非とも非常時を考えたマニュアルなどの作成や見直し、原発のある県は放射能への対応などを含め行っていただければと思う。

私は、震災を経験して色々なことを学んだ。正直、二度とこんな体験はしたくないと思いつつも、とても貴重な体験をしたのではないかと考えている。この体験があったからこそ、今まで以上に、子どもに真剣に向かい合えるようになった。どんな問題が起きても、原発が爆発してどうなるかもわからない状況に比べれば、恐れることなく問題解決のため向かっていける。それまで、当たり前だと思っていたことが当たり前でなくなり、日常の大切さを改めて考えられるようになった。

今は、福島を離れ秋田で生活しているが、この経験を決して忘れることなく、これからは活かしていきたい

たいと思う。そして、一日でも早く、原発問題が解決し、福島県が震災前の日常を取り戻せることを願っている。



福島学園の現在（いま）

（東日本大震災を乗り越えて）

福島県福島学園主任児童自立支援専門員

戸倉深希子

I はじめに

平成二十六年六月、福島学園のプールにようやく子どもたちの声が戻ってきました。きらきらと輝く水面（みなも）や久しぶりに水に触れる子どもたちの歓声は、活気にあふれ、夏の訪れを私たちにもたすに十分なものでした。除染が済んだプールを職員や子どもたちが総出で毎年行っていたようにプール清掃をして、プール開きを迎えることができたのです。福島学園としては、三年ぶりのプールでの活動です。プールにたまった泥や水は簡単に処分することができませんでした。放射性物質が降り注ぎ、汚染されていたからです。除染の指示に従い、専門の業者に委託し、プールの水や泥を除去してもらいました。専門の方に安全な状態にしてください、みんなで三年間分の汚れを落とす：そこまでの手がかかって、ようやく迎えたプール開きでした。



プールでの活動を再開するまでに三年がかかりました。日本全国、いや世界中の方々にご支援いただいた東北は、ほぼ普通の生活することが可能となりました。しかし、プールでの活動を開始するまでに三年の月日を要しています。本当は、普通の生活に戻ったように思えても、完全なる普通の生活はまだまだ遠いというのは、原発周辺の住民だけではありません。

さらに、私たち福島に住む者は、普通の生活に戻っていないことさえ、少しずつ意識の中から薄れかけています。心のどこかで、この原発の問題、放射能の問題と折り合いをつけながら生きているためかもしれません。しかし、普通の生活に戻っていないことに慣れてしまった自分に、はっとさせられることがあります。自分自身に怒りさえ感じました。そんな思いもあり、今回、ペンを執らせていただきました。震災当時から一年間が一番大変だった時期です。どの公的機関もそうでした。私は、その当時本学園には勤務しておりませんでした。三年たった今でも「震災時どうしていたのか、本学園がどういう状況であったのか」を職員同士で話題にすることがあります。そのくらい私たちの心には深く刻まれた出来事でした。

Ⅱ 地震当日の様子

二〇一一年三月十一日午後二時四十六分、東北地方を襲った東日本大震災。その影響で福島第一原子力発電所内の爆発により、福島県民は地震や津波の影響だけでなく、目に見えない放射線の影響も大きく受けることになりました。福島学園は原発から直線距離で約六十五kmのところにあります。そのため、本学園もたくさんの制限などを受けながら、生活することを余儀なくされました。部活動、農場作業、食べるもの：毎日の日課さえも普通に送ることが困難な状況が少しの間続きました。そんな中、子どもたちの安全を第一優先にしながら、また、子どもたちの心に寄り添いながら職員は生活を共にしていました。地震当日、尋常ではない揺れに、ヘルメットを被り、グラウンドに第一次避難をしました。その後、余震の影

響を目の当たりに受け、地震当日は、とても落ち着いて寮舎内にいられる状況ではなかったといえます。ライフラインが寸断されている中で生活はとても厳しいものでした。ここでは、食事について詳述します。(以下、当時の栄養技師へのインタビューをもとにしました)

本学園の厨房では、地震の影響を受け、水道が止まり、ガス台やレンジなどの場所も動いてしまうほどでした。そのため、使用不可となり、すぐさまカートリッジコンロや使い捨ての食器へと切り替えました。三日分の非常食は常備していたので、それを使用して、メニューを変更しての夕食作りが始まりました。ところが、余震があり、吹雪の中、外へ避難するのとは中へ戻るのを繰り返しながら夕食を作ることになりました。しかし、不幸中の幸い、この日の厨房のスタッフは災害時に食事を作るシミュレーションをしたメンバーが勤務でした。そのため、思いの外、スムーズに食事作りは進んでいき、震災当日の夕食は済みました。

水道が使えないため、飲料水の確保には苦労しました。すぐに復旧する見込みはなく、職員が代わる代わる水の確保に水を譲ってくれる場所へと赴きました。水の確保が大変だったことやこの状態がいつまで続くのか分からない状況になってきたので、使い捨ての食器にラップを敷き、食器をすぐに捨てずに済む工夫をしました。いつもより、早く食材の発注を済ませていたため、当分の食材は何とかありました。あんなだけの食材で何ができるか、毎日調理員の方と会議を持ち、メニューを組み立てていました。そして、三日間、加工品や冷凍うどんなどでのぎました。四日目になり、ガスが復旧しました。これは大きく、レトルトのカレーやお湯で温めるだけのご飯から、炊きたてのご飯、温かい味噌汁、漬け物、缶詰などでメニューを組み立てました。しかし、今度は市場の品物が底をついたのです。ガソリンもなかなか手に入らなくなりました。しかし、食材の納入業者の方がとても協力的で、業者の持ち分を学園の持ち分として分けてくださいました。また、ガソリンがなく自動車で配達できなくなると、自転車で配達してくださいました。そのため、子どもたちへ食事を提供することができました。けれども、さらに事態はひっ迫し

ていきます。五日目には肉や魚の入荷がなくなりました。それを補うように具だくさんの味噌汁にしました。また、水分が十分でなかったため、風邪をひきやすい状態になりました。それを予防するために、業者にある分の柑橘類を取り寄せ、ビタミンを補給できるように心がけました。地震後六日目にやっと、水道が復旧しました。業者にもとうとう食材が入ってこなくなり、あるものだけを納入してもらいました。卵、納豆などでタンパク質をとり、献立を考えるにも一苦勞でした。そんな中、学園に他の児童養護施設が避難してきて、さらに食事を作る量は増えました。とにかく協力してなんとかしていくしかありませんでした。もとに戻ったのは地震から十日後。普通の食事に戻すことができましたが、まだ、肉は入荷できずにいました。そして、他の児童養護施設が帰るまで、一度に六十から七十食を作っていたのです。普段に比べたら、ずっと粗末な食事だったかもしれませんが、しかし、子どもたちは何一つ文句を言いませんでした。この災害を教訓として、三日間分だった非常食の備蓄量を五日分に増やしました。さらに、水分は人間が生きていく上で欠かせないものであり、緊急時の水分の確保が重要な課題となりました。もし、貯水槽が壊れたなど緊急なことが起こった場合、皆さんの施設ではどのようにして、水を確保しますか？

…そして、やはり「絆」という点に目がいきます。業者の方との日頃のやりとり、スタッフ間でのやりとり、毎日の営みが非常時を支えることを改めて確認しました。たくさんの人に支えられて、私はここにいます。そんな感謝の気持ちをもって毎日勤務にあたりたいと栄養技師の話聞いて、気持ちを新たにしました。仕事を迅速にこなすことで生まれるゆとり：助け合う心の大切さ：周りを気遣う柔らかい心：大切にしていきたいと思えます。

Ⅲ 部活動への影響

いつまでも日常の活動をストップしているわけにはいかないので、少しずつ通常の活動に移行していき

ました。部活動では、長袖・長ズボン着用、さらにマスクをして野球の練習を行うことにしました。マスクを外しての練習ができるようになったのは、グラウンドを除染してからでした。福島県各地の学校や公園など公共施設では汚染された土の表面を削って、汚染されていない土を敷き詰める除染が行われています。芝生のところは場所によっては芝生をはがしての除染といった公共施設や家屋もあります。本学園でもグラウンドを業者によって除染してもらい、放射線量の軽減を図ってから、部活動は通常通りの活動になりました。学園全体の除染はすべて済んだわけではなく、未だに除染が待たれる場所もあります。除染は子どもたちの活動に影響のあるところから優先的に行われているので、グラウンドは学園の中でも比較的早くに除染をしていただくことができました。ちなみに、この「除染」という言葉は、悲しいかな、幼稚園に通うくらい小さな子どもでも知っている言葉です。それだけ、福島県民にとって、深刻でなじみ深い言葉となつてしまいました。

平成二十六年九月の段階で、本学園のグラウンドの空間線量は、○・一三七マイクロシーベルト（地上五十cm）ありました。四月の計測時には、○・一四五マイクロシーベルトだったので、自然の状態でも、微少なながら放射線は減っているといえます。皆さんもご存知だと思いますが、現在では、最終目標として、平時の放射線量は年間一ミリシーベルトに抑えられるようになっていきます。計算上、○・二三マイクロシーベルト以下の場所であれば、年間一ミリシーベルトは超えないことになります。マスクを外しての活動が可能となった今でも、部活動や農作業後のうがいや手洗いは、内部被曝のリスクを減らすためにも励行しています。

IV 農場作業への影響

農場作業は、震災後、早い段階で再開しました。もちろん、外での活動ですので、長袖、長ズボン着用、

マスクをしての活動となりました。そのうえ、作った作物の中には、放射性物質のセシウムを吸収しやすいものもあり、食するのに適さず、泣く泣く廃棄したものもあります。その時の心の痛みと言ったら、図りしれません。また、作付けする種類にも配慮が必要になりました。畑に使う肥料などによっても線量の減る量は変わります。主にセシウムという放射性物質が問題となっていますが、植物は、カリウムと間違えて、この性質の似ているセシウムを吸い上げます。そのため、畑の線量は減少していく傾向にあります。その代わり、作物の放射性物質の吸収量が多くなるため、食するには適しません。セシウム一三七の半減期は三十年ととても長い時間を要します。その中で、農場作業をし、作った作物を「食べる」までには、土壌の改良なども必要となってきたのでした。

公の施設（学校や公民館、地区の運動場など）には、モニタリングポストといって、空間線量を二十四時間管理する機械が設置されています。本学園も例外ではなく、学園の農場に設置されています。それと別々に放射性物質を測定する空間線量を測定する放射線測定器があります。それでの計測では今年度四月の段階で、地表面の線量は、〇・一九〜〇・二五マイクロシーベルトほどでした。そして、九月には、高いところでも、〇・二一五マイクロシーベルトとなりました。あらゆる検査の結果、学園の農場は除染の必要はなしということになりました。その結果、農場作業は今年の夏によりやくマスクを着用しなくてもよいとの判断が下ったのです。畑の土は除染の必要がないと数値的になったからです。

マスクをしての農作業は約二年半続きました。特に夏の農作業は、暑くて暑くてとても大変でした。そのような中でも黙々



モニタリングポスト

と子どもたちは草むしりなどの農作業を続けていました。玉のような汗を流しながら行っていた農作業。今年の夏は、マスクをせずに畑に出て、キュウリ、インゲン、ナス、ピーマンにオクラなどたくさん野菜を収穫することが出来ました。さらに、それが子どもたち自身の食事にも提供されているのです。収穫作業は、子どもたちにとって楽しみの作業の一つになっています。

V 食べるものへの配慮

農場内には、柿も実りますが、干し柿は放射性セシウムの量が多く、干し柿を作ることと見合わせています。平成二十五年度に放射性セシウムの量が多く、食べることがかなわなかった食物には、梅、タケノコ、栗がありました。平成二十六年度もタケノコは食べることが可能な量まで下がってきてはいましたが、やはり、子どもたちへの影響を考えて、食事として提供することを避けています。

農場作業で栽培しているものだけでなく、本学園では自然の恵みも食することができていました。食材に放射性物質が含まれていないかどうか、学園内の放射性物質を測る専門の機械で測定しています。この機械は、各小中学校など公に給食を提供する施設でも使われており、食材や実際に作った食事（陰膳方式）を測定しています。本学園では、平成二十五年三月から測定器の使用を始め、調理する前の食材の段階で検査しています。農場で作った野菜も、食する前に試料をサンプルとして検査し、放射性セシウムの量を測った上で、放射性物質が基準以下であれば食材として使用しています。学園内の土地の状態がそれぞれ違うことを考慮に入れて、梅などは収穫した場所ごとに検査をしています。昨年度は食べられなかった梅が今年には基準をクリアしました。本学園に在籍する子どもの中には手作りの梅ジュースなど飲んだことがない者もいます。今年度は、職員が数年ぶりにそれを手作りしました。夏の部活動の合間に飲んだ梅ジュースは愛情たっぷりでも喜んでいました。

このように数値で、食材として用いることができるかどうかを判断できるようになる前は、非常に苦労が多かったのです。震災から一か月の間の食事の面での大変さは前述の通りですが、市場に食材が流通するようになると、まず、テレビや新聞などの報道を参考にし、福島県産の食材を利用から外し、県外産に切り替えました。(注 現在の福島県産の野菜・果物はきちんと検査がされています。基準値以下のものが市場には出荷されていますので、ご安心下さい。どうぞ美味しく召し上がってください)より安心・安全な食材が手に入るようにと業者の方などにもお願いをして、子どもたちの食は守られていました。食材の放射性物質を測る機械が導入されても、全て手放しに安心はできませんでした。一般食品の基準は、放射性セシウムが百ベクレル以下となっていました。子どもであることから五十ベクレル以下に学園内の基準を設け、食材の放射性物質を測り、三十ベクレルあたりの値が出ると、園長の判断を仰ぎ、使用するか不使用かを決めていました。しかし、今では十ベクレル前後でも使用していません。それだけ、県内産の野菜や果物でも、放射性物質が不検出となっているからです。十ベクレル前後になるのは、やはり、除染もせず、土壌改良などの手の入っていない自然のもの、しかも山菜や自生するキノコ類ぐらいになっています。毎食ごとに検査することで、安定した食の安心・安全が現在では守られています。

VI おわりに

福島県には「勤務時間外に発生した地震災害に対する職員行動マニュアル」というものがあります。



放射性物質測定器

万一、勤務時間外に災害が起こった場合、自分はどうか行動すればよいのかが記されています。今回も震災や原発の事故で、私たちは公務員としての役割を考えさせられました。私は、地震発生当時、本職ではありませんでしたが、管轄地域での安否確認や避難所での給水などを行いました。固い表現かもしれませんが、公に仕える者として、県民や市民の安全のために最大限努力する…その大前提を忘れてはいけません。どうしてもパニックが起こると、何が大切で何を優先しなければならぬのかが見えなくなることがあると思うのです。平時にそれぞれの施設でどんな災害が考えられ、どのような行動をとるのか、シミュレーションしておくことも有効です。それは、調理員の方々の迅速な対応からしても分かります。今回のようにガソリンが手に入らない場合、自分はどうか行動するのか、職場まで通うのに、使える交通機関はあるのかなども考えておく必要があります。福島県では、職員同士の相乗りなどもよく見られました。悲しいことにガソリンを入れようとガソリンスタンドに並び、そこでガソリンが尽き、県民が凍死してしまう出来事もありました。また、公僕としての使命を全うしようとするあまり、公務員だからこそ苦しいことにもぶつかります。自分の家族はどうするのかといった公私の優先順位で揺らぎ、苦渋の選択を迫られるかもしれないこと。公務員として前面に立ち、問題を解決しようとしたときに、「辛い・苦しい」と言うてはいけない立場にあるのではないかと感じてしまうこと。それらも含め、話し合える、支え合える人間関係作りは必須だと思います。「がんばれ」よりも、話を受け止めて、側にいてあげる、また側にいてもらえるような「寄り添う」人間関係作り…これは子どもたちと共に生活する私たちの土台ともいえるのではないのでしょうか。

そしてもう一つ、児童自立支援施設という特異的な性質を持つ施設だからこそ、考えておくべきことがあります。それは、災害時の施設の地域連携、広域連携ということについてです。震災当時、県内の知的養護施設の中には、避難しようとしても受入先がなく、遠い南関東まで出向き、避難させられたところもあります。これが、児童自立支援施設だったら、どこが受け入れてくれたのでしょうか？やはり、施

設の特質上、受入先を探すことは困難を極めると思うのです。災害時、お互いが助け合う相互扶助の関係を進めていくことも一方で必要なのではないかと思えます。助け合わなければならぬ場合を想定して、日頃から他機関、他県との関係作りを進めていければよいのではないのでしょうか？平時にこそ、ぜひ、一歩を踏み出してほしいと思います。

さらに、今、福島に暮らす私たちにとって必要なことはしっかりと現実を注意深く見つめ、分析し、受け止めることや、日々の生活の雑多な中では忘れがちですが、まだ震災以前の生活に戻っていない、当たり前前の生活ではないと常に心に留めることだと考えます。私たちは児童自立支援施設で働く者として、安心・安全を子どもたちにもたらずという上で、この放射線の問題とも真摯に向き合ってきました。そんな私たち職員と子どもたちと共にこの問題を乗り越え、私たち大人は、子どもたちが福島に生きることに誇りと自信をもち、よりたくましく生きていけるように支援していかなければならないと考えています。それが私たち福島に生きる大人の使命です。

セカンドチャンス！「陽はまた昇る」の紹介と活用について ～少年院等出身者からのメッセージ～

国立武蔵野学院長

相澤 仁

ここでは、本年度始めに、子どもの自立支援に役立ててもらうため各施設に五冊ずつ配布したセカンドチャンス！が発行した「陽はまた昇る」について紹介するとともにその活用について言及する。

一 セカンドチャンス！とは

セカンドチャンスとは、少年院出身者である当事者とサポーターとが協力してできた団体であり、少年院出身者による少年院出身者へのサポートグループである。出身者は、出院後、例えば、就職を希望するがみつからない、悪友から誘われて断れそうにない、薬物に手を出してしまいそう、家族との関係がうまくいかないなど、社会生活において様々な困難や問題に遭遇する。そのような状況の時に、同じような経験をした仲間同士で、助け合うことの出来る居場所があれば、その居場所は、出院者の社会復帰の大きな支えの一つとして機能する。セカンドチャンスは、そのような出身者のための居場所づくりなどを目的としてできた団体である。

二〇〇九年一月五日に会が発足し活動が始まった。セカンドチャンスの主な活動としては、少年院を訪問し、当事者による出院後の体験談などを語る少年院での講話や院内の催しにボランティアとして参加する交流活動、あるいは少年院出身者が出院後の社会復帰の支えになれるようお互い助け合うための交流会での出身者へのサポート支援活動などを行っている。交流会については、東京、名古屋、大阪、福岡などで活動を展開しており、全国規模での開催を目標に取り組んでいる。

この活動について、当事者メンバーは次のように語ってくれている。

「人生は何度でもやり直せるんだ。そういう思いでセカンドチャンスが出来ました。僕らがみんな全うに生きる。それは僕らのためであって、社会のためでもあるんだ、そう確信しています。また、そういう人間は輝く、本気でそう信じています。セカンドチャンスには自分を含めて同じような経験をしてきた先輩の出院者がいます。セカンドチャンスがあなたの居場所であってやり直せる場になりますように」

「少年院を出たからといって、人生の負け組ではありません。大切なことは少年院で得た経験を、今後どのように生かしていくのかです。少年院で行われている厳しい教育は、社会へ出ると大きく役立ちます。我々は過去に少年院を経験したからこそ、後輩たちの気持ち可以理解できる。これから大きな未来へ飛躍する後輩たちを応援しています！」

二 「陽はまた昇る」の作成経緯及びその目的等について

このような思いを持った当事者メンバーが中心になって作成したのが「陽はまた昇る」である。このような冊子を作ることのタスクホースができたのが平成二十二年八月であった。その任を担当することになったのが筆者と当事者との二人であり、筆者が責任者の任を引き受けることになった。

実際にこの冊子の作成に着手したのは、平成二十三年一月である。作成責任者を任された筆者は、当事

者メンバーに集まってもらい、どのような冊子を作るか協議した。少年が生活に困った際に見てもらえるような社会生活を送るためのハンドブックのようなものがよいのではないかなど、様々な意見が出た。協議の結果まずは材料を集め、その上で冊子の構成については考えるということになった。

最初に行ったのが、少年院出身者へのアドバイスを目的にした当事者による座談会であり、二回ほど実施した。(この内容の一部については、「セカンドチャンス!」新科学出版社 2011の中の座談会「私たちがやりたいこと」197~205頁参照)

それを基にして冊子を作ろうと考えたが、文章にして提供しても、また内容が多すぎて少年たちは読まないのではないかとということになった。そこで少年たちが読みやすく使ってもらうためには、Q&Aという構成で作成することがよいのではないかとということになり、Q(問い)を提案してもらおうことになった。最初に当事者に募集して提案されたQは十五程度であった。それ以降当事者はもちろんのことサポーターである福祉、司法、心理、医療関係者からも提供してもらい、七十程度のQを確保することができた。最終的には六十三のQになった。

次に、一つのQに対して多くても二百字程度のA(答え)を考えるということで、アンサーを検討してもらい提出してもらった。そのAが集まるまでに一年以上かかった。

続いて行ったのが、その集まったAについての、Qを考えながらの検討である。そのために当事者メンバーを加え、筆者と三人の当事者メンバーによって検討した。その結果、一つのQに対するAは一つでなくともよいと判断できるAについては残していこうということになった。そのAの中にはサポーターからのAもあったので、その内容については、当事者から見えて修正や削除すべきであると判断した内容については、その意見を踏まえて内容の手直しを行った。

その作業を四人で約一年をかけて実施した結果、今の冊子の内容が大方固まったのである。検討の最終段階になった時に、当事者から次のような意見が出されたのである。

「三年間これに取り組んでみると、最初の頃であったならば、もつと上から目線で少年たちに何かを教えようとして作成していたかもしれない。でも今の自分たちは少年たちと同じ目線で、寄り添うことぐらいしかできないと感じているので、三年間かけて良かった。三年前だったらこんな内容になっていなかった。自分たちも成長したのかもしれない。」

その時に時間はかかってしまったが、三年という年月をかけて良かったと思えた。

しかしながら、筆者としても何となくしっくり来ない感を抱いていた。当事者も何となく違和感を抱いていたようであった。そこで、ある日の作成編集会議の時に、筆者から質問に対する答え（A）ではなく、メッセージ（M）ではどうかと提案させてもらったところ、すぐに作成メンバーの賛同を得られ、Q&Mという形式で冊子を作成することになった。アンサー（A）ではなくメッセージ（M）であれば、発信する側も気が楽だし、考えすぎずに言葉を選ぶこともできる。また受け取る側も答えではないので抵抗なく受け入れることができやすい。冊子ができ上がってみると、この構成については、改めて良かったのではないかと思っている。担当者としてはしっくりきた感があった。

また、最終チェックの段階で、スタッフである三人の当事者に少年たちの目線で検討してもらい、誤解を生むようなQやMについては削除するとともに、受け取りづらいメッセージについてはわかりやすく受け取りやすい表現に修正した。またタイトルについても検討した。セカンドチャンスーらしいタイトルをつけたいと考えていたときに、当事者メンバーによる富士登山をした時の写真が送られてきたのを見て、「陽はまた昇る」というタイトルが決まったのである。こうした過程を経て完成したのが、この冊子である。

この冊子の目的は、施設退所後にスムーズに社会生活に適応してもらうための参考資料として作成したものである。一人ひとりが困った時や悩んだ時などに活用してもらいたいのである。またもう一つの目的は、子どもと向き合っているスタッフの研修材料として活用してもらい、子どもの理解を深めるなど力量形成を図ってもらうことである。

三 「陽はまた昇る」の活用等について

この冊子は、施設入所中の子どもに対するリーディングケアや退所後のアフターケアと教材として活用できよう。

当事者たちは次のように語っている。

「このガイドラインは少年院を出院した社会人からのメッセージ、エールです。

少年院を出たら、思いどおりにならなくて、腐ってしまうことがよくあると思います。誰も自分のことを理解してくれないと感じたり、かといって弱音を吐けなかつたり、そうして元の生活に戻ってしまう。セカンドチャンス！メンバーの多くもそういう道を通ってきました。どうせ私なんて、だからこそ、そうはなつてほしくない。そういう思いから、このガイドラインの作成が始まりました。これを読んで、もし社会に出て壁にぶちあたった時、自分は独りじゃないんだ、同じ経験をした仲間がいるんだつて、少しでも実感してもらえればうれしいです。

セカンドチャンス！は、少年院出院者同士が自発的に結びついた自助グループです。まっとうに生きていと願う人たちが出会い、つながり、この輪を大切に広げています。

このつながりを通して、お互いともに支え合い、成長し合うことができますと思うし、悪ぶらなくても、真面目ぶらなくても、ありのままの自分を出せる、しがらみのない、真新しい人間関係を築くことができるとし、またそのつながりはかけがえのない宝物になっています。

私たちは無力ではあるけれど、同じ経験者として、まっとうに生きたいと考える少年院などにいる人を仲間だと思っているし、そのつながりはかけがえのない宝物になっています。

今、辛いこともあると思う。そして言いたいけど我慢していることだつてあると思う。

一日一日が過ぎるのが長くても、社会に出てからの人生の方がずっとずっと長いはず。ぜひ、社会

に出てから、自分がどんな人生を歩みたいかということに目を向けてください。

そしてこれからの自分の人生は自分次第でどうにだって出来るんだって信じて、腐らず共に頑張ってくださいましよー！」

「今、この社会に少年院出院者はどれくらいいるのだろうか。」

そして再犯することなく社会生活を送れている人はどれくらいいるのだろうか。

出院後の再犯は、捕まっただけど返されたり、間接的だけど何らかの形で犯罪に関わってしまったことなども含めると、一度も犯罪に関わることなく潔癖な生活をしている人は想像以上に少ないのではないだろうか。

逮捕され、統計として上がっている数字はあくまでも逮捕された数であり表にでてこない犯罪はたくさんあるんだ。

少年は、

少年院に収容されている間に多くを学び、やり直しを誓い仮退院する。

出院後、彼ら彼女らは、社会で何に悩み、何に苦しんだのだろうか。

家族、友人、仕事など、この冊子にはそういった当事者のリアルな体験が書かれている。

製作期間は約三年。セカンドチャンス！に関わりを持った多くの少年院出院者が、自分に日常に起こった出来事をQ（質問）として、複数の人が経験や自分に置き換えてM（メッセージ）として応えている。

また、複数で応えているのには理由がある。

それは、

この冊子を手にとった少年自らが、自分なりの答えを探せるようにとの思いが込められているのだ。

困った時の対応には、これが絶対だと言う意味での正しい答えはない。それが私たちの考えであり、行き着いた結果だ。それぞれみんな違う環境にあるのだから、自分にあった自分なりの答えを見つけて欲しい。

い。

この本がそんな指針になればいいと思っている。

最後に、

『人は変えられる』ってことを私は伝えたい。

他人が君を変えることはできないけど、君自身で自分を変えることができるんだよ。

セカンドチャンス！」

このような当事者の考え方から作成されている冊子の内容について、入所中の子どもや退所後に躰きそ
うな子ども、あるいは躰いてしまったばかりの子どもなどに伝えることによって、子どもはかかる問題や
課題を解決することのヒントを得られるかもしれないのである。

具体的に一つのQ&Mを紹介してみよう。

Q 18 外でケンカ（トラブルに巻き込まれたら）を売られたらどうしたらよいですか？

M ケンカになるということは冷静になれていない状況だと思うので、ひとまず逃げて下さい。

M 謝る、逃げることは最高に大人だし、クールだと思おうよ。

M こんなヤツのせいで自分の人生無駄にしたくない。と考えます。せっかくやり直そうとしているの
でそのチャンスを大切にしていましましょう。いづれ、誰かを守るためにケンカしなければなら
ないことがあるので、今じゃない、その時まで取っておこうと心がけています。

M 逃げた方がよいです。ケンカは、暴力に発展することが多く、暴力を振るうことはどんなことがあっても自分に損になるからです。そんなときは、おまわりさんと呼んで、そのケンカを買ってもらって下さい。そのためには、いつでもお巡りさんと呼ばれるような身の潔白を確保しておく必要があります（自分が警察に会いたくない状態だと、警察も呼ばません）。

M 結果の責任をどのように覚悟するかによるでしょう。自分が覚悟する範囲において決めるしかないでしょう。

このような当事者からのメッセージを入所生や退所生に提供し、それを通して今までの自分の姿勢、言動、態度などについて振り返り、今後はどのような対応を図ればよいのかなどについて検討する機会を設け、予防的対応としてのリービングケア、あるいは予防的や早期対応としてのアフターケアとして実施していくことが大切である。

筆者は、中卒の子どもの「教養」という科目の授業において、この冊子を使って、施設退所後にスムーズに社会生活に適応するための授業を展開した。社会生活をする上で遭遇するかもしれない事態などの問いなどを中心にして取り上げ、子どもたちにその問いを投げかけ考えてもらい、自分の答えを発表してもらった。その上で、冊子に書かれているメッセージを伝え、検討するという授業を展開したところ、多くの生徒からの感想は、「役に立った、こういう授業をまたしてほしい」という内容であった。

このように、授業の教材としてこの冊子を活用することも、子どもの自立支援にとって効果が期待できる取り組みである。

もう一つは、職員の研修の材料として活用することである。当事者のメッセージの内容はもちろんのこと、そのメッセージに込められた思いなどの背景を検討することで、多くのことを学ぶことができるはず

である。その取り組みから生じた当事者とのずれを大切にして、それを検討し理解を深めるような研修を行うことが大切である。

児童自立支援施設を退所した子どもたちは、どのような課題や問題に遭遇するのだろうか。それを退所した子どもたちはどのように対処して乗り越えていくのか、あるいは躓いたり失敗してしまふのか。入所中の子どもや職員に退所した子どもたちからのメッセージを提供するためにも、各施設や職員が収集していくことが必要である。

今後は、こうした取り組みを企画推進していくためにも、昨年度に創設された企画推進委員会において検討してもらい、全国的な取り組みとして展開してもらうことを願っている。

「育て直し」の真実

大阪市立阿武山学園 副園長 林 功 三

I 児童自立支援施設とは？

児童自立支援施設とは、どのような場所なのか。そして、いったい何をしているところなのか。この命題について、ある程度、明確に答えられる児童自立支援施設職員はどのくらいいるのだろうか。

悲しいかな、児童自立支援施設はその地方自治体の中で細々となんとか維持されてきたと言える。学校が、指導要領について全国一律で、大阪であろうが東京であろうが、教育の内容が変化しないのと比べ、児童自立支援施設とは、体制であれ、現実提供できる指導内容であれ、地方自治体による格差や考え方の違いがありながら、これまで推移してきた。

現在、児童自立支援施設の施設長は三年たてば交替していくと言われ、また、かつて全盛を極めた夫婦小舎制は施設全体で三割に満たない存在となった。さらに、子どもをめぐる社会状況もかなり変化してきた。特に体罰、施設内虐待の問題と、それを根絶する社会の動きは、もはや当然の流れとは言いながらも、良きにつけ、悪しきにつけ、職員には大きな影響を及ぼしたはずだ。

かれこれ、児童自立支援施設は衰退傾向にあると言われて、随分月日は経過した。現在、民営化の道を少しずつ歩んでいる。まさにマイノリティーの最たるものだと言える。

もはや、その施設の存在意義や命運は、その施設に任されている。逆に言うと、施設の中の活力や、自分たちの存在意義や使命感等を失えば、瞬く間に、その施設は衰退してしまふ。

私は、阿武山学園の夫婦制を維持していくために、研修などで、これまでの理念を失わないようにしていきたいと考え、近隣の児童自立支援施設の職員に、園内研修として講話をしていただいた。ところが、必ずしもこちらが期待していた、職員に伝えてもらいたい話にならないこともあった。だから、冒頭の命題に行きつくのだ。

Ⅱ 児童自立支援施設の機能

各児童自立支援施設のホームページの概要を見れば、児童福祉法第四十四条の条文による児童自立支援施設の説明を入れ、その後は、生活の様子や体制（小舎かどうかなど）、さらに、いわゆる非行児に対して生活、学習、作業もしくはクラブ活動を通じて、成長を図ることが書かれてあるのではないだろうか。この程度は誰だって説明できることだろう。

問題は、子ども達に何を与えられるのか、何をしてやれるのか、何をしないといけないのかということろだ。

私は、児童自立支援施設には、大きく言えば、大事な四つの機能があると思っている。

一つは、子どもの心の成長を図る機能。心の成長とは、「頑張って、達成感を得て自信となる」、そのプロセスを体感し、実際に少しずつ自信を深めていくこと。このことは、人間にとつて、どの人にも当てはまる成長の方程式だろう。どんな人も幼少時から、自信を持っていた人なんていなかったはずだ。人はなにかを（いろいろなことを）頑張って達成感を感じる。そのサイクルを繰り返すことで、ちょっとした自信を積み重ねて大人になってきたはずだ。このことは、児童自立支援施設では、どこも子どもに説明して

いると思う。「頑張る」という言葉が、言わば合言葉で、入所児童もこのことが生活のモチベーションとなり、生活の意味になっていくはずである。

次に、「育て直し、育ち直し」というプロセス。これは教護院時代にはなかった考えだ。しかし、児童自立支援施設になり、このことが言われるようになり、今年、厚労省により発行された『児童自立支援施設運営ハンドブック』においても、第二章の「自立支援の理念について」の冒頭の基本的な考え方で「育ち・育て直し」の言葉で語られている。すでに、理念として定着してきている。そして、この「育て直し・育ち直し」の概念は、子どもの安定的な生活の重要な根幹を担うとともに、職員が子どもと関係を成立させるための基本的な姿勢となることを、後で述べたい。

三番目は、子ども独自の課題を解決、解消する（あるいは軽減する）機能。

一番目の自信をつけること、そして「育て直し、育ち直し」により安定的な生活を送ったとしても、それだけでうまくいくほど入所児童の背負っているものは容易くない。

子どもの成育歴は様々で、苦難に満ちてきた。なぜ、問題を起こしてきたのかを探った時、必ず子どもが抱えてきた課題や普通に生きていく上での障害に職員は気付いてきたはずである。

まず基本的に親子関係が崩れてしまっている子どもが多い。だから、子どもの退所後の生活の道筋をつけてやることは重要な支援だ。当園でも、このことを寮担当は重要視しており、経験を積んでいる職員ほど、家族関係修復であったり、家族にあてがないケースだと児童相談所を巻き込んで、里親等を探してもらおうとする取り組みを早期に行い、また、それに伴う関係機関調整もうまい。だから、子どもは安心できたり、逆に早く覚悟を決めることになり、その後の生活が希望につながってゆく。女子児童は、このことが安定的な生活の大きな割合を占める。むしろ、このことで先が見えると、どんどん生活を頑張るようになるはずだ。

一方で、性加害男子児童が施設が増えており、これも漫然と生活を送るだけで、主訴が改善するののかと

の考えで、当園では当該児童に対して、性加害治療プログラムを重要な課題として行うようにした。

また、凶悪といえる非行事実のあった子どもや、生活の中でちよつとしたことで怒りが沸き起こる子どもには「振り返り」の作文に取り組んで、自分の課題に向き合う指導を深めたりしている。

各自の課題に取り組み、子ども自身もそのことに向き合うことで、より施設での生活の意味が認識でき、子どもの生活の安定化に大きくつながる。そして、このことが、むしろ子どもにも希望をもたらしたり、自分の課題克服が将来の展望につながるために、一層、頑張ることに結びついてゆくという循環になっている。

四つ目は、教護院の時から言われてきたが、子どもの養育状況は劣悪で、家庭内での「しつけ」はされていないことが多い。日々の生活のスキルでさえ、未熟で知らなかったり、一般の人の持っているような価値観が欠けている。

非行をしてしまった子どもでも、良いことか悪いことかくらいの判断力は持っている。ところが、子どもの言葉で多いのが、「たしかに僕は悪いことをしてきたけれど、でも、結構みんなしてますよ」というような考えだ。あるいは「バレなければ、大丈夫」のような意識の甘さである。

このような考えの甘さや間違った認識を改めることは、確かに大事なことだし、そのような認識が原因でトラブルになってしまう可能性もあり、生活を通じているからこそ見えて、指摘することができる。間違った考えや認識の修正は、児童自立支援施設では、必要な機能であるのは事実だ。

インケアーの大きな柱となる機能は、だいたいこの四つに集約できるのではないだろうか。

Ⅲ 下川先生の教え

現在、児童自立支援施設は、「一言で言うと「育て直し・育ち直し」の教育を行っている」と紹介されるこ

とが増え、理念として定着してきているとすでに述べた。しかし「育て直し・育ち直し」(この後、「育て直し」で統一する)がどのような感覚で浸透しているのだろうか。実は、私自身が、寮担当の現役の時には真剣にそのことを考えてこなかったという反省があるのだ。

戦後、児童福祉法が施行され、教護院の成立以後、その理念は国立武蔵野学院がリードしてきたと言える。石原登、青木延春、これら先達の教えは、教護院から児童自立支援施設になっても、色あせることなく、しばしば語られる(むしろ世間から支持されたのは北海道家庭学校の営みであったが)。ただそれは、非行性の除去であったり、非行少年に対する治療教育という考えが基盤になっている。どこか、「自分とは異なる非行少年」のような意識になっていると、私個人は考えていた。そして、そのことに違和感を感じることもなかった。

明らかにされていることではないが、児童自立支援施設での「育て直し」の概念は、当園、大阪市立阿武山学園の元園長、下川隆士(現在は田島童園園長)その人が発祥だと、私は思っている。

下川先生は、法務教官、養護施設職員を経て、教護院の阿武山学園に來た経歴をお持ちだ。長きにわたり、当園の男子寮を担当された後、平成九年、情緒障害児短期治療施設に転勤された。下川先生がいなくなることで、残された私たち、特に生活指導部を任されていた私は、大きなプレッシャーを感じたものだった。

下川先生が園を去られた後から、当園に不安定な寮が複数出始め、当時、園全体の生活指導部を任されていた私は、子どもの問題の抑えに躍起になっていた。私たち寮担当は、寮舎運営の精神的な支えでもあった下川先生に帰ってきてもらうべく、いろいろな人に働きかけていき、二年後、戻ってきてもらうことができたのだ。

しかし、学園に戻り、女子寮担当になった下川先生から、私は時折注意を受けることがあった。「林先生は、自分の寮が手本を示そうとするあまり、生徒に厳しすぎる。これでは、子どもとの関係が崩れるよ」

と言われた。当時は「そうですか？」と受け流していたが、内心は「子どもに甘くすればなめられてしまう」と私はどこか考えていた。職員寄りの考えを持ってきている子どもは問題がないが、大人不信の問題の大きい子どもに対しては、もちろん話もし信頼関係をつくろうとするが、うまくいかなければ最終的には力で抑えることを私は考えていた。

私が中学生だった一九七〇年代の半ば、住んでいた大阪北部は、素行の良くない子ども男子グループ（特に「不良」というような言い方もしなかった）はリーゼントをしたり、変形学生服を着て、たとえば転入生が来ると殴る・蹴るの暴行を与えていたり（私たちは「リンチ」と呼んでいた）、知的障害児童が遊び感覚で殴られることは頻繁にあり、また学校同士の「殴り込み」もしばしばだった。そして、私たち子どもの方は、このようなトラブルで先生を頼るようなことはしなかった。自分に振りかかった火の粉は自分で振り払うのが当たり前で、親にも相談はしなかった時代。こんな状況でも、私の中学校では、登校拒否児童もなく、学校に行かないことは、ある種の「罪」だと子どもも親も考えていたと思う。私たち子どもの会話で「しばくぞ」「殺すぞ」は当たり前、普段の会話では、どちらかと言うと好んで使っていたと思う。「いじめめる」という動詞はあっても、「いじめ」という名詞言葉は、まだ無かった。毎朝、私はちょっとした戦場に行くような気分です学校に行っていた。アウトサイダーな面々とも、私は付き合いはいはあったが、こっちに向かってきたら絶対、やり返したるからなという緊張感が常にあった。しかし、その状況が特にひどいとは誰も思わず、市内の中学校では標準的な学校だったはずだ。もっと荒れてる学校もあった（その後、世の中に校内暴力が吹き荒れるが）。家庭的には不自由なく私は育てられたが、周囲の環境でこのような成育史を私は持っていたので、武蔵野学院養成所時代、久しぶりに非行児と接した時、どこか懐かしい感じがしたものだ。むしろ、私が中学時代に接してきたメンバーの方が手ごわい感覚があったので、「なんや、楽勝や」と思ったほどだった。

さて、下川先生が園に戻ってきて、女子寮担当となり、バタバタしていた女子集団がすぐに安定した。

下川先生が当時、口を酸っぱくして言っていた教えは、当園において脈々と受け継がれている。学園の七か寮のうち、過半数の四か寮は安定寮にしないと施設は終ってしまう。児童相談所の意向はできるだけ汲み取ること、児相の信頼を失えば、施設は衰退する、等々。先生自らは、十二人定員のところ、十四人とかの子どもを寮舎で引き受け、どんな子どもにも、グブアップしない懐の深い処遇をされた。

下川先生が園に戻ってきて、時をみて、会議が職員研修となることがあった。そこで語られたのが「子どもへの理解」、そして「育て直し」という考えだった。

Ⅳ 「育て直し」その起源

当時、教護院から児童自立支援施設に名称変更になり、数年たった頃で、まず先生に言われたのが、子ども達は被虐待の中で育っており、問題行動をせざるを得なかった子どもであることを理解し、その環境であれば、私自身も（そしてあなた自身も）同じことをしていた可能性があると認識しないといけない。つまり、自分も学園に來ている子どもも、なにも変わらない同じ人間なのだ、ただ違うのは環境だけだったのだ、という視点だ。

そして、子どもを成長させるもつとも大きな要素は、「安心感」や子どもと職員との相互の「愛着」だ。大事にされていると実感できたら、自然に子どもは大人の言うことに同意するのだ。指導したことで子どもが成長するなんて考えてたら思い違いも甚だしいとの教え。成長過程で、虐待により置き去りにされてきた心理的欲求の満たし直しをここでしないと、非行の子どもはどこでできるのかと語られる。生活指導部の主担であった私は、問題行動のひどい子によって集団が影響を受けるので「ルール化」を会議で唱えることが多かったが、「ルールでしることで愛着が育まれるのか」と、下川先生と対立するようなこともあった。

下川先生の寮の女子は、下川先生の言うことにとても従順だった。下川先生の語られることは大事なことであると思いがらも、「女子の場合はそれでうまくいっても、男子では、それだけではうまくいかない」と、私はタカをくくっていた。いくつかの寮があれば不安定さを抱える寮があり、むしろ私は立場上、全体のことを考えないといけないと思っていたので、「下川先生は個人処遇の面ばかりを強調し過ぎだ」と思っていた。

このような中、平成十五年、全児協から『児童自立支援施設の将来像』が発行された。薄っぺらい小冊子で、もちろん『児童自立支援施設運営ハンドブック』ほどのインパクトはなかったし、おそらく施設の中で、今、その冊子を持っている施設はほとんどないかもしれない。当園でも、その時の職員全員に配られたが、なくしてしまった人も多いだろう。その中で、初めて「育ちなおし」という言葉が、全児協レベルで使用されたと思ふ。

当時、下川先生が何かの下書きの文章を作っていると思っていたが、これだったのかと思った（下川先生に、このあたりのことを聞いても、当時、講演等が頻繁にあったことくらいしか覚えていらっしやらないが）。

その小冊子には、こう記述されている。

「これまで児童自立支援施設では、規範性は、正しいことを正しいこととして、間違っていることは間違っていることとして教えることによって、身に着けることができ、非行児には厳しい態度で臨むことをしてきた。しかし、本来はそうではなく、児童は自分の存在が認められる、大事にされるという経験を通して初めて、自分を認めてくれる人、自分が信頼を寄せる人の考えを取り込んで、規範性を内面に形成する」。また、「児童自立支援施設は、職員の惜しみない愛情によって、児童から職員が信頼されるという関係の構築がないと、その役割を果たすことができない」と明言している。

この冊子が出た後、急速に児童自立支援施設は「育て直し（あるいは、育ち直し）」をする場所との、

定義や認識が広まったと感じている。

このような流れの中で、「育て直し」という理論を、私は頭で理解しているつもりでも、「十人中、九人にはそれでいいのだろう。しかし、本当に虐待まみれの指導困難児童に対して、下川先生が言う愛着で、なんとかできるのか」と、疑問に思っていた。また、私は『いじめ』のようなことは絶対に許さないと、寮の子どもに指導していた。どこか、職員がボーっとしていたら、いじめは起こる、このようなことは絶対に見過ごしてはならないという、児童の問題ありきの視線だったと思う。このことも、私の中学時代の経験に根差していた。男子の時は、それでも寮運営はやれたが、女子寮になってからは、うまくいかなかった。今から考えると愛着を軽視していたからだと考える。

私が「育て直し」ということを真剣に考えたのは、むしろ寮を離れてからだだった。

V 鍵となる「愛着」

寮で、子どもの反抗的な問題が出てしまうと、当該児童は寮から離されて、別対応を取る事案がしばしば起きており、以前であれば、児童相談所の一時保護所を比較的容易に使用させてもらえた。しかし、ここ数年、大阪市の児童相談所、こども相談センターの一時保護所が満杯で推移しており、簡単に使わせてもらえなくなってきた。

寮で反抗的な態度の子どもがいると職員は困る。職員は、ある程度問題が起きるのは仕方がないところと思っているが、その後、きちんとした解決ができれば、良好な集団に戻すことができる。ところが、その時に子どもが、非を認めず素直でなかったり、他児への加害行為や暴れたのにもかかわらず、謝れなかったりすると解決には至らない。

寮担当は、自分が指導して反抗する子どもの面倒は見れない、そう思うのは当たり前だ。そして、何と

かしてほしいと、S・Vや管理職に委ねる。ただ、ここでは、寮担当と同じ思いで子どもを叱ってくれると思っていないだろうか。私も、最初の方はそう考えていたが、そうしても何も解決しなかった。むしろこじれてしまうのだ。

子どもが大暴れで、職員や他の子どもに手を出しているならともかく、反抗的な態度であったり、すねて職員の言葉が入らなくなるなどの事案は、観護措置に適合するわけでもなく、このくらいで施設の移動が起きるわけではない。

結局、子どもに謝らせ、集団に戻すしかないのである。その時に、いったい何が重要かと言うと、それが「愛着」だったのだ。

別対応が出てくる可能性の高い子どもは、本当に深刻な虐待を受けてきた子ども、もしくは親子関係がほとんど構築されてなかったり、ほぼ崩れてしまっている子どもだ。とりわけ、施設からの措置変更児童が多い。つまり、前の施設でも、反抗や暴れるなど同じ経験をしてきているのだ。

さらに言えば、不安定になる前に、心に何らかの不安やいらだちを抱えていて、ちょっとしたことでスイッチが入ってしまう。

不安定な状態で、私の前に連れてこられた（まれに、移動も困難なケースがあるが）子どもは、確かに、場所が変わることで「まずいな」くらいの内面の変化はあるかも知れない。しかし、簡単に人の言葉が入る状況ではない。ある程度、一人にしてクールダウンが必要な子どももいれば、相手の返答を考えず、こちらが一方的に話しかけ、こちらが語りかける中で、気分がおさまるのを待つこともある。いずれにしても、少し話せるようになるまで、少々時間がかかることが多い。

そして、話ができたところで、すぐに叱っては台無しになるのだ。ここまで反抗的な態度で出てしまっている子どもに、「お前何してんねん」などと言えば、「さっさと、どこにでも飛ばせばいいでしょう」と開き直られるのが関の山だ。

ある程度、子どもなりの言い分を聞きながら（子どもの言葉を全て鵜呑みにするわけではない）、「言いたいことは分かる、でもな……」と情に訴えかけるのだ。何故、寮担当は叱ったのか理由を説明し、それがなぜ必要なのか、また園に来ている子どもの状況を話しながら（個人情報的なことは言えないが）、そのために寮の先生はどのようなことに気を配り、どのような思いで一緒に生活しているのかを話す。

子どもは自分に非があることは、たいていは分かっているのだ。そして、子どもと寮担当に愛着が少しでも形成されていたら、「今まで出会った大人と寮の先生は違うやろ。大事にしてくれた場面があったやろ」と私が言えば、否定できる子どもはいない。時間はかかっても、必ず、最終的には子どもは非を認め、謝罪するようになる。

すべて、S Vや管理職が、そのような調整をするのではなく、寮母さんが、叱り役の寮長とこじれた子どもとの調整に回ることも多いだろう。経験豊富な寮母さんなら、このまとめをしてくれるとありがたい。なぜなら、S Vや管理職が出ての解決は、あまり子ども集団への映りがよくないと思ってしまうからだ。権威に子どもがなびくようになると、寮担当の存在が軽くなる。寮担当は、もつとも愛着を引き出し、それでいて、やはりもつとも威厳もあるという存在であるべきだ。

このような出来事が重なるにつれ、「愛着」というものを深く考えざるを得なくなった。そして、顧みるのは「育て直し」の重要性だった。

VI 「育て直し」の真実

下川先生が言い続けてくれた、発達段階で置き去りにされた心理的欲求を満たし直しすることがとても大事であること、つまり、自分のことを見てもらいたい、かまってほしい、受け入れてほしい、褒めてほしい、喜んでほしい、話を聞いてほしい、愛してほしい……。こんな基本的なことを大事にする姿勢をつ

いつい忘れてしまうことに警鐘を鳴らしてくれていた。そして、子どもとの愛着を重要視する関係づくり、そこに安心や信頼が成立していくことを、ずっと前から言い続けてくれていた。

子どもに対して、「問題を起こすんじゃないか、いじめをするんじゃないか」との疑いの視線を持つ職員、監視的な職員に愛着は持たない。そして、何か問題があると「信用できない」との言葉を簡単に言う職員に愛着は持たない。私は問題があると「信用できへん」としばしば言っていた。これはほんとうに禁句だったと、今考える。もちろん、人から信用されるような状態で児童自立支援施設に来る子どもはいない。それでも職員は信用しようと試みることを続けたいといけないのだ。何かトラブルが起きて、「信用できない」と言うと、全てが台無しになる。「信用したいのに、（こんなことが起きて）悲しい」などと、別な言い方をすべきだ。非行児童は、見捨てられ体験をしている子どもも多く、逆に簡単に人のことを見切ってしまう弱さや自分に対する防衛もある。こんな一つの言葉で関係が崩れてしまう。

この「育て直し」というプロセスは、本当の意味で職員が試されているということなのだ。上辺ではなく、職員が真の愛情、愛着を非行児に向けられるかどうか、この一点にかかっている。現在、すでに力指導は、どの施設でも全くできなくなっているはずだ。その中で、職員の支えとなるのは、「育て直し」における子どもと職員の愛着関係に他ならない。そして、困難児童に対しても、より深い愛着により結びつこうとする寮担当の姿勢が、子どもの心を緩やかに変えていくのだ。

当園で「育て直し」の考えのもと各寮が運営をしてくれていて、不適応児童が出てきても、最終的には、情や愛着に訴えかける解決が図れる。力関係に頼る指導がはびこっていたら、こうはいかないはずだ。おそらく、園から離脱する子どもが、増えただろう。そうであれば、下川先生が言ってきた「大人から捨てられて、児童自立支援施設まで来た子どもを、阿武山学園でも見捨てるのか」と叱られたに違いない。

私自身が寮担当の時、「育て直し」ということを軽視してきて、なにも偉そうなことは言えない。しかし、現在の阿武山学園に「育て直し」のプロセスが、脈々と流れていることに、私はあらためて、下川先生に

感謝し、また、現在の寮担当に優秀な人がたくさんいることが、本当に嬉しく、誇らしい気持ちでいる。

VII 『母という病』

私は、寮を退いて以後、「愛着」ということに注目してきた。そして、最近、岡田尊司という人を知ることができた。岡田氏は、精神科の臨床医をしながら多くの著書を持つが、特に『母という病』を読んで、「愛着」ということを、より深く考えさせられた。彼は臨床医なので、日々、クライアントと接している中での真実が、本にはちりばめられていて、説得力がある。

まず彼は著書で、「人間が幸福に生きていく中で、最も大切なのは安定した愛着だ」と語っている。さらに、愛着の問題は一部の人の特別な問題ではなく、全ての人に広く当てはまる問題なのだと言う。愛着の安定性がその人の生き方や関心、恋愛、子育ての仕方などの行動を支配するとした。

愛着理論は、英国精神分析学者ジョン・ボウルビーにより提唱されたことは有名だ。その弟子のメアリー・エインスワースなどに研究は引き継がれている。

岡田氏は、母に無条件に愛された人は、自分やこの世界を無条件に信じてことができ、愛されなかった人（愛着が不安定な人）は、自分やこの世界を信用できなくなり、自分に不安を感じたり、違和感を持つてしまうと述べている。

つまり、児童自立支援施設に入所してしまう子どもは、ケース記録を読むと、幼少時の母との関係が不十分と思われる者が多いと想定でき、だから愛着が不安定なまままきていることは想像に難くない。児童自立支援施設の子どもは、被虐待児童だと言われるが、虐待の前に、すでに愛されない、愛着が満たされない体験をしており、このことによる生きにくさが根底にあると言えるのだ。

もちろん、教護院の昔から、愛されなかった淋しさを抱える子どもという認識は、我々の中にあつた。

だが、実はこの愛されなかったという事実は、とてつもなく大きく、淋しさという単一の感情ではなく、もつと計り知れない複雑な感情へ一人の人間を落とし込んでしまふことなのだ、この本を読むと気づくことができた。もしかしたら、「愛されなかったから淋しい」と簡単に述べた時、普通に愛されてきた人の中に「そのくらいで、甘えるんじゃない」などと言う人がいるかもしれない。しかし、それは「愛されなかった」ということを一つも理解していない人だ。愛された人の傲慢な考えにすぎない。

岡田氏は、難しいケースほど、愛着の問題が複雑で、心理療法や認知行動療法は機能しないと著書で述べている。愛着の問題に目を向けることなしに、なにも解決しないと云っているのだ。

愛着に傷を受けている場合、親が問題を理解し、子どもへの接し方や考え方を変えることで、劇的に回復が促されるとしながらも、これが簡単ではないと岡田氏は述べている。このことは、児童自立支援施設の職員なら、確かに痛感していることだ。親が自分の非を顧みず、簡単には変わらない。その場合、共感的で安定した、支えとなってくれる第三者の間で愛着を育み、愛着の傷を修復した上で、最終的なゴールとして親との関係を安定したものにしていくプロセスが必要だと述べているのだ。このことは、つまり児童自立支援施設の営みではないかと、私は驚いた。愛着を重要視するようになった児童自立支援施設の存在意義を改めて、確信できたのだった。

結局、非行とは、愛されなかった子どもが、愛さなかった親に向かう愛着表現と言えるのかもしれない。このように愛着に傷を抱える子どもがさらに、虐待が重なることで、より深刻な状況となってきたのだ。

Ⅷ 寮母の力

さて、「育て直し」というプロセスは愛着の視点が鍵になると言ったが、そこで重要なのは寮母の力だと感じてきた。もちろん、「育て直し」という理解と視点は寮長もすっかり持つておかないといけないの

だが、寮長は、子どもを頑張らせたり、トラブル解決を図ったり、集団のコントロールや活動場面を仕切ることに関心を砕くことが多いだろう。いかんせん、児童自立支援施設にトラブルはつきものだ。解決していて、叱っている寮長が、わずかの時間で、切り替えて他児としゃべり始めるといふのは困難だろう。

子どもの内面は、寮母がカバーしようとし心掛け、子どもとのやり取りを深めてくれると、本当に子ども達は明るい顔で生活をし、生き生きとした集団にすることができよう。

かれこれ二十年近く前になるだろうか。他施設の知り合いの専門員の方と話をしている。「見学者を案内した時に、寮母さんは、どんな仕事をするんですかと聞かれて、答えるのに困った」という話が出たことがあった。児童自立支援施設となり、私は、寮母は子どもの愛着を引き受ける役割だと答えている。

寮母がいろいろな話を聞いてくれること、それが受容につながり、自分の気持ちがかかってもらえると、いう充実感につながる。特に女子の場合は、この感覚がものすごく大切だ。「育て直し」の心理的欲求の満たし直しで言えば、基本中の基本となる営みだろう。寮母には、寮長に言えない本音が言えて、それを寮長にさりげなく伝え、もちろん、それを知った寮長も「こんなこと言うてたらしいな」などとは絶対に言わず、やり過ぎすはずだ。しかし、寮母からの情報で、子どもの様子を知るなど、寮長を助けてくれるに違いない。

愛着は、寮母が引き受けると言っても、もちろん寮長も様々な活動に愛着関係を主眼とした姿勢を持ち続けたい。ある程度、年長の子どものごとを任せるとして、みるみる良いだろう。作業場面や、さまざまな役割で任せることを増やし、達成した時には大いに褒めることは、お互い喜び合うことができる。このように、子どものことを、いろいろな場面で認めてやることは、良好な関係性に繋がっていく。そして、大いに期待している言葉を投げかけてやってほしい。子どもはこんな言葉が、ほんとうに嬉しいのだ。また、これはもちろん、児童自立施設の職員は分かっているはずだが、「愛着」が大切だと言ってもベタベタする関係ではない。寮母は子どもに入り込むが、寮長が集団を仕切るラインが弱くなつては、問題

を抱えてしまっている子どもに、いい方向性を与えてやれないことは自明のことである。

Ⅹ 最後に

体罰問題、施設内虐待問題は、現場をあずかる職員には、大きな影響を及ぼしただろう。その影響でダメージを受けた職員もいるだろう。しかし、腐らないようにしてほしい。

教護院から、児童自立支援施設となり、施設そのものも変化せざるをえなかったし、社会の情勢に適合しないものは、やがて淘汰される運命であるのは、どこも同じはずだ。

私が阿武山学園に就職できたのは、その数年前に職員採用がうまくいかなかったからだと当時、聞いた。面接で「非行児が、自分に向かってきたらどうするか」との質問に「何度も粘り強く説き伏せます」と答えた回答に対して、当時の人事課は「こんな甘い職員で大丈夫なのか」と合格させなかったということだった。

今なら、満点の回答だろう。このくらい、施設を巡る価値観は一八〇度、変わった。

しかし、職員もまた、施設で成長していけるし、変化していけると思う。

私は、自分で児童自立支援施設の職員には向いていないのだろうと思ってきた。むしろ、児童自立支援施設の職員に自分は向いているという人の顔を見てみたいと思ってきた。下川先生がそういうなら、納得したと思うが。いずれにしても、世の中は、余計なものをそぎ落とし、本当のものだけを残すようになってきつつあるのだろう。

今までどうだったかではなく、これから非行児に、ほんとうに愛着、愛情を向けられる人のみ、児童自立支援施設に残ることができるといふことなのだ。

児童自立支援施設に勤務する若い職員には、期待したい。ほんとうに頑張ってほしい。「育て直し」を

実践し、素晴らしい施設にしてほしい。子どもが「児童自立支援施設に来てよかった」と言ってくれよう。



第三十九回資生堂児童福祉海外研修報告

フィンランド・オランダの児童福祉

栃木県那須学園 主任

関根 礼

I 研修概要

本研修は、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団が、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目的に実施している。三十九回目を迎える今回は、高橋久雄団長（元昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科教授、現昭和女子大学・國學院大学講師）の下、全国各地で児童福祉に携わっている十二名の中堅職員が二日間の事前研修を経て、二〇一三年十月六日から十月二十日の十五日間、フィンランドとオランダを訪問した。

本研修のテーマは、「虐待対応における介入的支援から予防的支援を学び、地域の子防的支援も視野に入れた児童福祉施設のあり方とともに、日本の子ども家庭支援の今後の方向性を探る」というものであり、国、地方自治体、行政機関、そして子ども・妊産婦・家庭支援機関、児童保護機関、児童福祉施設、里親支援機関、病院（精神科医療部門）、学校、母子支援機関（シエルター含む）、青少年更生支援機関、性的虐待被害者支援機関、暴力防止プロジェクト等における講義及び視察研修である。なお、研修を行なったオランダとフィンランドは、二〇一三年に発表された「子どもの幸福度ランキング」（ユニセフ他）結果でそれぞれ一位、二位であったことについて注目していただきたい。

研修の詳細やすべての視察先については、すでに発刊されている「二〇一三年度 第三十九回 資生堂 児童福祉海外研修報告書」を参照していただくこととし、本稿ではとりわけ各国の代表的といえる視察先及び、児童自立支援施設にとって参考になるであろう視察先について抜粋して取り上げたい。

Ⅱ フィンランドの子ども家庭福祉

フィンランドでは、一九七〇年代初頭に出生率が低下し、一九七三年に合計特殊出生率が一・五と過去最低を記録した。当時は保育サービスなどが整備されておらず、働く母親には厳しい社会であった。危機感を持った政府は、少子化対策に力を入れ、出産・子育て支援を充実させてきた。その結果、保育所の整備とともに、母親手当や出産及び育児休業、児童手当、在宅子育て手当等、自宅保育に対する支援の充実が図られた。民間保育手当もあり、多様な保育を選択できるフィンランド特有の子育て支援システムが作られた。一方、一九〇二年に小児科医アルヴォ・ユルッポにより始められ、一九四四年に法制度化されて、すべての自治体に設置された「ネウボラ」の存在は、妊娠期からの安心した子育てを家庭に保障している。その結果、二〇一二年には合計特殊出生率が一・八に増加した。このように、フィンランドでは「ネウボラ」を中心とした子育て期の家族への手厚い支援を特徴にし、妊娠期からの切れ目のない社会サービスを実現している。当事者はもとより社会にも将来のリスク低減に一役買っていて、長期的にみると経済的にも負担が少なくなっている。その結果、最も子育てしやすい国と言われるようになった。では、ネウボラを始め、視察先の一部を具体的に紹介していきたい。

一 ネウボラ（妊娠・出産・育児相談所）

妊娠期から子どもの就学（六歳）まで、母と子どもの心身の健康と成長に対する支援を行ない、出産や育児に関する相談に応じる。サービスは無料で、ほぼ100%の親が利用し、出産による母子の死亡や未熟児出産は少ない。また、妊娠四か月までに検診を受ければ母親手当もしくは育児パッケージを受給できる。支援は母子だけではなく、家族全体を対象に行っている。特に父親の役割強化を重視し、家族のエンパワメントを図る。親子が、検診のために定期的かつ継続的に訪れるため、家庭の状況が分かり、問題の早期発見にもつながり、児童虐待やDVなどの予防的支援を行なうことが可能となっている。利用者には、母親手帳、子どもの手帳で記録が残される。ネウボラの記録は転居後も次の地域のネウボラに引き継がれる。また、健診や家庭背景などの個人データは五十年間保管され、保護者の養育歴がたどれるため、親支援に利用されている。二〇一一年、母子のメンタルヘルスの促進と、問題予防の強化が強く打ち出され、妊娠期と、四か月、十八か月、四歳、一年生、五年生、八年生の子どもと両親を対象に、精神面と福祉についてのアクセスメントがなされるようになった。

本研究で視察した「タンペレ市ビュニッキ地区ネウボラ」は、医師と保健師三名が中心になり、健診と相談を行なう。ケースに応じ、各種関係機関のソーシャルワーカー（以下、SWと表記）、心理士、ヘルパーなどの専門家と連携し、健診や相談で気づいた問題を早期に解決するよう努めている。ちなみに、タンペレ市（人口約二十二万人）だけでも約三十か所のネウボラがあり、七十名の保健師がいる。これを日本の一例として広島市に当てはめると、小学校区の支援拠点となる。いかに身近な存在となり、家庭支援サービスの窓口としての役割を担っていることが分かる。フィンランドの保健福祉サービスにおけるネウボラの位置付けを図1に示す。

二 家族ネウボラ（ファミリー・カウンセリング・オフィス）

子どもの発達における課題や問題行動、親子問題、夫婦問題、家族が体験したトラウマクライシスなどにおいて、支援が必要な家庭へのサービスを無料で提供する機関である。一九八五年に制定された社会福祉法によって、各自治体が設置することが義務付けられ、福祉、心理・精神医療、保健の観点から家庭を支援する役割を担っている。

訪問したヘルシンキ市（人口約六十一万人）の保健・福祉サービスは市を三つに区分し提供されている。家族ネウボラは各地区に二か所ずつ、全部で六か所あり、支援が必要な〇〜十七歳の子どもがいる家庭へのサービスを行なっている。

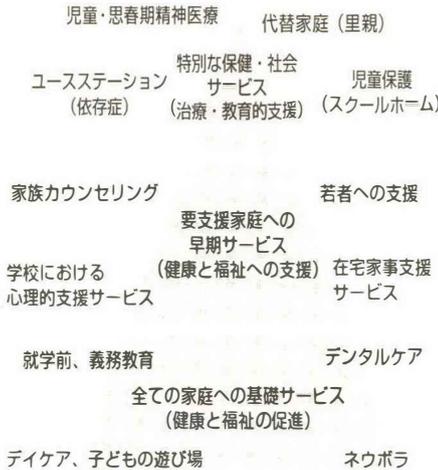


図1 フィンランドの保健福祉サービスの構造

出典：家族ネウボラ講義資料より

家族ネウボラは、図1に表されるピラミッドの上段と中段との間に位置付けられている。中段の「要支援家庭への早期サービス」には、子どもが児童保護サービスを、保護者が在宅ケアを受ける等のケースが該当する。サービスは、強制的ではなく、利用者の自発的意識によって受けるもので、紹介がなくても直接サービスを利用できる。ヘルシンキ市の〇〜十七歳人口は十万人であるが、二〇一二年、家族サービスを利用したのは、このうち二・五%である。ネウボラのサービスを終了した小学生（七〜十三歳）がいる家庭の利用が最も多く、利用者の六十%にのぼる（小学生人口の四%）。多くは離婚家庭であり、実父母の下で暮らし

ているケースは三十二%である。このように、フィンランドでは家族をリハビリするという考えが発展しており、日本において参考になる取り組みであると感じた。

三 オウンキュラ・ファミリー・リハビリテーション・センター

ファミリー・リハビリテーション・センターは、家族のリハビリを行なう部門と、緊急保護児童のアセスメントを行なう入所型部門と二つの機能を持っている。

家族リハビリ部門では、入所と在宅ケアの二つの形式で支援を展開している。入所では平日を家族棟で寝泊まりし、八週間にわたり継続的なりハビリを行なう。日常的な生活設備に加え、治療に必要なミーティングルームなどがある。定員は六家族である。一方、在宅ケアでは、家族はりハビリのために通所する。十六家族まで受け入れが可能である。利用家族の多くは、親子間のコミュニケーションに問題を抱えている。リハビリを通じて、親としての能力を高めて自信を持たせ、より適切な家庭生活が送れるように支援する。

緊急保護部門は、三つのホームに分かれており、すべて定員は七名である。保護期間中（通常二〜三か月）に、児童の家庭状況と保護者のアセスメントを行ない、課題を明確化することを目的としている。家庭復帰を目標としているが、無理だと判断される場合もある。児童への基本的な養育や治療も行なわれる。ヘルシンキ市内には三か所の緊急保護所がある。二〇一二年のヘルシンキ市全体（人口約六十一万人、〇〜十七歳人口約十万人）の緊急保護件数は四七八件であり、そのうち約百件を今回訪れた「オウンキュラ・ファミリー・リハビリテーション・センター」が受け入れた。保護の判断は、自治体のSWが行なう。緊急保護の場合は、原則三十日以内に支援の方向性を決めることになっている。緊急保護部門のみを見ると、日本でいう児童相談所の一時保護所と類似した機能のように思われたが、家族リハビリ部門によって、よ

り予防的支援と家族支援を進めているフィンランド独自の支援の強みを感じた。

四 SOS子どもの村タピオラ（児童養護施設）

SOS子どもの村は世界的な児童福祉組織のひとつである。一九四九年にオーストリアで設立され、現在百三十三か国で活動されている。フィンランドには、五つの子どもの村があり、総勢で百七十名が生活している。そのうち、本研修では一九六六年に設立されたフィンランドで最も歴史が古い「子どもの村タピオラ」を訪問した。タピオラでは、現在三歳から十九歳の五十六名（うち十二歳以下が六名）の児童が生活している。敷地内に六戸のホームがあり、さらに自立訓練用に村外に五戸のホームがある。一戸あたり一〜六名の児童が生活をしている。タピオラのスタッフは、ケアワーカー二十五名、インストラクター六名、SW四名、その他に施設長、アフターケア専門のスタッフで構成されている。ケアワーカー二十五名のうち、夫婦が四組いて、里親家庭の緊密さと施設の専門性という両者の良さを掛け合わせた形で運営している。月に一度、ホームチーム（ケアワーカー、インストラクター、SW）がミーティングをし、ケア計画について話し合っている。「すべての児童が家庭で愛され、安全で価値ある児童として育てられる」、「同じ家庭の児童は同じ家庭で暮らすべきで、きょうだいを離して生活させない」、「児童には施設という感覚を与えないような支援をする」等の指針は、児童自立支援施設の伝統的な小舎夫婦制の考え方と共通していると感じた。また、タピオラでは、夫婦でホームを任されているケア職員のことを「里親」と言いながらも「施設」としての認識が強いことも、職員の労働環境を守るうえでも参考になった。

ベーシックケア(普遍的サービス)
 学校、チャイルドケア、
 青少年ワーク、青少年クラブなど

初期(第一段)ケア
 (予防的サービス)
 チャイルドヘルスケア、GP(家庭医)、
 教育的カウンセリングサービス、
 スクールソーシャルワークなど

二次的(第二段)ケア
 (専門的サービス)
 専門的青少年ケア、青少年のメン
 タルヘルスケア、精神疾患を抱え
 た青少年のケア、児童保護と保護
 観察、少年法関連施設、教育的
 サービス

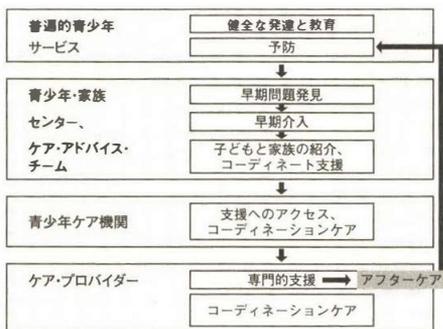


図2 オランダの青少年ケアシステム

出典：Netherlands Youth Institute HP より

Ⅲ オランダの青少年ケアシステムと社会的養護

オランダは、歴史的に移民の受け入れに寛容な国である。政府は、ベーシックな青少年サービスを発展させ、移民の子どもとその親にも支援が確実に届くよう、「すべての子どもに、すべての機会を」をスローガンに、「予防」と「早期発見・早期介入」を図る取り組みをしている。しかし、現実問題としては、少数民族の子どもがいじめの対象になったり、低学歴や言葉の問題から職に就けないなど、貧困につながる問題が親の代から子どもに受け継がれ、解消できない移民家族もいる。そのため、「子どもの権利条約」を様々な支援の基本としている。その中で普遍的なサービスから家庭外保護に至るまでの「段階的な青少年ケアシステム(図2)」が特徴である。また、ソーシャルキャピタル(人々の協調行動が活発化することで社会の効率性を高めることができるという考え方の下、信頼関係、ネットワーク等の社会組織の重要性を説く概念)の強さがあり、福祉・医療サービスの提供においては、民間非営利団体の果たす役割が大きく、政府の制度や施策の隙間を埋めており、「利用者が信頼できる地域のネットワーク」がある。信頼関係に裏打ちされた社会資源がたくさん選択肢を作り、それらが連携・協働して制度やサービスの隙間を埋め、きめ細やかな早期対応を実現している。オランダの児童福祉制度は非常に複雑であるが、視察先の内容と併せて紹介したい。

一 青少年保護局 (Bureau Jeugdzorg : ㇿㇿㇿ)

青少年保護局、通称BJZは、保健福祉スポーツ省と安全法務省が管轄する州レベルの機関であり、青少年に対する適切なケアや必要な保護を提供している機関である。二〇〇五年の「青少年保護法」により青少年支援は各州の責任となり、BJZが必置となった。現在十二の州と青少年問題が集中しやすい三つの大都市に設置されているが、SWの総数は約八千名、SW十名に対して一名の精神科医がいる。機能としては、虐待相談と通告の窓口となつて、児童虐待の通告受理と調査、青少年の適切なケアと保護についての支援の決定、青少年及び家族のソーシャルワーク、里親団体や関係機関・団体との連携などがあり、日本の児童相談所に近いイメージであるといえる。

虐待通告については、二〇一二年約一万九千世帯、約三万人の児童の調査を行なつた。そのうち保護を必要とするケースは、約十二% (約二千三百件) あつた。オランダでは、家庭を基点にした支援、家庭に近いところで受けられる支援に力を入れていたため、保護が必要な場合についても、まずは里親支援を優先して考える。国の施策として、「ベッド数(施設定員)を減らしてでも子どもをなるべく地域で支援しよう」という方針によって施設養護から里親養護へシフトしていること、なおかつ子どもが保護される前の段階における家庭支援策に力を入れていることがとても印象的であつた。「児童保護への流れ」や「虐待相談からの支援・保護までの流れ」については、ぜひ報告書を参照願いたい。

二 児童擁護諮問委員会

児童擁護諮問委員会は、安全法務省が管轄する独立行政法人である。「BJZから依頼を受けた児童保護ケースの調査」、「離婚に伴う親子関係上の問題を抱えるケースの調査と、裁判所への報告と提言」、「養

子縁組里親希望者の家庭調査と承認」、「事件を起こし立件された青少年（十二〜十八歳）の調査と裁判所への報告」の四つの業務を実施する。その他、政策等について提言を行なっている。日本の家庭裁判所に近い役割を担っている。全国に約三千名、今回訪問したアムステルダム支部には百八十名のスタッフがいる。内訳は、S W、精神科医、司法書士、政策スタッフ、政策アドバイザーなどである。

三 ハルト（青少年犯罪防止・対策団体）

ハルトは、安全法務省を主務官庁とする独立行政法人機関である。軽微罪を犯した青少年に対する教育的介入機関であり、代替的刑罰を実施している。一九八〇年代、青少年による公共物への落書きや、破壊行為等の軽犯罪が多発した。一九八一年、ロッテルダムで損害を労力で補償するプロジェクトが始まった。再犯率が低下したことで、一九八五年アムステルダムにハルトが設立され、全国に展開された。

ハルトは、アムステルダム市（人口約八十万）に四か所の事務所を構えている。本研修では、アムステルダム西区事務所を訪問した。ハルト利用対象者は、「年齢が十二歳〜十八歳であること」、「損害賠償額が一定の金額以下であり、窃盗の場合は、百五十ユーロ（約二万円）以下であること」、「犯罪行為を認めていること」、「自主的にハルト・プログラムを選択したこと」などの条件がある。警察からハルトに紹介されてくる青少年は全国で年間約二万二千人、アムステルダム市内に限れば約千三百人いる。ハルトの各事務所は、「セーフティーハウス」と呼ばれ、青少年と保護者が通所し、関係機関職員との面接を行なう場所になっている。青少年問題に関する迅速な対応と、スムーズな多機関連携を行なうため、セーフティーハウスには、ハルトスタッフの他、警察、検察、児童擁護諮問委員会、基礎自治体の各機関から職員が駐在している。十二歳〜十八歳までの青少年の軽犯罪で警察に逮捕された者は、刑事司法制度とハルト・プログラムとのどちらかを選択することができる。プログラムを選択した者は、刑事司法当局との接触を避け、

表1 オランダの社会的養護

名称	児童数	援助者	内容
里親	1～2名	里親	一般家庭に里子として 依託され現在約 23,000人の子どもが 生活している
ファミリー ホーム	4～7名	里親 補助員	一般家庭に里子として 依託され現在約 450カ所存在する
ファミリー グループ	1～2名	里親 SW	家庭で生活しSWも 一緒に支援にあたる
施設	不明	SW	閉鎖された空間で団 体生活を行う
ユースケア 牧場	3～4名	里親	牧場や農場に週末の み宿泊する。

自分の犯した罪を正すことができる。オランダにおける非行少年へのアプローチは、犯罪レベルが深刻化する前に支援を提供することで、短期間での更生を可能にするという考えである。代替的刑罰としての社会奉仕活動現場の詳細は報告書を一読していただくこととする。オランダでは、代替刑罰としての社会奉仕活動という意味合いだが、児童自立支援施設における年長児を対象にした職場実習と考え方が似ていた。

四 ヒューマン・ホース・パワー（ファミリーホーム、ユースケア牧場）

オランダの社会的養護は複雑なため、まずは簡単に説明したい。表1のように、オランダの社会的養護の形態は、大きく分けて五種類ある。その中で、私たちが視察したのは、夫婦によって運営されているヒューマン・ホース・パワー（以下、HHPと表記）である。HHPは、ホースセラピー（馬介在療法：Equine Assisted Therapy）を取り入れたファミリーホームとユースケア牧場の機能を併せ持っている。ファミリーホームは、BJZから委託された子どもを、家庭的な環境で養育する家庭外養護である。ユースケア牧場は、週末や子どもの長期休業中に、親が養育に負担を感じ、将来的に家庭外養護となることが危ぶまれる家庭の子どもを預かる牧場体験宿泊制度である。

HHPでは、ホースセラピーを行なうための馬十七頭と子どもたちが一緒に生活をしている。措置される子どもの多くは、自宅に戻れる可能性がほとんどない子どもたちで、長期にわたり支援をしている。ホースセラピーは、馬に乗ることが目的ではなく、馬との信

頼関係をどのように作るかが目標である。自分より体が大きな動物を制止させたり、動かしたりすることは難しく、怒っても、泣いても、暴力も通じない。子どもたちにとって、この信頼関係を築くことが最も難しく、課題となるそうである。また、人に教えてもらうより、馬に教えてもらった方が素直に理解できることが多く、例えば、馬と暴力的に向き合うことはできない。それは、学校や社会でも同じことで、どうしたら自分の気持ち伝わるのかを子どもたちは馬から教えてもらっている。馬と触れ合うことにより、自信・好奇心・尊敬の心・感受性・感性・愛情・言葉・リーダーシップを段階的に学ぶことができる。馬を導くことで自分をトレーニングし、子どもたちが自ら学び、成長していく環境と条件を援助者として提供している。

HHPには、十四歳と十一歳の実子と、十歳から十四歳までの里子七名と一緒に生活をしているが、各自に担当の馬が割り当てられ、一緒に育てている姿がとても印象的であった。形態は異なるにせよ、自然の中で夫妻が実子と里子を養育していく様相には児童自立支援施設の小舎夫婦制に通ずるものがあるように思えた。

Ⅳ 考察

本研修を通し、両国で共通していたのは、「予防的支援」、「早期介入」、「家族支援」という三点が挙げられる。フィンランドでは、それらの要として「ネウボラ」の存在があり、誰もが利用できる福祉・保健サービスを基盤にして、切れ目のない支援が展開されている。一方、オランダでは、児童保護法が制定され、段階的な青少年ケアシステムが展開され、政府が明確に「施設養護」から「家庭的支援」を打ち出すことで、保護される前の段階における家族支援施策に力を入れていることが印象的だった。

「施設養護」から「家庭的支援」へ、日本の社会的養護の現状も「施設の小規模ユニット化」や「里親



〈児童擁護諮問委員会の前にて〉

委託推進」など共通しているといえる。児童自立支援施設はどうであろうか。「小規模支援」や「家庭的養護」は、感化院時代からの「小舎夫婦制」を考えると、先駆けた実践であるといえる。しかし、「小舎夫婦制」の維持は、全国的に約三分の一にまで減少し、わが国の打ち出している社会的養護の方向性とは、逆の方向へ進んでいるといえる。歴史的に取り組んできた児童自立支援施設のノウハウは、これからの日本の社会的養護に還元すべき時期にきているのだと感じた。児童養護施設の小規模化やグループホームが増加してきている今、必ず専門性の確保や人材育成という壁に

直面することが予想できる。そのため、先駆けて壁に直面した児童自立支援施設こそが他の児童福祉分野へ専門性や支援技術を提供する機能になるのではないかと思う。また、視察先の随所で、児童自立支援施設の歴史的な取り組みに通ずるものを感じたので、その伝統を継承していく必要性とともに、これからの役割や機能を明確にして、職員一人ひとりが認識していかなければならないと感じた。

最後に、このような貴重な機会を提供していただいた資生堂社会福祉事業財団の皆様、全国児童自立支援施設協議会、そして快く研修に送り出していたいただいた那須学園の職員及び子どもたちに感謝の意を表したいと思います。なお、研修の詳細は前載の報告書及び左記のホームページからも閲覧可能です。

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

(<http://www.zaidan.shiseido.co.jp>)

全国児童自立支援施設職員研修会報告

社会が求める児童自立支援施設の役割と機能

東京都立誠明学園 管理課長 田口正治

平成二十六年度の全国児童自立支援施設職員研修会は九月二十四日（水）～二十六日（金）にかけて、立川市の立川グランドホテルを会場に、全国から約七十名の参加者のもとで開催した。「児童自立支援施設の役割と機能」をテーマに講演・パネルディスカッション・分科会を通じて、意欲的な討議が交わされた。

以下、研修会の概要を報告する。

I 第一日目（九月二十四日 水曜日）

一 開会式

挨拶

全国児童自立支援施設協議会 副会長 田仲輝男
東京都福祉保健局少子社会対策部

事業推進担当部長 松山 祐一

二 行政説明

「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 社会的養護専門官

田中 浩之

まず、平成二十四年度の統計資料に基づき、被措置児童等虐待に関わる各都道府県市の対応状況についての説明を受けた。入所児童の福祉を守り、安心できる生活環境を確保することを使命としている社会的養護の各施設で、職員からの虐待行為は絶対にあってはならないことである。児童自立支援施設もその例にもれない。我々児童自立支援施設職員にとつて身につまされる数字が資料に示されていた。

一方、児童相談所が受理する虐待相談数は増加の一途である。社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。国は、社会的養護施設においても、家庭的な養護環境を確保するため、養育里親の拡充や児童養護施設の小規模化を推進している。また、厳しい虐待環境にさらされ、医療・心理支援を必要とする児童が増加したことから、社会的養護施設における機能強化を推進している。児童自立支援施設は、これまでも小舎制を基本とし、「家庭的」な環境での養育を行ってきた。今後は、複雑で対応が困難な入所児童が増加していることから、職員の専門性の向上を図ることが喫緊の課題であるとしている。また、組織力の向上のためには、職員個人の研修を充実することはもちろん、施設長研修、スーパーバイザー養成が重要であるとした。

家庭的な養育の上で入所児童自身の課題や問題性の改善に努めてきた我々であるが、児童を取り巻く家族や地域も包含する視点で専門性を発揮してほしいということを「木を見て森を見ずではいけない。また、森を見て木を見ずでもいいけない」と言われた専門官の結びのことばが印象的であった。

三 基調講演

「躓いた子どもたちの回復と支援」―セカンドチャンスの取組からみえてくること―

静岡県立大学教授 津富 宏

児童の回復と支援、セカンドチャンスの取組についての講演について報告する。

非行少年にとって、本人のリカバリー・ストーリーを作るのが非常に大事である。本人の中では、こうしていけばうまくいくというリカバリーが理解できない。そのため、ストーリーを描けない。周りの人がそのストーリーと一緒に考えて、作っていくことが大事である。

リカバリーについては、病気を治すことが大事ではなく、治すための過程が、方法が大事なのである。非行からの立ち直りに関する研究によると、専門家にとっての問題と本人にとっての問題が大きく異なるとされている。立ち直りできた人の特徴は三つあり、一つ目は本物の私を見つけた人、気付くことができた人である。二つ目は自分の運命を何とかできるのではと思えた人である。三つ目は人の役に立ちたい気持ちを持っている人である。立ち直るために新しい社会的役割を獲得することも重要である。

セカンドチャンスとは、まっとうに生きたいという共通の願いのもとに集まっている少年院出院者が集い、仲間として、互いに支え合い共に成長することを目的としている団体である。この場所が安全で安心できると感じられるところであればならない。

講師は、児童自立支援施設職員である我々に、いくつかの項目で新たな視点の重要性を指摘した。私たちは、これまでかかわった児童に対して、リカバリーの視点から支援がどれだけできていたであろうか。まだまだ、リカバリーの視点からの支援が足りないのでは。もっともっといろいろな角度からリカバリーを行って行かなければいけないのではないかと感じつつ、どのようにリカバリーを進める支援をしたらよ

いのか、という不安も正直感じた。同僚や関係機関と協力しながらリカバリー・ストーリーを考え、児童の自立支援に役立てていきたい。

四 講演 I

「ASDの子どもたちと医療的支援の連携」

東京都立小児総合医療センター副院長 田中 哲

本講演において、講師が述べられた概要を報告する。

哺乳類の中でも未熟な状態で生まれてくるのが人間の赤ちゃん。これほど、未熟でもできない状態で生まれてくる動物は人間の他にないと言う。生まれてから一年ぐらいで、立ったり、手を使ったりと人間らしくなる。まさにこの一年が人間の成長に重要な影響を与える。

この一年間で、赤ちゃんは母親からの愛情を受けて育つ。自分を無条件に世話してくれる人から「愛」を受けることを経験する。このことを先生は、「自分に対する肯定的な関わりへの信頼」↓「社会性と対人行動」(A)とした。そして、子は母親からの「愛」を無条件に受け入れ、「自分が良いものであること」の確信」する↓「自尊感情と自己受容」(B)。そして、母親の行動から、これはよい、これはだめといった行動規範を学ぶ。これが「安全に生きていくために必要な枠組み」↓「自己制御と心理的な安定」(C)と考える。

この(A)(B)(C)の三つの柱が幼児期から青年期まで適応され、人は成長していく。(A)(B)(C)のどれか一つでも、未熟であったりしてバランスが悪いと、心の発達に支障をきたす、思春期の行動障害に繋がっていくと言う。また、ASDに独特な「生きにくさ」と逸脱行動に①対人関係、社会性の偏りな

どの対人的相互関係の問題 ②現実認知と自己認知のゆがみが原因でいじめられ体験などを通して、自尊感情の低下 ③自分の「気が済む」ことへの執着（こだわり）などの衝動のコントロールの問題をあげられた。

講師は、ASDによる本人の「生きにくさ」は薬により少しは軽減することはできても、取り除くことはできないと述べ、医療の限界を理解した上での連携が必要とし、生活の中で、また児童集団のなかで「生きづらさ」を抱えながらも児童本人が成長を感じられる児童支援が重要と強調された。また、家族だけでなく、社会に出る前段階でのコミュニティによる支援体制の整備が必要としている。

Ⅱ 第二日目（九月二十五日 木曜日）

一 パネルディスカッション

「時代が求める開かれた『児童自立支援施設』とは…」

コーディネーター

国立きぬ川学院長

パネリスト

全国児童養護施設協議会副会長

玉川大学教授

田島童園施設長

東京都八王子児童相談所長

自立援助ホームふくろうの家

村上 春彦

武藤 素明

佐藤 貢一

下川 隆士

辰田 雄一

高橋 一正

最初に、コーディネーターの杉上院長から発題についての趣旨説明が行われ、パネラーが其々の立場から児童自立支援施設が今後取り組むべき課題について発言があった。

武藤先生は、社会的養護の方向性や課題について述べられ、児童福祉法第四十四条を引用し、自立支援の「原点」を改めて考えさせられる提起がなされた。また、児童自立支援施設の生活については、社会的には認知されていないことを、長崎新聞に記事で開成学園の支援を一面で紹介されていたことにも触れ、社会に発信していく必要があることを強調された。

佐藤教授は、ご自身も児童養護施設や教護院での勤務経験があることを紹介され、現在の学生・養成機関での社会的養護のカリキュラムが二十三年度から半分となった実情を説明。また、全国の保育士が三十一万人いる中、児童福祉施設に勤務している保育士は一人であり、人材不足の点も指摘された。

下川施設長は、退園生とのエピソードを交え、児童との関わりについては水平な視線「水平指向」で向き合う必要性を強調され、「安全・安心の欲求」の保障が育ち直しに必要な条件であると説明された。

辰田所長は、児童相談所における社会的養護から家庭生活（地域）へ向けた一貫性・継続性・連続性をもつ支援について説明し、東京都で平成十七年度より開始された児童自立支援施設を退所した児童を対象に行っている「児童自立サポート事業」の効果について具体的な説明をされた。

高橋ホーム長は、教護院と現在勤務されている自立援助ホームでの支援を通じて、ケアワーカーとして児童に対してどのような支援が必要なのかを具体的に話され、「良質な生活環境」「食事を中心とした快適な空間」について保障していく努力が大事であることと、丁寧な「聞く力」を養っていくことが大切であると述べられていた。

本パネルディスカッションでは、施設における「食」の大切さ、支援において子どもと関わる目線や働きかけ、インケアに終始するのではなく退所後の生活を視野に「支援の質」を検証し、生活を保障してい

く意義を学ぶことができた。今後は研修で学んだことを活かして、児童にとって「魅力ある職員」を目指していきたい。

二 分科会

(一) 第一分科会 「社会資源の積極的な活用」

コーディネーター

社会福祉法人カリヨン子どもセンター

監事

高橋 幸成

話題提供者

児童養護施設東京家庭学校

主席指導員

石井 真一

東京都立誠明学園

学習ボランティア

五味 靖

国立武蔵野学院調査課

調査係長

岡谷 勝利

本分科会では、児童自立支援施設が地域・関係機関とどのように連携することで、施設で生活する児童の自立にとってどのように効用があるかが話し合われた。

冒頭、コーディネーターの高橋氏から、社会資源の活用と協働連携についての話題提供があり、①地域社会及び施設の機能充実のための社会資源 ②地域の社会資源としての施設 ③関係機関との協働連携な

どが重要であるとテーマの提起がなされた。

五味氏からは、社会資源の活用観点から施設内学習ボランティアでの活動概要などを中心に紹介があった。社会資源の活用のためには、セッションを繰り返し、物語を共有し、プロジェクトを立ち上げていくことが大切で、これらを調整するコーディネーターの存在が重要であることを強調した。

石井氏からは、児童養護施設が誠明学園と連携して提携型グループホームを立ち上げた開設から現在に至るまでの取組みについて紹介があった。施設が児童の新たな生活の場としてのベースとして、機能を担っていけるかが今後の課題であるとした。

岡谷氏からは、国立武蔵野学院入所児童に対する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の活用事例についての報告があった。この中で①要対協を実施する目的の明確化 ②児童相談所による根回し・主導性の重要性 ③要対協を実施することの効果について話され、今後各施設での児童支援を促進する上で、示唆に富む内容であった。

参加者から各施設の状況等の報告が行われた後、岡谷氏からは入所児童が施設を出た後に、より良い生活をおくるため、職員として何ができるかを関係機関と連携をとりながら行っていくことが必要であること。また、石井氏からは、どのような地域でも提携型グループホームを開設できる土壌があり、一歩踏み出すことが大切であること。五味氏からは「施設そのものを外に出す」という発想が大切ではないかという提起があった。最後に高橋氏から今回の議論、報告を各施設に持ち帰り議論にしてほしいとのメッセージを受けた。

(二) 第二分科会 「学校との協働を進めるために」

コーディネーター

東洋大学教授

小林 英義

話題提供者

埼玉県埼玉学園指導課長

佐藤 雄介

東京都立萩山実務学校福祉係長

清水 徹

社会福祉法人幼年保護会

横浜家庭学園主任

宮川 哲弥

本分科会では、学校との連携をテーマにしつつ、学校と協働した児童自立支援施設の支援効果向上（入所児童の社会適応力や学力の向上）につながる取組みや仕組みについて、三施設からの話題提供を材料に、研修参加者を交えた意見や情報の交換を図り、今後の課題を考えることを目的とした。

埼玉学園からは、公教育導入は平成十四年度であるがそれ以前から教員が派遣されていた経緯があり、入所児童や施設の特性への配慮などで、導入期にうまく活かされた。授業では、三科目（英、数、漢字）で習熟度別クラスを採用している他、学習に困難のある生徒には「個別支援クラス」（特別支援学校程度）の授業内容）を設置し対応している。指導課の職員五名は寮経験者であり、各学年に副担任で配置し、T2で授業にも入る。学校教員との児童指導上の観点の相違や学校との役割分担や責任区分など、細かな調整が必要になることも多く、丁寧な説明によって理解を求める働きかけが必要である。毎月一回の学校・寮連絡会も実施しているという報告があった。

萩山実務学校からは、平成二十二年度に教育課程特例校の指定を受け、また平成二十四年度からの新学習指導要領実施に伴い、「自立支援科」を設けてクラブ活動、農耕、木工等に充てたことの説明がある。施設の良さを制度的に残す取り組みであり、市教委、分校を含めて「施設内中学校」との認識に基づいて対応してくれている。なお、自立支援科の評価は文章により実施している。また施設と学校間での責任の分担、予算配分など、基本的な事柄は協定書で定めている。ただし、連携を維持していくための継続的な

努力は不可欠で、児童に関する会議に双方で臨むなど、真剣に話し合う場を設けている。異動、人材確保は教員だけでなく福祉職も課題であるが、教員の理解を求める取組みにより、より良い連携、双方の人材育成が図れるという説明があった。

横浜家庭学園では、現在も公教育未導入で、「準ずる教育」であるが、導入に向けた検討はしており、現在の支援レベルや取組みを如何に維持し、残せるかが重要な課題となっている。児童自立支援施設の児童への学習指導で大事なことは、学校（高校）を続ける力を獲得させることであり、フリースクールとの連携を模索した経緯もあった。現在の横浜家庭学園の授業では、授業内容を理解できない児童が「わからない」と発言ができているが、こうした児童に適切な努力をさせる教育環境こそ、手に入れたこと（進学先）を投げ出さない下地が獲得できると考えていると説明された。「準ずる教育」が受け止め、また果たしてきた役割や効果を可能な限り活かせる仕組みを模索したい。そうした取組みの一環として、入所中の中卒児童については通信制高校との連携を図ったと強調されていた。

コディネーターからは、以下のようなコメントがあった。

- ・ 日弁連も、教護院時代から受け継がれている「全人教育」は追及すべきと考えていた。
- ・ 児童自立支援施設の公教育は、形態ではなく内容が問われる。
- ・ 学歴と貧困、虐待と貧困との関係性が叫ばれる中、そうした連鎖を断ち切るためにも児童自立支援施設に入所してくる子供たちに基礎学力を身につけさせることの大切さを認識すべきだ。
- ・ 近年、ある児童自立支援施設の入所児童の高校受験に際し、原籍校が分校の評価を採用しない事例があった。背景に児童自立支援施設への理解不足が伺われるが、こうした事態をなくしていく必要がある。
- ・ 児童自立支援施設に併設されている学校の先生方も不全感を抱いている。現状では教職課程に福祉の科目がないことも事実である。
- ・ 児童自立支援施設の学校が、一般校のモデルになる面が必ずあるはず。

- ・ 児童自立支援施設から外に向けて発信して行ってほしい。
- ・ 多くの他職種との連携が必要で、これが児童自立支援施設及び併設学校の社会的認知につながる。
- ・ 児童自立支援施設は生活臨床である。

(三) 第三分科会 「児童の自立支援のための家庭支援・環境調整」

コーディネーター

大正大学教授

大塚 峰子

話題提供者

千葉県生実学校児童自立支援専門員

北原 歌織

横浜市向陽学園児童自立支援専門員

池上 利治

東京都立誠明学園自立支援課主任

長嶋 健人

冒頭、コーディネーターの犬塚先生より、児童自立支援施設に入所している児童の六割強が親からの虐待を経験しており、親子関係再構築に向けての支援が重要であり、施設退所後、多くの児童が家庭復帰となることを踏まえ、退所後も児童への直接的な支援と並行して、親への支援、親と児童の関係改善に向けての支援が重要であるとの説明を受けた。

児童への支援として大切なことは、「子どもが自尊心を持ち生きていかれるようになること」。親への支援としては、「親が子どもと向き合えるだけの余裕を取り戻すための支援」であるとし、親子関係改善への支援として「児童と親との相互の肯定的な繋がりを主体的に回復すること」が大切であると述べられていた。そして、親の回復がある程度なされ、その親が児童に関わることで、児童の回復が劇的に早まるとの説明があった。また、児童自立支援施設に入所する児童は、数年で家庭や地域に戻って行くことを考

えると、退所後も継続した支援が不可欠であること。また、アフターケアでは保護者や施設職員が行うアフターケアが有効とされていること強調された。

次に、三人の話題提供者から事例報告があった。

千葉県生実学校からは、「背を向けあつた親子に施設職員が寄り添い、お互いに謝ることから新たな関係がはじまったケース。横浜市向陽学園からは、高校進学後も学園に残り、時間をかけて家族調整をして家庭に近づけていったケース。誠明学園からは、長期の帰宅訓練を繰り返しながら、児童と家庭の関係性を深めていったケース。その後、フロアーとの質疑応答とコーディネーターからコメントを頂き、事例理解を深めた。

最後に、犬塚先生から保護者と児童の関係性修復の具体的ポイントとして、施設に入った児童がもう一度親と繋がるためには施設の力が必要で、親への支援を有効なものにしていくために各施設と関係機関の連携が重要であることの説明を受けた。また今後、親への支援が各機関、施設の中でスタンダードになっていけば良いとのコメントを頂いた。

Ⅲ 第三日目（九月二十六日 金曜日）

一 講演Ⅱ

「児童自立支援施設職員の求められる専門性と果たすべき役割」

国立武蔵野学院長 相澤 仁

まずは、「児童自立支援施設運営ハンドブック」についての周知がある。紙ベースになるまでは全児協ホー

ムページに載せてあるので、支援で困った時に記載事例等を活用して役立ててほしいと強調された。

相澤院長は、現在の児童自立支援施設職員の専門性について、次のように述べられている。

ケアワーカーの専門性とは、テクニクやスキルというよりも、その人の専門家が身に付けているアト（自分の中に自然と溶け込んでいるテクニク、スキル）が重要だろう。たとえ、一年目、二年目の専門性のすくない人であっても、その人の人間性という想いがきちっと言葉にのって伝われば、児童が感じ取り、求めていることが見えてくる。児童としっかりと向き合って、真剣に考え、一緒に生活しているのか、熱意が出ているかが重要である。決してスキル、テクニクだけで子どもをどうにかしようとは考えずに、言葉の後ろにある背景がアトになっている。そこを目指してほしい、それが求められている専門性なのであると考える。

児童の権利を擁護するためには、まず四つの権利『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』が守られていなければならない。これはあたりまえのことであり、守られていることにより児童も安心した生活が送られ、寮舎の雰囲気も良くなっていく。

『生きる権利』の遂行では、施設自体が生き生きとしているか。施設全体の雰囲気づくり、全体教護の重要性、あたりまえのことをあたりまえにやる使命（衣食住の保障、健康・衛生・安全管理など）、職員自身が生活を楽しんでいるか。楽しみながら生活できていないと児童も楽しくない。枠にはめたがるとダメ、水平目線でなければならない。

『育つ権利』の遂行では、施設、職員としての立場から、職員間での議論を大いにすべきで、その中で、意見・見立てのズレが出ることはあたりまえであり、意見を出し合って協議することで新しいものが生まれることが重要である。それがお互いに育ちあうということ。

『守られる権利』では、職員が支えられているという組織になっているか。何かある時にほかの職員に助けを求められるか。支えられているという組織になっているか。これができなければ児童にも自然とで

きるようになる。児童は見ているので、助け合う、支えあうということが自分達もできてくる。

『参加する権利』では、意見が言えないということや意見表明出来ることが大事。ベテラン職員の意見がとおり、他の人の意見が言えないという雰囲気、バリアを作ってしまった様子や、児童も真似る。寮でも新しい子、小さい子が言えないという雰囲気を作ってしまう。それは組織でも同じことが言える。寮でも小さい子などがのびのびと生活している、それが組織でも同じことが言える。色々な立場やいろんな見方があり、それを総合して社会全体で育てるというネットワークが生まれ児童を育てていくことにつながる。

この四つの権利を職員一人ひとりがきちつと実現していく。施設が実現していけば児童の自立支援が進むだろう。四つの権利は難しいことではない、あたりまえのことである。こういうことをきちつとやれば児童のモデルになり、児童の権利を育むことにつながる。今までの話は、専門性というよりも人間性の問題である。一人の人間としてきちつと児童と向き合うことは誰にでもできること、そうすることが子どもの自立支援にとって最も重要な一つである。そう考えて児童と向き合ってもらいたい。

適応要因に関する一考察では、実際に児童の書いた作文をもとに分析、検討したものを分類し、項目・細目へ分けてそれぞれの項目にあるエピソードを紹介した。ここでは、自己変革への決意・意欲を確立するためには、スモールステップによる目標作りが大事で、自己肯定感や生活意欲を高めることが施設生活に適応することにつながる。

ケアワーカーの心構えとは、あたりまえのことをあたりまえに面倒 (Trouble) を見る。Troubleを面倒くさげらずに乳幼児の面倒をみるように手数・手間をかけてあげることが重要であること。それにはまず児童と日々の生活を楽しむこと、褒めてあげることが大切なことである。

自立支援計画の策定とは、個々の子どもに応じた創工夫された方法で、その児童の身につけてもらいたい特別な保護や援助の仕方そのものといえる。施設や職員の一定の保護や援助のやり方に重点を置いて

いるものではないということ強調された。

最後に、研さん手帳「共育のあゆみ」についても活用するようにというメッセージがあった。

二 施設見学

閉会式の後、東京都誠明学園の施設見学に三十九名が参加され、施設状況及び青梅市立東小中学校の様子を見て頂いた。

子どもたちに明るい笑顔を

元秋田県立千秋学園長

豊田典貴

私が千秋学園を最後に県庁を退職してから二年半が過ぎようとしている。いつも思い出すのは子どもたちの笑顔である。怒ったり、泣いたりしたこともあったはずなのだが、何故か思い浮かぶのは、天真爛漫な子どもたちの明るい笑顔だけである。学園を去って一番残念に思うのは、頑張って卒園となった子どもたちが、また同じ過ちを犯したり、就職先をすぐに辞めてしまったり、高校に入學しても早期に退學してしまう子ども達が多いことである。学園の先生から子どもたちの名前を聞く度に、何であの子がと思ってしまう。自立に向けて一生懸命に頑張ってる姿を間近に見ていたので残念でしかたがない。

子ども達は卒園するとすぐに、家庭や社会に戻るため、学園での規則正しい生活から一気に全ての枠が取り外されることになる。以前付き合っていた悪い仲間からの誘惑に、ともすれば負けてしまうのかもしれない。だとすれば学園と卒園後の家庭や社会との間に中間的な施設が必要なのではないのか。学園内に退園間近の子ども達のための寮を作り、枠を緩めた形で徐々に一般社会の生活に慣れてもらうのも一つの方法だし、学園の近くに自立援助ホームやグループホーム的なのがあれば、もっと卒園生に対するフォローが出来るような気がしてならない。家庭から高校に通えない子ども達も、そこから高校に通ってもらうことも可能なのでは。

大阪には中卒者専用の児童自立支援施設があると聞く。東京のある施設では中卒者専用の寮があるとも

聞く。この場合、他の寮よりは緩い枠での生活をしてもらうことで、高校通学、アルバイト等も可能になり、学園外の生活を体験出来ることになる。もちろん、秋田は他県に比べて公共交通機関が整備されていないことなど、全てが都市部にある施設と同じようにならないことも事実ではあるのだが。

私が千秋学園に赴任した時、子ども達と寄り添う職員の中で、専門職員の割合が低いことに驚いた。一般職の職員は、三月に学園への人事異動の辞令を貰い、児童福祉をほとんど経験しないままに、専門職員と同じような業務をこなさなければならぬことになる。私もその一人だったのだが。もちろん、様々な研修を受けたり、先輩達からの指導のもとに日々困難な仕事に邁進することになるのだが。他部署での経験が学園に新しい風を吹き起こすメリットがあることも事実である。児童相談所等との人事交流は積極的に進めるべきだと思う。入園する子ども達は、家庭での虐待や育児放棄のため非行に走った子ども達が増えており、知的障害や発達障害を持ちながら入園する子ども達の割合も大幅に増えていると聞く。このような内面にたくさんの問題を抱えながら入園してくる子ども達と寝食を共にする職員は、専門の研修を積んだ職員でないと対処出来ないのではないのか。一般職の職員が異動してすぐに即戦力となるのは難しい職場なのではないかと思う。

最近、子どもが絡んでいる凄惨な事件が続いているような気がしてならない。マスコミが大々的に報道するのでそう思ってしまうのか。統計的には増えていないのかもしれないのだが。佐世保の事件も加害者の行動はもともと以前に何らかのサインは出されていたのではないのか。幼少期や学童期の人格が作られる何処かで信号は出ていたのかもしれない。それを周りの大人が見落としてしまったのか、大人になる過程の一つの出来事として見過ごされたのだろうか。人格が形成される大事な幼少期に、大人の優しさや愛情に飢えていたのかもしれない。家庭に問題があったのは事実だと思うのだが、それだけで人を平気で殺すことが出来る子どもに育ってしまうものなのか。

親が我が子を虐待するニュースもあとをたたない。これまでの経験値だけで社会が判断してしまおうと、

大きな事件になってしまふのかもしれない。何らかの社会的な仕組みをみんなで作らなければならぬのではないのか。たとえ十回のうち九回空振りをしたとしても、最悪の事態を想定した行動、関係機関の連携が必要なのは。

子ども達を取り巻く状況は大きく変化し、秋田県の少子化は全国の先頭をひた走っている。子どもが三人以上いる家庭は珍しくなってしまった。子どもの数が少なくなった分だけ一人ひとりの子どもへの愛情のかけ方も濃いものになっているのも事実。子どもが親を選ぶことは出来ないかもしれないが、「子どもは社会全体が育てるべき」との思いがあれば、周りの大人が、最悪の事態が起きる前に行動を起こすことが出来たのではないのか、との思いが残るのは私一人だけだろうか。

社会の大切な宝である子ども達の自立に向け、賢明に寄り添う学園の先生方に感謝の気持ちでいっぱいである。一人でも多くの子どもたちが明るい笑顔を取り戻し、社会に出て活躍されることを願って止まない。

わかあゆ学園随想

元わかあゆ学園指導課長

梶井 悟

私は現在六十五歳で、今年四月から現役を退き、気ままな生活を送っている。まだ現役を降りたばかりだから、現役時代は、依然直近の生々しい記憶のなかにある。その一方、それでも退職後約半年が経過し、さすがに、そうした記憶はしだいに遠く懐かしいものになっていくのだという感慨を抱く昨今にもなってきている。

最後のわかあゆ学園時代からは、すでに十三年を経過しているから、かなり遠い記憶になってきている一方、心深くいつまでも固定している記憶がより味わいを加えて蘇ることが現在でも時々ある。そうした際、わかあゆ学園は、他の職場とは別格の、特別な場所、存在だったのだと思わずにはいられない。このわかあゆ学園で、私は、大学卒業後（二十三歳）すぐから五年間（当時、岐阜学院と称した）、三十六歳から四十歳までの四年間、五十歳から五十二歳までの二年間、合計十一年間過ごした。

縁あって、今年三月までの四年間、遠く九州の熊本市児童相談所に赴任していた。その時、地元熊本日日新聞から依頼をうけ、三か月間毎週一回、計十三回連載のコラム「今日の発言」に投稿した。様々なことを投稿したが、十三回中、四回、大きくとらえると五回が、わかあゆ学園時代の経験談だった。そのことにも、わかあゆ学園が、私にとって、特別な場所、存在だったということが示されているのだと思う。このコラム「今日の発言」の記事を以下に紹介し、私のわかあゆ学園随想としたい。

本物のおとな

私が三十六歳の時、転勤でわかあゆ学園へ赴任した。大学を出てすぐの職場がこの施設だったので、八年ぶりの復帰だった。ところが、この施設の状況は、以前いたころとはまるで違うものだった。在園する子どもたちが、集団でつかみかかってくる。指示しても耳を傾けない。子どもが投げた金槌が顔をかすめたこともあった。そのうえに、休日、夜間になると外部から何者かが侵入し、窓ガラスを割ったり、女子寮生を連れ出そうとしたりするということが加わった。児童への指導は全く成立せず、身の危険さえあった。

この状況に私とともに転勤してきた男子職員四人は追いつめられた。全員で泊まり込むしか方法はなく、児童と二十四時間、格闘の日々が始まった。この体制を約三か月間続けた結果、子どもたちは穏やかな顔つきになり、作業に勉学にスポーツに、真面目に懸命に取り組むようになった。夜学習を自主的に始める子どもまで現れた。

それから十数年たったある日、当時の園生が訪ねてきた。「あのときの先生たちはすごかった。ああいう大人がいるのだということを初めて知った。自分が更生できたのは、あの時のお蔭」と言ってくれた。子どもたちは、「本物の大人」を求めてさまよっている。そうした大人と出会えたとき、子どもは別人に生まれ変わるのだ！

ある児童の思い出

前回の続編。私が勤務するわかあゆ学園にプロレスラーにでもなれそうなくらい体格が良く、腕力が人一倍ある児童がいた。最も反抗的で、いちいち文句を言い、職員にもよく暴力を振るってきた。

全職員、全児童がみているなか、体育館でこの子とつかみあい、格闘したことがあった。普段からこの子の態度の悪さに腹を立てていて、私の方から向かっていった。その子は、「ぶっ殺してやる！」と叫び、椅子を私に放り投げ、体育館玄関の厚手のガラスをダイナミックに破壊して飛び出していった。

施設では児童を時々帰省させる。その子は私の住居の近くが実家で、帰省時には我が家に来させ、勉強を教えた。我が家はこの施設の昔の退園生や女房が勤めていた養護施設の退園生がよく集まった。こうした退園生と私の家族五人が昼食をとにしたこともあった。

この子は昼食に出したものを次から次へと平らげた。その食べっぷりは実に天晴れ！こちらまでも気分良くさせてもらった。しかも、食事の後には、一番下の息子（当時二歳だった）を抱っこしてくれた。安心しきってすやすや眠る息子にやさしい視線を向け、いつまでも抱き続けてくれた。

学園生活を立派にやり遂げ、この子は巣立っていった。この秋の長女の結婚式で、退園生たちは久しぶりに集うことになっている。

わかあゆ学園のこどもたち

わかあゆ学園に三度目の赴任をしたときの話。この施設で、子どもの日ごろの成果を発表する学習発表会を開いた。来場者の感想を以下に記そう。

「職員と子どもとの一体感を感じます。伸び伸びと自分を表現し、職員がバックアップしておられる。褒められたり、拍手をもらったことが少なかった子たちが、施設に来て、大勢から認められることで、一歩も二歩も成長することが分かった」

「教育界でいわれる課題追求の姿が自然発生的に生まれ、育まれていく過程に驚き、『これだ、これ！私たちが子どもに教えたかったこと』と思いました」

「ここが心の故郷として、子どもの心にいつまでも残ると思います。会場での先生方の動きを見ていて、本当の教育がここにあるような気持ちになりました」

子どもたちがどのような発表したかは不明だが、来場者の感動ぶりはよく伝わってくる。その感動を与えた子どもたちは、施設に来る前、手の施しようがなく、見捨てられた子どもたちばかりである。ある子どもは次の言葉を残して退園した。

「先生方との間にこんなにも親しみを感じるとは思いませんでした。一緒にご飯を食べ、一緒に活動して、たまにはけんかもした。でも、その繰り返しを通して、みんながいろんな面で支えあっていることに気づいた。今までで一番良い環境だったと思います」

ルーキーズ

数年前、テレビ放映されたドラマ「ルーキーズ」は大変な人気で、高視聴率だった。私もこのドラマが大好きで、私自身の体験とダブらせ、感動し、興奮し、涙した。

ドラマでは熱血先生役の佐藤隆太が、悪がきどもに「夢と希望を持ち続けろ！」と叫び続ける。先生と悪がきとの、ある時は悪がきども同士のむき出しのぶつかり合いを通して、彼らはしだいに先生の不屈性や楽天性に感服し、甲子園を目指して野球に心血を注ぐようになる。

児童自立支援施設でも全国野球大会があり、それに向けて職員も子どもたちも死力を尽くす。私の後を継いだ若き監督が佐藤隆太もどきに、子どもたちにおつかり、信念を貫いた。ルーキーズと違い、地区大会はぼろ負けだった。それでも、子どもたちは監督が練習時から言い続けたことを最後の最後まで守り、励まし合い、白球を追った。

試合終了後、子どもたちは全員が泣き、監督も泣いた。充足したすがすがしい涙だった。監督と子ども

たちの間には、誰も入ることができない、両者だけが感じあえる、深い絆があった。

監督は後に次のような文章を残した。「いろんなことがこみあげてきて涙が出てしまった。こんな素人監督とともに野球をし、野球を好きになってくれた子どもたちには、本当に本当にありがたい。嬉しくて、嬉しくて、言葉にならない」

福祉の仕事とは

私は四十年近く、特に児童福祉の現場で多くの子どもや大人と関わってきた。その中で得た「福祉の仕事」を、あえてひとくくりにしてみよう。

仕事で関わった人たちの中には、逆境をバネにして頑張っている人たちもいたが、多くは逆境に負け、くじけた人たちだった。そうした人たちとの関わりを通して、表面には見えなくなっている、その人たちの良質な人間性を見出し、広げ、育んでいく。こうした体験を数多く経るなかで、「人」を受容する幅を広げていく仕事である。

その一方で、真に人たる生き方を求め、その人の生き方の変革を果たしていく。この「受容」と「変革」を統一的に追求する。その追求は忍耐のいる険しい道だが、その道程で、人の本質に迫る深い豊かな感動的体験（これまでの紙面で叙述）を得ることができる。抽象的な言い方になったが、そんな仕事だと心底思っている。そのことに人の幸せを重ね合わせる。そして児童精神科医佐々木正美の以下の言葉をかみしめる。

「人間というものは、自分の楽しみばかり求めても、本当の幸福は得られない。周囲の人の幸せのために自分が生かされていることに、喜びを感じることができなのが、人間の幸福である。本当に自分を大切に生きるということは、他の人を大切にすることによって、自分も大切にされながら生きるということで

ある」

以上五本の新聞コラムをもって、私のわかあゆ学園随想に代えたい。

熊本日日新聞は、熊本県では、県内新聞発行部数三分の二を占める影響力のある新聞である。ということは、外部にあまり知られることのない、岐阜県の「わかあゆ学園」ひいては、児童自立施設での出来事が、何の縁もない多くの熊本県民に伝えることができたということである。ばかばかしく思われるだろうが、私は、そのことに何かしら痛快な思いを感じるのである。

広域通信制高校との連携

横浜家庭学園 児童自立支援専門員 宮川 哲 弥

「横浜家庭学園は中高一貫校です」冗談のようだが、まんざら嘘ではない。平成二十六年より広域通信制高等学校との連携により、学園内での学習を中心とした年長児の学習支援が始まったからだ。

「まず、高卒・高校卒業程度認定資格取得（以下高卒認定・高認）を目指す」それも希望者全員。そして、途中でやめないで高卒もしくは高卒認定に必要な単位修得をするために、レポートの作成については、園内において授業を通じて援助する。わからない生徒は夜、家族舎で補講もする、年間六十時間程必要なスクーリングは土・日曜日、横浜家庭学園の生徒のみでの受講とする。年長児支援で悩み、苦しみ、涙の末に、試行錯誤した実践の中でたどり着いた広域通信制高校との連携。本稿では、横浜家庭学園における年長児の学習支援の変遷と通信制高校との連携により進路や自立がどのように変わろうとしているのかを紹介する。

◎年長児の学習支援の変遷へ行き詰まりから期待へ

横浜家庭学園に措置される児童の多くは中学三年生・中卒児童・高校中退で、毎年措置児童の五十%以上が年長児という在籍状況である。女子中卒児の進路指導をする時、とにかく仕事がない。「私勉強でき

ないから仕事する」と勉強が嫌で仕事がない。といつても、就職先は労働条件の厳しい住み込み（旅館・理美容）というコースを辿ることが多くあった。

将来、退園し自立していかなければならない年長児をどのように支援するのかは、横浜家庭学園の抱える課題の一つでもある。男子と比較して、女子は就く事ができる職種も少ないことから「学歴」は非常に重要になる。そこで、なんとかして「高卒・高認を取得できないか……」と検討を続けてきた。

・作業指導・職業指導による支援（平成十七年以前）

平成十七年に高校卒業程度認定試験（以下高認試験）を横浜家庭学園の年長児カリキュラムに導入する以前の、中卒児童のカリキュラムは、学科指導はあったものの、英検・漢検などの資格学習、作業指導、職業訓練などにとどまっていた。そのため学歴は中卒のままで、就職や自立支援においても、職業安定所に相談に行っても、就職先は旅館や理美容、そばなどに限定されていた。このように中卒者に対する求人は、高卒条件の求人と比べると非常に数が少なく、また中卒であるため、専門学校・大学などへの進学も難しいことから、非常に限定された仕事につかざるをえなかった。その結果、半年を持たずに仕事をやめて、水商売などの不安定な職場にいかざるを得ない状況が続き、私たち横浜家庭学園の職員は非常に頭を悩ませた。

・高校卒業程度認定試験導入（平成十七年）

高認試験を年長児のカリキュラムとして導入した経緯は非行問題二〇〇八に紹介しているので詳細は記さないが、八科目の必修単位をすべて合格し高卒認定を取得できる児童は受験者に対して、約三割程度であり、特に継続的な学習が必要な数学・英語が難関科目になっている。学習経験が不十分な児童・学力が乏しい児童にとって、全科目を合格し高認を取得することは困難であった。世界史や生物など科

目の単位合格はしても、全科目合格ができなければ高卒条件を満たせず、進学もできないので、在園期間中に高校認定資格は取得できない。その結果、中卒条件での就職となり、学力に乏しい児童の支援は従来のままであった。

・広域通信制高校との連携（平成二十三年）

措置児童の多くは、学力に乏しい、集中力に欠けるなど、学習において配慮が必要な児童が多い。故に寄り添いながら、時間をかけて、共に学習していくのが、自立支援施設での学習でもある。そこで、広域通信制高等学校と連携をして、横浜家庭学園内で学習支援をしながら、単位認定を目指す取り組みを模索した。広域通信制高校においては単位取得のために、「*work*」と呼ばれるレポート・スクーリング・テストが必修となっている。各科目ごとにレポートを指定の枚数提出し、スクーリングに出席し、テストを受け一定の基準を満たせば単位認定となる。必修科目を含めた七十四単位以上を修得し、三年以上在籍することで高校を卒業することができる。また通信制高校の単位修得と高認試験の科目合格を併用して高認取得が可能となり、これにより、不得意科目は高校の指導の下で単位修得をめざし、得意科目は高認試験に挑戦して合格する方法が実現するようになった。さらに、取得単位を生かしながら他の公立高校・私学への転編入が可能であるし、逆に入園時の高校休学者・中退者の受け入れの際に、それまでの修得単位や在籍期間を生かして最短で高校卒業を目指す提案も可能となるなど児童を支援する選択肢が増えた。

目指す方向としては、学習意欲がありながら、様々な理由で学力不振に悩む児童が、高卒・高校認定取得を目指し、セカンドチャンスをつかむことである。連携により年長児支援の枠が大きく広がるのではないかと期待している。

◎広域通信制高校との連携にあたり

提携する通信制高校の選定については、単に「高校卒業資格」を与えるだけの学校ではなく、体験学習や社会体験を通して基礎学力の向上をはかり、人との関わり合いを重視して社会性を身につけ、しっかりと自立し、目的意識のある進路の選択をして社会で活躍できる人材を育成している学校を探した。

その中で、現在、開校より不登校の経験や発達障害を持つ生徒への教育を続け、生徒の「わかる」を大切にしている校風の学校との連携を進めている。

そのような校風を持つ学校との連携であるために、横浜家庭学園との連携においても、まず児童の力・やる気・「わかる」・背景などを大切にするといい共通分母を持つことができたと思う。その上で自立支援施設の児童について理解をもらうための会議を重ね、互いの学校見学や教員同士の情報交換などを経て連携するに至った。

◎連携にあたりお願いした条件

- ①横浜家庭学園内で学習指導・支援が可能であること
- ②スクーリングは、他の一般の生徒とは分けて、横浜家庭学園の生徒のみで実施可能であること
- ③単位認定に関しては、個々の生徒の学習履歴及び横浜家庭学園内の学習支援の課程を考慮してもらえないこと（習熟度による学習内容の弾力的な運用）

高校進学・通学にあたり、横浜家庭学園及び多くの自立支援施設で頭を悩ませるのが、入園直後の新入

生や中退して措置された児童を、措置後すぐに外部高校へ通学させることである。確かに、全国で見ても九割の中学生が高校へ進学する今日においては、児童及び保護者、児童相談所からの強いニーズがある。そこで高校との連携において、①・②・③の条件をお願いした。

① 学習指導・支援については、通信制高校に提出するレポートについて、園内で授業形式で指導をする形とした。児童の進捗状況を本学園スタッフが把握し、レポート提出に遅れがないか管理する意味もある。教育課程表（別表①）については、高認試験に関わる科目や従来、横浜家庭学園内で行われている調理教室・裁縫などの家庭科に関する科目を多く学習に取り入れる方向で高校と協議を行い決定した。

横浜家庭学園 教育課程表												
教科	科目	単位数	1年			2年			3年			
			単位数	S	R	単位数	S	R	単位数	S	R	
国語	国語総合	4	4	4	12							
	国語表現	3				3	3	9				
	現代文B	4							4	4	12	
地理歴史	世界史A	2	2	2	6							
	日本史A	2							2	2	6	
	地理A	2				2	2	6				
公民	現代社会	2				2	2	6				
数学	数学Ⅰ	3	3	3	9							
	科学と人間生活	2				2	8	6				
理科	生物基礎	2	2	8	6							
	体育Ⅰ	3	3	15	3							
保健体育	体育Ⅱ	2				2	10	2				
	体育Ⅲ	2							2	10	2	
	保健	2	1	1	3	1	1	3				
芸術	美術Ⅰ	2	2	8	6							
	美術Ⅱ	2				2	8	6				
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	3	12	12							
	英語表現Ⅰ	2				2	8	6				
家庭	家庭基礎	2	2	4	4							
	生活デザイン	4				2	4	4	2	4	4	
情報	社会と情報	2							2	4	4	
研究	産業社会と人間	4				2	4	4	2	4	4	
総合的な学習の時間	総合学習Ⅰ	2	2	2	2							
	総合学習Ⅱ	2				2	2	2				
	総合学習Ⅲ	2							2	2	2	
普通科目計		62	24	59	63	22	52	54	16	30	34	
家庭	子どもの発達と保育	4	4									
	フードデザイン	4				4						
	課題研究	4							4			
家庭科目計		12	4	0	0	4	0	0	4	0	0	
教科計		74	28	59	63	26	52	54	20	30	34	

* 連携科目(家庭)は前期2単位、後期2単位の分割履修

※ S:面接時数、R:レポート通数

② スクーリングに関しては、通信制高校のスクーリング時間が年間六十時間程度となり、高校の指定する場所で授業を受講する必要がある。しかし、他の外部生徒と共に受講するのは、指導上リスクが伴うので、他の生徒との接触はさけてのスクーリングという条件でお願いをした。土曜日及び日曜日の他の生徒が休みの日に、児童を高校へ送迎し、横浜家庭学園の職員立ち会いの下での授業をお願いした。

③ 学習内容に関しては、通信制高校が指定するレポートに沿って学習し、テストを受けるのが原則だが、横浜家庭学園の支援群である児童の特性や背景、学力を考えると、高校レベルの学習内容をそのまま行うことが難しい事情もある。特に英語・数学などの積み重ねが必要な科目に関しては、中学校における学習内容の復習を必要とする児童が多い。このためテストについては通信制高校と協議し、高校生としての学習内容を担保しつつ、中学生の復習問題を織り交ぜたテスト問題を横浜家庭学園の児童用にて作成し実施する予定である。

また特別活動（通信制高校卒業には三十時間の特別活動が必要）については、学校法人所有の研修センターにおいて二泊三日の研修旅行を行い、地域の伝統文化に触れたり、環境に関する取り組みを学習する機会を持った。

また、高校教員の方々には、横浜家庭学園の授業参観や学園で実施される運動会、発表会、文化祭などに出席して頂いている。このようにして、日々学科指導だけでなく、寮生活やスポーツ指導、行事など施設生活についても理解を深めて頂くようお願いしている。

◎高校連携を年長児の学習・進路支援にどのように活かすか



通信制高校で単位修得することをどのように年長児支援に活用していくのであるが、以下の①～④の具体的な事例を踏まえながら紹介したい。

①通信制高校（単位取得）＋高校卒業程度認定試験制度を併用するケース

一年間高校での学習により高認試験に関わる科目の単位を修得し、八月・十一月に行われる高認試験で一科目以上の合格を目標に、高校卒業程度認定資格の取得を目指す。高校認定資格は「科目単位合格一科目以上必須」という条件があるので、自力で一科目は合格する必要がある。

この方法により難関科目は一年間の継続的な学習で単位を修得し、得意科目は高認試験で取得を目指すことができるようになる。意欲のある児童は一年間で高校卒業程度認定試験合格書を手にする事ができる。（合格後十八歳年齢で合格証明書が発行される）

想定ケース…中三後期・中卒で措置される児童が対象となる。一年間で認定資格取得後、職業訓練に切り替えてアルバイトなど社会経験を積み、自立援助ホーム等へ措置変更し、アルバイト等でお金をためて専門学校・大学へ進学を目指す。家に帰ることができない児童で、さらなる進学を目指す児童などが想定

②通信制で高卒資格

◎戻る場所がなく、措置変更がうまくいかず
長期在籍ケース

通信制 3年間在籍

される。今年度横浜家庭学園でも二名が専門学校目指して取り組んでいる。

②通信制高校卒業

高等学校は七十四単位以上の単位修得と三年間以上の在籍期間（前籍校がある場合、修得単位数や在籍期間を合算できる）があることで卒業となる。卒業することのメリットは、高校の推薦制度や就職支援などを受けることができる点であり、何よりも高認の合格証書が進学以外の場面で、十分には機能しない場合があるのに対し、高校卒業というはっきりとした学歴を手に入れることができる点である。

想定ケース…自立支援施設で三年間在籍という児童は少ないと思われるが、戻る家がなく、措置変更などができないケースなどが想定される。また、知的障害や境界域の児童、発達障害などにより学力などの大きな遅れがある児童などは、その児童の学力に応じて継続した学習ができること、自立支援的な寄り添う学習指導が施設内で可能となることのメリットは大きい。

③通信制から全日へ編入

◎養護施設からの措置変更児童・家庭復帰予定児童などが対象

全日制・定時制・通信制・サポート校編入

通信制1・2年在籍
学園内学習

③通信制高校から全日制高校へ復帰

通信制高校へ一年もしくは二年在籍した後、編入試験を受けて、公立高校（全日制・定時制・通信制）及び私立高校へ編入することを目指す。学年末に次年度の編入試験を受験し、合格後四月より次の学年に進級して通学できるようになる。過年度受験ではないので、施設にいたことが不利益にならずに進級できるようになる。

想定ケース…退園後、自宅から全日制高校へ進学を希望する児童、児童養護施設に措置変更される児童などが想定される。中学三年生で施設不適用になり措置変更された児童は、従来は高校に通学していなければ、児童養護施設に戻せないと断られるケースがあった。横浜家庭学園内では通信制高校に在籍し二年生・三年生の四月に編入で高校へ戻り、児童養護施設へ戻るとい道が開かれると期待している。今年度、中学3年で児童養護施設から措置変更された四名の児童が、この③ケースを利用して、一年後、二年後児童養護施設へ再措置変更を目指す予定である。

④高校中退・休学からの通信制高校への編入

年々、高校中退・休学の児童の措置が増えている。中退・休学が二年生の途中もしくは一年生終了後の中退などのケースの場合には、高校での単位修得した科目は高認試験の合格に振替ができ、残りの科目受験により高校卒業程度認定試験資格の取得が可能となる。また、前籍校の修得単位や在籍期間を引き継い

④中退・休学からの編入

高校卒業資格

広域通信制高校
2・3年に編入

一般高校中退・休学

◎休学した状態で、措置によりその学年から在籍できます。

だ形で通信制高校に編入学することもできる。休学の場合は時期によってはその学年のまま通信制高校へ転入が可能であるので、修得単位や在籍期間を引き継いで学習が継続できる。

具体的なケース…横浜家庭学園では昨年度高校二年時の夏・秋それぞれに中退した二名の児童が高認試験と中退前に修得した単位と併用して、高卒条件の総合病院看護助手（一年後看護学校進学希望・日本外国語専門学校への進学を果たしている。また、全日制公立高校一年生終了後中退し、仕事につくが続かず問題により措置された児童は、通信制高校の二年生に在籍している。この④ケースを利用する場合は、休学中のまま措置変更されることが望ましく、それまでの頑張りを引き継げることがメリットでもある。

○おわりに

年長児の支援は、厚生労働省の「自立支援施設の将来像」にも挙げられる重点事項でもある。年長児支援は思春期・反抗期、大人への架け橋ということもあり、指導は困難を極める。しかしながら、高校進学率が九割を超える昨今、高校中退者も年々増加しており、家庭環境等が恵まれない児童などは、尚更厳しい環境にある。年長児はともすれば、義務教育が終了し、就業可能年齢ということで、自己責任論を持ち出され、継続できないとわかっていながらも仕事に追いやられる。年長児といえども、まだ児童。「やりなおしたい。」そんな彼女たちの前向きな気持ちに伝えられるよう

に、彼女達のセカンドチャンスのためにも、学園としてできることを今後も模索していきたいと思う。
連携してくださっている広域通信制高等学校の先生方に、この場をお借りして、日々の温かいご尽力に感謝をお伝えしたい。



食育の取り組み

斯道学園における食育の試みについて

香川県立斯道学園 副主幹（管理栄養士）

小林 清子

一 はじめに

斯道学園での勤務は今回で二回目となる。前回十六年前に勤務したときは、児童の視線が怖くてしかたがなかった。二か月に一回ずつ、男子寮と女子寮で、一人で栄養の話をするのが苦痛だった思いがある。人生経験の乏しい栄養士には、一対多数の時間は拷問のような感じだった。しかし一人ひとりと話をする、本当にかわいい子どもたちという印象も感じた。

当時も寮のキッチンで児童たちと調理実習を実施していたが、食育を言われる以前のことなので、計画・実施・報告（評価）のようなことはできておらず、児童の活き活きとした表情を見られるのが良いと思いついて実施していた程度であった。

今回の勤務では、各寮での調理実習等が計画的に実施されていたので、その土台の上に食育の試みを実施したので報告する。

二 当園での食育の取り組みについて

平成二十五年四月に赴任して、併設しているみねやま学級の教職員の方と一緒に勤務ができて、毎日大変刺激を受けている。時々教室を覗いて見ると先生方のティーチングの上手さに関心させられ、同じように子どもたちに栄養の話ができたらなあと思うことが度々あった。

当園での食育は、各寮で行われる調理実習と栄養士がサポートする家庭科の調理実習と給食業務の一環としての衛生教育や栄養情報の提供から成り立っている。

(一) 各寮での調理実習

男子、女子寮ともに年間計画を立てて、月一回土日の昼食時に実施している。目的としては、退園後の自活に向けての調理技術の向上を上げているが、余暇支援の一面もあり、児童にとっては楽しみな時間となっている。

計画は、各寮で実施するメニューを担当職員が四月当初に提示してくれて、それを参考に栄養士の方でレシピ作成を行い、材料発注をしている。調理実習の実施と報告書の作成は、各寮担当者が行っている。栄養士は通常勤務のため、なかなか土日の調理実習に参加できないが、代休申請が可能なきはできるだけ参加して児童を多面的に観察し自立支援に役立てたいと考えている。また、夏季には斯道学園キャンプを行い、限られた食材を使って四回(朝食一回、昼食二回、夕食一回)の食事を作ってもらうサバイバルを実施している。これらの食材は全て賄材料費で対応している。高価な物は使用できないが、栄養士の思いとしては、地産地消の実施と既製品の使用をできるだけ控えて献立作成と発注を行っている。

さらに今年度より女子寮では、寮長の発案で朝食作りの日も追加された。退園後、温かいご飯が望めない環境に帰るしかない一部の児童に、様々なスキルを身につけて欲しいと寮職員ともども努力している。

(二) 家庭科での調理実習

男子寮、女子寮が一・二学期に一回ずつ調理実習を行っている。担当の教諭と計画立案し、実施は栄養士が担当している。なお記録・報告は教諭の方で担当してもらっている。一回の実習で二コマの授業と調理実習を一セットとして実施している。以前と違いたくさんの教諭や寮職員がT・Tに入ってくれて児童が落ち着いているなかで授業をさせてもらい本当に楽しく、一コマ、一コマが瞬く間に終了してしまいメニューが完全に決定しないまま終了してしまった時もあった。

まず、最初の授業では、生活の自立のために食事づくりがあること、運動・食事・休養が健康を支える三本柱であることなどを話し、栄養の話に繋いでいる。栄養の話では、六つの食品群の話をして様々な食品群から何をどのくらい食べればいいのかを伝えている。時間のわりに話す内容が多いので、同じ内容を次の学期にも話すようにしている。献立作成は、児童の意見を優先して行い、主食・主菜・副菜・汁物を基本にしてそれぞれ児童に考えてもらっている。併せて、献立作成のポイント(調理時間・価格・調理方法・栄養バランス・季節感)も提案し、全員参加型の献立作成を目指している。そこでできたメニューをレシピにして翌週の調理実習で実施している。

昨年実施した男子寮家庭科調理実習メニューを紹介すると、

ナン(主食)・ドライカレー(主菜)・元氣サラダ(副菜)・スイートポテト(デザート)

この時の男子寮のメンバーは、食べることに興味を示しかつ手先の器用な児童が多かったので、二時間余りの短い時間でこのようなメニューを作ることができた。ちなみにこのサラダは、小学校一年生の国語の教材に出てくる『サラダで元氣』のりっちゃん元氣サラダである。

(三) 衛生教育

当園では、夏季の食中毒多発時期の前に手洗い指導を行っている。保健所で、手洗いチェッカーを借用して男子寮・女子寮ごとに実施している。紙媒体のみの指導に比べて、児童たちの関心度は高くローション

ンを汚れに見立てて手洗いの実習をしたが、手が赤くなるまで何回も手洗いを行っていた。

各寮の調理実習時には、使い捨ての手袋を使用させたり、手拭用のタオルは全てペーパータオルを使用させ感染予防にも気配りをしている。

(四) 栄養情報の提供等

各寮には、毎週末に次の週の予定献立を配布している。栄養価も記載されているが文字が小さいので少し見にくいようである。当園では食品名と献立名の区別がつかない児童が多く、嗜好調査で嫌いなメニューを聞いてもピーマンなどと答えてくる。男子寮では食事時間に週番がそのときの献立を読み上げてから、食事を開始しているため、退園間際には〇〇〇〇が食べたいと献立名を上げて希望を伝えてくる児童もいる。

リクエストメニューは、児童の誕生日に実施している。児童は食べたい物をストレートに要求してくるので、実現不可能なものも多々あるために第三希望まで聞くようにしている。最近のリクエストメニューで栄養士泣かせのメニューは徳島ラーメンだった。スープが三種類ぐらいあり、トッピングもお店によって違うらしくリクエストメニュー提供後これは食べたいものと違うと言われてしまった。

三 おわりに

栄養士として、三十年余り『食べることは、生きること』をモットーに仕事をしてきた。食生活が豊かになったが、その反面栄養の知識がなくなっただけ空腹を満たすだけの食生活を送っている人々も存在する。国民健康・栄養調査でも、世帯所得が低いほど、野菜摂取量が少ないなど報告されている。児童自立支援施設に在籍している時間は人生のほんの短いひと時だが、健康的な社会生活を営むための基礎として、食育を児童と一緒に取り組んでいきたい。

そのお母さんらしい子育てと一緒に見つけたい

大分市しらゆりハイツの取組みに学ぶ

大分県立二豊学園 児童自立支援専門員 山本真子

「母子生活支援施設」は、かつては「母子寮」と呼ばれていましたが、平成十年の法改正によって現在の名称となりました。その設置目的は「配偶者のない女子または、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと」とされています（法第三十八条）。母子生活支援施設は、児童福祉施設において母子が一緒に入居できる唯一の施設です。今回は、お母さんと子どもにどのような支援をされているか、阿南施設長、西田支援員にお話を聞かせて頂きました。

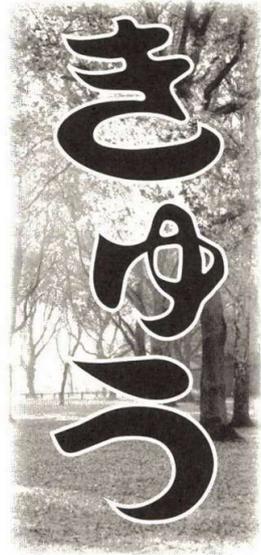
「大分市しらゆりハイツ」（以下、しらゆりハイツ）は大分市を運営主体とする公立の施設です。昭和二十九年に大分市を設置・運営主体として開設され、社会福祉法人運営の母子寮との統合を経て、昭和五十四年に現在地に新築竣工されました。母子室数は四十室、配置職員数は十人（うち五人は非常勤嘱託・臨時職員、一人は非常勤嘱託医師）、母子の平均入居期間は約一年で長くても二年、配偶者との離婚が成

立した後、一年ほどの期間のうちに退所することを目指して支援されています。

入居者の半数以上はDV被害を受け、心身ともに疲れ切った状態で入所してきます。「お金の安定」は「生活・気持ちの安定」につながるものという考えの下、入所の連絡を受けると同時にお母さんが所持されているお金等の情報を確認し、直ちに生活保護等の手配を進めていきます。職員は入所当日に生活保護の窓口に行ったり、お母さんのご要望があれば離婚の裁判に行ったりと、母子が抱える課題にケースバイケースで寄り添います。母子は所持品をほとんど持たずに入所し、自立に向けて一から生活を立て直していきます。職員は、家族のために寄付等の援助を得ながらあらゆる生活必需品を揃えるために尽力します。

しらゆりハイツでは、一世帯ごとに「母担当」と「子担当」が職員に割り当てられ、母子それぞれの立場から家族の課題を考えていきます。同じ問題を異なる側面から見ることによって母子それぞれの気持ちを漏らさずに汲み取れるよう、専門性を高めています。特にお母さんは離婚が成立するまでは気持ちが不安定で、離婚が成立してからやつと子育てに目が向くようになります。職員は必要があれば家事から子どもの世話までサポートし、お母さんの不安定さを補って子どもの生活を守ります。子育てにはお母さんが歩んできた人生が反映されます。退所後にも続けられる家庭作りのために、例えば料理が億劫なお母さんには簡単にできる料理を職員と一緒に調理してみるなどして、そのお母さんらしい子育ての方法を一緒に考えます。

今回お話を伺う中で、西田支援員が「私たちができることは本当に少ないですが」と繰り返し語られていたことが印象に残っています。その謙虚な言葉の裏側には「あくまで自立の主役は母子。できることは少ないけれど、できる限りの支援をする」という熱意が感じられました。家族のあり方は千差万別、心で母子の声を聞き、母と子どもそれぞれの成長を支える母子生活支援施設。出会ったお母さんと子どもが、その人らしく自立できるように、と願う支援のあり方に大変学ばせて頂きました。



外部の声

①あの日のダイコン　　〜農業で人は優しくなれる〜

神戸市立若葉学園退園生　　A F

皆さんにとって、農業とは何ですか？　作物をつくるための技術？　農業がもたらす幸せがどんなものか、考えたことがありますか？

私は幼い頃から学校が苦手でした。なんとか登校できた日も、保健室で本を読んでいることがほとんどで、小学六年生の頃には全く学校に行かなくなっていました。家でも毎日のように癩癩を起こして家中の物を壊し、母を傷つけることもしばしば。そしてある日、手のつけられない私を見かね、母が警察に通報したのです。

児童相談所での協議の末、私は児童自立支援施設に入所することになりました。

入所した頃の私は誰に対しても攻撃的で、周囲とも全く馴染めずにいきました。そんな時みんなと打ち解けるきっかけになったのが、農業でした。

施設には大きな畑があり、ある日みんなでダイコンを収穫することになったのです。私は初めての農作

業に夢中になり、みんなとも少しずつ打ち解けていきました。

それでも意地っ張りな私はよく揉め事を起こしました。そんな時、いつも寮長先生が私を畑に連れて行き、作業をしながら話を聞いてくれました。

友達と喧嘩をしてつい手が出てしまった時も、面会に来た母にひどいことを言ってしまった後も、農業をしていると不思議と素直な気持ちになりました。きつと施設にいた他の子たちもそうだったと思います。普段喧嘩ばかりでも、作業をしている時は和やかに話すことができたから。

入所して二年半が経ち、転機が訪れました。痲癩を起すことも減り、施設を出ることになったのです。地元中学校にもなんとか通い続け、やがて卒業が近づいてきました。いつも「高校なんて行かない」と口では言っていました。本当は施設にいた頃からずっと決めていました。

農業高校に行こう、と。

私にとって農業は、施設での優しくて温かい思い出そのものでした。だから、農業でなら頑張れる。そう思ったのです。どの学校に行くかも、施設にいた頃に決めていました。それがいま私の通う、A校です。入学してすぐ農業クラブの執行役員に立候補し、意気揚々と高校生活をスタートさせましたが、現実には思ったよりも大変で、元々学校に行くことすら満足にできなかった私は、どんどん欠席が増えていきました。このままでは進級できないとも言われ、一時は自主退学も考えました。しかし私にはまだ農業への未練が残っていたのです。

そんな時、農業クラブの存在が私を救ってくれました。活動の一環として農産物販売をしていた時、地域の方が言ってくださった「この野菜はおいしいからいつも楽しみにしているよ」という一言で気がついたのです。やっぱり農業をやりたい。学校を辞めたくない。役員みんなに背中を押され、私はなんとか先生にそれを伝えることができました。おかげで私は無事に進級することができたのです。

そして二年生になった今、私が先頭になって農業クラブ活動を頑張っています。今までの経験を活かし、

田植えや稲刈りを通した園児との交流、地域での様々なイベントも積極的に企画しました。そんな活動のひとつが、障害者施設での花壇の植え付けボランティアです。

私が入学する前から職員同士のつながりはあったのですが、「生徒と入所者の方とが一緒になって花壇を作った方がいいのではないか」という考えのもと、私たちの代から農業クラブの役員が花の定植に訪れることになりました。

入所者の方は必ずしも協力的なわけではなく、むしろ全く手を貸してくれない人、攻撃的な人も大勢いました。遠巻きに私たちを見ている様子に、思わず施設に入った頃の自分を重ねて少し笑いました。施設にいた子たちと同じで、興味が無いわけじゃない。きつときつかけさえ掴めば、みんな作業に参加してくれるだろう、私はスコップと苗を持って一人一人に話しかけました。これを植えてもらえますか、と。

最初はみんな恐る恐るでしたが、一緒に土まみれになって植えているうちに、一本、もう一本と作業が進み、植え終わる頃にはみんな笑顔になっていました。

その時確信しました。やはり農業で人を幸せにできるんだ、と。

今私は大好きな友人や先生に囲まれ、毎日大好きな農業をしています。これから卒業までの短い間、農業高校生という立場を生かし、多くの人に農業の力を伝えたいと思います。

そしてもう一つ新しい目標ができました。園芸療法士の資格を取得し、私がこれまで農業を通じてもらった幸せを、植物の力を借りて社会に還元したい、ということ。その夢を思い描く時、私の心にはいつもあのダイコン畑が浮かぶのです。今度は私がつらい思いをしている誰かの手を引いて、一緒にダイコンを引っ掻いてあげる番だと思っから。そしていつかは施設に恩返しをしようと考えています。

農業で人はいい方向に変われると信じています。今私がここに立っているのだから。

(この作文は、農業を学ぶ高校生が知識や技能を競う「県学校農業クラブ連盟大会」において、優秀賞に

輝きました)

② 山口県立育成学校での実習を通して

山口県立大学四年 栗栖麻那美

私が児童自立支援施設の存在を知ったのは、三年次のソーシャルワーク実習の時でした。児童自立支援施設がどういった施設なのか、どういった子どもたちが入所しているのかといった詳しいことは、はじめ全く知りませんでした。「非行少年」と聞いてイメージしたのは、やはり「怖い」「攻撃的なのではないか」「打ち解けられるのか不安」といったマイナスのものばかりでした。しかし、育成学校の子どもたちはそんな私のイメージを完全に覆してくれたのです。気持ちの良いあいさつや返事、どんなことにも一生懸命取り組み姿勢、他者への自然な気遣い、それらは私に、普段の生活の中で忘れかけていた当たり前のことを当たり前にやることの大切さを教えてくれました。

実習では、日勤や夜勤を通して子どもたちの学校での様子だけではなく、寮での生活全体の様子を知ることができました。そして児童、職員の方々とのかわりや振り返りの中で多くのことを学ばせて頂きました。これから、実習を通して特に印象に残った「子どもを支援することと指導することの違い」についてと、「子どもにとつての最善の利益」について考えたことを述べていきたいと思えます。

育成学校に来てまず気になったことは、これまで私が見てきた福祉施設とは違い、「支援」ではなく「指導」という言葉が使われているということです。最初の頃は聞きなれない指導という言葉に戸惑いましたが、日にちを重ねていくにつれ、一見厳しく聞こえる指導も育成学校の子どもたちには本当に必要なもの

なのだとということが理解できました。例えば、決まりを破ると反省期間が設けられるのは、その時間の中で児童がじっくりと振り返って自分の弱さや課題と向き合い、もう二度と同じことを繰り返さないようによく考えさせるためです。どんな指導もすべて子どもたちを守るために行われていることでした。また、職員の方がよくおっしゃっていた「流汗悟道」という言葉を知って、育成学校で言う「指導」は決して職員が子どもに対して上から指示をして動かすという意味ではなく、子どもと一緒に同じ目標に向かって汗を流し、子どもたちの先頭に立って正しい道へ導くということなのだと思付くことができました。

実習中、支援計画会議に参加させていただく機会がありました。そこで何人かの支援計画を見させていただき、退所時期が決まっていらない児童がいることに疑問を感じました。子どもたちは施設を退所して高校に進学したり社会に出たりという目標をもって生活しています。なぜ退所できないのか、退所することがゴールなのではないのか、支援計画会議が終わり、その疑問を職員の方に尋ねてみると「子どもたちにとっての一番の幸せって何だと思う？」と予想外の答えが返ってきました。私はその言葉を聞いて、自分が子どもたちの幸せについていかに短絡的に考えていたか思い知らされました。中には、地域や家庭に戻ることがかなわない児童もいます。施設を退所することが必ずしも子どもにとっての幸せというわけではありません。たとえ施設でも、子どもたちが安心して生活できる拠点を持ち、自立できる年齢になるまで基本的な生活習慣やマナー、対人関係スキルを身につけられるようにすることも必要な支援の一つです。子どもにとっての本当の幸せとは何なのかを見極め、それを実行に移すことの大切さを改めて感じました。実習を通して、これまで述べたようなことだけでなく、分校を併せ持つ児童自立支援施設という特徴から福祉職と教員といった異なる視点で子どもを見ていく重要性和、視点が異なるが故の意見のすり合わせのむずかしさなどさまざまなことを学ぶことができました。

最後になりましたが、実習を温かく受け入れ、丁寧なご指導をして下さった育成学校の職員の方々、生活の場でもに過ぎず機会を与えてくださった児童の皆様に、心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ございました。

③ 実習に思うこと

大阪府総務部庁舎管理課 守衛室

大阪府総務部庁舎管理課守衛室では、平成二十三年九月から障がいのある生徒等の就労支援職場体験実習を実施しています。守衛業務を通じて、将来に向けた社会の基本的なマナー学習をはじめ、府庁舎の職場見学を通じてさまざまな職業に対する職業観の拡大をはかり、就労への意欲を向上してもらうことを目的とした実習「Aコース」と、府庁舎の維持管理業務（主に植栽・剪定作業）を通じてチームワークでの就業の意味や作業技術等の学習をはじめ、就労啓発を目的とした実習「Bコース」の二つを設けています。これまでの三年間で、A・Bコース合わせて延べ一〇三七人の実習生を受け入れました。これには多くのリピーターも含まれています。この実績は就労への意識啓発・醸成から意欲の向上へ発展・継続させていくコンセプトに基づいて実施したことによるものであると思います。実習を終えた生徒から毎回お便りをいただいておりますが、その後もより一層奮闘されていることを知り、私たちの方が逆に元気づけられています。

私たち守衛が心得としている、実習生と同じステージに立ち、同じベクトルを持って共に汗し、共に学ぶことから、相互に「気づき」「思い遣り」が生まれます。その思いを胸に共に実習を重ねて感じたことは、すべての実習生たちが持つ、創造力の豊かさやポテンシャルの高さの顕在化、その環境づくりが重要であるということなのです。

就労に向けて、まずは基本である心構え・ビジネスマナーの履修の徹底を意識しています。一般的なビジネスマナーは勿論ですが、個々の個性を活かしたうえで社会ルールに適合する内容を段階的に実施しています。目的が達成するまで繰り返し繰り返し失敗を恐れず幾度も継続することの大切さを確認し自覚を促します。守衛業務という定められた形でのプログラムだけに捉われず、状況に応じて対応出来る個別のメニューを実践しています。

その中で常に私たちが驚愕させられるのは、実習生の仕事に対する直向きさと貪欲なまでの向上心です。その姿に私たちが多くを学ばせていただき、仕事に向き合う姿勢や働くことへの感謝の気持ちなど、改めて考えさせられました。『共生』という言葉の持つ意味、失敗を繰り返しながらも、達成したときの共に喜び褒めたたえあえる仲間意識の醸成、感動を共有できる家族としての受け入れ体制、環境づくりが必要不可欠なものであると確信し実行しています。

実習を経ての目覚ましい実習生の躍動、躍進ぶりを最終日の振り返りで見ると、私たちがのほろが得るものが多かったと実感するくらいに、感動をいただくことばかりです。立場などは関係なく、たった一人の人間がこうして多くの人の心を動かせること、そして誰もが等しくその「力」を兼ね備えていること、そこで生まれた全ての感情・喜怒哀楽が感謝の気持ちへと変わり、私たち守衛が一番大事にし、必要とする人を敬う心がより良い社会の創成につながると確信しています。

人生という長いステージで考えると、個々のもつ特性に捉われず、それを個性としてどうアピールしていくのか？ それを社会のメリットとして受け入れていく環境が一番求められるものであります。能力は有る無しで判断するものではなく、磨き、使うことで顕在化するものです。そのために私たちは「想いに優る資格はなし」この言葉のもと、時間に拘束されたルールの中で対応を余儀なくされる社会ではありませんが、時間を惜しむことなくじっくりと目的が達成されるまで共に苦労し、共に喜びを分かち合うためにこれからも実習を継続、発展させてまいります。環境を作る人間に少しでも諦める気持ちが出ることで、

その実習生の将来の妨げにならぬよう、私たちが「継続は力なり」を認識し実習生と共に日々成長してまいります。

④ 分校の運営と課題

内灘町立内灘中学校ハマナス分校（石川県立児童生活指導センター内） 教頭

河本 光彦

この学校に赴任して一年四か月たちました。

その間、様々な児童生徒と接する中で、このセンター・学校の在り方が他の学校でも生かされているのではないか、もしかすると今後の学校教育の先駆けになることをしているのではないかと思われる点が多々あります。以下にその点を述べたいと思います。

本年度の現在の学科生（児童・生徒）は十三人（そのほかに、実科生四人）います。児童生徒が入所した理由はもちろん様々ですが、多くの児童生徒は学校に適応できず、学習到達度が同学年と比べると低く学習態度が十分とはいえないという点が共通点として上げられます。

- 分校職員は六人で指導にあたっていますが、学校運営面での工夫について少し述べますと、
- 少人数の良さを生かした授業を心がけ、先生の特技・専門性を生かすこと
- 授業力の向上のための校内研究体制及び授業の協力・支援体制を推進すること
- 教員以外の県職員との情報交換や話し合いの場を状況に応じて設定し、密接な連携を図ること
- 様々な行事や体験を通し、達成感・成就感・有用感を持たせながら、情操を豊かにすること
- 問題が起きた時には、原因・理由などを確認し、今後どのようにしたら良いのかを理解させること

○普段からあたり前のことを当たり前にすることができるよう職員の間共通理解・共通行動を図ること

○朝学習や放課後学習、漢字検定、長期休業中の補習を通した学力の保証をすること

このような取り組みを通して、投げやりだった児童生徒に、進路目標やその他の目標を明確に持って取り組む姿がみられるようになってきました。

これらの工夫は概ねどの学校でも行っている事だと思われれます。しかし、ここで成果が出てきているのはなぜかという点について私なりの見解を述べさせてもらおうと、次のことが考えられるかと思っています。

①寮生活で生活の基盤ができ、普段の生活が充実し、心身の調子が整ってくる。②体調が整ってくれば、集中心力・持続力が増す。③集中心力・持続力が高まれば、学習で必要な基礎知識や学習態度が身につく。④学習態度が良くなれば、ほめられることが多くなり、意欲が増す。⑤問題を察知すれば、分校職員とセンター職員が対応について相談し合い、両者から児童生徒へ問題解決に向けてアプローチし、相乗効果で問題が解決できる。という点です。

具体的な事例を一つあげます。英語の授業で学級三人の少人数の中でも他の生徒と進度や進み方が合わず、どうしようもないほど意欲をなくしていた生徒がいました。英語担当教員と学級担任が相談し、個別面談で、本人の思いを十分に聞き、他の生徒と別の内容で別の場所で別の指導者に習う形でやることを決定。さらには授業の不足分は寮で指導を受けながら補充していきましました。結果として、学習したことが概ね理解でき、学んだことが定着し、授業中の意欲・集中心力が向上し、やがて他の生徒と一緒に学習を進めると十分やっていけるようになりました。

このような成果が見られることもありましたが、反面、次のような大きな課題も見えてきました。

- ① 児童・生徒の転入状況に併せて職員配置ができるようにする。
- ② 施設・設備・教具等の整備をする。
- ③ 地域や地域の学校に戻った後でも環境に適応できるように地域や家庭の受け入れ体制を整える。

これらの点も、他の先進的な都道府県や施設に学び、改善していきたいと思っておりますので、関係各位のご指導ご鞭撻ご協力をお願いしたいと思います。

⑤ 前籍校担任から二豊学園職員へ

大分市立竹中中学校二豊学園分校

教諭

安藤 由貴

私は四年前に「大分県立二豊学園で働きたい」と希望して赴任しました。当時はまだ分校制が導入される前で、一度退職してからの赴任となり、かなりの覚悟が必要でした。その頃は県下でも進んで二豊学園に行きたい教員はおらず、希望した時は、管理職からも「二豊学園で本当に大丈夫か」と心配されました。そんな状況でしたが、それでも私は「二豊学園で、勉強させてもらいたい。どうしたら子どもたちがあんなに変わるのか」、確かめたくてしかたありませんでした。

なぜなら、私の教え子が三人も二豊学園でお世話になり、顔つき、目つき、態度などが激変して帰ってきたからです。三人とも欠席が多く、登校しても五十分間の授業に我慢できず、うつぶせて寝たり、授業に出なかつたりしていました。教員に対しても反抗的で、配布するプリントは紙飛行機になったり、くしゃくしゃにしたりしてしまいます。また、登校すれば喫煙をし、友人にも暴力をふるうなど問題行動を繰り返すのですが、当然指導も通らず、手のかかる生徒ばかりでした。もちろん学校生活以外でも、好き放題な生活をし、何度保護者召喚や家庭訪問を行ったかわかりません。そのうちの一人には、三学期毎朝起こしに行きました。しかし生活は変わることなく、このままではとうてい進路など保障できず、二豊学園の力をお借りするしかないと思えました。

彼らの入園後、前籍校の担任として、ふれあい参観や、ふれあいスポーツ大会に二度参加させてもらい、彼らの姿を見て本当に驚きました。前籍校の体育大会は参加できず、けだるい雰囲気醸し出していた生徒が、活き活きと競技に参加していました。授業でもきちんと机に座って、プリントに取り組んでいました。前籍校では決して見ることができなかった姿ばかりでした。二豊学園にお預けしてよかったと心から思いました。

二豊学園に赴任して最初に言われたのは、「withの精神で動いてください」でした。「子どもたちと共に」を常に意識して行動してほしい。体験不足の子どもたちのために、さまざまな活動が仕込まれていた。職員もとにかく行動して、喜びや大変さを分かち合うことを大切にしてほしいと説明されました。その日のうちに作業着と長靴を購入し、子どもたちと共に行動するなかで、机について学習しているときは違う姿や、彼らの本来持っている課題が少しずつ見えてきました。

分校制が導入されて三年目を迎えました。児童自立支援施設に併設している学校ということを意識し、学園の職員の方々との連携を大切にしながら、子どもたちと向き合っています。子どもたちにとって学園の寮の方々は保護者と同じ役割を果たしています。学校と保護者との繋がりが大切なように、学園と学校が連携し、スクラムを組まなければ、子どもは育ちません。

赴任して四年目、私の知りたかったことは徐々に明らかになりました。

子どもたちのもっている課題に真剣に向き合い、子どもたちのこれから先の幸せがどんなかたちなのかを真剣に考え、そのためにはどんな努力も厭わずに全力で対応している学園・学校職員の姿が、子どもたちの心を変え、行動も変化させるのだと思います。

学園と学校が一つになって、子どもたちを育てようとしている。そんな二豊学園で働くことに、やりがいと誇りを感じています。

入園してくる子どもたちが生きる希望を持ち、幸福を感じられる人生を歩むことができるようこれから

も学園と学校が一九二〇年となって取り組んでいきたいと思っています。
子どもたちの明るい未来のために。

⑥ 伝えたいこと

横浜市西部児童相談所 支援係長 開地 秀明

気がつけば秋もすっかり深まりましたが、周囲の人々がクールビズからウォームビズに変わっていくという、日常の風景からも季節の変化を感じながらこの原稿を書いています。

そんな私もつい二年前までは、自然の中で季節の変化を感じられる環境の中にいました。「春の桜に始まり、新緑は萌え、夏の日差しにさらに光輝き、紅葉の秋から一面落ち葉の絨毯を踏みしめ、やがて厳しい冬を迎える」という光景が、五年間目の前で繰り返される環境の中に職場がありました。横浜市向陽学園（以下、「学園」と略す）での五年間です。

学園には、処遇部門と管理部門の管理職として立場を変えながら、五年間勤務しました。私は福祉職ですが、最初は、都会でありながらこの自然環境の中に勤務先があること、また児童自立支援施設における支援やその特性に、カルチャースイックを感じざるを得ませんでした。しかし今思えば、学園の空気や雰囲気の中で日々営まれる子ども達との生活や、そこから発せられる子ども達の様々な声や表現などから、多くのことを学び、またその自然環境と同様に癒されることにより、その「文化」を受け入れることができたのだと思います。そして、この経験があったからこそ今児童相談所に勤務している私があるとも言えます。

今は立場が変わりましたので、支援の必要な子ども達について学園に相談しお願いするという形で関わっています。児童相談所で関わる子ども達も様々な環境におかれています。が、「もう少し関わってあげれば力を発揮できるのになあ」と思う子ども達も多くいます。実際に学園にお願いする子ども達はその一部ですが、学園に勤務していた時は、そういった子ども達も潜在的な力や可能性を持っていること、そして少しずつ変わっていく様子を感じることができました。その変化について特に印象的だったことを取り上げてみたいと思います。

学園では、年間を通してスポーツや文化的活動を行っています。例えば野球ですが、子ども達の身体能力は様々であり、ましてや野球をやったこともない子ども達も多くなりました。また子ども達は非常に仲間意識が薄く、また被害的であり、野球というチームスポーツが成り立つのか、いつも年度の初めには心配したことを覚えています。それが夏に向けて、チームとして野球ができるようになっていくのです。グラウンドから聞こえる声でも、その変化はわかりました。

また、文化祭行事に向けて和太鼓に取り組んでいます。これまで全体がそろった形で、なかなか取組めるものがなかった中で、この数年ですっかり定着しています。和太鼓の練習をしていると、学園全体に音が響き渡るので、毎日聞いていると本当に進化の程度がわかり、お披露日の演奏を直接聞いた時は、大きく感動しました。

結果としてスポーツができたり、演奏ができたりすることは素晴らしいことです。しかし、もっと大事なことは、そこに向けて子ども達とともに取り組んできた経過であり、学園にいてその経過を知っていたからこそ、子ども達の力や可能性を感じることができたのだと思います。決して順調ではなく一進一退と言えような日々の積み重ねの中で、子ども達の努力や葛藤があり、少しずつ変わっていく様子を見ることができました。

このように、学園の日々の中で、子ども達それぞれに変わることが出来る力や可能性を持っていることを実感することができました。これからも、子ども達の力を信じて支えてくれる人が周囲にいることを、自分の立場から子ども達に伝えていきたいと思っています。



全児協転退職者交友会の報告

第三十七回 全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会 会長

長 嶺 耕 次

はじめに

第三十七回全児協転退職者交友会総会は、北海道札幌市、札幌の奥座敷[〃]と言われる定山溪温泉[〃]で、平成二十六年十月九日、十日の二日間にわたり開催されました。東北・北海道支部長が不在でしたが、自立支援ホーム長（ふくろうの家）の高橋一正氏、全児協会長・向陽学院長梶原敦氏のお骨折りで開催に至り、無事ここに終えましたのでご報告させていただきます。

第一日目は、役員会に総会、懇親会が開かれ、平成二十五年度の事業報告や決算報告、平成二十六年度の事業計画案、予算案、諸案の検討を行い、夕刻より一年ぶりの再会を祝い交流を深めました。第二日目は、羊が丘展望台散策に行きました。

開催に当たりましては、高橋ホーム長、梶原会長をはじめ向陽学院職員の皆様、それぞれに忙しい中、大変お世話になり感謝申し上げます。

一 役員会

協議題

- (一) 平成二十五年度事業報告
- (二) 平成二十五年度決算報告
- (三) 監査報告
- (四) 平成二十六年事業計画(案)について
- (五) 平成二十六年予算(案)について
- (六) 平成二十七年開催地について
- (七) その他

叶原土筆先生の各種表彰の紹介

アンケート依頼(「社会的養護における『家庭的』支援の検討―児童自立支援施設からの考察」)

会長より、平成二十五年度事業報告、決算報告があり承認される。

平井光治監事より、監査報告が行われ承認される。

平成二十六年事業計画(案)、予算(案)の説明と提案がなされ、審議して承認される。

平成二十七年総会開催地は、中国支部・宮島(予定)にて開催する事を決定する。

叶原氏は、昨年叙勲、今年は、「石井十次賞」を受賞されました。さらに、中国地方における社会福祉事業に貢献されたという事で表彰されるそうです。

二 総会

役員会に引き続き総会が開催されました。

長嶺会長挨拶、東北・北海道を代表して梶原向陽学院長・全児協会長による歓迎の挨拶に続き、物故者の方々への黙祷を捧げました。

また、梶原全児協会会長には、全国の児童自立支援施設の現状―ホームページが今年度内に出来上がること、専門性ってなんだ―をまとめたこと、非行問題の定期購読者の拡大を図るべく二百七十か所の大学へダイレクトメールを送ったこと、学校教育の未実施は残り五か所となる等々―をお聞きしました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

その他で、叶原先生の表彰の紹介と法政大学 岩田教授からのアンケートについて趣旨説明がありました。

最後に、長沼友兄副会長より挨拶があり、無事閉会しました。

三 懇親会

梶原敦向陽学院長の開会の挨拶に始まり、叶原土筆中国支部長の乾杯の音頭で懇親会に入りました。懇親会には元佐賀県立虹ノ松原学園職員の武田昭彦氏や向陽学園OBの吉田明洋氏の参加もあり、賑やかに、楽しく歓談させていただきました。

最後、平井光治監事の閉会の挨拶で幕を閉じました。

四 第二日目 羊が丘展望台散策

少年よ大志を抱け

北海道農業試験場の一角に羊が丘展望台があり、札幌農学校に招かれたクラーク博士の銅像が建てられています。彫刻家 坂坦道氏の作品です。パンフレットによると右手を上げる独特のポーズは「遙かかなたにある永遠の真理」を指している。そこに大志を抱けとの思いが込められているとの事。確かに、展望台から見降ろす札幌市内と石狩平野、はるか遠くに日本海が広がり、美しく壮大で、もっと広く、世界に目を向けよ」と、言っているようでした。少年よ大志を抱け、学生時代、よく聞かされた言葉で、懐かしくもあり、博士の招かれた時代背景なども少し考えさせられるひと時でした。また、何とも言えない解放感を心ゆくまで味わいました。同じ日に、何人かの観光客？が銅像と同じポーズをとって写真をとっていました。聞くところによると、クラーク博士と同じポーズをとって写真をとる人が多いとか。皆さん、大志を、夢を抱いているのかもしれませんが。その後、札幌ドームを横に見ながら、駅へと向かいました。

五 やまびこ

総会を終え自宅へ帰った翌日、テレビのニュースで定山溪の紅葉について、今が一番の見ごろとの放映がありました。山間に立つホテルの窓から見る景色も、迫り来る山と言ひ、色合いと云ひ奈良の山とは一味違う感がありました。温泉もなかなかいいお湯でした。ここにも温泉を拓くことに生涯を捧げた美泉定山」という人がいたこと、また、かつば伝説などあり、ここにも深い歴史が引き継がれています。

総会を無事終えたこともあって、二日目は少しのんびりと観光させていただきました。北海道の広さがそうさせたのかもしれませんが。クラーク博士にも会ったし北海道の歴史にも、ほんの少しふれた気がしま

した。私は、羊が丘展望台で皆さんとお別れして函館へ。藤田先生のご自宅訪問とふくろうの家を見学させてもらいました。なかなか出かける機会がなくこれぞとばかりつい欲張ってしまいました。

この二日間、諸先輩たちのお話を伺っていますと、沢山の先輩、後輩がまだまだ福祉現場で働いている事を知りました。また、いろいろなご趣味の話も伺い元気をもらった気がします。児童自立支援施設も頑張っているようです。私達 全児協転退職者交友会も、もともとと施設やそこで働いている職員さんを応援できるよう会員を増やして頑張りたいと思います。現役の児童自立支援施設職員の皆様、是非、各施設の転退職者の皆様方にこの会の紹介をお願いします。

全児協企画推進委員会の活動報告

専門性の可視化にむけて

〈全児協企画推進委員会からの活動報告〉

四国ブロック企画推進委員会（愛媛県立えひめ学園）

佐藤俊一

平成二十五年九月国立きぬ川学院会議室に、全児協から梶原会長（道立向陽学院長）・豊岡副会長（都立誠明学園長）・相澤顧問（国立武蔵野学院長）・杉上顧問（国立きぬ川学院長）、そして全国から各ブロックを代表した委員七名、さらに国立武蔵野学院と国立きぬ川学院からの代表各一名が顔を揃えた。はじめから大きくなりがちな声に、ほとぼしるやる気と少々の緊張感が伝わって来た。（二回から阿武山学園長の田宮副会長も参加）

児童を取り巻く状況の変化に呼応して、社会的養護の役割が重要になり、児童自立支援施設は、その役割を期待されている。その半面、多くの課題を抱えて、それらの改善に向けた取り組みを進めてきた。しかしながら、設置主体が地方自治体ということもあり、必ずしも横の連携が十分とは言えず、五十八通りの方法があると揶揄されることもしばしば見られた。また自治体立の宿命として、人事異動がありそれに伴い施設長の在任期間が短期化し、毎年多くの施設長の交代により、自立支援活動の政策協議の継続性が困難な状況になっている。このような状況を踏まえて、児童自立支援施設が直面する多くの課題等に対して、共通理解を図るとともに、それらの解決・改善を図るための情報交換やツールの開発・研究、さらに

は児童自立支援活動や協議会の発展に向けた提言などにじっくり取り組むためには、計画的に対応できる組織が必要である。ついては、新たに全国児童自立支援施設協議会内に企画推進委員会の設置を進めたいという、危機感やそれに勝る熱い思いが小さな形として、結実したものであった。

すでに会合も三回を数えた。第一回委員会は児童自立支援施設の現状と課題の洗い出しということで、各ブロックから報告があった。各ブロックから出された課題を集約し、当委員会としての取り組み課題をまず決定した。それをブロックに持ち帰り、優先順位をつけて来ることを宿題として一回目は解散した。第二回委員会では、ブロックとしての優先順位を付けて持ち寄った課題について、順位に応じてポイント化して、ポイントの高い順に委員会としての取り組み順位を決めていった。その結果、①求められる専門性 ②発達障害や被虐待児への対応 ③アフターケア及びフォローアップ ④年少児・年長児の支援 ⑤学校・教育との連携と決まった。会議が進んでいくうちに、順位はあまり意味がないのではないかと、直ぐに取り組めることは何なのか、テーマに上がるのは上手くいっていないことなのだろう、実態調査によってあぶり出て来るものがあるのではないかと、等々意見が飛び交い、たった二年の任期中にできることはそんなにないのではないかと、喫緊の問題一つに絞ろうということになった。そして専門性について、文章になりにくいマインドの部分などを何とか可視化してみたいということで委員会は一致した。求められる専門性を新人・中堅・ベテランとして、また知識・技術・倫理という面から浮き彫りにしていき、最終的にはシラバスを作成し、研修と有機的に結合させて、後継者育成のガイドラインとなるものを作ろうという方向になった。第三回委員会で求められる専門性のマトリックス素案を作成した。

現在各ブロックでそのマトリックスを、練り上げて完成させる作業が続いているところである。日々の指導に追われ忙しいのは承知しているが、委員任せであったり、人任せにするのではなく、一人一人の職員がこの作業に参加し、社会的養護の基礎的な知識・技術はもちろん、児童自立支援施設に脈々と受け継がれているマインドを確実に次世代へつないでいくことができるような、そんな指標となるべきものに仕

上げられるよう、ご協力いただければと願っています。

「企画推進委員会」の委員として思うこと

（各ブロック企画推進委員より）

「比較して見えてくること」がある。例えば、社会的養護と健全育成、いじめと引きこもり、施設と里親。同じ福祉でも児童、高齢者、障害者。同じ障害でも大人と子どもや、身体、知的、精神。同じ身体障害でも視覚、聴覚、肢体不自由。同じ施設でも公立と民間。同じ子どもの支援でも福祉と教育、専門職とボランティアなど、どれも単純に比較できるものではないが、「同じ・違う・似ている」を比較することで発見や学びがある。

本委員会も各ブロックの報告から、夫婦制と交代制、国立と都道府県市立、公立と民間、施設と学校、そして、今と昔など、「同じ・違う・似ている」に興味関心、可能性を感じる。私たちの仕事の成果は遅く、チームによる支援は効果が見えにくく、マニュアルになりにくい。その上、評価は常にシビアである。私たちは「虫の日・鳥の目・魚の目」で子どもや子どもを取り巻く環境を見直し、児童自立支援施設として改めること、反対に変えてはいけないことなどを考え、実践しなければならぬ。そのきっかけ



が本委員会だと思ふ。

国立武蔵野学院 青木 建

昨年度より、企画推進委員会が国立きぬ川学院を会場にして開催されてきた。田んぼの中の不便な（委員のみなさん申し訳ありません・）当院に全国の委員が集まって、熱い議論が交わされている。

企画推進委員のメンバーは、何より個人的で、魅力的である。各施設で職員からも児童からも一目置かれている面々なのだろうと思いつつ、やや圧倒されながら唯一の女性職員として参加させていただいている。

児童自立支援施設が改めて問われている。社会的養護全体における児童自立支援施設の果たす役割はこれまで以上に大きいと痛感している。後ろばかりを見てはいけな。まわりを見てばかりでも本質的な議論にはならない。

血の通った議論が更に進むよう、社会的養護全体に発信できる成果を出せるよう、微力ながら取り組んでいきたい。

何よりも、子どもの求めに柔軟かく応じることのできる施設を目指したいと切に思う。

国立きぬ川学院 相澤 孝子

今年度、千秋学園は百十周年を迎える。

現在まで三度の移転をする中で、夫婦制から交替制へと勤務形態も変わりながら現在に至っている。私は平成元年から勤務しているが、これまでの二十数年間を支えているものは、作業、スポーツに率先して取り組み、交替制でありながらも夫婦制の精神を持ち、常に子どもに寄り添うことを優先させる諸先輩方の姿勢である。子ども達との何気ない会話、行事の企画や実践、問題行動への対処等、様々な場面で自分

のベースとなつているのが、諸先輩方が作り上げた伝統によるものだ実感している。これはどの施設でもそうであろうと思う。そしてこのような縦のつながりを次の世代に引き継いでいくことが私の役割と考えていた。

しかし、近年の子どもの変化を含めた施設の状況を考えると、それぞれの施設単独では長期的な展望が開けず、伝統的に受け継いだものにプラスして、施設同士が互いにアイデアを出し合い、検証しながら進めていく必要に迫られているように感じられる。

このたび縁あって企画推進委員会に加わることになったが、他の委員の皆さんは各施設の現役第一線で活躍されていたり、SV的立場としてリードされていたりと、その知識と熱意に触れることで、求めていたことを得られたような気がした。

私自身、委員としては何の実績も上げていない状態であるが、ここで得られた横のつながりを糧として今後の自立支援に寄与できるように取り組んでいきたい。

北海道・東北地区企画推進委員 秋田県千秋学園 大石 周

「なあなあ先生、あそこはすごい」と近畿ブロックの委員から、阿武山学園の自立支援計画を紹介していただき、それを神奈川県児童自立支援連絡会で報告させて頂きました。中部ブロックでは、若手の専門員がベテラン専門員の話を書く情報交換会があり、若手の意欲がすごいとお話を伺いました。中国ブロックでは、職業訓練などを積極的に行っているよとのこと。全国状況を聞きしている中で、自分もがんばらなくてはと感じる二年間でした。また、こういう問題に困っていますと相談すると、九州では、東北ではと答えが返ってくる、そのような雰囲気な委員会でした。

テーマである企画推進では、専門性の可視化という難しいテーマでしたが、改めて自らの専門性を振り返る良い機会を頂きました。全国・関東の意見集約を通して、「今の児童自立支援施設」が見えてくるの

もこの委員会ならではないでしょうか。

児童福祉施設の統合が進んでいます。百年以上続く自立支援事業の存在意義を、各自治体バラバラではなく、私たち児童自立支援専門員一人一人が専門性を自覚し、社会に必要な施設である事を伝える時期だと考えます。

「私たちは児童を非行少年としてではなく人間として接するのです。」

関東ブロック企画推進委員 幼年保護会 横浜家庭学園 宮川 哲弥

前指導課長の異動により、今年度から委員を引き継ぐことになってしまった。管理職でもない一現場職員が引き受けて良いものかどうか、他県に適任者がいるのではないかと今でも戸惑いがあるのは否めない。現場の忙しさにかまけて、ろくに勉強をしてこなかったため、いろいろな資料を引っ張り出してきては、何とか宿題の締め切りに間に合わせようと悪戦苦闘している日々である。担当したケアマネジメントについて、改めて資料を読み返してみると、なるほど勉強になることが多く、個人的には良い学習の機会になったと思われる。もう少し委員をやらせていただいた方が自分のためにはなるのかもしれないが、来年度は全日本少年野球大会の開催県にあたっているのです、できれば他施設の方をお願いしたいところである。何かとご無理をお願いした中部地区の皆様、有難うございました。

中部ブロック企画推進委員 岐阜県立わかあゆ学園 牧野 紀幸

企画推進委員会では専門性がテーマです。各委員と顔を会わすたびに、熱く議論を交わす姿を見るたびに、私はいつしか「この人たちは仕事はもちろん、他にもすごい専門性を持っているな」と感じるようになりまし。それが何なのかを考えるのも楽しみになっていました。

・人と繋がれることを喜びとする人

・人との繋がりを大切に
する人
そんなイメージが湧いて
います。

せっかく「縁」があつて出
会つた人たちとの繋がりを
大切に、児童自立支援施設
の横の繋がりと発
展のチャンスが本委員会だ
と思ひました。

きぬ川学院で、宇都宮駅で「
では、また・・・」と、別
れ際にいつも元気をもらつ
ています。

近畿ブロック企画推進委員
神戸市立若葉学園 永田 政之

企画推進委員会に参加す
ること得るものは大きく、
具体的な支援のあり方はも
ちろん、職員体制のあり方
、連携のあり方など様々な
ことを情報交換している中
でも、強く感じたこととし
て、世間一般的に我々の役
目として期待されるものは
、やはり「子どもの問題行
動をおさめてほしい」「非
行という反社会性行動を改
善」のようです。

確かに目立つた行動（問題
行動）ですから注目されや
すいのですが、実際、入所
してきた子ども達の支援を
しているると「問題行動を
おさめる」とは期待される
ほど簡単なことではなく、
それには問題行動をしてい
る子ども、加害行為をして
きて入所してきた子どもこ
そが、実は「被害者である
」「被害者であつた」とし
て「子どもを子どもとして
扱っていく」ことが「問題
行動を沈静化させる第一歩
である」という視点が必要
なのだということに至るの
です。この着眼点は世間一
般には理解していただくこ
とがなかなか得られにく
く、そのため歯がゆさ感ず
るといふのは全国の児童自
立支援施設で尽力されてい
る方々の共通の思いである
と強く感じました。

企画推進委員会はその共
通感覚を統一させ、施設職
員の専門性を明示し、これ
まで培つたものを埋もらせ
ることなく、専門性が発揮
されることで、子ども達の
自立支援をし、「子どもらし
さ」を取り戻していくこと
に大義があることを広く知
つてもらふことだと、「子ども
らしさ」と取り戻した結果
に子ども

の抱える問題性を改善の方向に導くことになるという、理論がためをしていく作業であり、その理論や技術が広くひろまるよう形作っていくスタートをきるのだという大きなテーマと壮大な目的があるなど自分勝手に妄想を膨らませています。

各県がバラバラのことをしているようで実は根本的に目指すものは、どの県も一緒のように感じています。さすれば、児童自立支援施設が目指す「子育てのあり方」という方向性は全国统一したものにまとめられるのでは？ という希望を抱きつつ、力及ばずながらですが、皆様の邪魔をせぬよう、協力できたらと考えています。

中国ブロック企画推進委員 鳥取県立喜多原学園 森脇 美行

長崎でまた悲惨な少年事件が起こった。佐世保市での高一女子同級生殺人事件である。報道によると、「加害女児の主治医が、名前を伏せた上で児童相談所に相談をしていた」「事件前日に、父親が児童相談所に相談をしたが非常勤職員が対応し相談を受け付けることができなかつた」という。同じ県の福祉職員として、どうにもやりきれないのが本当のところである。児童自立支援施設の職員として、極めて難しいケースを扱う専門的な職員としての自負はある。しかも、事件の前日にもわれわれは勤務していたのである。その力を発揮できるシステムが無いのである。子どもの最善の利益を守るために児童自立支援施設の社会的養護の中での役割はもっとあるはず。それを明らかにしていく必要がある。

九州・沖縄ブロック企画推進委員 長崎県立開成学園 末 功二

文 献 賞

平成二十六年 度 文 献 賞

最優秀賞

「交替制施設における現場の不安」

福岡県立福岡学園 主任主事 酒 井 龍 児

優秀賞

① 「現場の不安」

和歌山県立仙溪学園 上 村 恭 子

② 「児童自立支援施設の現状と課題」

↳ 分校現場の実際 ↳

那須学園矢板中学校沢分校教諭 井 上 謙 一

文献賞選考経緯

平成二十六年年度文献賞は、『非行問題』第二二〇号に掲載されている論文を対象としました。その中から上記の三つの論文が、選考会議において、次のような評価を得て最優秀賞、優秀賞を受賞しました。

○最優秀賞

経験の浅い筆者が、陥りやすい精神状態や組織上の課題について表すとともに、自らの振り返りの中で気づきについてコンパクトにまとめられていた点、多くの新任職員が感じるであろう不安とその解決策について冷静に職員の「内側」の問題（心）と「外側」の問題（環境等）に分け、分かりやすく分析しており新任職員にとっても施設にとっても参考になる点、また、交替制勤務で当初に感じた体験をもとに具体的に考察し、それに対応する対処方法を経験知だけでなく組織としての役割や活用も意見として述べられ、単に不安に喘いでいるだけでなく方向性を示している点などが評価されました。

○優秀賞

①の論文…初めての勤務での不安要素を外部から客観的視点で捉えることにより、再度の勤務でのストレスの獲得に結びつけた点や、自分の不安な気持ちを越えて、児童自立支援施設職員としての責任と子どもと一緒に成長する喜びが表現されていた点が評価されました。

②の論文…全国の施設に分校等が設置され、学校教育が実施されることとなったが、赴任するベテラン教諭でも戸惑う状況を例にして、子どもたちの支援の方法と施設との連携の重要性について簡潔にまとめられており、比較的新鮮な感じが評価されました。

選考委員

- 梶原 敦 (全児協会会長 北海道立向陽学院長)
田仲 輝男 (全児協副会長 栃木県那須学園長)
田宮 雄介 (全児協副会長 大阪市立阿武山学園長)
杉上 春彦 (全児協顧問 国立きぬ川学院長)
相澤 仁 (全児協顧問 国立武威野学院長)

ぷりずむ

自閉症スペクトラムなど発達障害がある人との
コミュニケーションのための10のコツ

著者 坂 井 聡 (香川大学教育学部教授)

発行 エンパワメント研究所 平成二十五年七月一日発行

今回紹介させていただくのは、職場の同僚から勧められた『自閉症スペクトラムなど発達障害がある人とのコミュニケーションのための10のコツ』（以下、本書という）です。

この春、縁あって現職に配属されましたが、不惑間近にもかかわらず、入門書から読み始めなければならぬことには理由があります。

私は、異動前の十年余、生活保護行政に従事していました。私が担当する対象者（被保護者）の中には発達障害がある方やその疑いが強い方で、集団に馴染めず就労が続かない、または地域から孤立してしまっ

ている方なども複数おりました。

生活保護法に基づく指導援助の過程において、発達障害とはどのようなものなのか、といった事を理解しておく必要もあって、意識的に研修に参加しては色々な方の講義を聞いたり、参考資料の抜粋をファイリングしたりということはしていました。しかしながら、私がこれまで関わってきた方々は、①成人であり、②生活保護法の枠の中のやり取りが主という状況だったため、どのように伝えれば法の趣旨（限界）を納得してもらえるか、という観点での狭い理解にしか至っていなかったことを現職では日々思い知らされています。

さらに、対象者本人の生きづらさの部分については、関係機関との連携という名のもとに他機関につなげることで安心していた自分がいました。

今回の異動により、つなげられる側の施設職員となりましたが、ここでは、対象者は未来のある児童でありながら、彼らにとってはここが最後の砦だという待ったなしの状況におかれていること、しかも、近年は本書の表題となっている、自閉症スペクトラム系の障害の疑いが強い児童の入所が大変多くなってきていることなどから、改めてコミュニケーションの取り方について考える必要を感じていました。

とは言え、生来の活字アレルギーに苦しんでいたところ、同僚から読みやすいと言われて借りたのが本書です。

筆者の坂井聡先生は香川大学教育学部附属養護学校教諭での現場経験を経て同大教育学部教授になられたということもあり、全体を通してコミュニケーションを成立させるために必要な要素とその解説、および各要素の重要性について、実際に起こったエピソードを交えた構成となっています。

また、所々に香川県立の養護学校教諭でいらっしやる谷口公彦先生が描くほのぼのとしたタッチのイラストやマンガが坂井先生の挙げた事例をよりイメージさせやすくしてくれている部分も特徴的です。

目次も項目ごとに整理されているので、必要なところを繰り返し確認できる参考書になっています。

さて、本書において書かれている内容ですが、章立てとしては四章構成になっており、第一章では、「コミュニケーションとは」として、コミュニケーションを①相互作用する過程、②意味を伝達する過程、③影響を与える過程という視点でとらえています。また、コミュニケーションに認められている六つの基本原理として、①送り手と受け手の存在、交わすメッセージ、使うチャンネル（手段）といった構成要素に分解されるということ、②無意識に発信している非言語的な行動が与える影響もある、③一度相手に発信したメッセージは消えない、④話題はやり取りの中で常に動いている、⑤構成要素に加え、TPOなどの条件によっても影響を受ける、⑥やり取りする相手によって内容や手法を変える、としています。

これらの基本原理が機能しないとコミュニケーションが上手く成立しない状況になると言っています。次に第二章では、「コミュニケーションを成立させるために」として、①メッセージの送り手と受け手は順次入れ替わること、②送り手の放つ符号を受け手が符号解読できること、③必ずメッセージがあるということ、④五感やメディア（チャンネル）を合わせること、⑤言語的なルールと応用するためのスキルを身に付けること、⑥メッセージの送受信を妨げるノイズ（騒音などの物理的ノイズ、先入観や偏見などの心理的ノイズ、共通理解ができていない意味的ノイズ）を理解すること、⑦受け手側の反応を読み取り、次の対応を考えること、⑧場所や時間、文化的習慣による制約を受けること、⑨共有経験の数や疑似体験による共通認識、この九点について、発達障害がある人が苦手な部分と、どのようにして苦手を補うことができるかといったポイントを解説してくれています。

コミュニケーションが成立しづらくなる理由を解説してくれているので、発達障害の有無にかかわらず、支援者が対象者とのやりとりの中で気をつけなければいけない視点が具体的になっていきます。

また、第三章では、一、二章をもとにした筆者の体験事例とその対応方法を十例挙げてくれています。自閉症スペクトラム系の障害がある児・者に起こりがちな事例ということで、コミュニケーションを図る際、どの部分に着目して支援すればよいのかをここではさらに具体的に示してくれています。

最後に第四章では、おおよそ、指導的立場にある大人であろう読み手に向けた筆者のメッセージが書かれており、これには励まされると同時に、コミュニケーションにおいて、特に言語を主なツールとして子ども達と関わっている私には改めて、言葉や表情、態度の一つ一つがもつ重要性を考えさせられることになりました。

現在、私の勤める施設においてもこちらの意図している部分が多かくなか伝わりづらい児童がおりますが、それは相手の問題ではなく、私自身のスキル不足であると認識し、本書に挙げられているポイントをそれぞれ意識しながら、日々子どもたちと向き合っていきたいと感じました。

貴重な誌面を頂き、ありがとうございます。

(横浜市向陽学園 井上 万作)

好きなものにはワケがある―宮崎アニメと思春期のこころ―

岩宮恵子 著 筑摩書房

昨年アニメ監督を引退した宮崎駿氏が手掛けたスタジオジブリの作品には、さまざまな都市伝説があるのを耳にしたことはありませんか。信じるか信じないかはあなた次第ですが、たとえば一九八八年公開の「となりのトトロ」。トトロは実は死神で最後のシーンでは主人公の姉妹さつきとメイは死んでいる、というような話があります。

岩宮恵子著の「好きなものにはワケがある―宮崎アニメと思春期のこころ―」も宮崎駿作のジブリ作品のひとつの見方を紹介しています。岩宮氏は島根大学で鞭をとる傍ら、教育学部附属の思春期相談室の室長、またスクールカウンセラーをしています。その経験から臨床心理学的にジブリ作品を分析し、「思春期」に焦点を当てて書いたのが、本著です。

わたし自身、自分の思春期がいつだったのか、どのように思春期を過ごしたのか、どんな気持ちだったのか、思い出そうとしてもなかなか思い出せません。岩宮氏も書いていますが、思春期のときの気持ちは言葉では説明しにくく、また大人になってから思春期のときの自分の気持ちを思い起こすことは難しいようです。しかし、児童自立支援施設に入所する子どものほとんどが思春期真っ只中です。子どもの理解の前提として思春期を理解しようと、わたしは本著を手に取りました。

「千と千尋の神隠し」（二〇〇一年公開）というジブリ映画をご存知でしょうか。本著で分析されているジブリ作品のひとつですが、この作品の冒頭に主人公の千尋の両親が店主のいない居酒屋で勝手に料理を食べ始めるというシーンがあります。千尋は無礼な行動をとる両親を必死に止めますが、両親は聞く耳を

持たず、そのまま食べ物を読み散らかす卑しいブタに変わってしまいました。初めてこのシーンを観たときには、言葉にできない、悲しくて、つらい気持ちになりました。今でも、このシーンを観ると、初めて観たときの言葉にできない気持ちがいよいよと蘇ります。わたしがこの映画を最初に観たのは両親とともに行った映画館で、中学一年生のときでした。岩宮氏は、千尋がブタになった親を目の当たりにしたときの衝撃は、思春期の子どもが親に対して急に感じるようになる嫌悪感に通じると分析します。子どもは、これまで自分を守ってくれる完全無欠だと思っていた親が、人間としての弱さや汚い部分を持っていると知ったとき、大きな衝撃を受け、親に対して嫌悪感を抱くようになります。そして、初めて親に対して抱いた嫌悪感をどうしたらいいのかわからなくなり、拒否的な態度を取ってしまうのです。わたしが千尋の気持ちに痛いほど共感するのは、きつと、この映画を初めて観たのが中学一年生という思春期の頃で、しかも両親と一緒にやったことが大きかったのだと思います。両親と出かけることの恥ずかしさ、時々感じていた両親との考え方のずれに対する違和感が、冒頭のシーンの千尋の気持ちと重なって言葉にできない気持ちに押し寄せてきたのではないかと思うのです。

今、目の前にいる子どもも、心の中には言葉にならないさまざまな思いを抱えて児童自立支援施設で生活しているでしょう。以前、尊敬する先生に「昨日の子どもと今日の子どもは、同じように見えてまったく違うと思ったほうがいい」と言われたことがあります。それは、日々変化する思春期の複雑な思いや葛藤が心の中を占めているからなのではないでしょうか。そんな複雑な思いにそっと寄り添って支援していく姿勢が大切なのだと思いました。

今回紹介したのはこの本に書かれている一部であり、他にも「もののけ姫」（一九九七年公開）や「ハウルの動く城」（二〇〇四年公開）など多数のジブリ作品を取り上げられています。思春期を知る上できつと新しい視点を提供してくれる一冊だと思えます。

（島根県立わかたけ学園 白井 文子）

教師という恐ろしい仕事

船越準蔵 著 公人の友社

この本は、もと中学校の校長であった船越準蔵氏がまとめたもので、十四の事例を通して教師のあり方や姿勢などについて紹介しています。私がこの本を読んだのは三年ほど前ですが、読んでみてもっと早く出会うことができたら・・・と、思ったことでした。

筆者は事例を通して、教師という仕事の恐ろしさ、授業に対する教師の姿勢、生徒指導などにおいて大切なことを紹介しています。そして、どの事例においても、生徒や教育に携わる者としてのあり方や姿勢が示されているので、その中からいくつか抜粋して紹介させていただきます。

まず筆者は、教師という仕事の恐ろしさを紹介しています。生徒が助けを求めている時、生徒の心の揺れに気づき適切に関わることができないと、時に生徒に「裏切られた」「ぞんざいに扱われた」と感じさせると述べています。また、「何も言わず、何もしなかった」ことで「子どもを深く傷つけた」事例を紹介しています。教師が適切な関わりを持つことができれば、生徒に挫折を味わわせるだけでなく、道を大きく逸らせかねないことを警告しています。

次に筆者は、教師は授業の持つ意味を理解して授業をしなければならぬこと、授業を成立させるために留意しなければならぬことについて読者に伝えていきます。義務教育における授業は、人間として生きる土台となる『助け合って生きる暖かい心と力』を育てるためのものであると筆者は述べるとともに、授業が成立しない時「子どもだけを変えようと、あの手この手を用いた」自分の失敗事例を紹介しています。そして、授業は「豊かな人間性」を育てるための時間であること、「育ち盛りの子」たちであるから

こそ「おいしい勉強」をたくさん与える必要があることを示唆するとともに、授業を成立させるためには、教師目線ではなく生徒目線で授業を創っていくなど、「自分を変えること」が不可欠であることを説明しています。

さらに、業務の多忙化が進む中、生徒の変容とともに生徒指導の重要性がこれまで以上に言われていますが、筆者は、生徒指導に関わる事例として三つ紹介しています。手のかかる（手をかけなければならぬ）生徒を排除しようと、あの手この手を駆使する学校の事例、転校してきた日にしか登校していない生徒も、自分の学校の生徒として教員が連携・協力してその生徒を救っていく事例、若い女性教師が荒れた生徒と向き合い、成長させていくという事例です。

最初の事例では、この生徒さえいなければ・・・と考えがちな教師の弱さを、次の事例では、小さな気付きであっても共有することの大切さが紹介されています。また、この二つからどんな生徒でも自分の学校の生徒として大切にすること、教師としてできることには限りがあることを知り、一人で解決しようとせず、専門的スキルを持つ関係機関と連携する勇氣をもつことの大切さが紹介されています。

最後の事例では、若い女性教師が教師不信の生徒と向き合い、手のかかる生徒を見事に成長させた事例が紹介されています。筆者はこの事例から自分の犬への恐怖心や、川に馬を連れて行って水を飲ませる話と関連させ、生徒に恐怖や嫌悪を感じていては生徒を成長させられないこと、愛情を感じられないと相手も信頼をしてこないことを紹介しています。

生徒と関わる仕事をしている大人であれば、似たような事例に出合っていることと思います。それだけにこの本は一読の価値があると、私は考えています。関心を持たれた方は、是非一読されてはいかがでしょうか。

（南国市立岡豊小学校 北陵中学校希望が丘分校 大西雅人）

編集後記

非行問題編集事務局 福井県和敬学園

今年度は『非行問題』誌の編集・発刊において大きな変革がなされました。まず、「特集」のテーマがあらかじめ全児協役員会にて決定され、従来開催されていた、一堂に会した全国編集会議を廃止し、メール、電話等で各ブロックの編集委員とやりとりを行う。全児協で福祉系大学等の定期購読者を取りまとめ、発行部数を絞り、さらに印刷業者の固定化によって経費削減を図る。春先に梶原会長と前年度担当のきぬ川学院から以上の経緯説明を受け、新方式で編集がスタートしました。面識がないまま各ブロックの編集委員の方々には、編集事務局から長文の数度の事務連絡依頼をさせていただきましたが、お忙しところ、迅速な編集の手配・作業をしていただき感謝しております。事務局としては原稿が集まるかどうかを一番懸念していたのですが、皆さんから自発的な投稿原稿を数多く寄せていただき、全児協会員の児童自立支援にかける士気の高さと情熱に本当に驚かされました。

本誌のテーマは、『児童自立支援施設職員に求められる専門性とその育成について』です。このテーマに基づき、巻頭論文を始めとする労作を寄せていただきました。どこから読んでいただいてもかまいませんが、まずは愛知学園朝倉園長の巻頭言、東日本大震災に見舞われた福島学園からの二つの特別寄稿をお読みいただけたらと思います。そこには「あたりまえの日常生活」をおくることのかげがえのなさと、そのための「専門性」に対する真摯な、地道な努力、知恵の要請が記されており、「専門性」とは何かを深く私たちに投げかけておられます。最後になりましたが、原稿をお寄せいただいた執筆者各位、ブロック編集委員を始め多くの皆様の御理解、御協力に深く感謝申し上げます。

会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会
会長 梶原 敦

全国児童自立支援施設協議会は、全国58か所の児童自立支援施設（国立2，公立54，社会福祉法人2）が行っている児童自立支援事業の振興を図ることを目的とした全国組織です。

この小誌「非行問題」は、児童自立支援施設及び関係機関の皆様から寄せられた実践記録、研修結果、研究成果をもとに、当協議会が編集・発行しているものです。

本年度の「非行問題」第221号では、「児童自立支援施設職員に求められる専門性とその育成について」を特集テーマに取り上げました。また、東日本大震災の被害の中で、子どもたちと力を合わせて乗り越えてきた「福島学園」からの寄稿も掲載することが出来ました。

児童自立支援施設を必要とする子どもたちの育ちの背景も多様化が進んでいます。その子ども一人一人に全力で関わってきた職員からの実践記録、研究成果、調査なども取り上げています。

また、小誌をご覧いただきました会員外の皆様からのご提言やご助言などの発表の場「きゆう」を用意しております。

今号より、ご希望の皆様には、事務局からの直接頒布とさせていただきますので、ご購入ご希望の方は、お近くの児童自立支援施設または下記までにお申し込みください。

全国児童自立支援施設協議会事務局
〒061-1102

北海道北広島市西の里1015番地
北海道立向陽学院内

Tel 011-375-3737

Fax 011-375-3770

編集委員

編集長 和敬学園
編集委員 和敬学園

千秋学園	向陽学園	阿武山学園	喜多原学園	希望が丘学園	二豊学園	天谷泰公	岸野徹	高原弘	吉田民代	川崎幸宏	松田健宏	矢村真紀	藤本達哉	長谷部康寛	石神光	浅川孝之	内藤和宏	間城康成	宇野敬三
------	------	-------	-------	--------	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	-------	-----	------	------	------	------

編集事務局

〒九一〇―三六四二

福井県福井市本折町四八―二

TEL 〇七七六―九八―三〇二七

FAX 〇七七六―九八―八二八二

非行問題 第二二一号

平成二十七年三月 発行

編集人 天谷 泰 公

発行人 梶 原 敦

印刷所 (有)ハイスタンダード

非行問題